物

飼

第一章　物価統制の再出発

第一節　戦前・戦時の物価統制

一　物価統制のタイプ

第二次大戦中に形成されたわが国の政治経済体制の多くは、終戦後、アメリカ軍の占領政策によって解体を余儀なくされた。しかし、戦前および戦時を通じて展開されてきた物価統制は戦後もそのまま維持され、戦後の経済運営の重要な一支柱となった。

一般に、市場経済における物価統制は異なった二つの目的のために用いられる。第一に、戦時におけるように、軍需生産を拡充するために物資動員計画が実施される場合、それを補完する目的をもって物価統制が行なわれる。第二に、平時において、実物面における資源配分の国家計画を前提とすることなしに、物価安定をもっぱら目的として物価統制が行なわれる。

第一の場合は、典型的には、経済全般を中央集権的に統制する計画経済体制を意味するが、戦争目的の遂行がすべてに優先するときには、市場経済体制も一時的にこの種のものに変貌をとげる。このような場合、軍需および民需のあいだに資源配分を行ない、しかも両種の需要に応ずるために生産の拡充を図らなければならない。これは市場機構の働きによって自動的に果たされるものではない。生産および需要の配分計画や、生産要素および資金の配分計画が用意され、強制的に実施されなければならない。統制による価格体系は理論的にはこのような実物体系を裏付けるものとしての意義をもつ。いいかえれば、このような場合、物価統制は全体としての経済統制の一環としての役割を担うのである。

現実には、戦争目的のための物資動員計画は、民需の抑制にもかかわらず、著しい超過需要を生み出しがちであって、物価統制は同時にインフレ対策としての機能をも負わされる。物価統制は、経済の実勢が落ち着くはずの価格よりも低い水準を維持しようとする。ところが戦争目的のための生産拡充政策と低物価政策とは、資源配分の上で矛盾をひき起こすのであって、その結果、統制価格体系の維持はしばしば困難となり、両目的の妥協策として、二重価格制（統制価格とそれよりも高い生産者価格との併存）と、それに伴う価格差補給金政策が不可避となる。

もし包括的な統制経済において、生産・流通・消費の全過程にわたって物資動員計画（以下、単に物動計画と略称することもある）が強力に貫徹されるならば、統制価格体系は資源配分上二義的なものにすぎなくなる。完全な物動計画のもとでは統制価格は資源配分の調整機能をもたず、形骸化されるために、かえって維持されるのである。しかし、市場機構を基本とする戦時経済においては、いかに物動計画の網の目を張りめぐらしたとしても、それによって、いっさいの資源配分を処理することはできず、その結果依然として価格が資源配分の機能を発揮し、闇市場がつくり出されるのである。公的ルートによる物動計画を実現するためには、統制価格は闇価格から著しく離れるわけにはいか

ない。そこで統制価格はたびたび引き上げられることになる。わが国の物価統制は、昭和一二年日華事変の勃発によって導入され、第二次大戦中次第に強化されたが、それは基本的に以上の第一のタイプの性質のものであった。

第二のタイプの物価統制は、第二次大戦後、コスト・インフレーションの抑制を主眼として取り入れられているものであり、多くの場合所得政策の一部をなしている。このタイプにおいては、第一のタイプを特徴づけたような経済全般にわたる物資動員計画はなく、資源配分は主として市場機構にゆだねられている。いいかえれば、市場における需給を調整するのは価格の変動である。こういう経済において、インフレ抑制のためとはいえ、価格を恣意的に統制すれば、資源配分の機能は歪められる。物価上昇を抑制するために価格統制を行なうことは、開放型インフレーションを抑圧型インフレーションに転化させることである。そこでは超過需要を残したまま、価格が統制によって低く抑えられる。しかし、全般的な統制経済におけるように実物的な資源配分に関する統制がなされていないならば、超過需要は闇市場に向かい、そこでの価格は統制価格よりも上昇する。生産・流通・消費に関する実物面の統制が行なわれていない限り、物価統制は形骸化し、事実上闇価格ないし自由価格が支配することになる。

インフレ抑制のために物価統制だけでは効果がないとすれば、まず総需要の抑制が必要と考えられよう。しかし総需要の抑制は必ずしも個別市場における超過需要の除去を意味しない。そこで結局、物価統制が個別商品についての厳格な物動計画を伴わなければ、統制された価格は均衡価格にはなりえないのである。

第二次大戦後の占領下のわが国において維持された物価統制は、平時のものではあるけれども、第二のタイプのものとはいえない。それは依然として全体としての物動計画と結びついた第一のタイプのものである。ただその物動計画はもはや戦争目的のためではなく、極度の物資不足のなかで経済構造を戦時経済から平和経済に転換し、崩壊した生産を再び拡大し、国民生活の安定を図るという目的のために向けられることになった。戦後の物価統制は、目的を

異にするものの、全体としての経済統制の一部として機能したのであって、その意味で戦時中の機構や方式を継承したのである。

二　戦前・戦時の物価統制の推移

そこでこのような連続性を考慮して、戦前および戦時の物価統制の推移をその機構および措置について簡単に要約しておこう。(1)

昭和一二・五　臨時物価対策委員会が設けられ、これを内閣総理大臣の監督のもとにおき、会長は総理、副会長は大蔵、農林、商工の三大臣とする。物価に関する事務を一元的に所管する官庁はなく、上記三省がこれを扱う。

一二・八・三　「暴利取締令」（昭和一二年八月三日商工省令第一〇号）施行。

一二・一一・一　自主的最高価格制度が綿花と綿糸について導入される。

右の二つの措置は価格を監視するという制度にほかならない。

一三・四・二二　新たに中央物価委員会を商工大臣の監督下におき、地方物価委員会を地方長官の監督下におき、物価に関する重要事項を調査審議させる。臨時物価対策委員会は廃止された。

商工省は臨時物資調整局を設置し、物資の需給調整計画の企画立案に当らせ、物価問題も取り上げられる。

一三・五・二〇　「綿糸販売価格取締規則」（昭和一三年五月二〇日商工省令第二四号）施行。

一三・七・九　「物品販売価格取締規則」（昭和一三年七月九日商工省令第五六号）施行。

右の二つの措置は政府が価格の最高限度を決定するという制度であり、これにより公定価格制度が開始された。

一四・四・二七　中央物価委員会が「物価統制ノ大綱」を答申する。

一四・六・一六　商工省に外局として物価局を設置し、物価統制に関する事務を扱う（二部二課）。

一四・八・三〇　中央物価委員会が「物価統制実施要綱」を答申。

右の二つの文書はその後長く政府の物価政策の指針となる。

一四・一〇・二〇　「国家総動員法」（昭和一三年四月一日法律第五五号）に基づき、「価格等統制令」（昭和一四年一〇月一八日勅令第七〇三号）が施行される。これはその後の物価統制の根幹をなし、全商品の物価は昭和一四年九月一八日の水準に凍結された。同時に「賃金臨時措置令」（勅令第七〇五号）、「会社職員給与臨時措置令」（勅令第七〇六号）、「地代家賃統制令」（勅令第七〇四号）も施行。

一四・一一・二八　中央物価統制協力会議が設置され、全国的経済団体および営業者団体が加盟した。

一四・一二・二六　「暴利行為等取締規則」（昭和一四年一二月二六日商工農林省令第一号）施行。

一五・四・一　新たに物価対策審議会を設け、内閣総理大臣の監督下におき、その諮問に応じて、物価に関する重要対策につき調査審議を行なう。会長は総理とし、事務は企画院が扱う。物価問題の総合的、一元的取扱いを意図したものである。中央および地方物価委員会を廃止する。

価格形成委員会を設け、その中央委員会は商工大臣の監督下、地方委員会は地方長官の監督下におかれ、諮問に応じて価格形成に関する事項を調査審議する。

一五・七・七　「奢侈品等製造販売制限規則」（昭和一五年七月六日商工農林省令第二号）施行。

一五・一一・二一　「宅地建物等価格統制令」（昭和一五年一一月二一日勅令第七八一号）施行。

一六・一・二一　物価局の一部権限を農林省に移管する。商工省と農林省の所管調整のためである。個別物価の統

制は各所管大臣のもとで行なわれる傾向が強くなる。

一六・二・一　「臨時農地価格統制令」（昭和一六年一月三〇日勅令第一〇九号）施行。

一六・四・一　「生活必需物資統制令」（昭和一六年四月一日勅令第三六二号）施行。

米麦の配給制実施。

一六・五・一　企画院の改組が行なわれ、第一部第二課において総合物価政策を取り上げる傾向が現われる。

一六・一二・一六　「物資統制令」（昭和一六年一二月一六日勅令第一一三〇号）施行。これにより物資の生産、配給、消費を統制する根拠が与えられた。

一七・一・二〇　衣料切符制実施。

一八・四・一六　「緊急物価対策要綱」を閣議決定。

一八・一一・一　商工省の大部分と企画院を軍需省に移し、商工省の一部を農林省と統合して農商省とする。農商省に物価局設置（四課）。

物価対策審議会廃止。

一九・一・二七　物価に関する関係各庁事務の連絡のため、農商省に物価協議会を設置。

二〇・一・一九　「物価政策の強化に関する件」を閣議決定、総合物価政策を内閣において取り扱うこととする。

二〇・二・一七　戦時物価審議会を設置し、内閣総理大臣の監督下におく。

二〇・三・一〇　臨時に綜合計画局が物価一般に関する事務を取り扱うことになり、その中に戦時物価部が設置された（三課）。

価格形成委員会廃止。重要な物資の価格などは閣議において処理されることになる。

以上のような経過のなかで画期的な措置は、「国家総動員法」第一九条に基づく「価格等統制令」など一連の法令の施行である。他の法令によっても事業統制などの目的から価格を統制することがあるが、当事者がこれを遵守すべきことは「価格等統制令」によってはじめて義務づけられたのである。なお暴利行為などの取締は暴利をもたらす価格を取り締まることによって、結果的に価格統制の役割を果たすことができるが、価格それ自体の統制を目的とするものではない。

「価格等統制令」は昭和一四年以降の物価統制の基本をなしたが、そこでの価格統制方式は、停止価格、協定価格、認可価格、公定価格および他法令価格という概念を用いていた。[2]

停止価格は昭和一四年九月一八日の価格に釘付けにする方式である。

協定価格は、停止価格による統制が受領者別の指定期日における価格に基づき、不統一に陥るおそれがあるため、民間の組合などが共通の価格を定め、行政官庁の認可をえて、これを停止価格に代えようとするものである。いわば代行停止価格である。この価格はアウトサイダーに対しても拘束力をもつ。

認可価格は昭和一四年九月一八日の値とは関係なく、民間の組合などが適当な値を定め、行政官庁の認可を得た場合、これを統制価格とするというものである。協定価格が停止価格の代わりであったのに対して、認可価格はそれとはまったく関係なく決定される。

以上の三つが過渡的なものであるのに対して、公定価格は本格的、直接的な方式を示す。その決定は、関係当局および学識経験者によって構成される価格形成中央委員会および価格形成地方委員会の答申に基づいて、主として原価計算によって、主務大臣および地方長官が行なった。

他法令価格は、「価格等統制令」以外の法令によって遵守すべき価格が決められている場合、その値を「価格等統

制令」による統制価格とするというものである。

以上のような諸概念に関して、他法令価格、公定価格、認可価格、協定価格、停止価格という順序での優先関係が成立する。たとえば、他法令価格が決定されると、公定価格は排除され、公定価格が決定されると、認可価格は排除される。

三　終戦前夜

第二次大戦終結前夜においては、物価統制の基本政策を総合的立場から扱うのは綜合計画局戦時物価部であった。そして個別物価の決定は所管の各省において行なわれていた。

戦争末期にあって物価統制はほとんど無力化していたが、政策当局者が事態をどのようにとらえていたかをみておこう。綜合計画局戦時物価部は、終戦前夜において価格統制方式の刷新に関するいくつもの文書を残している。終戦直前のものとして、「価格統制方式ノ刷新ニ関スル件（未定稿）」[3]（昭和二〇年七月三〇日）を取り上げると、まず現行価格統制方式に対しては二つの非難が行なわれているという。第一は「価格ガ実体ト遊離シ単ナル名目ニ堕シ居ルコト」、第二は「価格形成事務ガ尨大且複雑化シ其ノ処理ニ迅速ヲ欠クコト」である。これらの非難は正当であるとされ、その検討を通じて望ましい価格統制の方向がまとめられている。

そこでは価格統制方式刷新の構想として、次の点が指摘されている。第一は、「価格統制方式ヲ簡素重点化スルコト」である。物価統制が形骸化し、闇市場が盛行しているのは、生産、配給の面における実物統制が価格統制に伴っていないためである。しかも実物統制を広範に行なう能力には限界があり、またその必要もない。そこで統制の目的

が戦力の集中発揮にあるとすれば、この目的のために必要かつ可能な範囲において統制を行なうことが効果的である。そのために、次のことが必要とされた。

(一) 現在公定価格等制定セラレアル物資ノ中戦争遂行ニ緊要ナルモノノ価格ハ従来通之ヲ法規ニ依リ統制シ、此等物資等ノ生産、配給等ノ面ニ於ケル統制ノ確保乃至強化ト表裏シテ其ノ実効ヲ期ス（中略――引用者）

(二) 其ノ他必要度比較的重要ナラザル物資等ニシテ其ノ生産、配給等ノ実情亦十全ナリト称シ得ザルモノニ付テハ其ノ価格ハ之ヲ法規ニ依リ統制スルコトナク又所謂従来ノ停止価格制度ハ之ヲ撤廃ス。但シ可及的ニ業者団体等ヲシテ其ノ販売価格等ヲ自治的ニ統制セシムル如ク指導シ、且不当ナル価格ハ之ヲ暴利行為トシテ取締ルノ外必要ニ応ジ此等物資等ノ生産、販売等ニ付制限ヲ加フルコトアルベキモノトス（中略――引用者）

(三) 現行価格統制法令ニ付所要ノ改正ヲ行フコト（中略――引用者）

第二に、「価格統制事務ヲ迅速ニ処理スルコト」が必要であり、そのために次のような方法をとる。

(一) 価格形成ニ際シ或程度ノ達観ヲ加ヘテ大摑ミニ処理スルモ差支ナキモノトス

(二) 統制団体等民間ノ協力ヲ極力活用シ官庁ニ於テハ必要ナル調整ヲ為スニ止ム

(三) 地方行政官庁及統制団体等ノ地方出先機関……（判読不能――引用者）

第三に、「価格改訂ヲ機動的ニ行フコト」。現実から乖離した統制価格を維持することは、生産を阻害し、闇取引を促進するにすぎない。そのために「情勢ニ即シタル必要ナル改訂ハ迅速ニ之ヲ行ヒ得ル如ク地方行政官庁等ニ権限ヲ与フ」。

第四に、「価格等ノ計算（算出）方式ヲ簡明ナラシムルコト」。そのために次のことが必要とされている。

(一) 価格等ノ中特ニ料金等ノ算出方式ハ其ノ算定条件等ヲ簡素化ス

(二) 価格等ヲ一応大枠ニテ定メ置キ其ノ細目ハ価格査定団体、業者等ヲシテ適正ナル基準ニ依リ定メシム

要するに、以上のような構想は物価統制の実効性を高めるために、公定価格の適用範囲を縮小し、公定価格は軍需生産および国民生活にとって重要な基礎物資のうち、厳格な配給統制の実施しうるものに限定すること、物価統制の権限を中央政府から地方政府に委譲し、公定価格以外のものについては民間団体の自治的価格協定に依拠すること、などを主な問題点とするものであって、この方向に基づいて昭和一四年の「価格等統制令」の改正案も用意されていた。(4)

しかしこれらはいずれも机上のプランに終わり、実行には移されないまま終戦を迎えた。

(1) 大蔵省物価部「物価行政機構ニ関スル沿革概略」昭和二一年四月二〇日（大蔵省資料Z五〇五―二）。大蔵省昭和財政史編集室『昭和財政史』第九巻「通貨・物価」、東洋経済新報社、昭和三一年、二二三ページ以下。

(2) 物価庁第一部総務課「物価統制令解説（未定稿）」昭和二六年四月、二―四ページ（大蔵省資料Z五〇五―七）。

(3) 大蔵省資料Z五〇五―七。

(4) 「価格等統制令改正勅令案(1)」綜合計画局戦時物価部、昭和二〇年七月二〇日（同前）。

第二節　終戦直後の模索

一　戦時物価統制の変更方針

終戦により戦時の統制組織が事実上崩壊し、物価統制方式も当然のことながら再検討されなければならなかった。昭和二〇年八月二一日、津島蔵相は大蔵省に戦後緊急対策企画室を設置し、重要七項目の検討を指示したが、その一つが戦時経済統制の改変の問題であった。「戦時経済統制ノ改廃ニ関スル方針」(1)（昭和二〇年九月三日）と題する「企画室第三号」の文書は、戦後の最も早い時期におけるこの問題に関する包括的な見解を示している。これは同日の経済関係閣僚懇談会に提出されたものである。次に全文を掲げる。

戦時経済諸統制ノ改廃ニ関スル方針（昭二〇、九、三）

一　経済諸統制続行ノ必要

戦時経済諸統制ノ中軍需生産等直接戦争遂行ノ為ニスル諸統制ハ其ノ必要ナキニ至リタルモ今後安定セル戦後経済ニ移行スル迄ノ過渡期（可ナリ長期ニ亘ルモノト予想セラル）ニ於テハ国民生活ノ安定ヲ図ルコトヲ目途トシ経済秩序ヲ維持シツツ戦時経済ヲ円滑ニ戦後経済ニ移行セシメ旁々今後起リ得ベキ対外関係ヲモ考慮ニ入レ新ナル見地ニ立チタル統制ヲ続行スルノ要アルベシ。

其ノ後ニ於テモ新日本建設ノ構想ニ基キ大綱的統制ヲ要スルモノアルベシト思考セラルルモ賠償ノ内容、世界貿易及為替取引

ヘノ参加方式等ノ如何ニ依リ左右セラルルコト多カルベク右時期ニ於ケル経済諸統制ニ関シテハ追而必要ナル調整ヲ加フルモノトス。

二　経済諸統制ノ重点

右ノ必要ニ鑑ミ今後差当リノ間ノ経済諸統制ノ重点ハ

(イ)　軍ノ復員並ニ産業上ノ復員

(ロ)　軍需生産ノ民需生産ヘノ転換

(ハ)　戦時災害ノ復旧

(ニ)　主要ナル食糧其ノ他生活必需物資ノ生産、蒐荷、配給、価格並ニ消費ノ規制

(ホ)　インフレーションノ防止

等ニ置クモノトス。

三　経済諸統制ノ方向

今後ニ於ケル政府ノ統制ニ付テハ政府ガ労務、資材等ヲ直接ニ細部ニ亘リ統制スル方式ハ主要ナル食糧其ノ他生活必需物資ニ関シテノミ行フ等必要ノ最少限度ニ止ムルコトトス。其ノ他ノ統制ハ原則トシテ民間資金及財政ヲ通ジ間接ニ之ヲ行フモノトシ、必要アラバ金融界及事業界ヲシテ自治的調整ヲ行ハシメ以テ民間ノ潑溂タル自主的活動ヲ旺盛ナラシム。従テ今後政府トシテハ綜合的見地ヨリ経済活動ノ大綱的指針ヲ与フルニ止メ戦後経済ヘノ円滑ナル転移ノ方向ニ導クヲ適当トス。

四　諸統制ノ改廃ノ方式

(イ)　労務統制

労務統制ハ原則トシテ漸次撤廃スルヲ建前トスルモ、差当リハ経過的統制トシテ労務者ノ一斉解雇ニ依ル急激ナル変動ハ之ヲ避ケツツ事態ノ安定ト共ニ計画的ニ不要労務者ノ解雇ヲ促進シ他方ニ於テ雇傭制限ヲ解除（実行済）スルト共ニ更ニ積極的ニ農村ヘノ帰還、民需産業ヘノ転換、学徒、女子ノ家庭復帰ヲ促進スル為官民協力シテ措置スルモノトス。

(ロ)　企業統制

戦時経済ノ戦後経済ヘノ円滑ナル移行ヲ容易ナラシメ且ポツダム宣言ノ要求ニ即応スル為ニハ戦後ノ我産業構成ニ規制ヲ加フル要アリ、従ツテ之ガ為必要ナル限度ニ於テ企業統制ヲ行フ要アルモ之ガ実施ニ当リテハ企業者ノ健全ナル自主的活動ヲ出来得ル限リ振起セシムル様充分ニ配意スルモノトス。

(ハ)　物資統制

主要ナル食糧其ノ他生活必需物資ニ付テハ従来ノ生産、蒐荷、配給、価格並ニ消費ノ統制ヲ継続スルト共ニ其ノ他ノ生活必需物資、戦災復旧用物資中重要ナルモノ等ニ付テハ政府ハ大綱的統制ヲ為スニ止メ其ノ実施ハ業者団体ニ依ル自治的統制乃至規制ニ委ヌルコトトシ、爾余ノ物資ニ付テハ統制ヲ行ハザルコトトス。

(ニ)　価格統制

主要ナル食糧其ノ他生活必需物資ニ付テハ簡素ナル方式ニ依リ公定価格制ヲ存続スルト共ニ其ノ他ノ生活必需物資、戦災復旧用物資中重要ナルモノ等ニ付テハ業者団体ニ依ル協定価格制ヲ実施スルコトトシ爾余ノ物資ニ付テハ統制ハ行ハザルモノトス。尚右ニ応ジ価格調整補給金制度ハ之ヲ再検討シ当該物資ノ需給関係ヲ考慮シテ漸次之ヲ廃止スルモノトス。

(ホ)　資金統制

(1)　従来ノ観念及方式ニ依ル資金調整及経理統制ハ漸次之ヲ撤廃シ資金面全般ニ亘ル大綱的統制ニ切換フベキモ差当リハ現行制度ヲ其ノ方式ニ付適宜改変ヲ加ヘタル上運用スルモノトス。

(2)　資金供給部面ニ於テハ民需物資ノ生産、軍需産業ノ民需産業ヘノ転換ヲ促進スル為

(A)　差当リ食糧確保、衣料、医薬、住居其ノ他国民生活安定ニ必要ナル事業資金ハ金融機関ヨリ自律的ニ円滑ニ融通セシメ、臨時資金調整法ノ運用ニ当リ農林業・漁業、農機具、漁具、肥料、木材加工、食料品、日用品各工業等民需産業ニ関スルモノニシテ直ニ実行可能ナルモノヲ認ムルコトトシ（実行済）今後金融市場再開ノ際ハ右ノ如キ方針ニ依リ増資、払込、社債等ヲモ認ムルモノトス。

(B) 今後ハ臨時資金調整法ニ依ル設備資金、軍需金融等特別措置法、銀行等資金運用令ニ依ル運転資金、企業整備資金措置法等ニ依ル特殊預金ノ解除等ヲ通ジ企業ノ全体トシテノ資金繰ヲ適正ナラシムルコトヲ目途トセル綜合的ナル資金統制ノ方式ヲ採リ金融機関ヲシテ自治的ニ調整セシムルモノトス。

尚右ニ関聯シ金融機関ニ対スル一般的監督ハ充分ニ之ヲ行フモノトス。

(3) 経理統制

国家補償トノ関聯、企業ノ清算気構(ママ)等ノ為軍需企業等ニ於テ濫費ノ傾向アリテ之ヲ抑止スルノ要アルヲ以テ軍需企業ノ整理、民需企業ヘノ転換等ノ終了スル過渡期間ニ於テハ企業経理ニ対シ統制ヲ存続スルノ必要アリ従来ノ経理統制令ノ運用方針ヲ再検討ノ結果、配当、積立金、給与、経費等各科目ニ付キ従来通リノ統制ヲ存続運用スルヲ適当ト認ム。

尚今後存続スル各企業ニ付テハ潑溂タル自主的活動ヲ認ムルコト適当ナリト考ヘラルルヲ以テ経理統制ハナルベク速ニ全面的ニ之ヲ廃止スルヲ適当ト認ム特ニ給与等ハ失業増大等ノ為最低限度ヲ規定スル社会政策的規定必要ナルベク最高限度ヲ規制スル経理統制ハ必要ナキモノト思料セラル。尚経理統制ハ価格統制ノ一環トシテ賃銀統制ト相関聯スルヲ以テ前述ノ如キ経理統制ノ改変ハ賃銀統制、価格統制ト歩調ヲ同ジクスルノ要アリ。

又高率配当ニ関シテハ租税制度ノ運用ニ依リ間接的ニ調整ノ途ヲ講ズルモノトス。

(4) 為替統制

戦後ニ於ケル経済秩序ヲ維持シ通貨価値ヲ擁護スル為外国為替ニ関スル統制ハ今後一層之ヲ強化スルノ要アリ、又差当リ海外ヨリノ邦人引揚ニ伴フ在外資金ノ本邦ヘノ流入ガ本邦金融上ニ及ボス悪影響ヲ防止スル為、為替管理法ニ基キ必要ナル統制ヲ行フモノトス。

備考

統制法令ノ形式上ノ整理ニ就テハ総動員法其ノ他ニ関スル取扱方ト関聯、適宜処理スルモノトス。

これから明らかなように、物価統制についていえば、過渡期における新しい目的に答えるため、最少限度の物資の

範囲においてのみ公定価格制度を維持し、他の物資については民間業者の自主規制または自由化に移行するという方針であった。

戦時中総合的物価統制の任にあった綜合計画局戦時物価部も、戦後の新しい事態に対処するための物価統制のあり方を検討した。その考え方は、上述の戦争末期にみられた考え方をそのまま受け継ぎ、物価統制の緩和ないし撤廃を内容としている。(2)

昭和二〇年九月一日、綜合計画局は廃止され、内閣調査局が新設された。これは首相の管理に属し、戦後経営に関する重要事項の調査および企画、戦後経営に関する各庁事務の調整統一に当たるものとされた。長官は前運輸次官長崎惣之助である。綜合計画局の戦時物価部のスタッフは内閣調査局に移り、やはり物価対策の問題と取り組んだ。のちに同年一一月二八日、大蔵省に物価部が設置されるまでの三カ月間、内閣調査局は総合的物価統制の事務を扱うこととなった。この期間に内閣調査局は新しい物価統制の方式についていくつもの検討文書を残している。その最終的な形態は次に掲げる一〇月三一日のものである。(3) やがて政府が物価統制についての考え方を変えざるをえなくなるまで、これは政府の見解の基調をなすものであった。

新事態ニ即応スル価格等統制ノ運営方式ニ関スル件（案）（二〇、一〇、三一、内閣調査局案）

終戦後ノ現段階ニ於テハ国民生活ノ安定ヲ確保スルト共ニ経済ノ混乱悪性インフレノ発生ヲ防止スルノ要アリ且物資等需給ノ現状並ニ見透ニ顧ミルトキハ価格等ノ統制ニ付現実ノ事態ニ即応セル有効且適切ナル方途ヲ講ズルノ要アリト認メラル、ヲ以テ此ノ際概ネ左記ニ依リ価格等統制ノ運営方式ヲ改メントス

記

第一　方針

(一) 価格等統制ノ目標ヲ国民生活ノ安定ニ置キ統制ノ重点ヲ一般物価水準特ニ国民ノ生計費ニ対シ著シキ影響アリト認メラルヽモノニ集中シ其ノ他ノモノニハ法規ニ依ル統制ヲ撤廃シ其ノ出回促進ヲ期待スルコト

(二) 右法規ニ依ル統制ヲ行フ場合ニアリテハ可及的ニ民間ノ自主性ヲ基調トスル統制方式ヲ採用シ価格等ノ公定ハ之ヲ必要最少限度ニ止ムルコト

(三) 価格等ノ統制ハ物資ノ統制ト相表裏シテ之ヲ行ヒ特ニ絶対的生活必需物資等ノ生産乃至配給ニ付遺憾ナキ措置ヲ講ジテ其ノ実効ヲ期スルコト

(四) 法規ニ依ル価格等統制ヲ撤廃シタル物資等ニ付テハ可及的ニ業者ノ自治統制ヲ行ハシムルト共ニ物価水準ノ混乱ヲ防遏スル見地ヨリ不当ニ高価ナル売買等ハ之ヲ取締ルコト

第二　要　領

一　法規ニ依ル統制ハ之ヲ必要ナル範囲ニ限リ生産基礎資材食糧其ノ他国民生活ニ必要ナル物資等ニシテ資材其ノ他ノ関係ヨリ之ガ供給不足ヲ見込マルヽモノニ付之ヲ継続シ其ノ他物資等ニ付テハ可及的ニ之ガ撤廃ヲ図ルコト

二　価格等統制令ニ付概ネ左ノ如キ運営方式ノ改正ヲ行フコト

(一) 網羅的且当然ニ統制ノ行ハルヽコトトナル停止価格制ヲ撤廃スルコト

(二) 公定価格制ハ其ノ範囲ヲ極力縮少シ原則トシテ主要生産基礎物資主要食糧其ノ他国民生活ニ絶対必要ナル物資等ニ限定スルコト

(三) 協定価格制ハ従来ニ於テハ概ネ停止代行額ヲ協定スル内容ヲ有スルニ止マリタルモ之ヲ改メテ積極的ニ業者ノ責任ニ於テ妥当ナル統制価格ヲ設定スルノ内容ヲ有スルモノタラシメ政府ハ認可制ニ依リ適宜之ヲ監督スルコト

三　公定価格協定価格ハ何レモ適正生産費ヲ基礎トシテ之ヲ形成スルコトトシ此等統制価格品ニ付テハ生産原価ノ可及的安定ヲ図ル為生産所要資材等ヲ確保スルト共ニ需要者ニ対シテハ統制額ヲ以テ入手可能ナル如ク其ノ配給確保ニ付特ニ意ヲ用ヒルコト

四　法規ニ依ル統制ヲ撤廃シタル物資等ニ付テハ可及的ニ関係業者団体等ヲシテ自治統制ヲ行ハシムルコトトシ或程度需給ノ実情ニ即シタル基準額（自治統制額）ヲ設定セシムルト共ニ業者ノ責任ニ於テ之ヲ遵守セシメ行政官庁ハ自治統制額ノ届出ヲ受クル程度ノ監督ヲ為スニ止ムルコト

五　法規ニ依リ統制ヲ撤廃シタル物資等ニ付テハ不当ニ高価ナル取引等ヲ取締ルコトトシ之ガ為現行ノ暴利行為等取締ノ制度ヲ拡張スルコト

第三　措　置

価格等統制令及暴利行為等取締規則ニ付所要ノ改正ヲ行フコト

物価統制を緩和の方向で考えるという基本方針をとった場合、具体的な問題は、第一に、どの商品を統制し、どの商品を自由化するかという振り分けである。内閣調査局、農林省、商工省などはそうした分類の試みをいくつか行なっている。商品分類のカテゴリーとして、公定価格制、協定価格制、および自由価格の三つが考えられ、前二者が法規による統制のもとにおかれる。公定価格が政府による価格決定を指すのに対し、協定価格は業者団体によって決定された価格を政府が認可するというものである。

それぞれのカテゴリーについてどのようなものが考えられていたかを、内閣調査局のまとめた一つの案によってみてみよう。[4]

(一) 公定価格　主要な生産基礎物資、主要な食糧および燃料、その他国民生活に絶対必要な物資であって、供給量が相当不足するものについては、自然に放置すれば国民の生計費に重大な影響を及ぼすので、政府が需給を統制したり、消費者物価の安定のため国庫補給金を支出している。これらの商品については公定価格を維持すべきである（米麦類、甘藷、馬鈴薯、大豆、薪炭、木材、石炭、綿花、羊毛など）。さらに業者団体が価格協定をすることが困難な場合、また劣悪企業を整理するために価格政策を活用すべき場合、公定価格を採用する（非鉄金属、化学工業の一部など）。他

の法令などによって設定された価格がある場合、それを統制価格として採用する（塩、タバコ、繭、生糸、電力料金など）。

㈡　協定価格　価格統制は必要だが、官僚統制から離し、弾力的に運営した方がよいものがこれに属する。必需品ではあるけれども、資材関係などのために供給増加を早急に期待しえないものについては、かなりの需給統制を行なう必要があるが、価格に関しては業者団体の協定にまかせてよい（鉄鋼および同製品、繊維製品、皮革製品、石鹸など油脂製品、ゴム製品、マッチなど）。また、供給増加を見込みうるが、なお需給統制を必要とする財については、生計費に対する影響は生ずるけれども、高価格によって生産促進を期待することができる（金属製品、陶磁器製品、その他日用雑貨類）。

㈢　自由価格　国民生活にとって絶対に必要とはいえず、価格上昇の生計費への影響も重大とは考えられないものは、需給関係にまかせて、供給増加を期待した方がよい（下駄、歯磨など日用雑貨類、娯楽道具類）。生活必需物資ではあるけれども、需給統制が技術的に困難なものは、価格上昇によってむしろ供給促進の効果を期待し、ある程度の価格に落着くことを予想しうる（生鮮魚介類、青果物）。生産用原料資材のうちには、将来の需給関係からみて、自由化によってむしろ価格が下がると予想されるものがある（ピッチコークス、マンガンなど）。

統制緩和の方向に沿って行なわれた第二の仕事は、「価格等統制令」を改正することであった。内閣調査局は改正案を用意した。その改正の要点だけをみると次のとおりである。[5]

価格等統制令中改正案要綱（案）（内閣調査局、二〇、一〇、四）

一、停止額制ニ関スル左記規定ヲ廃止スルコト

㈠　停止額ニ依ル統制ノ規定（令二条、四条ノ二、四条ノ三）

㈡「停止額ニ代ル協定額」ニ依ル統制ノ規定（令三条）

㈢　停止額ノ引下ヲ命ジ得ル規定（令四条、四条ノ三）

二、協定額制ニ関スル規定ヲ概ネ左記要領ニ依リ新タニ設クルコト（令四条ノ四ノ改正）

㈠　主務大臣ノ指定スル価格等ニ付業者団体等ニ於テ統制額（協定額）ヲ定メタルトキハ行政官庁ノ認可ヲ受クベキモノトスルコト

㈡　右ノ認可アリタルトキハ当該業者団体等ノ給付ニ対スル価格等ハ其ノ認可額ヲ超エテ契約シ支払ヒ又ハ受領スルコトヲ得ザルモノトシ且行政官庁ハ必要ニ応ジテ之ヲ「アウトサイダー」等ニモ及ボシ得ルモノトスルコト

㈢　行政官庁ハ必要ニ応ジ第一項ノ主務大臣ノ指定シタル価格等ニ付業者団体等ニ対シ統制額（協定額）ヲ定ムベキコトヲ命ジ又ハ認可アリタル統制額（協定額）ヲ変更スベキコトヲ命ジ得ルモノトスルコト

三、他法令額制ニ付概ネ左記要領ノ規定ヲ追加スルコト（令六条ノ改正）

行政官庁ハ必要ニ応ジ他法令額ニ依ル統制ヲ当該法令ニ依リ統制ヲ受ケザル「アウトサイダー」等ニモ及ボシ得ルモノトスルコト

四、公定額制ニ関シ左記要領ノ規定ヲ追加スルコト（令七条ノ改正）

行政官庁ハ必要ニ応ジ公定額ノ指定ヲ業者団体等ニ委任シ得ルモノトスルコト

五、自治統制額ノ届出ニ関スル規定ヲ概ネ左記要領ニ依リ新タニ設クルコト

業者団体等ニ於テ自治統制額ヲ定メタルトキハ之ヲ行政官庁ニ届出ヅベキモノトスルコト

六、其ノ他　一乃至五ノ改正ニ伴ヒ必要ナル規定ノ整理ヲ為スコト

しかし「価格等統制令」の改正は行なわれなかった。

二　統制撤廃と司令部の見解

物価統制が実効性をもちえなかった戦時の経験からみて、政府が戦後過渡的かつ部分的に物価統制を維持せざるをえないとしても、基本的方向が緩和ないし撤廃であると考えたのは当然であった。その実行第一弾として、政府は九月一八日、閣議において「青果物及鮮魚介類ノ経済統制ハ之ヲ撤廃スルモノトス」[6]と決定した。ただし甘藷、馬鈴薯は米麦と同様に現行の統制下におかれた。もともと生鮮食料品の統制はその性質上きわめて困難であって、戦時中からすでに破綻をきたしていたが、戦後はまったくの混乱状態に陥った。生鮮食料品はもっぱら闇取引の対象となり、大部分における家庭配給は皆無に近いほどに減少した。まして地方の中小都市では配給はまったくない状態であった。司令部に提出された政府の報告書によれば、東京における一人一日当り野菜配給量は昭和一八年九月に二四八グラム、一九年九月に一九二グラム、二〇年九月に二五グラムであった。一人当り必要量は三五〇グラムという[7]。このように事実上崩壊した統制を名目的に維持するよりも、実情に即して自由化を行なうことが生産の拡大をもたらすであろうと期待されたのである。

ところがこうした政策変更はマッカーサー司令部の認可をえなければならなかった。戦後物価統制の歴史は、占領期において当然のことではあるが、司令部の見解を一つの重要な要因として含んで展開されることになる。右の閣議決定のわずか数日後の九月二二日に、司令部の「指令第三号[8]」は必需品について厳格な物価統制と配給制度を行なうことを政府に命令した。もちろん生鮮食料品の統制撤廃の申請はまだ出されていなかったから、この指令はそれに対する答ではなく、一般的方針を述べたものである。しかしこれは統制の緩和を考えていた政府にとって大きなショッ

クであった。事実、農林省は統制撤廃が成功をもたらすという確信がなかったので、この指令を理由に撤廃を差しひかえようとした。この指令はその後の経済統制一般の基礎をなす重要な役割をもった。

指令第三号（一九四五年九月二二日）

一、総　則

日本帝国政府は、本指令に述べられた連合国最高司令官の要求について、場合によりみずからこれに応ずること、またはこれに応ずるよう保証することを指令された。

二、経済統制

(a)　日本帝国政府は、賃金および必需品の価格について、確固とした統制を設定し、維持する責任を負う。

(b)　日本帝国政府は、供給不足の必需品の公正な分配を保証するために、これらの商品の厳格な割当計画を設定し、維持する責任を負う。

(c)　日本帝国政府は、本指令受理後十日以内に、上述の(a)、(b)に述べられた目的をもつ現存の経済統制機構および手続に関するいっさいの詳細を最高司令官に対して報告しなければならない。その報告には、賃金表および供給不足の必需品の割当表を含まなければならない。右の経済統制措置の現在の運用方法、またなんらかの欠陥があるとすればその点についての説明を含まなければならない。

（三～九省略――引用者）

統制がどのような理由で必要とされるかを明らかにしていない。

「指令第三号」は形式的な内容のものであって、数日後に発せられた司令部経済科学局 Economic and Scientific Section の「指令第三号の釈明[9]」は、その理由を明確に述べている点で注目すべきである。これは、経済科学局長クレーマー大佐 Col. Raymond C. Kramer から終戦連絡事務局太田第三部長あての書簡の形式をとっている。

指令第三号の釈明（一九四五年九月二六日）

一、指令第三号は日本政府に対して、賃金および必需品の価格について確固とした統制を設定し維持すること、また供給不足の必需品の厳格な割当計画を設定し維持することを要求したものであるが、これについて若干誤った解釈がなされている。

二、この命令の目的は二つである。

（a）一般の人々が生活必需品を確保するさいに、富裕な人々と均等な機会をもつことを保証すること。

（b）一般の人々にとっていつも破壊的なインフレーションの進行を阻止すること。

三、統制のための統制を課するということを欲しているのではない。統制は、統制のないときに比べて、一般の人々にとってより良い結果がえられるという確信があるときにのみ課せられるのである。統制のあるときに比べて、統制のない方がより良い結果がえられるという証拠がでてくるようになれば、臨機応変に統制を緩和したり撤廃したりするのである。

四、正常な生活における市民の活動を統制すること、たとえば個人が自分の所得を自分が適当とみなすやり方で支出する権利を制限することは、アメリカの原則に反している。労働者の獲得できる賃金に対する政府の統制は、アメリカの団体交渉の原則に反している。

五、したがって市民に対する統制は非常措置であって、根本原則を示すものではない。非常事態が過ぎ去れば、統制は除去されるし、また非常事態を解決するために、統制を課すよりも良い方法が見つかったならば、その方法を採ることになろう。

六、政府によるこのような統制の問題は日本において著しく重要な問題であり、また一般の人々の活動に対する日本政府の統制は、われわれのもつ主義に反するものであるから、日本政府は、この問題や、この措置をとる理由や、本司令部の将来の政策について、日本の全市民の理解を高めるため周知徹底を図るよう要請する。

七、このことに関連して、九月二六日朝の放送において、日本政府は、一〇月一日より魚および野菜の価格統制を撤廃する予定であったが、上述第一項において引用した指令第三号に含まれた命令によって、統制を継続しなければならないだろうとのべられたことに注意されたい。この放送がもたらした印象を一掃するように努力することを希望する。この放送の全文は私の手元にはないので、政策の十分な説明を知るために、その入手を希望する。私は、日本政府がこの事務の担当官として指定するものとこの問題についていつでも討議する用意をもっている。

経済科学局長　R・C・クレーマー大佐

右の書簡の中でいわれている「指令第三号」をめぐる誤解というのは、司令部が厳しい全面的な経済統制を要求しているという日本側の受け取り方であった。たとえば、生鮮食料品の統制撤廃は許可されないことになろう、といった日本の放送は誤解であるとされているし、一〇月一日のクレーマー大佐の談話[10]の中では、生鮮食料品の自由化は進んで許可するつもりだとはっきり述べている。

それにもかかわらず、司令部は日本政府よりもはるかに統制志向的であることが次第に明らかとなった。そして物価統制および配給制度を主張する論拠は、右の書簡からみる限り、なによりもインフレーション下における社会的公正の確保におかれている。もちろんインフレーションの基本的な解決のためには、物価統制ではなく、生産の拡大が必要であるが、それがただちには望めないとすれば、さし当って物価統制と割当制度が不可欠だというのである。割当制は一般大衆に金持と同等の機会を保証し、物価統制は一般大衆に手頃な価格でこれらを買えるようにするからである。

それに対して、第一に、日本政府は戦時中の統制の経験から、広範囲の商品についてこのような統制機能を果たすことが不可能であるという判断に立っていた。物資の需給統制を伴わない単なる物価統制が破綻することは明らかである。まして敗戦によって政府の権威が失墜した段階において、政府は強権的な統制を維持していく自信をもっていなかった。国民の多くは統制に対して不信感を抱いており、国民の協力を得ることもむつかしかった。さらに一般的には、戦時中の経済機構は撤廃するのが当然であり、自由主義のアメリカならば統制排除の方針をとるに違いないと

いう雰囲気があったことは争えない。要するに、政府は物価統制が現実に不必要になったという明確な判断をもったのではなく、手に余る物価統制を解除する方向しか考えられなかったのである。したがって物価統制の解除によって物価が上昇しても、目をつぶらざるをえないとみなされた。しかしアメリカ側の考えでは、それは社会的公正の観点からみて望ましくなく、その観点からこそ物価統制が行なわれねばならない。そしてこれまでうまくいかなかったとすれば、物価統制に実効性を与えるために、進んで実物面での統制をいっそう強化する方向を考えるべきだというのである。

第二に、もう一つの観点の食い違いは、インフレ抑制にたいする物価統制および物資統制の有効性についてである。当時のインフレ問題は、戦時中から累積された膨大な需要と破壊された供給能力とのギャップから生じているのであって、このギャップを解消するためのマクロ的な経済政策の必要性が、日本政府の内部において次第に強く認められるようになっていた。少なくともこの時期においては、インフレ抑制のための財政金融政策に期待がかけられていた。こうした期待が物価統制の緩和を楽観的に考える基礎を与えていたとみることができよう。それに対して、司令部の担当者は個別の物価統制がインフレの抑制に役立ちうると考えていたふしがある。

次に掲げる文章は[11]、この時点におけるGHQ当局の物価問題についての考え方をまとめた日本政府内部の検討文書から引用したものであるが、日本側とアメリカ側のアプローチの違いを適切に指摘している。

物価問題ニ対スル「G・H・Q当局」ノ態度等ニ付テ（二〇、一二、七、物価部）

（前略――引用者）

第四　今後ノ問題

一、「マ司令部」ガ主張スル「大衆ノ利益ノ為ノ物価統制」及「インフレ防止ノ為ノ物価統制」ハ日本政府当局ノモトヨリ考

フル処デアリ又「前記目標ノ為必要ナル統制ハ之ヲ行フベク、又却テ不可トスル場合ハ統制ヲ撤廃乃至緩和スル」ト云フ方針ニ付テモ同様デアル。問題ハ具体的ナ点例ヘバ如何ナル範囲ニ亘リ統制ヲ継続シ或ハ解除スルカ、又解除セル場合ノ国民生活乃至国民経済ニ対スル影響如何ト云フ点ニ在ル。

二、此ノ点ニ付テハ日本政府当局ノ考ヘ方ガ大体ニ於テ網羅的且広汎ナル統制ガ其ノ効ヲ収メ得ザリシ過去ノ実績ニ顧ミ、此ノ際統制スルモノト然ラザルモノトヲ相当ニ判然ト区別シ、統制ヲ重点的ニ実施シテ其ノ効ヲ挙ゲンコトヲ期図セルニ対シ「マ司令部」ハ可成広汎ニ割当ト統制トヲ行フベキコトヲ要求シ居ルモノノ如シ。換言スレバ我国ニ於ケル物価問題ハ今ヤ全面的ニ不均衡状態ニ在ル我国民経済ノ諸矛盾、特ニ物資ト資金トノ矛盾ヲ抜本的ニ解決スルニ非ザレバ単ニ個々ノ価格統制、物資ノ需給統制等ヲ行フコトニ依リテハ到底其ノ解決ヲ期シ得ザル現状ナルニ対シ、「マ司令部」当務者は恰モ我国ニ於ケル当初ノ物価統制時代ニ於ケルト同様ノ手法ヲ要求シ居ルモノノ如シ。

三、仍テ今後「マ司令部」ニ対シテ特ニ留意スベキ点ハ左ノ如クデアラウ。

（一）　物資面ニ於テ需給統制ヲ広汎ニ設定シテ、資金ニ謂ハバ使ヘル金ト使ヘナイ金トヲ区別シ、ソノ使ヘル資金ト物資トノ結合ニ於テ価格統制ノ実ヲ収メントセル二重構造ハ、現在ニ於テハ極端ナル物資不足ト資金過剰ノ不均衡状態ヨリシテ竟ニ破綻シ、物資等ノ統制ニ完璧ヲ期シ得ザル状況ニ立チ至リ、此ノ際如何ニ物資等ノ統制ヲ強化スベク努力スルモ自ラ其ノ能力ニ限度アリテ其ノ実効ヲ期シ難キコトヲ思フトキハ、寧ロ二重構造ヲ資金ノ面ニ切換ヘテ強行シ、物資等ノ統制ハ必要限度ニ之ヲ集約シテ物価統制、インフレ阻止ノ実ヲ挙グルノ要切ナルモノアリト思料セラル。カカル状況及対策ニ関シ此ノ際「マ司令部」ノ理解ト援助トヲ求ムルノ要アルコト。

（二）　而シテ物価対策ハ単ニ右ノ如キ通貨面ヨリスル対策ノミニテハ足ラズ其ノ他各般ノ施策ト相俟テ綜合的ニ強行セラルルノ要アルハ論ナキトコロナルモ、「マ司令部」ノ「物価統制」担当者ハ単ニ「価格統制」ノ立場ニノミ立チ居ルカノ如キ感アリ、「マ司令部」全体トシテノ綜合的立場ヨリスル物価問題ノ把握ニ稍々遺憾ノ点アリト思ハル、節ナキニシモアラズ、此ノ点ハ特ニ「マ司令部」当務者ト十分ニ懇談ヲ尽シ、理解アル態度ヲ以テ問題ニ対処セラレ度キ旨ヲ懇請スルノ要

アルコト。

「指令第三号の釈明」書簡から期待されていたとおり、司令部は一一月一五日生鮮食料品の統制撤廃を許可し、日本政府案の実施を指令した。[12] 政府案は生鮮食料品の集荷配給統制および公定価格制を全面的に廃止しようとするものであり、その代わりに、①従来通り生産者団体である農業会および水産業会が自治的に集荷に当たること、②消費地の大口荷受機関が生産者団体から買い付け、都市市場で小売商に卸売を行ない、小売商は従来の家庭配給機構により配給を行なうこと、③産地買付価格は生産者団体と消費地大口荷受機関との協定によるものとし、消費者価格は右の価格に運賃、諸掛り、手数料を加算したものとし、政府はこれらの価格を監督し、不当な利潤は暴利行為取締規則により取り締まること、などを要点としていた。政府は一一月二一日の閣議においてこれを決定し、[13] 公定価格は一一月二〇日限りで廃止された。

かくして生鮮食料品の自由化が始まったが、価格は暴騰した。出荷も予想したよりも悪かった。統制撤廃が価格や生産や出荷に対して及ぼす効果はもう少し時間をかけた上で評価しなければならないものであったが、生鮮食料品の統制撤廃は失敗であると評価された。この経騒はその後の政府の脱統制化にブレーキをかけることになった。

一方、商工省はその監督下にある多数の商品について、統制の緩和ないし撤廃の準備作業を進めていた。すでに九月五日、商工省は、一般国民の衣食住などに関連する生活用品の急速な出回りを促進し、戦災者を始め一般国民の生活確保を期するために、国民生活用品の価格決定および製造許可に関する権限を地方長官に委譲し、迅速簡易な方法で実情にそくした処理を行なうことにした。[14] これは「価格等統制令」の例外許可制度を活用して、地方長官の手でこれまでの公定価格をどんどん変更してもよいとするものであった。

さらに商工省は国民生活用品の生産、販売、価格を統制から除外する案を定め、[15] 一一月一三日省議決定のうえ、司令

部の了解を求めた。ここで国民生活用品というのは、柄杓、匙、洗面器、牛乳沸、火箸、風呂釜、竈、その他の厨房用品、家庭用製粉器、家庭用漆器、下駄、鼻緒、草履類、家庭用電熱器、電燈用笠、懐中電燈用ケース、家具（食卓、箪笥、机、椅子など）、木竹製和雑貨（桶、盥、笊、行李、箒など）、鋏、庖丁、その他の利器、工匠具、玩具、文房具、事務用品、身辺細貨（ボタン、ホック、スナップなど）、代用石鹸、化粧品を指す。

これらは実に些細な消費財にすぎなかったが、司令部は生鮮食料品の失敗例に鑑み、一二月二六日これらの商品の統制撤廃を拒否した。[16] その理由は、第一に、価格統制の撤廃はインフレ傾向を促進する、第二に、配給統制の撤廃は消費者に不公平をもたらす、という形式的原則論であった。

三　価格補助金の整理問題

価格統制の緩和ないし撤廃と並んで絶えず主張されていたのが、価格調整補給金制度の撤廃である。これは価格統制を廃止することによっておのずから不必要になるというだけでなく、財政の緊縮化のためにも要請された。しかもこれは司令部の意向であった。

昭和二〇年一一月一四日、司令部は政府に対して農業に対するものを除き一切の補助金の完全なリストを提出するよう命じた。[17] 次いで一一月二四日には、司令部は戦時利得の除去および財政の再編成に関する覚書を送り、許可がない限りあらゆる補助金、租税の減免、払戻しなどを行なうことはできないと述べた。[18]

もとより政府は統制撤廃の路線をとっていたから、ただちに二七日、経済関係閣僚懇談会において補助金の原則的撤廃を決定し、重要物資の販売価格を引き上げ、完全廃止までの計画を次のように立てた。[19]

表1-1　価格調整補給金推移(昭和16—21年度)　(単位：百万円)

区　分	昭和16年度	17	18	19	20	21
食糧	144	201	440	545	413	6,480
石炭	95	207	428	1,021	1,919	2,531
鉄鋼	—	—	134	261	545	—
非鉄金属	2	3	21	117	1,145	—
電力	20	7	32	71	80	—
石油	3	4	18	7	9	25
その他	3	—	—	87	219	—
合計(A)	267	422	1,073	2,108	4,328	9,036
一般会計歳出(B)	8,134	8,276	12,552	19,872	21,496	115,207
(A)／(B)　%	3.3	5.1	8.5	10.6	20.1	7.8

(原注)　I．昭和16年度より昭和20年度まで(安本物価局資料)の説明.
(1)　一般会計歳出総額及び価格調整的補給金は決算書による.
(2)　予算科目としての価格調整費以外にも，実質的に価格調整的である費目を加えた．従って反面不純な要素の介入があるであろう.
(3)　石炭は18年乃至20年においては買取価格補償金と販売価格据置補償金とが併存して決算書の数字が不明確なため，18年及び20年の数字は他の資料により補正した.
(4)　非鉄は銅，鉛，亜鉛，アルミニウムである.
(5)　肥料は硫安，石灰窒素，過燐酸石灰，硝安である.
(6)　(略——引用者)
(7)　電力は主として日発に対する配当補償の形で行われた(16年に始まり，21年に終る).
(8)　石油は，戦時中のものは，厳密な意味では掲上するのに疑問がある．戦後は明らかに価格調整補給金である(16年に始まり，22年に終る).
(9)　その他は雑多なものを含む．大別三つに分れる.
(イ)　個別品目に対する補給金であるが，分類上一括したもの(例えば薪炭，繊維等).
(ロ)　多くの品目に対し補給的作用のあるもの(物資及び物価調整事務取扱費中の物価関係のもの).
(ハ)　資料不備のため分明ならざるもの(および化学製品——引用者).
II．昭和21年度以降の説明.
(1)　昭和21年度の価格調整補給金の計数は価格調整費として一般会計歳出予算に計上せられ，年度中に支出せられた実績.
出所：物価庁『物価統制資料集』第一分冊，昭和25年12月，84—85ページ.

(一)　石炭の販売価格をトン当り二〇円一三銭から八五円に引き上げる。この価格は石炭の生産条件が安定化する二四年度の予想生産費とされている。補助金は二四年度以降打ち切る。

(二)　トン当り販売価格を銑鉄九〇円から八三〇円に、鋼材丸棒ベース一八九円から一六八〇円に改訂する。補助金は二〇年下期のみ継続し、二一年度から廃止する。

(三)　銅、鉛、亜鉛、アルミニウムの販売価格を引き上げ、補助金をただちに廃止する。

(四)　電燈料金、電力料金を引上げ、日本発送電株式会社配当補給金を二一年度以降打ち切る。

価格調整補給金制度は昭和一五年一一月より石炭に対して実施されて以来、統制の進行とともに他の基礎物資に適用されてきた。昭和一六年度から二一年度までの補給金の推移は表1-1の通りである。たしかに上述のように、終戦直後の脱統制化のムードの中で補助金の整理が部分的に行なわれたが、やがて統制の再強化が基調となるに及んで、補助金は再び多くの物資に普及することになり、その一般会計歳出に対する相対的規模も終戦時を超えるにいたった。

(1)　大蔵省資料Z五一一—一三。
(2)　「物価統制方式の検討(メモ)」昭和二〇年八月三一日(大蔵省資料Z五〇五—七)。
(3)　大蔵省物価部『戦後通貨物価対策委員会に於ける物価問題審議資料輯』昭和二一年、七六—七八ページ。
(4)　「新事態ニ即応スル価格等統制ノ運営ニ関スル件(未定稿)」昭和二〇年九月一八日(大蔵省資料Z五〇五—七)。
(5)　大蔵省資料Z五〇五—七。
(6)　「食糧確保ニ関スル緊急措置方針要領」昭和二〇年九月一八日閣議決定(国立公文書館所蔵「公文類聚」、昭和二〇年、産業門二)。
(7)　『朝日新聞』昭和二〇年一一月一八日。
(8)　Directive No. 3, Office of the Supreme Commander, 22 September, 1945 (SCAPIN—47). 訳文引用者。

(9) Clarification of Directive No. 3, 26 September, 1945. 訳文引用者。
(10) 「マックァーサー司令部指令第三号ノ趣旨ニ関スル経済科学部長クレーマー大佐談」、前掲大蔵省物価部『資料輯』七一―七三ページ。
(11) 同前、九三―九九ページ。
(12) Collection and Distribution of Perishable Foods, 15 November 1945 (SCAPIN―284).
(13) 「生鮮食料品（青果物及魚介類の取扱方針）」昭和二〇年一一月二一日、前掲大蔵省物価部『資料輯』八八ページ。
(14) 「国民生活用品ノ価格及企業許可ニ関スル特別措置ニ関スル件」昭和二〇年九月五日、商工次官通牒（前掲大蔵省物価部『資料輯』七四―七五ページ）。
(15) 「国民生活用品ノ製造販売及価格ニ関スル特別措置ノ件」昭和二〇年一〇月一九日、商工省案（同前、七九―八二ページ）。
(16) Abandonment of Price and Distribution Controls over Necessary Articles of Life, 26 December 1945 (SCAPIN―502).
(17) Government Subsidies, 14 November, 1945. (ESS/FI・セクションメモ)
(18) Elimination of War Profits and Reorganization of National Finances, 24 November, 1945 (SCAPIN―337).
(19) 「価格調整補給金制ノ撤廃並ニ之ニ伴フ価格改訂ニ関スル件」昭和二〇年一一月二六日、商工省、前掲大蔵省物価部『資料輯』八九―九二ページ。

第三節　基本方針の確立

一　戦後通貨対策委員会

これより先、大蔵省は戦後緊急対策企画室と並んで、戦後通貨対策委員会を設置した（昭和二〇年八月二八日）。これは「大蔵大臣ノ諮問ニ応ジインフレ防止其ノ他戦後新段階ニ対処スベキ重要ナル通貨対策ニ関シ意見ヲ具申シ又ハ参画立案セシムル為」のものである。当初の委員長は賀屋興宣、副委員長は太田正孝、その他の委員は貴衆両院議員および学識経験者からなり、合計三六名であった。(1)

九月一日、津島蔵相は「戦後新段階ニ処スベキ通貨対策ニ関シ貴会ノ所見ヲ諮フ」という諮問第一号を発し、委員会は討議を始めた。これはその後二一年八月二六日、所期の目的を達成したとして廃止されるまでの約一年間存続したが、主たる活動は二一年二月ないし三月の金融緊急措置および新物価統制の確立までであったと考えられる。

最初この委員会はA部会（インフレ防止対策の審議、部会長矢吹省三）とB部会（各種経済統制の撤廃がインフレに及ぼす影響および対策の審議、部会長山室宗文）の二部会で発足したが、九月末にはC部会（通貨価値の安定および通貨制度の研究、部会長中村三之丞）とD部会（産業および証券対策の研究、部会長木暮武太夫）の二部会が加えられた。

委員会は主としてインフレ抑制のためのマクロ的な財政金融政策のあり方を議論し、一〇月五日には「財政緊急対策」を、一〇月一九日には「日銀券発行限度ノ設定ニ関スル意見」を答申した。それぞれ財政および金融の圧縮を提

案したものである。

一〇月一九日、四つの部会は改組され、第一部会（通貨価値の安定ならびにその基準設定、部会長矢吹省三、主査高橋亀吉）、第二部会（日銀券発行制度、その他通貨制度、部会長入間野武雄、主査中山伊知郎）、第三部会（財政金融一般ならびに証券対策、部会長中村三之丞、主査武井大助）という構成になった。新しく大蔵大臣となった渋沢敬三は同日の委員会総会において挨拶し、「旧来稍モスレバ陥リタル如キ官製委員会ニ堕スルコトナク委員会ハ委員会自体トシテノ意見ヲ自ラ創造シテイタダキ度イ」と要望し、「本委員会ハ例ヘバ『マクミラン』委員会ニモ匹敵スル如キ権威ト自信トヲ以テ立派ナ御意見ヲ纒メテイタダキ度イノデアル」と述べている。

さらに一一月一二日には、第三部会は先の「財政緊急対策」の考え方を具体的に展開した意見書（歳出予算の整理、財産税の創設ならびにその他租税政策、軍需企業その他に対する国家補償対策）を答申した。

ところで、ここで物価統制機構が一新する。大蔵省に物価部が置かれ、物価一般に関する事務を司掌することになる。その結果、戦後通貨対策委員会は戦後通貨物価対策委員会と改称し、いっそう政策形成に密着した形で活動を始めるのである。

二　大蔵省物価部の設置

先にふれたように、これまで物価一般に関する事務は内閣調査局において取り扱われていた。「然るに物価問題の重要性、特にそれが通貨面、財政面と密接不可分のものであるとの観点と内閣直属の機関では行政の実体から離れ施策が宙に浮く嫌ひがあり、どうしても責任と熱意とを以て問題の解決を推進する国務大臣によって司掌されるのが適

当であるとの観点から、物価一般に関する事務が大蔵省に移管されることとなり[2]」、二〇年一一月二八日、大蔵省物価部が設置されたのである。物価部長には民間から日本興業銀行大阪支店長工藤昭四郎が起用された。

なお一一月二〇日、内閣調査局は廃止され、これに代わるものとして内閣官房に内閣審議室が置かれた。これは副書記官長の統理に属し、重要施策に関する各庁事務の総合調整の事務を取り扱うものとされた。専任参事官九名、専任書記官一名、専任理事官一名からなる。のちに二一年二月に実施された総合インフレ対策の推進に当たったのは、内閣審議室と大蔵省物価部である。

物価部には三つの課が置かれ、第一課は物価に関する基本的政策の企画、物価に関係する重要事項の総合調整、物価に関する調査および統計、第二課は重要物資の価格に関する総合事務、それらの事項に関する考査、第三課は地代、家賃および土地建物などの価格に関する総合事務、運送賃、請負料、その他重要な料金などに関する総合事務、賃金その他給与に関する総合事務、それらの事項に関する考査を扱うと定められた。第一課長（兼第三課長）には大蔵書記官平田敬一郎、第二課長には商工省総務局調査課長吉岡千代三が発令された。

綜合計画局戦時物価部から内閣調査局を経て大蔵省物価部に移り、一貫して物価統制の仕事を担当した谷村裕は、内閣調査局のころと比較して「……大蔵省に移りましてからほんとうに馬力がかかって動き出したというふうに考えられます[3]」と語っている。

大蔵省物価部が設置されたことによって、大蔵省は物価問題を取り上げるに当たって、マクロ的な財政金融政策の側面から考えるだけでなく、ミクロ的な物価統制や物価体系の側面からも考えるという視野をもつことになった。もちろん個別商品の価格決定は、従前どおり個々の所管の省において行なわれており、物価行政が完全に一元化されたわけではない。とはいえ、この視野の拡大はさし当たっていくつかの新しい動きを生み出した。

第一に、上述の戦後通貨対策委員会は物価部と結びついて、物価問題に焦点をおいた審議を始め、第二に、物価部は物価に関係ある事項の調整のため関係省庁との連絡協議の任に当たることになり、第三に、そうした活動を通じて、翌二一年二月に実施された金融緊急措置を中心とする総合的インフレ対策の中に、新しい物価統制の方式が盛り込まれることになる。つまり物価部は、同委員会の事務局として委員会の審議を経ながら、また各省庁との調整を通じて、ようやく明瞭となってきた司令部の物価統制観をふまえて、物価対策の総合化を目ざして活動を始めた。

まず、物価部の設置と日を同じくして、戦後通貨対策委員会は物価対策についても審議すべき機関とされ、名称を戦後通貨物価対策委員会と改称し、従来の部会組織も改組して、財政部会、通貨部会および物価部会の三つに分けられた。物価部会の部会長として新たに大内兵衛が参加した。委員会に対する諮問第二号「新日本経済活動ノ基盤ヲ醸成スベキ合理的ナル物価ノ水準及体系等ニ関シ貴会の所見ヲ諮フ」（二〇年一一月二七日）に基づき、物価部会を中心として審議が進められた。

物価対策についてどのような問題設定がなされていたかを知る上で、次の文書は一つの参考になろう。これは物価部から物価部会に配布された資料である。(4)

戦後物価対策上ノ諸問題（二〇、一二、二〇）（物価部会ニ参考ノ為配付サレタモノ）

第一　物価問題ノ綜合的性格

一、食糧問題トノ関係

二、民需生産復興トノ関係

三、失業問題トノ関係

四、政治問題トノ関係

第二　物価対策上ノ諸問題

一、購買力ノ吸収又ハ抑制

(A)　既存購買力ニ対スル措置

(1)　預貯金等ノ封鎖及通貨ノ回収収縮

(2)　戦争利得税及財産税ノ徴収

(3)　国有財産及官業ノ払下其ノ他

(B)　新規購買力ニ対スル措置

(1)　財政支出ノ徹底的節減

(2)　財政収入ノ増加(1)ト(2)ニ依ル財政均衡ノ確保

(イ)　増税

(ロ)　官業収入の増加　煙草、鉄道、郵便等

(ハ)　富籤

(3)　産業資金ノ制限

(4)　消費ノ抑制及貯蓄ノ増加

(イ)　会社消費ノ抑制

(ロ)　個人ニ対スル貯蓄増加ノ方策

二、民需物資ノ供給増加

(A)　既存物資ノ出廻促進ノ方策

(B)　民需生産ノ復興促進

(1)　石炭問題ノ急速解決

（2）企業活動再開ノ方策
（3）労働意欲振起ノ方策
（C）民需品ノ配給組織ノ整備復興

三、価格等統制ノ方式
（A）生必物資及生産基礎資材ニ対スル生産、配給及価格ノ統制ノ継続ト改善
（1）主食
（2）石炭、鉄、セメント、肥料等
（3）其ノ他ノ必需用品
（B）価格ノミノ経過的統制
（1）重要日用品
（2）地代、家賃及不動産
（3）賃銀、給与等
（C）自由価格ト其ノ適正化方策
（1）生鮮食料品
（2）日用品
（3）市場組織ノ急速整備
（D）価格平衡制度
（1）価格平衡資金
（2）特別価格制
（3）価格差補給金

四、価格等ノ基準
（A）新物価水準ノ問題
（B）新物価体系ノ問題
（1）物価、賃金、地代、家賃、運賃、金利、料金等ノ均衡
（2）各種物資ノ価格間ノ均衡
（3）賃金給与ノ均衡（定額労務者、自由労働者ノ賃金、農家賃金等）
（4）地代、家賃ノ均衡
（5）運賃ノ均衡（陸上運賃、海上運賃、小運送賃等）
（6）各種料金ノ均衡
（7）金利、配当ノ均衡
（8）各種ヲ通ズル地域的均衡ノ問題

右の資料が示すように、物価対策の問題として①総需要抑制、②生産拡大、③物価統制、④物価体系の確立が挙げられている。そして別の資料[5]によれば、上記委員会の物価部会において採り上げるべき問題は、この③と④に相当するとみなされている。それらは同時に物価部の仕事でもあった。

次に、物価問題の総合的性格から、関係省庁が密接に協力して処理に当たることが必要と考えられ、物価関係各庁連絡協議会が設置された。会長に大蔵省物価部長、主幹に物価部第一課長、主任官に関係省庁の課長一五名が当てられた[6]。そして次のような事項については、事前に大蔵省物価部と密接な関係をとることが要請された。すなわち、主要物資の価格、主要料金などの改訂、価格、料金、給与などに関する重要施策、主要生活必需品の生産および配給に関する重要施策、就業対策、労務対策に関する重要施策、企業に対する重要施策、住宅対策に関する重要施策[7]。

三　「戦後物価対策基本要綱」

さて物価部設置後の二〇年一二月、二一年一月、二月の三カ月間、物価部は文字通り大車輪の活躍ぶりを示した。一番多いときで、女子事務員を含めて四〇人ぐらいであったという。[8]

すでに一一月ごろから、大蔵省内部では厳しい財政金融措置を含む総合的インフレ対策の立案が進められていた。[9]これはやがて二一年二月一六日、金融緊急措置を中心とする「経済危機緊急対策」として発表されることになるが、その一環として物価統制が組み込まれ、重要な位置を占める。しかし二〇年の一一月および一二月の段階では、まだ政府は重要物資を除き、物価統制の撤廃を基本方針と考えていた。その立案過程の初期のものとして、一一月二二日付の「社会経済秩序安定緊急対策ニ関スル件（案）」[10]をみると、「物価及賃金統制ノ原則的撤廃」が謳われ、米価は生産費と供出促進を主眼として引き上げ、麦、石炭、肥料、運賃についてもこれに準ずる措置をとり、できれば物価体系を整備しつつ自由価格とし、他の物資は統制を撤廃すると述べられている。

一一月二七日、第八九臨時議会が開かれたが、物価部が用意した「物価問題ニ関スル想定問答」[11]の中でも、「現段階ニ於ケル価格統制ノ方針如何」という問に対して、次のような答が記されている。鉄、石炭、主要食糧、燃料、衣料品のような重要物資については価格統制を継続しなければならないが、他の商品の統制撤廃はたとえ一時的な物価上昇を招いても、生活にそれほど支障はなく、むしろ生産を促進し、価格も適当な水準に落ち着くであろう、と。

先に掲げた内閣調査局の「新事態ニ即応スル価格等統制ノ運営方式ニ関スル件（案）」（昭和二〇年一〇月三一日）は、一二月二一日の戦後通貨物価対策委員会物価部会にも配布されており、これが物価統制撤廃の方向についての政府の

標準的な見解をなしていたといってよい。

司令部がこれとは逆に統制志向的な見解をもっていたことは、すでに知られていたが、政府がはっきりと従来の方針を変更しなければならなくなったのは、一二月二六日、司令部が商工省の生活用品の統制撤廃案を拒否したときである。このとき以後、総合的インフレ対策に盛り込まれる物価統制の考え方も一変した。考え方の転換を示す最も早い時期の文書は、物価部の「戦後物価安定の基本方策（案）」[12]（昭和二一年一月二日）であると思われる。そこでは「米及石炭ノ統制価格ヲ合理的ニ引上是正スルト共ニ生鮮食糧品及日用品等ノ実際価格ニ付大幅引下ノ措置ヲ講ジツツ新タナル水準ニ於ケル物価体系ノ確立ヲ図ルト共ニ之ト均衡ヲ保持シタル賃金給与ノ基準ヲ設定シ価格及賃金等ニ付経過的ノ再統制ヲ開始ス、之ヲ機会ニ検察力、警察力ノ全面的恢復ヲ図リ違反行為ニ対スル取締ヲ強行ス」とある。

このような考え方に基づいて、「戦後物価対策基本要綱」[13]が一月一八日の戦後通貨物価対策委員会物価部会の決定を経て、一月二六日に閣議決定をみた。ところがその後、この方針に重要な変更が加えられ、最終的にはもう一つの「戦後物価対策基本要綱」[14]が二月一五日に閣議決定された。

変更の第一は、ちょうどそのころ金融緊急措置の立案がまとまりつつあったため、購買力の拘束について具体的に通貨ノ引換、預貯金ノ封鎖」という施策を文面に織り込むことになったことである。変更の第二は、価格統制を行なうさい、「之ト均衡ヲ保持シタル賃金給与ノ基準ヲ設定シテ」賃金統制を施行するという考えを撤回し、「賃金給与ニ付テハ物価ト不均衡ニ昂騰セザル様適当ナル措置ヲ講ズルモノトス」という漠然とした表現が「備考」として添えられたという点である。賃金統制を見合わせたのは、司令部の示唆によるものであった。[15]

最終的に決定をみた「戦後物価対策基本要綱」は、全体としての「経済危機緊急対策」（二月一六日発表）の中に、総合的物価対策の基本方針を示すものとして位置づけられた。全文は次のとおりである。

戦後物価対策基本要綱（昭二一、二、一五、閣議決定）

戦後物価政策ハ究極ニ於テハ自然価格ニ依ル経済安定ヘノ到達ヲ目標トスベキモ現下国民経済ノ異常ナル状況ヲ顧ミルトキハ之ニ到達スルガ為通貨及物資ノ両面ニ亘ル左記施策ヲ適切且計画的ニ実施シテ悪性インフレーションヲ阻止シ物価ノ安定ヲ図リ以テ民生ノ安定ヲ確保スルト共ニ健全ナル勤労及企業ノ基盤ヲ確立スルモノトス

一、既存ノ購買力ニ付通貨ノ引換、預貯金ノ封鎖、財産税等ノ課税其ノ他ノ方法ニ依リ之ヲ封鎖縮減スルノ措置ヲ迅速且適切ニ行フト共ニ今後ノ新規購買力ノ追加ヲ徹底的ニ縮減スルコト

（備考）

本件ハ物価安定ノ基本的要件ナルニ鑑ミ特ニ施策ノ適切且果敢ヲ期スルモノトス

二、米及石炭其ノ他ノ主要食糧及重要基礎資材ノ統制価格ヲ合理的ニ是正シツヽ之ニ照応シ生鮮食糧品及日用品等ノ実際価格ニ付引下ノ措置ヲ講ジ新タナル水準ニ於ケル合理的且均衡アル価格体系ノ確立ヲ図ルコトトシ之ガ維持安定ヲ図ル為各種物資ノ生産配給及価格並ニ運賃等ニ付統制ノ適否ヲ全面的ニ再検討シタル上新タナル統制方針及方式ヲ決定シ之ニ基キ強力且適切ナル統制ヲ行ヒ違反行為ニ対シ取締ヲ強行スルモノトス

（備考）

（一）賃金給与ニ付テハ物価ト不均衡ニ昂騰セザル様適当ナル措置ヲ講ズルモノトス

（二）本件ニ付テハ各所管官庁協力一致シテ具体案ヲ作成シ出来得ル限リ速ニ実施ニ移スモノトス

三、主要食糧ノ生産及輸入ニ付最善ノ方途ヲ講ズルト共ニ之ガ供出及配給ニ付強力適切ナル非常管理ヲ断行シ併セテ生鮮食糧品等ニ付計画的且合理的ナル出荷及配給ヲ実施スルコト

（備考）

本件ニ付テハ問題ノ緊急且重要ナルニ鑑ミ政府全体ノ問題トシテ全力ヲ挙ゲテ実現ニ努ムルモノトス

四、石炭ノ生産恢復ヲ基幹トシテ民需工業ノ急速復興ヲ行ヒ就中肥料、農機具、医薬品、重要生活日用品其ノ他現下緊要ナル民生物資並ニ輸出物資等ノ生産ノ増加ヲ図ルコト

（備考）

本件ニ関シテハ速ニ之ガ具体的計画ヲ立案シ之ニ基キ適切ナル施策ヲ進ムルモノトス

尚企業ノ整理再建ヲ促進シテ新タナル企業活動復興ノ基礎ヲ確立スルト共ニ産業復興ノ為ノ資金ノ供給ヲ円滑且適切ナラシムル措置ヲ講ズルモノトス

五、運輸通信施設並ニ配給組織ヲ急速ニ復旧再建シ生活必需物資等需給ノ円滑適正化ニ努ムルコト

（備考）

本件ニ関シテハ輸送手段等ノ整備増強ヲ図リ又公設市場ノ設定、百貨店ノ活用、健全ナル小売商ノ復活、消費組合ノ育成等ノ為必要ナル措置ヲ講ズルト共ニ闇市場ニ対シ適切ナル取締ヲ行フモノトス

六、就業対策トシテハ民需生産ノ復興ニ依ル健全就業者ノ増加ヲ図ルト共ニ有効ナル失業救済事業ニ依ル授職ニ努メ失業者ニ対スル単純ナル金銭的給付ハ之ヲ最小限度ニ止ムルコト

（備考）

失業救済事業ノ実施ニ当リテハ食糧ノ増産、住宅ノ建設、戦災地ノ整理等当面ノ民生安定上緊要ナル事業ヲ優先シ電力ノ開発、道路、鉄道ノ新設等ハ之ヲ後順位トス

七、既存購買力ノ封鎖ハ出来得ル限リ短期間ヲ目途トシ価格等ノ統制、財産税等ニ依ル既存購買力ノ縮減、財政ノ均衡恢復、生産及貿易ノ恢復等ニ照応シテ其ノ時期、順序等ヲ適当ニ考慮シツヽ之ヲ緩和又ハ撤廃シ統制ニ依ラザル経済ノ安定ヲ期スルコト

（備考）

将来ハブレトン・ウッヅ協定ヘノ参加ヲ予定スルト共ニ国内的ニハ金利政策及投資操作等ニ依リ安定ノ維持ヲ図ルモノトス

八、以上諸施策ハ其ノ相互関聯性ニ顧ミ事ノ緩急ヲ考慮シツヽ、綜合的ニ之ヲ実施シ関係各機関協力一致シテ其ノ成果ヲ挙グルコトニ努ムルコトトシ就中緊急施策ヲ要スル事項ハ時機ヲ失セズ強力果敢ニ之ヲ実施ニ移スベキコト

（備考）

物価問題ノ解決ハ国民経済全般ノ問題ノ解決ニ於テ実現セラルベク其ノ一部一局面ヲ捉ヘテ施策スルモ実効ヲ期シ難キモノアルコト並ニ国民経済ノ再建ハ国民ノ健全ナル勤労ノ成果ニ俟ツベキモノナルコトヲ明確ニ認識シ斯ル見地ヨリ施策ヲ進ムルト共ニ国民ノ自覚ト努力トヲ要請スルモノトス

尚物価行政ニ関スル機構及運営ノ改善強化ニ付考慮スルト共ニ適切ナル物価政策ノ企画実行ニ資スル為物価、生計費、物資需給状況等ニ関スル調査統計ノ整備ヲ図ルモノトス

右の文書が示しているように、全体としてのインフレ対策は㈠購買力対策、㈡物価統制、㈢食糧対策、㈣民需生産対策、㈤運輸通信・配給対策、㈥就業対策を含んでいるが、大蔵省自身にとっての直接の政策は購買力対策と物価統制である。しかもかなり重要な役割をもったのもこれらの二つである。購買力抑制策、とりわけ新旧円の交換、預金封鎖などを中心とする金融緊急措置の立案は物価部以外のところで行なわれていた。戦後通貨物価対策委員会の委員であった中山伊知郎は「……この委員会では、二一年二月に実施された新円に関する話は全く出ていないし、委員のうち誰もこの問題について知らなかった。おそらくこの問題は大蔵省内部で、しかもごく少数でプランされたのではないかと思う」[16]と述べている。たまたま同委員会の物価部会は、一二月二九日および一月九日の会合において、武井大助委員の提出した文書「新通貨ニ依ル通貨収縮断行ノ件」[17]（二〇年一一月）を議題としてとり上げ、この問題についての委員の意見を徴している。一般的賛成意見が多数という結果がえられた。当時なんらかの金融措置がとられるであろうということは一般に予想されていたが、右の討論は直接に、政府の金融緊急措置の立案に基づいて行なわれた

ものではなかった。

総合的インフレ対策に関係した省庁は、大蔵省、商工省、農林省、厚生省、内務省、運輸省、逓信省、外務省、司法省、復興院に及び、それぞれ仕事の分担が割り当てられた。重要事項の決定は経済関係閣僚懇談会においてなされるが、この対策推進の中枢は内閣審議室と大蔵省物価部であった[18]。当時の物価部第二課長の吉岡千代三は「……戦後各省も大分自信を失って、やや茫然としておった。そのときに物価部がとにかく一つの理想と申しますか、理論的根拠を掲げてやろうということで、物価問題を取上げたということに対しましては、非常に各省とも協力的な気持だったように思います[19]」と語っている。

「経済危機緊急対策」を構成する具体的な法令と措置は次のようなものであった。

㈠　通貨金融関係

①金融緊急措置令、同施行規則。②臨時財産調査令、同施行規則。③日本銀行券預入令、同施行規則。

㈡　物価関係

①戦後物価対策基本要綱。

㈢　食糧関係

①食糧緊急措置令、同施行規則。②食糧管理法施行令中改正。

㈣　物資関係

①隠匿物資等緊急措置令。②国民生活用品の統制に関する措置。

㈤　厚生関係

緊急就業対策要綱。

(1) 大蔵省資料Z六〇四―二八、以下委員会に関する箇所で注のない場合はこれによる。
(2) 「大蔵大臣事務引継書―物価部関係」昭和二一年五月二三日（大蔵省資料Z五二六―一―五）。
(3) 平田敬一郎ほか口述「終戦直後の物価問題」（「戦後財政史口述資料」第八分冊）、一七ページ。
(4) 大蔵省物価部『戦後通貨物価対策委員会に於ける物価問題審議資料輯』一六―一九ページ。
(5) 「戦後通貨物価対策委員会ニ於テ採リ上グベキ問題」昭和二〇年一二月一一日、大蔵省物価部（同前、一三―一五ページ）。
(6) 「物価関係各庁連絡協議会設置ニ関スル件」昭和二〇年一二月一七日決裁（大蔵省資料Z五〇五―一）。
(7) 「物価行政運営要領ニ関スル件(案)」昭和二〇年一二月一九日（同前）。
(8) 工藤昭四郎口述「終戦初期の物価行政について」（「戦後財政史口述資料」第八分冊）、三ページ。
(9) 大蔵省財政史室『昭和財政史―終戦から講和まで―』第一二巻「金融(1)」六九―九四ページ。
(10) 大蔵省資料Z五二六―三―一。
(11) 大蔵省資料Z五〇五―三。
(12) 前掲大蔵省物価部『資料輯』、一四〇―四一ページ。
(13) 大蔵省資料Z五〇五―二。
(14) 大蔵省物価部『新物価体系策定ニ関スル基本資料輯』昭和二一年三月一五日、一―三ページ。
(15) 前掲平田敬一郎ほか口述、二三ページ。
(16) 中山伊知郎口述「占領下の労働問題」（大蔵省資料Z一〇六―六九）。
(17) 前掲大蔵省物価部『資料輯』二八―三二ページ。
(18) 「戦後物価対策基本要綱ノ実施ニ関スル件（案）」昭和二一年一月二三日（大蔵省資料Z五〇五―二）。
(19) 前掲平田敬一郎ほか口述、三二ページ。

第二章　新価格体系と経済統制

第一節　昭和二一年三月価格体系

一　作業方針

食糧を始めとする物資の極度の不足と爆発的なインフレーションの中で、政府は物価統制をさし当たって撤廃の方向で考えるのではなく、その再強化を図ることを確認し、それを全体としての物価対策の一環として位置づけた。こうした基本方針の確立に続いて必要なことは、第一に、物価統制を実施するための具体的な政策立案であり、第二に、物価統制を再開する基礎として、新たに価格体系を人為的な計算によって確立することであった。「当部（大蔵省物価部――引用者）の設置を見てより約三カ月間の問題の重点は、如何にして無秩序状態に陥った物価の体系を合理的な且つ均衡あるものに再建し又これを基盤にして新しい見地に立つ合理的統制を再開すべきかということでありました。」[1]

この二つの作業の方針を総括したものが、次に掲げる「物価体系ノ確立及価格等統制ノ方針ニ関スル件」[2]である。

新しい公定価格は二一年三月三日からいわゆる三・三価格体系として実施され、新しい「物価統制令」も同日に施行されることとなった。

物価体系ノ確立及価格等統制ノ方針ニ関スル件（昭二二、三、一、閣議決定）

戦後物価安定ニ関スル綜合施策ノ一環トシテ左記方針ニ依リ物価体系ノ基準ヲ設定シ之ニ基キ新ナル物価体系ヲ確立シ之ガ維持安定ヲ図ル為概ネ左記ニ依リ各種物資ノ生産、配給、価格並ニ運賃等ニ付強力且適切ナル統制ヲ行ヒ違反行為ニ対スル取締ヲ励行スルモノトス

第一　物価体系ノ確立

一、方　針

（一）新ナル物価水準ハ出来得ル限リ低位ヲ目途トスルモ現下及将来ニ於ケル財政経済ノ実勢ヲ充分考慮シツヽ、実現性有ル物価体系ノ確立ヲ図ルモノトシ米及石炭等ノ統制価格ヲ合理的ニ是正シツヽ、之ニ照応シ生鮮食糧品及日用品等ノ実際価格ニ付引下ノ措置ヲ講ジ相互ニ均衡アル価格体系ヲ確立スルモノトス

（二）新ナル統制価格等ハ同一ノ基準ニ於テナルベク同時ニ之ヲ設定シ一旦決定シタル上ハ之ガ維持安定ニ万全ヲ期スルモノトス

二、食糧品ノ価格

（一）新ニ米穀ノ生産者価格及消費者価格ヲ定ムルモノトシ消費者価格ヲ以テ他ノ物価及賃金ノ均衡基準トス

（註）消費者価格ハ平常年度ニ於ケル適正生産費ヲ基礎トシテ之ヲ定ムルモノトシ生産者価格トノ差額ハ米穀需給ノ異常ナル状況ニ対スル特別ノ調整金タルモノトス

（二）麦類、諸類其ノ他ノ主要食糧ノ統制価格ハ米価トノ均衡ヲ保持スル如ク之ヲ定ム

（三）生鮮食糧品等ニ付テモ米其ノ他主要食糧ノ価格ト均衡アル価格ノ形成ヲ期スルモノトシ食糧ノ絶対量不足ノ状況ニ

顧ミ統制ニ依ラズシテハ之ガ実現至難ナリト認メラルヽヲ以テ経過的ニ出荷配給及価格ノ統制ヲ行フモノトス

三、賃金給与

標準的定備工場労務者ノ標準的賃金ヲ右ニ依ル飲食物費ヲ中心トシテ算定セル生計費ヲ基礎トシテ算定シ之ニ基キ業種別、職種別、地域別、年齢別等ノ各基準賃金ヲ算出シ以テ新価格形成ノ基礎トス

四、石炭其ノ他生産基礎物資ノ価格等

（一）石炭ノ統制価格ヲ新ナル賃金基準ヲ基礎トシ他ノ物価トノ相関々係ヲ考慮シツヽ、定ム

（註）現在異常ナル状況ニ在ル石炭生産ハ昭和二十三年度迄ニ漸次恢復シ昭和二十四年度以降平常ノ生産状態ニ復スルモノト予定シ其ノ場合ニ於ケル適正生産費ヲ基礎トシテ石炭価格ヲ算出ス

尚生産者ニ対シテハ別途昭和二十三年度迄ヲ限リ一定ノ計画ニ基キ生産補給金ヲ交付ス

（二）鉄、鋼、セメント、肥料、石油等ノ統制価格並ニ運賃、電力料金等ハ右石炭価格ト均衡ヲ保持スル如ク之ヲ定ム

統制価格ノ設定ニ当リテハ適当ナル標準金利及標準配当率ヲ予定スルト共ニ償却ニ付テハ戦時中ノ特別償却ヲ廃止スルト共ニ非稼働設備（将来ノ必要ニ備ヘ現在稼動セザルモ保持ヲ要スル設備）ニ付テハ維持管理ニ要スル経費ヲ原価ニ算入スルコトハ之ヲ認ムルモ償却ハ之ヲ停止セシメ尚将来稼働ノ見込ナキ設備等ハ速ニ之ヲ他ニ転活用シ之ニ伴ヒ資本ノ合理的是正ヲ行ハシム

（註）非稼働資産、賠償ニ依ル撤去見込設備等ヲ保有セル会社ニ付テハ稼働設備ノミヲ承継セシメテ逐次新会社ヲ設立スルノ方法ヲ促進シ価格ニ対スル異状ナル負担ヲ軽減スルト共ニ企業経理ノ安定ヲ図ルモノトス

五、地代、家賃ニ付テハ標準生計費支出中ニ於ケル比率ヲ適正ナル限度ニ止ムルガ如ク措置シ財産税課税トノ調整ヲ考慮シツヽ極力地代及家賃ノ不均衡ヲ是正ス

六、価格調整補給金ハ緊要ナル最少限度ニ止ムルト共ニ産業ニ対スル其ノ他ノ補助金又ハ免税等ハ原則トシテ之ヲ廃止ス

（備考）

輸出入品ノ国内価格ハ当分ノ間右基準ニ依ル統制価格又ハ市場価格ニ依リ対外価格ハ取引国ニ於ケル外貨建当該価格ニ依ル尚為替相場ハ貿易取引ノ結果ヲ勘案シ国内及海外ノ物価水準ノ一応ノ安定ヲ待チ之ヲ決ス

第二　価格等ノ統制

一、価格等統制ノ方針

価格等ノ統制ハ各物資等需給ノ状況及統制ノ行政的技術的難易等ヲ考慮シツヽ物資等ノ生産乃至配給ニ対スル統制ト相表裏シテ左記ニ依リ之ヲ存置又ハ強化シ経済ノ安定回復ノ程度及状況ト照応セシメツヽ漸次之ヲ緩和乃至廃止スルモノトス

尚此ノ際新統制方針ノ実行ト共ニ罰則ノ強化、検察力、警察力ノ全面的恢復ヲ図リ違反行為ニ対スル取締ヲ励行スルモノトス

(一)　統制ノ程度

統制ノ程度ヲ左ノ四段階ニ区分ス主ナル物資等ニ付之ヲ例示スレバ左ノ如シ

(備考)

他ノ物資等ニ付テハ本例示ノ趣旨ニ従ヒ夫々統制ノ程度ヲ決定スルモノトス

尚本例示ニ掲ゲラレタルモノニ付テモ尚検討ノ上若干ノ変更ヲ加フルモ妨ゲナキモノトス

(A)　生産、配給及価格ノ統制ヲ特ニ強度ニ行フベキモノ概ネ左ノ如シ

(1)　米、麦、其ノ他主要食糧
(2)　塩
(3)　石炭及コークス
(4)　石油
(5)　銑鉄及普通鋼
(6)　棉花及パルプ

(7)　肥料
(8)　電力及瓦斯
(9)　鉄道及船舶輸送

(備考)

本範囲ニ属スルモノハ国民生活ニ及ボス影響其ノ他国民経済ニ於ケル重要性ニ鑑ミ其ノ生産乃至配給ヲ計画的且適切ニ統制スルト共ニ敢ニ其ノ価格等ノ安定ヲ確保スベキモノトシ之ガ為政府ハ特ニ強力ナル施策ヲ講ズルモノトス

(B)　生産、配給及価格ノ統制ヲ(A)ノ程度ニハ至ラザルモ全面的ニ行フベキモノ概ネ左ノ如シ

(1)　味噌、醤油及食用油脂
(2)　生鮮食糧品及加工食糧
(3)　酒
(4)　銅其ノ他ノ重要金属類及同二次製品
(5)　セメント及板硝子
(6)　硫酸、硝酸、曹達其ノ他主要工業薬品
(7)　ゴム(生ゴム、屑ゴム)
(8)　皮革
(9)　主要繊維製品
(10)　自動車、電動機其ノ他ノ重要機械類
(11)　木炭
(12)　木材
(13)　主要建築材料

(14) 農機具
(15) 電球、石鹸、燐寸其ノ他ノ主要日用品
(16) 小運送賃

(備考)
本範囲ニ属スルモノハ其ノ重要度(A)ニ次グモノトシ其ノ生産ノ確保ニ付適切ナル措置ヲ講ズルト共ニ消費者ニ対シテモ配給割当等ノ措置ヲ行ヒ価格違反其ノ他不正取引ハ厳ニ之ヲ取締ルベキモノトス

(C) 主トシテ価格ノ統制ヲ行ヒ生産、配給等ノ統制ハ必要ニ応ジ優先割当ヲ為ス等適当ナル運営ヲ図ルモノ概ネ左ノ如シ
(1) 工具、作業用具、其ノ他機械器具類
(2) 医薬品
(3) 主要日用品(靴、陶磁器等)
(4) 地代、家賃及土地建物ノ価格

(備考)
本範囲ニ属スルモノハ原則トシテ価格ノミヲ法規ニ依リ統制スルニ止ムルヲ可トシ且又需給関係ヨリ見ルモソレニテ差支ナシト思料セラル、モノニシテ生産ニ付テハ所要資材等ヲ大枠ニテ割当テ細部ハリンク制等ニ依リ適宜生産高出荷高等ニ比例セシムル等ノ統制ヲ行フベキモノトス

(D) 経過的ニハ価格統制措置ヲ為スベキモ順次法規ニ依ル価格統制ヲ撤廃スベキモノ概ネ左ノ如シ
(1) 日用雑品
(2) 出版物
(3) 紙製品(ノート、封筒、便箋等)

(4) 修繕料
(5) 宿泊料
(6) 入場料

(E) 賃金給与ニ付テハ物価ト不均衡ニ昂騰セザル様適切ナル措置ヲ講ズルモノトス

(二) リンク制ノ活用
生産所要資材其ノ他生産者ノ必需物資等ヲ確保シテ之ヲ生産者等ノ為ニ確保シ所謂リンク制ニ依ル統制ルートヘノ出荷ヲ促進スルモノトシ就中農林水産品ニ付本制度ノ活用ヲ図ルモノトス

(三) 需給ノ円滑化及暴利行為等ノ取締
公設市場ノ再開、百貨店ノ利用其ノ他ノ配給機関ノ整備並ニ消費組合ノ育成強化等ニ依リ公正妥当ナル価格ノ形成ヲ可能ナラシムルガ如キ措置ヲ講ジ尚暴利行為等ノ取締ヲ併セ講ジテ価格ノ適正ヲ期スルモノトス

二、価格等統制ノ方式
統制の実施に当リテハ経済民主化ニ即応シテ業者、消費者ノ自主的協調ト関係官庁ノ適切ナル指導トニ依リ従来ノ如キ煩雑且実情ト乖離セル官僚的統制ヲ排シテ簡明迅速且円滑ナル運営ニ努ムルモノトシ就中統制価格ニ付テハ左ノ如キ考慮ヲ行フ
(一) 統制価格ハ公定又ハ協定認可ノ形式ニ依ルコトトシ従来ノ停止価格ハ之ヲ廃止スルモノトス
(二) 統制価格ノ公定又ハ協定ニ当リテハ公正ナル価格査定委員会等ノ活用ヲ図ルモノトス

(備考)
価格ノ協定、査定等ニ当リテハ単ニ業界ノ一方的意向ヲ反映セシムルコトナク特ニ需要者乃至一般消費者側就中勤労者ノ意向ヲ充分反映セシムル如ク措置ス

(三) 統制価格ノ励行ヲ期スル為ニ適当ナル監視機関ヲ設置ス

（備考）

監視機関トシテハ官庁ノ外国民ノ自主的監視機関ノ活用ヲ図ルモノトス

（四）統制技術上地方的ニ処理スルヲ可トスルモノハ別トシ価格等統制ノ事務ハ原則トシテ中央官庁ニ於テ之ヲ行フモノトス

三、物価安定資金制度

現在ニ於ケル物資等ノ需給ノ異常ナル状況ニ顧ミ物価体系ノ維持安定ヲ確保スルガ為左記ニ依リ物価安定資金ヲ設ク

（一）財源トシテ考慮スベキモノ概ネ左ノ如シ

（1）煙草ノ特別価格ニ依ル収入

（2）主要酒類以外ノ酒類ノ特別価格ニ依ル収入

（3）特設市場ノ免許料

（4）富籤ニ依ル収入

（5）統制会社等ノ価格平衡資金

（6）価格改訂ニ伴フ手持品等ノ値上リ益等

（二）支出トシテ予定セラレタルモノ概ネ左ノ如シ

（1）米、麦ノ生産者価格ト消費者価格トノ差額

（2）石炭ノ補給金

（3）其ノ他ノ国内価格ノ調整金等

（三）本制度経理ノ為特別会計又ハ特別勘定ノ設置ヲ考慮ス

第三　本件実施ノ措置其ノ他

一、新物価体系ハ三月三日ヨリ之ヲ実施スルモノトシ既ニ新物価体系ノ一環トシテ価格等ノ改訂ヲ行ヒタルモノノ外主要物資等ニ付価格改訂ヲ行フ

二、価格等統制ヲ新ナル方針ト方式ニ依リ実施スル為必要ナル法令ヲ制定シ三月三日ヨリ新法令ニ依ル統制ヲ開始スルモノトス

三、地代ト家賃ノ改訂ハ四月一日実施ヲ目途トス

四、本件ノ実施ニ関聯シ免税点ノ引上等ニ関スル税法上ノ改正ニ付検討スルモノトス

新価格体系の確立については、多数の商品の諸価格を同時に決定することは技術的に困難であって、戦略的な方法が必要であった。採用された方法は、価格体系の核となる二、三の重要な商品の価格を基準として定め、これらを基礎として連鎖的に諸物価を算定するというものであった。

基準価格は、米価、賃金、炭価であった。まずすべてのものの出発点として米価が選ばれ、米価から他の農水産物の価格が決められる。これらを中心とした生計費の計算から基準賃金が算出され、それに基づいて石炭の価格が導かれる。米の政府買入価格は石当り三〇〇円、政府売渡価格は二五〇円、標準世帯の生計費は一ヵ月五二六円二銭、標準労働者の一日賃金は二〇円、石炭の消費者価格は一トン一五〇円と定められた。これらのものは他の商品の生産費要因として重要な位置を占め、また賃金は同時に基礎的消費財の需要要因となる。こういう関係を通じてさまざまな商品の価格が算定されていった。そして全体としての物価水準は、これまでの公定価格の基準となった昭和一四年九月一八日の停止価格に比べて、八倍程度をめやすとしてできるだけ低くすることとされた。(3)

二　重要物資の価格

(1) 食糧品

終戦前の二〇年四月に、二〇年産米の政府買入価格は一石（一五〇キロ）九二円五〇銭と決められていた。政府売渡価格は昭和一八年一一月以来一石四六円に据え置かれていた。しかし未曾有の凶作のため、この価格では生産を確保しえないということから、二〇年一一月、買入価格を一石一五〇円に改訂し、ついで一二月、売渡価格を一石七五円に改訂した。両米価の差は補助金によって埋められていた。

さて新しい公定価格体系を形成するさい、基本とされたのは米価である。しかし米といえども、その生産のためには生産要素や原材料が必要であって、それらの価格を確立して始めて米価の計算が可能となる。米の生産者価格の決定は要約すれば表2-1のように行なわれた。一石九二円五〇銭（包装費込み）という二〇年産米の生産者価格の決定は、一九年産米の生産費構成を根拠にしたものであるが、新しい米価計算はこれを出発点とする。この一九年産米の生産費は七五%バルクラインのもとでの値である。各費用項目について新しい値を定めるさい、現在見られる値をそのまま認めるのではなく、将来の経済安定期ないし物価安定期とみなされた昭和二三年ごろに成立すると思われる正常な値をとる。のちに述べるように、安定期の物価は現状よりも低くなると想定されたから、米の場合に限らず、価格を一般に低く抑えることが原則とされたのである。

当時の物価部第一課長平田敬一郎は次のように説明している。「現実の生産費に非ずして、現況を考慮しつつ予想生産費を基礎として定められたことに注意されねばならない。而してこの予想生産費の下に一応定められた米価を基

表2-1　米の平常生産費推定　（単位：円）

区分	19年産バルクライン価格	平常生産費推定
種籾代 a)	1.74	9.40
肥料代 b)	68.29	241.02
労賃 c)	68.50	189.20
畜力費 d)	9.59	26.49
諸材料費 e)	7.67	38.35
農舎費 f)	2.96	8.29
農具費 g)	6.80	48.28
租税その他公課 h)	4.01	6.40
部落協議会費 i)	0.87	1.39
土地資本利子 j)	23.70	37.83
小作料 k)	22.13	35.32
資本利子 l)	4.79	17.14
以上反当り費用計(A)	221.05	659.11
副収入(B)m)	12.96	31.23
反当り生産費(A－B)	208.09	627.88
反当り収益(C)n)	2.403(石)	2.403(石)
石当り生産費$\left(D=\frac{A-B}{C}\right)$	86.60	261.29
利潤6%(E)	5.20	15.68
利潤10%(F)	8.66	26.13
運賃諸掛(G)o)	1.04	3.12
合計(D＋E＋G)	92.84	280.08
合計(D＋F＋G)	96.30	290.54

（注）1. 昭和21年3月，大蔵省物価部推計.
2. 平常生産費は昭和23年を想定.
3. a)は消費者価格値上率（250円÷46円）5.4倍
b)購入肥料…窒素質肥料（5.26円×8貫）＋過燐酸石灰（2.72円×6貫）＝58.40円
自給肥料…182.62円
c)は　1日10円×18.92日
d)は　労賃10円÷19年労賃3.62円＝2.762倍
e)は　油その他5倍
f)は　木材の値上げ2.8倍
g)は　農機具値上げ7.1倍
h)i)j)k)は　金納小作料値上率　75円÷47円＝1.596倍
l)は　5%で種籾代，農舎費および農具費1カ年，肥料代および諸材料費8カ月，労賃および畜力費5カ月，租税および部落協議会費3カ月と計算
m)は　籾殻（7銭×19貫），藁（10銭×130貫）．屑米（1斗12.40円），糠(1.18円×1.7貫)
n)は，前3カ年平均石数
o)は　3倍

出所：大蔵省物価部『新物価体系策定ニ関スル基本資料輯』17—19ページ.

準として他の物価及び賃金の高さが予定され、更にその新たに定めんとする他の物価及び賃金との比較に於いて、米の予想生産費の中の各費目が適正にして均衡の保持されたものでなければならないことは言う迄もない。謂わば、今回新たに定められんとする諸々の公定価格は、全て同一の基準に於いて同時に定められんとするのであつて、現実に即しつつ、而も実際は全てが相互に同一の基準の上に立つ予想原価に基いて決定せられるものであると言うことである。然らざる限り、一の公定価格の改正は、他の公定価格の改正を必要とし、無限に繰り返すことに依つて遂に安定なる公定価格を設定すること不可能になるからである。[4]」

表2－1の生産費合計二八〇円〇八銭ないし二九〇円五四銭が、二一年三月物価体系における生産者価格三〇〇円の根拠である。経済の正常化につれて、生産者価格が近い将来に低下するという想定があったから、政府売渡価格はそれより低く二五〇円に設定され、その差はさし当り補給金によって埋められることになった。実際の消費者価格は東京・大阪地区について一石二八六円六五銭となった。二一年三月現在、米の闇価格は一石六五〇〇円であった。

生産者米価一石三〇〇円を昭和一二年のそれ三〇円八九銭と比べると、九・七倍である。この作業では戦前の標準として昭和一二年または一四年がとられている。前者は日中戦争および太平洋戦争に先立つ非統制の時期を意味し、こちらの方が好まれたのであるが、個別の物資の価格や費用について必ずしも十分な資料がない。後者は昭和一四年九月一八日の価格凍結令の年であり、資料はある。そこで事実上昭和一四年の物価体系を基礎にして、昭和一二～一四年の間の物価上昇率の推定によって昭和一二年を想定するという方法がとられている。いずれにせよ生産者米価を基準にしてみると、昭和二一年の物価水準は全体として昭和一二年の八倍ないし一〇倍という見当がつけられ、昭和一二～一四年の間の物価上昇率を二割とすれば、二一年の物価水準は一四年の六倍ないし八倍を目やすにして定められることになった。

表2-2　石炭トン当り生産費の推定　（単位：円）

区分	昭和20年度上期	21年度	22	23	24
物品費	9.42	(11.54) 36.36	(10.33) 30.52	(9.21) 29.39	(8.10) 25.22
労務費	17.57	66.77	57.20	48.58	40.14
経費	25.16	(32.02) 76.49	(25.75) 65.45	(22.46) 58.99	(17.84) 47.65
石炭輸送費	0.45	(0.59) 1.77	(0.51) 1.53	(0.43) 1.29	(0.36) 1.08
本社費	1.43	(1.90) 4.37	(1.63) 3.75	(1.39) 3.17	(1.14) 2.62
合計	54.03	185.76	158.45	141.42	116.71
割当資産特別償却	—	3.74	3.74	3.74	—
赤字補塡水害復旧費	—	—	3.41	2.89	2.38
適正利潤	4.62	8.67	8.43	7.52	6.26
再計（生産費）	58.65	198.17	174.03	155.57	125.35
出炭量（万トン）	a) 3,200	2,400	2,800	3,300	4,000

（注）1.　昭和21年3月，大蔵省物価部推定．
2.　かっこ内は基準生産費．
3.　a)は上期出炭量1600万トンを2倍して年間換算した量．
出所：大蔵省物価部『新物価体系策定ニ関スル基本資料輯』21ページ．

米と直接に関係づけられるのが、大麦、裸麦、小麦、とうもろこし、大豆、甘藷、馬鈴薯などの農産物である。これらの価格は米価を基準として、従来の価格比率、生産費および反当り粗収入の比率、栄養量の比率、標準生計費との均衡、農林政策上の要請なども考慮して決定される。[5]

次に野菜や魚といった生鮮食料品はすでに統制を撤廃されているが、いずれの消費者価格も現行の自由価格の三分の一以下に引き下げられ、再び統制のもとにおかれる。[6] 生産および出荷を促進するため生産者価格と消費者価格との差には補給金が支払われる。魚の場合、リンク制による現行の協定価格が消費者価格の基準とされる。リンク制というのは、統制撤廃後の価格騰貴に対処するためにとられた施策であり、自由価格よりも低い協定価格での取引に応ずる業者に対して重油および主食を特別配給するというものである。

表2-3　標準生活費の推計（１カ月）　（単位：円，％）

区分	標準生活費		現状推計		昭和12年生活費	
	金額	比率	金額	比率	金額	比率
飲食物費	237.10	45.1	537.12	72.8	23.46	32.2
主食	100.05	19.0	195.32	26.5	12.62	17.3
副食	117.00	22.2	336.00	45.6	8.30	11.4
調味料	20.05	3.9	5.80	0.7	2.54	3.5
嗜好品費	23.37	4.5	6.00	0.8	5.56	7.6
住居費	52.65	10.0	31.50	4.3	11.97	16.5
被服費	35.00	6.6	37.00	5.0	7.22	9.9
光熱費	31.58	6.0	35.00	4.7	3.94	5.4
保健衛生費	39.60	7.5	18.90	2.5	5.12	7.0
交通通信運搬費	33.00	6.3	10.00	1.4	1.55	2.1
教育教養娯楽費	23.72	4.5	12.36	1.7	5.20	7.1
その他	50.00	9.5	50.00	6.8	8.73	12.0
合計	526.02	100.0	737.88	100.0	72.75	100.0

（注）1.　大蔵省物価部調「工場労働者ノ標準生活費ト家計調査ニ依ル実支出トノ比較表」昭和21年２月23日による．
2.　標準生活費は新物価体系による物価水準による．
3.　現状推計は配給の現状，現実価格および家計の実態を考慮して推計したもの．
4.　昭和12年生活費は内閣統計局「家計調査報告」により工場労働世帯（実人員3.75人，収入階級90円未満80円以上）全国平均実支出．

出所：前表と同じ，84—85ページ．

(2) 石炭

石炭の国内生産量は昭和一九年に年間約五三〇〇万トン、月平均四〇〇万トンを超えていたが、二〇年七月二七〇万トン、八月一八〇万トン、九月九〇万トン、一〇月五四万トン、一一月五二万トンというふうに激減し、ほとんど操業停止の状態に陥った。増産緊急対策によって二一年三月には一六四万トンにまで回復したが、坑内の荒廃、鉱区の老朽、労務者の不足などのため本格的な出炭は当分望めない状況であった。

こうした状況のもとでの現実の生産費は異常と考えられたから、これをそのまま用いるのではなく、表２－２に要約したように、二〇年上期の生産費構造を基礎として、現実の生産量に応じた基準生産費を算定し、諸物価の騰貴率を考慮して生産費を求めるという方法がとられた。こうして二一年度について一トン当り山元生産費一九八円一七銭が決められた。昭和二一年度においては石炭採掘業者は日本石炭株式会社に石炭をすべて売り渡していたが、この場合の日本石炭株式会社の運賃諸掛約五〇円を加えて、二五〇円が生産者価格とされた。石炭が一般物資の重要な費用要因であることから、消費者価格は一五〇円とされ、その差は補給金によることとなった。表２－２から明らかなように、石炭の場合にも生産の回復によって生産費は逓減すると予想されていることに注目すべきである。消費者価格一五〇円という値は、生産が正常な状態に戻る昭和二四年ごろの生産者価格をとったものである。したがってその時期に補給金も不用になるわけである。

表2-4　基準賃金（日収）　（単位：円）

年齢別＼地域別	A	B	C	D	E
男子労務者					
16歳未満	4.28	3.85	3.42	2.99	2.14
16～20歳	7.14	6.42	5.71	4.99	3.57
20～25歳	10.00	9.00	8.00	7.00	5.00
25～30歳	15.70	14.13	12.56	10.99	7.85
30歳以上	20.00	18.00	16.00	14.00	10.00
女子労務者					
16歳未満	4.28	3.85	3.42	2.99	2.14
16～20歳	7.14	6.42	5.71	4.99	3.57
20歳以上	10.00	9.00	8.00	7.00	5.00

（注）1.　大蔵省物価部調「賃金関係案」昭和21年２月26日による．
2.　地域別は概ねＡ大都市，Ｂ中都市，Ｃ小都市，Ｄ町村，Ｅその他．
3.　基準賃金には家族手当等経常諸手当を含む．
4.　標準生計費を基礎として，Ａ級地30歳以上の平均世帯男子軽労働労務者の生計費を算出し，それに租税公課を勘案し男子Ａ地域30歳以上の賃金月額500円を決定し，実働25日として日額を算出．
5.　地域別格差は実際生計費の地域別格差を参考とし，年齢別格差は生活担当者としての地位を勘案して決定．

出所：同前，90—91ページ．

二一年三月価格体系とともに戦後の価格補給金支出が始まった。二一年度予算においては、価格調整補給金は主要食糧（米、麦、馬鈴薯、甘諸澱粉）と石炭にだけ支払われた。当初予算として食糧に対して六四億八〇〇〇万円、石炭に対して三五億九六〇〇万円、合計一〇〇億七六〇〇万円であっ

た。[7] しかし決算数字においては、補給金合計が九〇億三六〇〇万円、一般会計歳出の七・八%となった（二三〇ページ表1-1参照）。

(3) 賃　金

賃金は物価を構成する費用であるばかりでなく、生活を支える所得でもある。賃金の決定に当たっては、それが労働者の最低生活を確保するに足るものでなければならない。そこで米、麦、いもなどの主要食糧および生鮮食料品の価格が決められると、飲食費が計算でき、エンゲル係数を媒介として、全体としての生活費を推定することができる。これを基礎にして賃金の基準額を決定し、さらに業種別、地域別、年齢別などの差を考慮していくというのである。

大都市労働者の標準世帯（主人三七歳前後、主婦三一歳前後、子供第一子一一歳―一五歳、第二子六歳―一〇歳、第三子三歳―五歳）を想定し、一ヵ月の標準

表2-5　平　均　賃　金

（日　収）　　（単位：円）

業種別＼地域別	男子 A	男子 B	男子 C	男子 D	男子 全国平均	女子 A	女子 B	女子 C	女子 D	女子 全国平均	男女 全国平均
金属工業	15.98	14.05	12.51	10.92	13.45	8.20	7.38	6.56	5.74	7.02	12.71
機械器具工業	16.19	13.58	11.86	10.20	13.17	8.20	7.38	6.56	5.74	7.09	12.37
化学工業	15.12	13.02	11.36	10.03	12.95	7.80	7.02	6.24	5.46	6.55	11.32
ガス・電気・水道業	15.99	14.15	12.74	10.99	13.41	7.80	7.02	6.24	5.46	6.60	12.73
窯業・土石工業	16.71	14.78	13.19	11.28	14.30	7.80	7.02	6.24	5.46	6.47	12.75
紡績工業	15.86	14.23	12.44	10.79	13.06	7.80	7.02	6.24	5.46	6.36	7.84
食料品工業	15.58	13.61	12.24	10.73	12.47	7.80	7.02	6.24	5.46	6.31	10.80
製材・木製品工業	15.30	13.49	11.83	10.20	11.94	7.80	7.02	6.24	5.46	6.02	11.00
印刷・製本業	15.59	13.55	12.26	10.91	13.47	7.80	7.02	6.24	5.46	6.75	11.97
小運送業	19.56	17.60	15.64	13.69	16.58	男子の70%以内					16.25
農業	—	—	—	—	10.42	男子の80%以内					9.49
石炭鉱業 坑外	—	—	—	—	12.51	—	—	—	—	6.56	11.61
石炭鉱業 坑内	—	—	—	—	20.91	—	—	—	—	11.80	20.60
工業総平均	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	11.53

（注）1.　大蔵省物価部調「賃金関係案」昭和21年2月26日による．
2.　最低業種（紡績業）の最低賃金（基準賃金×0.8－家族手当）に家族手当種別賃金格差，年齢別加重，地域別加重を加え算出，ただし農業労務者金属工業労務者の平均賃金との均衡を勘案して決定．
3.　A：東京，大阪．B：千葉，神奈川，静岡，愛知，三重，京都，兵庫，川，福井，山梨，長野，岐阜，滋賀，奈良，和歌山，岡山，広島，山口，栃木，鳥取，島根，徳島，香川，高知，大分，宮崎，鹿児島．
出所：同前，92―94ページ．

生活費は五二六円〇二銭と計算された。その内容を大項目別に要約して示したのが表2-3である。標準生活費は闇価格を含んだ現実の生活費の推計の七〇%程度であり、とくに飲食費は現実の四四%となっている。エンゲル係数も現実値に比べて著しく低く抑えられている。飲食費は恣意的に圧縮したのではなく、カロリー必要量および配給可能量のチェックを経て導かれたものとされている。しかし当時の論評によれば、[8] 一人一日最低所要量とされる一六〇〇カロリーのうち、配給量は一一〇〇カロリーを含むにすぎず、残り五〇〇カロリーは闇物資に頼らざるをえない、という。これを補給するためには、米では六円五〇銭かかり、小麦粉では五円四〇銭かかり、甘藷では

三円五〇銭かかる。配給費は七三銭にすぎないが、闇物資購入を考慮に入れると、一日一人六円は必要となり、五人家族ならば一カ月の飲食費は九〇〇円となろう。それに対して標準生活費における飲食費の計算は二三七円一〇銭であるが、これでは生活は不可能であるという。

さてこの標準生計費を基礎にして、これに直接税などの負担を考慮し、大都市における三〇歳以上の軽労働者の基準賃金を求めると、家族手当などを含めて月額五〇〇円となり、実働二五日として日額二〇円となった。表2－4はこの基準賃金を男女別、年齢別、地域別に示したものである。

次に、一定の業種別および男女別の賃金格差に基づき、年齢別および地域別労働者の分布を考慮して、業種別平均賃金が算出される。表2－5がその結果である。この平均賃金が新物価体系策定の基礎を与えたのである。たとえば農業の平均賃金一日一〇円という値は米価算定のさいすでに利用されたものである。

こうして物価体系の策定作業において標準世帯の生計費が一カ月五〇〇円、標準労働者の賃金が一カ月五〇〇円と決定されると、これが金融緊急措置の作業と関係をもった。この措置によると、俸給・賃金などは月額五〇〇円まで新円の現金払いが許され、それ以上は封鎖支払とすることになり、いわゆる五〇〇円生活の枠が設定された。この枠は物価体系確立の作業を通じて算定されたものにほかならない。

(4) 一般物資

米と石炭と賃金が公定物価体系の三大柱をなした。他の商品の価格はこれらを基礎にして逐次決定されていった。そのさいの一般原則は、「主要物資ノ新統制価格決定方針」[9]（昭和二一年二月二八日）に明示されている。関連部分を引用しよう。

（前略――引用者）

第二　一般物資等

一　原価算定ノ方式

現在ノ異常ニ悪化セル操業条件、闇価格ニ依ル原価高等ガ原価ニ混入スルコトナカラシムル為左ノ算定方式ヲ採用ス

イ　昭和十四年ニ於ケル単位当原価ノ内容ヲ各原価要素別ニ分析算定ス

ロ　各原価要素ニ付昭和十四年度価格ニ対スル新統制価格ノ値上リヲ加算シ昭和十四年度ト同一操業条件ノ場合ニ於ケル原価ヲ算定ス

ハ　右ニ対シ操業条件、其ノ他ニ付所要ノ調整ヲ加ヘ新統制価格ヲ算定ス

二　原価算定ノ基準

イ　各原価要素ノ単位ニ付テハ前号ノ趣旨ニ依リ総テ新統制価格ニ依ルモノトス

ロ　操業率其ノ他ノ操業条件ニ付テハ極端ニ悪化セル現状ヲ其ノ儘基礎トセズ各業界ノ負担力ニ応ジ今後一年乃至二年間ニ予想シ得ベキ操業条件ノ向上ヲ最大限ニ見込ムモノトス

ハ　償却ニ付テハ戦時中ノ特別償却ハ之ヲ廃止スルト共ニ非稼動設備（将来ノ必要ニ備ヘ現在稼動セザルモ保持ヲ要スル設備）ニ付テハ維持管理費ノミヲ認メ償却ハ之ヲ停止セシム

ニ　労務費ニ付テハ新統制価格ニ依ル大都市ニ於ケル標準生計費ヲ基礎トシ算定スル標準賃金（三十歳乃至三十九歳四人世帯ノ労務者ノ賃金）ニ対シ地域別、性別、年齢別差ヲ勘案シ算出セル業種別平均賃金（機械器具工業ニ於テハ日給十二円程度）ヲ基準トス

ホ　新統制価格ノ水準ハ特別ノ事情アル物資ヲ除キ概ネ昭和十四年ノ価格ニ対シ概ネ六乃至八倍以内ヲ目途トシ可及的低位ニ之ヲ定ムルモノトス

（後略――引用者）

鉄、銅、セメント、木材、肥料、石油、繊維、さらには運賃、電力などの料金も右の方式に従って定められた。こ

のうち特徴的なものは電気料金である。昭和一四年に比べて電力料金は二・五倍、電灯料金は一・八倍ないし三・八倍の上昇にすぎない。これは電気事業が戦災を蒙むることが少なかったこと、コスト高の火力発電が減少していること、低価な工業動力用の消費が減少したのに対し比較的高価な電灯料収入の増加が多いこと、電力管理による経営の合理化が進んでいることなどによるとみられる。[10]

三　物価安定のマクロ的予測

物価統制を再開するに当たって、政府が将来の物価安定化のプロセスについてどのような展望をもっていたかを知ることは興味がある。この点について政府の検討資料がいくつか残されている。これらは物価の安定化および物価統制の撤廃にいたる手順と将来状態についての展望を描いたものである。これらはいわば素朴な形の経済計画であるが、試案にすぎず、整合的な一つの体系にまとめられているわけではないし、また一般に公開されたり、これに基づく政策運営がなされたわけではない。しかし当時の考え方をうかがう上で参考になろう。

昭和二一年一月および二月の段階における一連の物価安定の予測資料によって説明されていることは、経済関係や物価関係が崩壊している現状においては、物価の安定すべき水準がどこにあるかを予測することが重要であるということである。そして現在の物価体系、物価水準、物価統制などはこの安定目標に向かって逐次調整されていく過渡的なものとみなされている。このこと自体に異論の余地はないが、根本的に誤っていたのは、「安定物価ハ現在ノ異常物価ヨリ相当低位ニ予定セラレルコト」[11]という予想である。こういう予想が抱かれていたことは興味深い。これは、戦争によって物価は上昇したけれども、今後の調整期にデフレ政策がとられ、物価水準はインフレのピーク時よりも

低下するだろうということを意味する。たしかにこういうパターンは第一次大戦後多くの国々に生じたが、第二次大戦後にはもはや繰り返されず、実際には、インフレの収束は物価水準が高い値のところで横這いになるという形をとった。[12]

一連の予測資料では、物価の安定は昭和二三年に達成され、そのさい日米為替レートは一ドル＝二〇円、標準労働者の賃金月額は五〇〇円、米価は石当り二五〇円と予想されている。そのとき物価水準はどうなるかといえば、「昭和二一年物価ハ安定物価ニ比シ上半期五割増、下半期四割増、昭和二十二年物価ハ上半期三割増、下半期二割増ナルベキコト」[13]とあるから、二一年上期の物価を一〇〇とすれば、二一年下期に九三、二二年上期に八七、二二年下期に八〇、二三年に六七となるという計算である。事実に照らせば、これは全く空想的ともいうべき展望であった。

次に、安定化の達成される昭和二三年までの期間が六つに区分され、物価政策推進のプログラムが立てられている。[14]

第一期（浮動購買力氾濫期、二一年三月まで）　統制再開の準備を進める。購買力の封鎖を図る。政府による購買力吸収セール、富籤の売出を行なう。

第二期（統制第一期、二一年三月～七月）　物価体系の実施、主食および生鮮食料品の緊急統制、他の物資の価格統制の維持。財産税一部徴収、封鎖購買力一部解除。

第三期（統制第二期、二一年八月～一二月）　緊急事態は経過するが、統制を維持する。

第四期（統制撤廃準備期、二二年一月～一二月）　主食統制は維持する。生鮮食料品の価格統制の必要性は減少する。六月ごろまでに財産税徴収完了、購買力封鎖全面解除。

第五期（統制撤廃開始期、二三年一月～一二月）　主食品の統制のみ維持、他は緩和ないし廃止。

表2-6　通貨および国民所得予測　（単位：億円）

区分	21年3月末	22年3月末	23年3月末	24年3月末	25年3月末	26年3月末
現金	192	369	319	269	219	160
日銀券	180	357	307	257	207	150
小額紙幣・補助貨	12	12	12	12	12	10
預貯金	2,381	1,787	1,807	1,927	2,056	2,185
国債残高	1,553	1,440	1,601	1,630	1,661	1,692
国債証券	1,484	1,006	947	976	1,007	1,038
政府特殊借入金	32	421	641	641	641	641
その他	37	13	13	13	13	13
国民所得推計（年度中）	1,500 (20年度)	1,200 (21年度)	1,300 (22年度)	1,500 (23年度)	1,600 (24年度)	1,600 (25年度)

出所：大蔵省物価部調「将来五ヶ年間ニ於ケル現金，預貯金及国債残高ニ関スル見透竝ニ購買力規正ノ為必要ナル施策（未定稿）」昭和21年2月28日（前表と同じ，105ページ）．

第六期（統制全廃期、二四年一月以降）　財政の均衡回復、石炭の生産正常化、相当の貿易量の回復、主食品を含む統制の全廃、ブレトンウッズ体制への参加。

この計画によると、価格統制の維持は二一年および二二年の二ヵ年間であって、二三年からは解除が進むことになっている。そして物価安定も二三年に達成されるという。しかし、現実には、物価の安定化がみられたのは二四年に入ってからであり、しかもそれらは計画と違って、さらに物価上昇が続いたあとで物価水準が横這いになるという形であった。価格統制の撤廃も大勢となったのは二四年以後であって、二七年ごろまで維持されたものもある。

上述のように、物価の絶対的水準の低下によってインフレが収束し、物価統制も撤廃されるという筋書きが想定されたのであるが、こうした予想はいったいどのような考え方によって裏付けられていたのであろうか。表2-6は一組の予測数字を示しているが、これによると、通貨供給は極度に抑制され、預金封鎖も継続し、財政赤字は二三年度以後解消、財産税は二二年度中に完納などが想定されている。

このマクロ的予測作業の一つの柱をなしたのは国民所得である。

これについては、簡単な産業別実質生産の推定が試みられてはいるが[15]、基本的な考え方として昭和二四年度に昭和一二年の実質所得がマクロ的に達成されるという想定がおかれ、それをチェックするために産業別の検討がなされているのである。昭和一二年の貨幣国民所得は約二〇〇億円であった。

昭和二四年度の名目国民所得が一六〇〇億円と予測された理由は、いささか奇妙である[16]。国家債務と貨幣国民所得との間の経験的比例関係が考慮に入れられ、二四年度末の国家債務を一六六〇億円、国債利子負担を五〇ないし五六億円とみなし、それらと均衡しうる貨幣国民所得は最少限度一六〇〇億円でなくてはならない、とされる。そうすると、昭和二四年度の実質国民所得が昭和一二年価格で測って二〇〇億円であるという想定から、二四年度の物価水準は一二年の八倍となる。これが上記の対米為替レートが一ドル＝二〇円となる根拠でもある。

ところで究極的な物価の安定水準に比べると、現状の水準は高いが、この過渡期の異常な水準をそのまま認めることは合理的ではなく、安定化への途をふさぐことになるという。そこで「以上ノ諸点ヲ考ヘテ此ノ過渡期ニ於テ混乱ヲ回避シテ自然ナ安定ヘ移行スル為ニ物価水準ハ原則トシテ比較的正常ナ安定ヲ予想セラレル昭和二十四、五年ノ水準ヲトリ、此ノ水準ヲ過渡期ニ適用スルニ当リテ生ズベキ不都合ニ対シテハ可及的ニ価格引上ニ依ラナイ措置ヲ講ズルコトニスル[17]」という考え方が導かれるのである。この措置が価格、生産、配給に関する統制および二重価格制である。米、石炭などの基礎的な物資については、生産者価格は現状の異常な生産条件を反映して高くし、消費者価格は予定された安定水準に対応させると、両者の間のギャップを埋めるために二重価格制をとる必要があるというのである。

新物価体系の確立にさいして、実際よりも低く物価を抑えたのはこうした思考によって導かれていたのである。

「……総テノ施策ガ『物価ハ戦前ノ八倍為替ハ一ドル二〇円』ヲ明確ニ前提シテ行ハレルコトガ物価ノ安定、経済ノ

安定ニ対シテ死活的ナ要件デアル」[18] こうした目標を本当に実現しようとするならば、とりわけ重要な施策は貨幣供給の圧縮である。名目国民所得一六〇〇億円にたいして現金一六〇億円という数字が対応しているのは、正常な経過からみると、後者は前者の一割であるという想定のためである。

しかし現実には、金融緊急措置によって、日本銀行券発行高は二一年二月一八日の六二八億円から三月一二日の一五二億円へと急激に収縮したが、そのあと再び急速に増大を始め、一年後の二二年三月末には上掲の予測三五七億円に対して一一五七億円となった。このことだけでも上述の物価安定プログラムは簡単に崩壊し去ったのである。

(1) 「大蔵大臣事務引継書—物価関係」(大蔵省資料Z五二六—一—五)。
(2) 大蔵省物価部『新物価体系策定ニ関スル基本資料輯』昭和二一年三月一五日、四ページ以下。
(3) 物価庁『物価統制資料集』第一分冊、八七ページ。
(4) 平田敬一郎「新物価体系の特徴」(『ダイヤモンド』昭和二一年三月二一日)。
(5) 「主要物資ノ新統制価格決定方針」昭和二一年二月二八日、大蔵省物価部前掲『資料輯』一三ページ。
(6) 「新物価体系等ニ関スル大蔵大臣談等」大蔵省物価部前掲書、五二ページ。
(7) 物価庁前掲『資料集』第一分冊、八二ページ。
(8) 「新物価下の民生安定」(『ダイヤモンド』昭和二一年三月二一日)。
(9) 大蔵省物価部前掲『資料輯』一三—一七ページ。
(10) 平田敬一郎前掲論稿。
(11) 「物価政策ノ一般戦略ニ付テ」昭和二一年一月二〇日(大蔵省資料Z五〇五—三)。
(12) 塩野谷祐一『現代の物価』増補版、日本経済新聞社、昭和五二年、六二ページ以下。
(13) 「物価政策ノ一般戦略ニ付テ」昭和二一年一月二〇日(大蔵省資料Z五〇五—三)。
(14) 「物価安定ヘノプログラム(試案)」、昭和二一年一月二三日(同前)。期間区分は前掲の「物価政策ノ一般戦略ニ付テ」という文書にもあるが、若干のずれがある。ここでは執筆時のあとの方のものを示した。
(15) 「昭和二一—二五年度生産国民所得予測試算」昭和二一年二月九日(大蔵省物価部前掲『資料輯』一〇二—一〇四ページ)。

(16) 「物価体系基準ノ設定要領」、昭和二一年二月二三日(同前、五五—六九ページ)。
(17) 同前。
(18) 同前。

第二節　物価統制の諸側面

一　「物価統制令」の概要

終戦直後、物価統制の撤廃が基本方針とみなされていた段階では、すでに述べたように、政府は昭和一四年に公布された「価格等統制令」の改正準備を進めていた。しかし物価統制の再出発が決められると、その手直しを止め、新しい法律を作ることになった。最も早い二一年二月五日付の案ではそれは「物価安定法」と名づけられていて、のちに述べるように最終案と比べて若干違った要素を含んでいた。[1] 最終的には、三月三日「物価統制令」がポツダム勅令として公布、施行され（勅令第一一八号、巻末資料九一一ページ所収）、従来の「価格等統制令」は廃止された。この「物価統制令」にそくして、新しい物価統制の方式を明らかにしよう。[2]

(1)　価格の直接統制

価格等とは、価格、運送賃、保管料、賃貸料、加工賃、修繕料、その他給付の対価である財政的給付をいう（第二条）と定義されるが、以下では簡単化のためにただ価格と呼ぶことにする。価格にたいする直接統制の方式はこれまでの「価格等統制令」のそれと異なっている。[3]

第一に、これまではいわゆる停止価格制度がとられており、あらゆる価格は昭和一四年九月一八日の水準に固定させられていたから、あらゆる価格が網羅的かつ自動的に直接統制の対象となった。ところが新しい方式では、積極的

に統制価格を定めて、これを公示しない限り、価格統制は行なわれていないことになり、公定価格をはずせば自由価格となる。これまでの方式では、公定価格をはずしても停止価格が妥当することになった。停止価格制度を廃止することによって、価格統制を網羅的にではなく重点的に行ない、漸次的に価格統制を撤廃することのできる体制に改めたのである。

第二に、統制価格の設定は主務大臣が指定するか、あるいは業者団体などから認可を申請してきたものを主務大臣が認可するかのどちらかによって行なわれる（第四条および第五条）。前者を指定価格、後者を認可価格という。指定価格が価格統制制度の中心をなすことはいうまでもないが、新しい方式では認可価格という自主的な方法がとり入れられた。民間の業者団体が申請し、政府の認可によって設定される統制価格はこれまで協定価格と呼ばれたものであるが、これは従来は九・一八価格に代わる役割をもつにすぎなかった。今度は協定価格が認可によって公定価格とされたのである。

じつは統制価格として作用するものは、このような指定価格と認可価格に加えて、さらに他法令額制度による価格がある。これは他の法令が定める価格、または他の法令に基づく行政官庁の決定、命令、許可、認可、その他の処分による価格であり、従来どおり統制価格として引き継がれたものである（第七条）。「物価統制令施行規則」（昭和二一年三月三日大蔵省令第二五号）は、これらの法令の範囲を次のように定めている。アルコール専売法、阿片法、運河法、家畜保険法、瓦斯事業法、河川法、海運統制令、漁船保険法、軌道法、小運送業法、索道事業規則、蚕糸業法、塩専売法、塩売捌規則、酒税法、食糧管理法、飼料配給統制法、重要肥料業統制法、森林火災国営保険法、自動車交通事業法、水道条例、石炭及コークス配給統制法、粗製樟脳樟脳油専売法、造船事業法、倉庫業法、煙草専売法、煙草売捌規則、中央卸売市場法、地方鉄道法、電力管理法、電気事業法、電力調整令、鉄道営業法、鉄道運輸規程、道

表2-7　物価安定資金概算　（単位：百万円）

区　　分	21年度	22	23
1. 収　　入	7,230	2,010	1,005
煙草特価販売	2,530	1,260	630
雑酒特価販売	500	250	125
富籤収入	500	250	125
統制会社等の価格平衡資金	500	250	125
物価改訂に伴う値上り益	800	0	0
特殊物件収入	800	0	0
特設市場免許料	100	0	0
日本銀行旧券整理益	1,500	0	0
2. 支　　出	5,630	3,110	1,370
米穀その他補給金	2,000	1,000	0
生鮮食糧品補給金	200	0	0
石炭価格調整補給金	2,400	1,960	1,320
銑鉄買取補償金	150	0	0
発送電配当補給金	80	0	0
製鉄設備管理費	200	100	50
その他	500	250	0
3. 収支差額(1－2)	1,600	△ 1,100	△ 365

（注）1.　大蔵省物価部，昭和21年2月16日調．
　　2.　計数が合わないが原資料のまま．
出所：大蔵省資料Z505-4.

路法、日本輸出農産物株式会社法、農業保険法、農業倉庫業法、農地調整法、保税工場法、保税倉庫法、水先法、木船保険法、酪農業調整法、臨時肥料配給統制法、硫酸アンモニヤ増産及配給統制法、臨時船舶管理法。

(2) 価格の間接統制

上述のように、従来の停止価格制度を廃止することによって、自由価格が成立することになったが、これらに対してもいくつかの方法で間接的に規制が加えられる。第一に、行政指導により業者団体の自治を通じて価格を協定させ、これを届出させる（第一六条）。第二に、暴利行為および不当高価の取締を行なうことができる（第一一条）。そのさい届出価格が著しく不当であるときには、行政指導によってこれを適正にし、また届出の認められた価格を一応暴利行為または不当高価の取締基準とみなす。

さらに業務上の抱合せ取引および物々交換の禁止[4]（第一二条、第一三条）、買占めおよび売惜しみの禁止（第一四条）、価格表示の命令（第一五条）、物品の規格、品質、販売方法、販売場所などの制限または禁止（第一七条）、原価計算の

提出命令（第一八条）を行なうことができる。これらは価格統制を補完する措置である。

(3) 物価安定資金

米、麦、生鮮食料品、石炭などの重要物資に対して価格補助金を出す場合、その財源を赤字公債によって賄っていたのでは望ましくない。そこで財源を特定化し、この範囲内で補助金の運営を行なうという構想が生まれた。これが物価安定資金制度であって、先に掲げた「物価体系ノ確立及価格等統制ノ方針ニ関スル件」（昭和二一年三月一日閣議決定）にも明示されている。そこではこの制度の経理は特別会計または特別勘定によって行なうとされているし、また「物価安定法案」においては特別会計として運営されることになっていた。そして表2-7に示すような収支計算が試みられている。これによると補助金は二三年度まで次第に減少することになっているが、現実にはこのようなことにはならなかったし、規模も著しく拡大した。

それはともかくとして「物価統制令」ではこのような収支制度の規定は行なわれなかった。ただ二つの場合に国庫に納付されるという規定がなされたにすぎない。第一は、新しい公定価格の設定によって、大幅の価格引上げが行なわれると、物資の一手買取販売を行なう機関の手持物資に膨大な値上がり益が生ずるので、その一部を国庫に取り上げるというものである（第一九条）。この規定の具体的措置は「価格差益処理規則」（昭和二一年三月三日大蔵省令第二六号、改正昭和二一年四月二三日大蔵省令第五五号）によって定められた。第二は、特定の物資に割増価格を付して高い価格で販売させ、その収入を国庫に収めさせるというものである（第二〇条）。

このような国庫収入は、最初の構想と違って価格補助金と関係づけられなかった。しかしのちに再び物価安定資金制度の構想が持ち上がることになる。次に掲げる文書は少しあとの時期のものであるが、物価安定資金制度をめぐる議論がどのようであったかを知るために、ここで取り上げておくことにする。[5]

物価安定資金制度の可否（メモ）（二一、一二、四、物価庁）

可とする理由

一、形式的理由

㈠ 一般会計が不健全な異常収入によつていることは望ましいことではない。

㈡ 不健全な支出と、不健全な収入とを対照させて経理することが却つて全体として財政の体系を健全なものとする所以である。

㈢ 補給金の問題を一般会計から切り離すことによつて、却つて一般会計の健全性を期待することができる。

㈣ 少くとも物価政策自体としては、補給金制度の持つインフレ促進といふ矛盾した効果を否定し得て、健全な姿になる。

二、実質的理由

㈠ 今後価格調整を必要とする場合が頻繁することと思はれるが、本制度によつて補給金操作は容易となり、物価政策の遂行に弾力性が得られる。

㈡ 一定の枠の範囲内で支出するといふことになると、補給金の使ひ方も慎重になる。

㈢ 補給金支出の必要が起つても独力で財源を拓いて賄ふこととなるから収支は厳格になる。

否とする理由

一、形式的理由

㈠ 国の財政経済全体が異常不健全なときであるから形式的な理由によつて考へるよりも実質的な必要性によつて考へるべきである。

㈡ 一局部の財政が健全になることは必しも国の財政全体としてのバランスがとれることに効果あるものではないから、かやうな形式的名目的な理由によつて徒らに満足すべきではない。

㈢ 物価政策の立場として健全な姿が得られるとしても、それは単に一局部における満足に過ぎない。

二、実質的理由

㈠ 安定資金としての収支バランスを一応形式的に整へただけのことで、結局は一般会計に入るべき相当額の財源を取つてくるわけで、一般会計としてはやはり苦しい。

㈡ 右の一定の収入は必ず挙ることが予定されるのであるから、その収入の範囲内で左程必要でなくても支出を予定することになり相である。その結果二重価格制報奨制などの濫用を見る惧れもある。

㈢ 一般会計と全然財源が競合しないものならば、支出見込の如何により収支を考へることとならうが、此の場合には、更に一般会計に繰入れまで出来る程に収入を挙げようとする積極的な努力は恐らく期待出来ず、一般会計としては、却つて財源を分離した為に不利な結果を見ることとなる。

㈣ この会計自らの努力によつて財源が拓かれるのではなく、財源が一般会計と競合するのであるならば、支出が少ない見込なら、財源も少く見込めばよし、支出が多いのなら、財源も多く見込むといふだけのこととなり、一般会計の収支項目の中の特定部分をただ単に別に書き並べたといふことに外ならず、それでは独立の会計とすることの意味がない。

㈤ 物価調整に関する支出のみを特に特別に独立会計とすることは、却つて予算制度を複雑にするのみである。

㈣ もし安定資金の収支に余裕が見込まれれば、一般会計に補給してもよい。

㈤ 補給金制度の持つ経済的効果を一元的に明瞭に把握出来る結果、これの運用に関する批判も正確を期し得るであらう。

㈥ 価格決定権限と、補給金予算関係の権限とが乖離している現在の機構が補給金制度の円滑な運用に実質的に阻害している点が改められる。

しかし結局において、物価安定資金制度は採用されず、価格補助金制度と価格差益制度とは組み合わされなかった。事実、価格差益をもってしては、拡大する価格補助金を埋め合わすことはとうてい不可能であった。

(4) 物価安定委員会と物価監視委員

物価に関する重要事項は物価安定委員会の議を経ることになっている（第二四条）。中央物価安定委員会と地方物価安定委員会とがあり、中央委員会は関係官庁官吏、貴衆両院議員、学識経験者によって構成され、内閣におかれ、物価に関する最高の審議機関として物価に関する重要事項は必ずその議に付される。地方委員会は各地方物価事務局の

区域ごとに設けられ、関係各庁の官吏、学識経験者によって組織される。これはその地区における物価に関する最高の審議機関として活動する。

次に、物価秩序の保持のために物価監視委員がおかれる（第二五条）。これについては別に物価監視委員令（昭和二一年三月三〇日勅令第一八三号）が制定されている。物価監視委員制度の目的は具体的には物価統制違反行為の防止、摘発、課罰の適正化に協力することである。市（区）、町、村の区域ごとに、一般消費者、勤労者、生産者、商業者、その他常識経験に富む者（教職員など）の代表を委員とする。委員の定数はおおむね市（区）では人口一万人につき二人、町では人口千人につき二人、村では人口千人につき一人とする。(6)

(5) 罰　則

罰則は従来に比べて強化された。とくに価格違反による罪は従来の罰金五万円限度を一〇万円に引き上げ、また違反の売上超過額の三倍が一〇万円を超えるときには、超過額の三倍にまで罰金限度が引き上げられる（第三三条）。たとえば、公定価格ならば二〇万円のはずのものが三〇万円で売られるとき、その差一〇万円の三倍すなわち三〇万円までの罰金を課することができる。

(6) 物価統制関係法規

「物価統制令」は物価統制に関する一般法であって、規定も一般的であり、具体的運用については個々の規則の制定を必要とした。主要なものを時間的順序で並べると次の通りである。

① 「物価統制令施行規則」（昭和二一年三月三日大蔵省令第二五号）

② 「価格差益処理規則」（昭和二一年三月三日大蔵省令第二六号）　上述の物価安定資金の説明を参照。

③ 「価格等表示規則」（昭和二一年三月二二日大蔵省令第三八号）　価格の表示が義務づけられたが、これは業者に対

しては統制の励行を自覚させ、一般消費者に対してはその立場を保護するためである。

④ 「価格等取締規則」（昭和二一年四月一五日大蔵省令第五三号）　物価統制の実施に当たって、統制価格をすべての品目について設定することは技術的にむずかしいし、その必要もない。統制価格が設定されないと、自由価格になるが、国民の日常生活に関係ある物資については、できるだけ価格の適正化を図ることが望ましい。そのようなものとしてとくに指定された商品については、製造業者はあらかじめ販売価格を地方長官に届出なければならない。届出された価格が不当であると認められるときには、引下が勧告され、適正な価格に改められる。

⑤ 「地代家賃統制令」（昭和二一年九月二七日勅令第四四三号）　「国家総動員法」に基づく「地代家賃統制令」（昭和一五年勅令第六七八号）は、二一年九月末日に失効した。しかも司令部は、地代家賃が価格統制の適用されるべき必需品の価格に相当するという見解をとっており、これについて統制の継続を要求していた。新しい「地代家賃統制令」は、ポツダム勅令によって制定された。

旧統制令では統制方式は停止価格制であったが、新統制令では、地代については、指定期日（二一年九月三〇日）に合法的に存在する額をそのまま固定するという停止価格制をとり、家賃については、認可価格制とし、停止価格の修正を認可によって行なうことができる。

⑥ 「価格等査定規則」（昭和二二年四月九日閣令第一二号）　公定価格による物価統制の実効を期するために、公定価格に定められた規格、品質、等級などについて査定を行なう必要がある。名目的に公定価格を守っていても、規格、品質などを低下させたのでは、実質的に公定価格より高い価格となるからである。

(7) 賃金統制

物価統制にとって賃金は重要な役割を演ずる。物価統制を維持しようとするのであれば、賃金もまた有効に統制さ

れていなければならない。賃金統制の善悪や可能性は別として、物価統制を成功させるためには賃金統制が不可欠である。物価部は最初賃金統制の方向をとった。「但シ従来ノ如キ煩雑ナル統制方式ハ之ヲ改メ労働協約ヲ適当ニ規制スル等経済民主化ノ線ニ副フ如キ統制方式ニ依ルノ要アリト認ム」[7]とみなされた。

「物価統制令」の原型をなした「物価安定法案」[8]では、価格統制と並んで賃金統制が重要な地位を占めていた。同法案は、第一章価格等の統制、第二章給与等の統制、第三章物価安定資金、第四章物価安定委員会、第五章雑則、第六章罰則および附則から成っていた。「戦後物価対策基本要綱」に関連して上述したように、賃金統制の考え方は物価統制の再開に先立って放棄された。そのため、「物価統制令」においてもこの第二章に相当する部分が完全に脱落した。陽の目を見なかった第二章をここに掲げておこう。

物価安定法案（未定稿）（昭和二一年二月五日、大蔵省物価部）

（前略――引用者）

第二章　給与等ノ統制

第十九条　本法ニ於テ給与ト称スルハ賃金、俸給、給料、手当、賞与其ノ他名称ノ如何ヲ問ハズ被傭者ガ労務提供ノ対価トシテ支給ヲ受クル金銭其ノ他ノ財産的給付ヲ謂フ

第二十条　主務大臣ハ勅令ノ定ムル所ニ依リ勅令ノ定ムル給与ニ付統制額ヲ指定スルコトヲ得

前項ノ指定アリタルトキハ給与ハ其ノ統制額ヲ超エテ之ヲ契約シ、支払ヒ又ハ受領スルコトヲ得ズ　但シ勅令ノ定ムル所ニ依リ雇傭主又ハ被傭者ニ於テ主務大臣ノ許可ヲ受ケタルトキハ此ノ限ニ在ラズ

第二十一条　勅令ノ定ムル給与ノ支給基準、支給方法其ノ他給与ニ関スル準則（以下単ニ給与準則ト称ス）ハ勅令ノ定ムル所ニ依リ主務大臣ノ認可ヲ受クベシ

主務大臣必要アリト認ムルトキハ給与準則ヲ変更シテ前項ノ認可ヲ為スコトヲ得

主務大臣必要アリト認ムルトキハ勅令ノ定ムル所ニ依リ給与準則ノ変更ヲ命ズルコトヲ得

第二十二条　勅令ノ定ムル給与ハ前条ノ規定ニ依リ主務大臣ノ認可ヲ受ケ又ハ主務大臣ノ命令ニ依リ変更シタル給与準則ニ依ルノ外之ヲ支給シ又ハ受領スルコトヲ得ズ　但シ勅令ノ定ムル所ニ依リ雇傭主又ハ被傭者ニ於テ主務大臣ノ許可ヲ受ケタルトキハ此ノ限ニ在ラズ

第二十三条　勅令ニ定ムル雇傭主ノ団体又ハ被傭者ノ団体ハ本法ノ適用ニ付テハ之ヲ雇傭主又ハ被傭者ト看做ス

第二十四条　勅令ノ定ムル会社ハ毎事業年度ニ付勅令ノ定ムル率ヲ超ユル率ニ依リ利益配当ヲ為スコトヲ得ズ　但シ勅令ノ定ムル所ニ依リ主務大臣ノ許可ヲ受ケタル場合ハ此ノ限ニ在ラズ

第二十五条　主務大臣第一条ノ目的達成ノ為必要アリト認ムルトキハ勅令ノ定ムル所ニ依リ会社ニ対シ毎事業年度ニ於ケル役員賞与ノ支給金額又ハ支給方法及機密費、交際費、広告宣伝費、寄附金、福利施設費其ノ他之ト同様ノ性質ヲ有スル経費ノ金額又ハ其ノ経理ノ方法ニ関シ必要ナル命令ヲ為スコトヲ得

（後略――引用者）

右の規定からわかるように、賃金統制の方式は主務大臣による賃金額の指定という方式と、給与準則の認可という方式とを含んでいる。後者は自主的な労働協約を認めたものである。

大蔵省物価部は厚生省給与課と結んで賃金統制の方針を決めたが、政府全体としてはこれを実行に移す段階になって、取り止めることにした。その理由は、一般論として、司令部が労働組合と使用者とのあいだの団体交渉を奨励し育成しようとする立場をとっており、賃金統制に対して消極的であったことである。また具体的には、新物価水準が実勢よりも低位に定められ、新物価体系の一環をなす賃金も、それに合わせて無理に低く抑えられた生活費の計算から導かれており、現実性に乏しかったからである。したがって「ほんとうはもう少し価格のレベルを高くして、給与まで一緒に統制しておけば、今になってうまく行ったのではないかと思います」[9]と平田敬一郎は語っている。

このようにして新物価体系の一環としての賃金は、前節で述べたように、一ヵ月五〇〇円と算出されたが、これはたんに他の物価を計算するための想定にとどまった。賃金統制が現実に行なわれなかったことは、新物価体系のもつ非現実性をそのまま露呈したものである。現実的な観点からすれば、そのような新物価体系に基づいた賃金統制は実施しえないものであって、その限りでは現実的感覚が支配したのであるが、賃金を野放しにしたことは新物価体系と物価統制をただちに崩壊させることになった。

二　日用品と生鮮食料品

二月一六日に発表された「経済危機緊急対策」の一環として、商工省の「国民生活用品ノ統制ニ関スル措置」[10]が含まれていた。これは前年末、国民生活用品の統制撤廃についての申請が司令部によって拒否されたことへの対応である。これによると、商工省は日用品の出回り促進と闇価格の適正化を期して、生活必需品の生産、価格、配給の統制を強化することになり、三月一日から実施するというものである。

まず一号物資と呼ばれるものは、国民生活にとってとくに密接な関係をもつ品目からなり、鍋、釜、バケツ、メリヤス、肌着、晒、縫糸、石鹸、マッチ、チリ紙などをさす。二号物資はそれ以外の生活必需品であって、従来から統制しているものであり、湯沸し、弁当箱、飯蒸器、洗面器、ガスコンロ、ラジオ受信機、真空管、電球、繊維製品、革靴、和傘、洋傘、学用文房具、ローソク、手引鋸、紙類、自転車（タイヤ、チューブを含む）などの必需品をさす。

一号物資および二号物資については、計画生産を行ない、そのために優良工場を指定して、原料資材などを優先的に配給する。統制価格を定め、製造品の配給はとくに厳正公平を期し、家庭配給または団体配給を実施する。

それに対して三号物資としては、庖丁、剃刀、薪割、金鎚、フライパン、ポマード、歯刷子、歯磨、下駄、鉛筆、万年筆、箪笥、座机、風呂桶、弁当箱、箒、火鉢、ミシン針、封筒、便箋、ノート、手帳などが含まれる。これらは厳格な生産、配給、価格の統制を行なう必要性の低い雑品類である。これらについては限界価格を定め、新聞その他で価格を周知させ、その範囲内で自由販売にする。

一号、二号、三号物資を通じて、定められた価格はもちろんこれまでの公定価格を大幅に引き上げたものであるが、闇価格の大体五、六割である。闇市場に該当品目があれば、一号、二号物資の場合には強制的に統制価格で買い上げて、配給に回し、三号物資は限界価格で売らせることになる。このように一部の日用品については、価格を統制しながら、生産や配給について自由化する余地を取り入れたのである。

他方、前年の一一月に統制の撤廃された生鮮食料品は再統制されるにいたった。新円五〇〇円生活は、これらの食料品の大部分が公定価格の配給品によって賄われることを前提としているからである。すでに自由化以後、生鮮食料品の価格は暴騰し、世論の不評を買っていた。そのため若干の弥縫策がとられた。一二月から荷受機関である水産物統制会社は、一般大衆魚についてせり売りの一種である入札制度を一部止め、協定価格をとった。また魚小売業者の手数料を三割から二割に引き下げさせた。さらに安い協定価格で出荷機関に持ち込まれた鮮魚については、重油と米を特別配給するといういわゆるリンク制がとられた。

「経済危機緊急対策」において「食糧緊急措置令」（昭和二一年二月一七日勅令第八六号）が発表され、生鮮食糧品の再統制の基礎がつくられた。その第九条は「政府ハ青果物、魚介類其ノ他勅令ヲ以テ定ムル食料品ニ付其ノ配給ノ適正又ハ価格ノ安定ヲ図ルタメ特ニ必要アリト認ムルトキハ勅令ノ定ムル所ニ依リ此等ノ食料品ノ配給、譲渡、譲受、使用、消費、保管、移動又ハ価格ノ統制ニ関シ必要ナル命令ヲ為スコトヲ得」と規定している。

同時に二重価格制による魚および野菜の廉売が配給経路を通じて行なわれ、価格差には政府から補給金が支払われることになった。すなわち、荷受機関は現在程度の高価格で品物を集め、消費者へはその三分の一程度の低価格で配給するというものである。これらの消費者価格は二一年三月価格体系の一部をなした。魚の場合には、リンク制の協定価格がそのまま統制価格とされた。

次いで三月一六日、魚の出荷および配給の統制を規定する「水産物統制令」（昭和二一年三月一六日勅令第一四五号）が実施された。これは従来とられていたリンク制では、それ以外の魚類について出荷および配給を統制する法的根拠がないため、全面的に魚類の再統制を行なおうとするものである。これによって自由市場での魚の販売は禁止された。

この措置の要点は次のとおりである。①魚類の集出荷の統制については、地方長官が陸揚地を指定し、リンク制以外の魚類でもすべてここに陸揚し、その出荷は指定出荷機関が計画的に行なう。②出荷計画は地方長官が各出荷機関に指示するが、生産者、配給者、消費者などの代表を含む民主的な協議会をつくり、出荷計画を実施する。③指定荷受機関が荷受、卸売を行ない、末端配給については小売業者、購買、消費組合、消費者団体などの自主的な活動によって計画的かつ公正な配給をする。④加工水産物にもこの統制令が適用される。

三　経済安定本部と物価庁の設置

政府は先に発表した「経済危機緊急対策」を推進するために、経済緊急対策本部を設置することとしていたが、三月初め、司令部から経済統制の企画推進の機関を設置するよう提案があり、経済安定本部という名称のもとにこれを

検討することになった。

三月八日の経済閣僚懇談会では、内閣直属の機関として経済安定本部と物価庁を新設して、物価を中心としながら、必要な場合には生産にも及んで総合的な計画、立案の策定を行なうという案がまとまった。そのほかに経済閣僚からなる経済安定会議がおかれる。経済安定本部の総裁には首相を当て、そのもとに総務長官をおき、物価庁の長官をも兼ねることによって両機構を一体的に運営させる。また総務長官の諮問機関として参与をおき、民間の学識経験者を集める。[11]

このような案にみられる内閣直属の中央機関は、本来いくつかの省に関連する施策を総合的に立案し調整するという必要から要請されるものである。この意味では戦時中の企画院およびそれに続く綜合計画局が同じような機能をもち、物価統制に関しては綜合計画局戦時物価部がその地位にあり、終戦とともに内閣調査局となった。それにもかかわらず、このような機関は結局行政から遊離するという弱点をもつのであって、物価統制の仕事は通貨や財政との関係もあって、大蔵省物価部において扱われることになったという経緯がある。経済安定本部の構想は再び総合化、一元化の要請に答えようとするものであるが、そのさい実施面での弱点を避けるために、物価庁という同じく内閣直属の機関を設け、経済安定本部を企画官庁とし、物価庁をその実施官庁とするという関係に立たせている。具体的にいえば、これまで各省大臣がそれぞれ所管の価格・料金を決定していた権限を内閣総理大臣に集中し、これを物価庁に移すことになる。

司令部は五月一七日、経済安定本部の設置を許可した。[12] 物価庁もその後設置を許された。しかし二月における「経済危機緊急対策」の発表と三月における新価格体系の確立の後、長い政治的空白が続いた。四月一〇日、戦後初めての総選挙が行なわれたが、政権を担当する安定勢力が成立せず、政党間工作を通じて吉田内閣が発足したのは五月二

二日であった。しかも総務長官の人事が難航し、七月二三日にやっと団体生命社長膳桂之助に決定した。経済安定本部および物価庁が発足したのは八月一二日であった。

経済安定本部の機能は次のようである。経済安定本部は内閣総理大臣の管理に属し、物資の生産、配給、消費、労務、物価、金融、輸送などに関する経済安定の緊急施策について、企画立案の基本に関することと、各庁事務の総合調整、監査、推進に関する事務を行なう。総裁（首相）、総務長官（国務相）のもとに五部をおき、第一部は総合計画、各庁事務の総合調整、第二部は生産資材の生産配給、第三部は食糧、生活必需物資の生産、配給、消費、第四部は労務、就労、賃金、俸給、第五部は物価を扱う。

また経済分野の利益を代表する者の中から参与を選んで、庁務に参与させる。諮問機関として経済安定会議をおき、そのメンバーは内務、大蔵、司法、農林、商工、厚生、運輸、逓信の閣僚、安定本部総務長官、首相の指名する国務相、内閣正副書記官長、法制局長官、物価庁長官、終戦連絡事務局総裁、経済各界の有識者、学識経験者が命じられる。

次に物価庁は内閣直属の機関で、経済安定本部と密接な関係を保持する。物価問題を総合的に取り上げて施策を進めるため、物価問題は経済安定本部の第五部で取り扱われるが、その実施は強力な行政機関によって総合的、一元的に行なう必要があり、そのために物価庁が設けられた。安定本部が企画官庁、物価庁が実施官庁であり、物価庁長官は経済安定会議の構成員となる。物価庁と経済安定本部の第五部とは職員の兼任などによって一体的に運営される。物価行政の地方機構として、各地方に地方物価事務局がおかれる。

物価庁の構成は次のとおりである。物価庁は内閣総理大臣の管理に属し、長官（国務相）、次長のもとに長官官房庶務課と三部をおく。第一部は物価に関する諸施策の企画、総合、調整、物価行政に関係する重要事務の総合連絡、

諸施策の総合考査、調査、統計、法令、国庫補助金、統制団体、その他業界の価格平衡資金、物価安定委員会、物価監視委員に関する事項を扱う。第二部は生産基礎物資の価格、食糧品の価格、国民生活品、その他鉱産物および工業品の価格に関する事項とこれら物資の生産配給に関する事務を扱う。第三部は不動産の価格および賃貸料、運送費、電力料金、ガス料金などの公共事業の料金、入場料、宿泊料、修繕料、手数料、その他各種の料金に関する事項を扱う。

また物価行政に関する国民の協力機構として、物価安定委員会をおく。これは中央と各地方とにおかれ、中央委員会の会長は物価庁長官が当たる。

物価庁の発足と同時に、大蔵省物価部はこれに吸収されて解消した。物価庁長官は経済安定本部の膳総務長官が兼任したが、次長には大蔵省物価部部長の工藤昭四郎が移り、経済安定本部の第五部長を兼ねた。物価庁は長官、次長、部長のほかには、内閣事務官または技官として、一級専任三人、二級専任七九人、三級専任一二九人という官制で出発した。

四　司令部の見解

このようにして発足した経済安定本部と物価庁が司令部の提案に基づいており、その提案がアメリカにおける統制機構を模倣したものであることは明らかである。

まず経済安定本部が一九四二年に設けられたアメリカの経済安定局 Office of Economic Stabilization と似たものであることは、司令部経済科学局員によって説明されている。[13] それによると、経済安定局は農務省、労働省、物価

局などの上位にあって、各省間の意見の相違を解決し、国家経済の見地から最終の政策決定を行なう機関として成果を挙げてきた。経済安定局が扱う問題は、各省間の協力を要する重要な問題に限られ、たとえば一機関がある政策を計画する場合、その機関はあらかじめその問題をめぐって関係機関とのあいだで十分な論議を行ない、そののち問題の目的、性質、施策方法などについての詳細な説明を添えて、経済安定局に提出する。経済安定局はこの申込みに応じて、他の関係機関と検討を行ない、最終決定をする。この機関は人員五〇名程度の小規模のものでありながら、各局の統制に当たる強力なものであることが指摘されている。その構成員は各方面の権威から選ばれた非常に質の高い人材である。

他方、物価庁の構想はアメリカの物価局 Office of Price Administration、通称ＯＰＡの経験によるものであろう。これは一九四二年「物価統制法」によって生まれ、その本部だけでも四〇〇〇人の職員を擁する一大官庁である。そのほか、地方には八つの地方事務所があり、各々に五〇〇人が属している。

日本の物価庁の設置に当たって、司令部が日本政府に示した意向はこのような統制機構を念頭においたものであったと考えられる。物価庁の性格に関する彼らの意向として重要な点は次のようなものであった。[14]

(一) 物価庁を物価省とし、長官は各省大臣と同じ権限をもつべきである。この意見に対して、日本側は、独立の省とすれば形式的には強化されたようにみえても、実質的には再び各省との関係を処理せねばならず、むしろ形式的には首相の権限であるものを実質的に物価庁長官に与えることが望ましいと主張し、承認された。

(二) 物価庁長官は価格、料金などの一部について最終的な決定を行なう権限をもつべきである。この意見に対して、日本側は、問題となるのは国鉄運賃、米麦の政府買入価格や売渡価格、国営事業の価格や料金であるが、これらについては所管大臣の立場もあるので、共管とする方が行政運営の円滑のために望ましいと述べた。司令部は、形式的にはそれでよいが、実質的には物価庁が最終的に決定すべきであるとして承認した。

(三) 物価庁の規模を拡大し、機構陣容を強化し、食糧、基礎資材、消費財の価格を検討する課は部に昇格させ、各種の価格や料金ごとに政府および民間の専門家を揃えて専決すべきである。これはとくにアメリカのＯＰＡの実例に基づいて、膨大な人的スタッフと細かな仕事の分担を要求したものである。これに対して、日本側は、始めから膨大な機構陣容を擁しても実際の運営はむつかしく、今は新機構を出発させることが何よりも重要であり、一先ず出発させた上で状況に応じて拡大強化を考えればよいと述べ、承認をえた。

(四) 物価行政は中央で統一的に行なうべきであり、地方的に処理する場合も地方物価事務局で処理し、地方庁に対して権限を委譲すべきではない。アメリカでも州政府に価格行政を行なわせず、ＯＰＡおよびその地方事務局が行なっている。これは地方庁にまかせると行政の統一を欠くという理由からである。この意向に対して、日本側は、従来地方庁がやってきたことを一時に切り換えるのは困難であり、また地方庁がやった方がよいものもあるので、中央から示した基準に従って処理させればよく、そのさい地方物価事務局に府県間の統一調整に当たらせたいと述べ、了承をえた。

(五) 経済安定本部と物価庁との関係については、前者が企画官庁として、後者が実施官庁として密接な連絡をもって運営されるべきである。この意味で、最初司令部は物価庁長官には経済安定本部の総務長官を当てるという意見を示したが、多忙になるという理由でこれにこだわらなかった。官制上兼任の規定はなされなかったが、事実上そうなった。また物価庁の職員と経済安定本部の第五部職員との兼任関係という考えについて、司令部は賛成した。

(六) 物価安定委員会を諮問機関にすべきである。この委員会は最初は議決機関となっており、日本側はこれを通じて行政の民主化、官民一体の統制運営を意図したが、司令部は、これを議決機関としてしまうと、かえって官庁の行

政が拘束され、円滑を欠くことになるし、また現在の日本の状況では民間の意見をとりいれることはかえって行政の公正を失うおそれがあるとして、むしろ物価庁の職員に民間の有能な人材を登用すべきであると勧告した。事実、委員会は諮問機関とされた。

ところで司令部における物価統制の担当は、経済科学局の価格統制・配給課 Price Control and Rationing Division と名称を改められた。これは一九四八年になってから価格・配給課 Price and Distribution Division であった。

五月一七日、経済安定本部の設置が許可されたさい、価格統制・配給課長のエグクビスト W.S. Egekvist 大尉は著しく集権的な統制志向の見解を述べている。「日本の経済復興のためには、単一機関によってあらゆる適切な調整を行ない、堅実な経済政策を立案することが最も望ましいことである。堅実な経済統制は、戦時中強大な軍需省が軍需品生産のために行なった統制にもまして、今日の日本にとってさらに重要である。経済安定本部が、生産増進と生活必需品配給の公正化のために効果的な経済統制を行ないうる統制機関となるよう希望する」[15]。

彼に続いて同課長を勤めたアルバー H. F. Alber は、昭和四七年に大蔵省の戦後財政史共同研究会において、当時の経済科学局における意見の対立について述べている[16]。当時課長レベルの中には保守派と進歩派との二派があり、保守派には財政課、工業課、輸出入課が属し、進歩派には労働課、統計・調査課、価格統制・配給課、公正取引課が属していた。インフレ問題についていえば、保守派は通貨面からのアプローチを重視した。インフレを抑えるために彼らは過剰な通貨供給を排撃し、予算均衡と増税を主張し、補給金や赤字予算に反対した。それに対して、進歩派はインフレの原因は物資の絶対的不足にあると考えた。したがって彼らは均衡予算の強行や通貨の収縮は無意味であるとみなしたのである。彼らはワシントンに圧力をかけ、食料や原材料をできるだけ多く獲得し、厳格な価格統制のもとで物資を必要個所に回すことに努めた。

もちろんインフレ問題だけに限ったとしても、司令部における基本的な政策論がこのように保守派と進歩派との二つに尽きるとみるのは大ざっぱに過ぎるであろう。戦後、司令部の経済科学局内国収入課に勤務したブロンフェンブレンナー Martin Bronfenbrenner は、司令部のインフレ理論として、①石橋ケインズ主義、②俗流マルクス主義、③OPA直接統制主義、④健全財政主義、⑤マネタリズム、⑥旧シカゴ派の六つを挙げている[17]。こうした思潮の中にあって、経済安定本部や物価庁の設置を促進し、再統制への志向を決定的にしたのは、OPAの経験者たちであった。

五　物価行政の運営

物価庁が設置されることによって、物価行政は一元化の方向をとった。これは従来の各省の権限分野にかかわることであって、物価庁の発足とともに、意識的にこの点に関する調整が必要であった[18]。事務処理上の問題点は次のようである[19]。

(一) 物資に関する主務大臣は内閣総理大臣である。その行政事務は物価庁長官の補佐によって行なわれる。

(二) 物価に関する法令の制定は、内閣総理大臣が所管大臣として単独に、あるいは他の所管大臣として共同に起案する。事務的には物価庁長官がこの起案に参画して、内閣総理大臣を補佐する。したがって今後、物価に関する法令は物価庁において案を起こすが、他省が案を起こした場合には必ず物価庁と合議しなければならない。

(三) 物価に関する決定、命令、認可、許可などの行政処分は、今後は物価に関する主務大臣である内閣総理大臣が行

なう。しかし法令において、内閣総理大臣の権限が物価庁長官に移されている場合には、上述の行政処分は物価庁長官が行なう。それは次の場合である。①「物価統制令」による公定価格の指定や認可などは、物価庁長官が行なう。②「物価統制令」第七条において規定されている他法令に基づく行政処分は、従来それぞれの主務大臣によって行なわれたが、今後は内閣総理大臣の権限に移され、さらに物価庁長官の権限に移された。これは物価行政の一元化にとってとくに重要な点である。

(四) 物価に関する行政処分は、物価以外の立場からの行政処分と合わせて行なわれることがある。①国鉄運賃のような国営事業の料金決定や、専売、食糧管理のように国が塩や米麦の売買をする場合の価格決定については、当該主務大臣と内閣総理大臣との共管とされる。内閣総理大臣の権限が物価庁長官に移されているときには、物価庁長官が他の主務大臣と共同して行政処分を行なう。②他の法令の規定による認可などの申請の内容が、物価以外の事項にわたっている場合、たとえば事業計画の認可、定款の認可などの場合には、料金の決定もその中に含まれている。その認可については内閣総理大臣（または物価庁長官）が、その他の事項についてはその所管の主務大臣が処理する。

(五) 地方庁または地方特別官庁に対して物価に関する事項を指令通牒することは、物価庁の仕事である。また物価庁の地方機構として地方物価事務局が設けられた。これは地方官庁というよりはむしろ物価庁の出張所であって、その任務は、中央においてはとらえにくい地方の実情を中央に取り次ぐと同時に、中央の意図を地方にまで浸透させることにあった。

(1) 「物価安定法案（未定稿）」大蔵省物価部、昭和二一年二月五日（大蔵省資料Z五〇五—二）。
(2) 谷村裕「物価統制令概説」物価庁実務講習会用、昭和二一年一一月（物価庁第一部総務課「物価統制令解説（未定稿）」

昭和二六年四月・大蔵省資料Z五〇五—七）。
(3) 「物価統制令ノ施行ニ関スル取扱方通牒」昭和二一年三月一一日、大蔵省物価部第三号、地方長官宛大蔵次官通牒（大蔵省物価部『新物価体系関係法令並ニ基本資料輯』昭和二一年四月二〇日、三二—四四ページ）。
(4) たとえば、物をもって来なければ医者が診察しないというような現象が横行した（『朝日新聞』昭和二一年三月三日）が、これは第十三条によって禁止され、業務の上で対価として金銭以外のものでは契約できないこととなった。
(5) 経済企画庁所蔵資料。
(6) 「物価監視委員制度ノ創設ニ関スル件（案）」昭和二一年二月一九日（大蔵省資料Z五〇五—二）。
(7) 「貨金給与ノ統制ニ関スル件（案）」昭和二一年二月一四日（同前）。
(8) 同前。
(9) 平田敬一郎ほか口述「終戦直後の物価問題」（「戦後財政史口述資料」、第八分冊）、二三ページ。
(10) 『朝日新聞』昭和二一年二月一七日。
(11) 『朝日新聞』昭和二一年三月一〇日。
(12) Economic Stabilization Board, 17 May, 1946 (SCAPIN 960).
(13) 『朝日新聞』昭和二一年六月六日。
(14) 「物価庁の設置に関するGHQ当局の意向」昭和二一年六月一八日（大蔵省資料Z五〇五—八）。
(15) 『朝日新聞』昭和二一年五月一九日。
(16) Harry F. Alber「GHQ時代の思い出—物価・食料計画・租税を中心に—」（要旨）昭和四七年一月三一日（大蔵省資料Z一〇六—二一）。
(17) M. Bronfenbrenner, "Inflation Theories of the SCAP Period," *History of Political Economy*, No. 2, 1975.
(18) 「物価庁の設置に伴う物価行政の運営について」昭和二一年九月九日次官会議決定（経済企画庁所蔵資料）。
(19) 物価庁総務課「物価行政の運営について」（物価庁編『物価時報』創刊号、昭和二一年一一月、一五—一六ページ）。

第三節　物資統制機構の変革

一　戦時機構の遺産

本来、価格機構は資源配分を自動的に処理する機能をもつが、インフレ抑制という目的のために、強制的に価格をなんらかの恣意的な水準に維持しようとすれば、価格は資源配分の機能を有効に果たすことはできない。そこで価格統制を維持しようとするのであれば、実物の資源配分を価格によってではなく、直接統制によって処理するという機構を用意しなくてはならない。そうしなければ、闇価格が形成され、資源配分はそれに従うことになろう。しかしこうした事態がインフレの激化を招くものとして、望ましくないとみなされるならば、価格機構によらない資源配分の方法を用意しなければならない。

戦後の状況において、資源配分の直接統制が不可欠となるのは、たんにインフレ抑制を目的とした価格統制を支えるためばかりでなく、物資不足を解消する目的で、流通秩序を回復し、生産の拡大を重点的、戦略的に開始するためでもあった。インフレ抑制と生産再開とはまさにこの時期の経済政策の中心的課題であった。このようにして、価格統制の再出発は当然に生産、配給、消費などの諸側面における物資統制の再出発を要請した。

しかし戦時から受け継いだ物資統制の機構は一新されなければならなかった。それは「重要産業団体令」（昭和一六年八月三〇日勅令第八三一号）に基づく統制会の機構である。昭和初年以来、産業に対する経済統制の方式はいくつか

の変遷を経ている。[1] 最初は金融統制や為替統制以上に産業統制の必要も弱く、産業自身による自治的統制という方式がとられた。これは同業組合を中心としたカルテル的統制である。次に、産業統制の必要が高まると、このような民間機構によっては国家目的の遂行が望みえないという理由から、商工省や農林省などの経済官庁が機構を拡大し、官僚的統制の方式を採用した。しかし、十分な情報をもたない官僚が産業を管理するというやり方は成果を挙げなかった。

このような自治的統制と官僚的統制との両極端の失敗をふまえて、新しく構想されたのが統制会である。従来の経済団体は、その性格からみて国家的要請に応えることがむつかしい。これらをそのままにしておいて統制を加えても意味がないのであって、新しい経済団体が必要とされたのである。新しい経済団体としての統制会は、同業者のカルテル団体のように、その構成員の利益を促進するのではなくて、公益優先を第一義とし、多数決原理によって運営されるのではなくて、いわゆる指導者原理による運営によって国家目的への位置づけが可能になり、また業種別に細分された団体と違って、重要産業別に総合的な編成を与えられている。[2]

統制会の編成によって、国家の方針は指導者を通じて直ちにその団体の事業によって実現される。政府の統制事務の多くは統制会に委譲される。こうして統制会は官民一体的な統制機構となり、統制の実施に当たって民間人を利用し、彼らの経験と創意とを発揮させながら、あくまでも国策遂行を目標とし、官庁的権力をもつのである。政府自身は統制実施の細目に煩わされることなしに、国家目標の大局的な設定に専念することが期待された。もちろんこうした方式がすんなりと決ったわけではない。軍部や企画院はこれまで以上に中央集権化された統制機構を主張したが、実業界はこれに反対し、結局官民一体方式は妥協の産物であった。

「重要産業団体令」（昭和一六年八月三〇日勅令第八三一号）は「国家総動員法」第十八条に基づいて発布されたもの

であって、主務大臣は主要産業別に統制会を強制的に設立させる。これは「国民経済ノ総力ヲ最モ有効ニ発揮セシムル為当該産業ノ総合的統制運営ヲ図リ且ツ当該産業ニ関スル国策ノ立案及遂行ニ協力スル」（第三条）ことを目的とした団体である。

統制会の行なう事業のうちとりわけ重要なものは、①当該産業における生産、配給およびこれに要する資材・資金・労務などの需給についての政府の計画立案に参画すること、②当該産業における生産、配給に関する統制指導、その他会員および会員たる団体を組織するものの事業に関する統制指導を行なうことである。統制会による統制指導は、行政官庁の職権を民間に与えるという強力なものであった。

「重要産業団体令」はもう一つの組織として統制組合を規定している。統制会が全国的産業の統制組織であるのに対し、統制組合は地方的基盤に立つ中小産業の組織であり、いわば統制会の下部機構をなす。

たしかに戦時中、軍需省の設立によって、それまでの企画院の基本計画の立案、各省の統制および審査、統制会の優先割当業務が一つに集中され、統制の集権化と強化をもたらしたが、終戦後、軍需省の解体によって残されたのは統制会であった。

昭和二〇年九月二七日、司令部は言論の自由化と関連して、いくつかの法規と並んで「重要産業団体令」の廃止を命じていた。[3] のちに政府は法律第四四号により「国家総動員法」および「戦時緊急措置法」の廃止を行なった（一二月二〇日）。「国家総動員法」に基づく「重要産業団体令」もこれによって廃止された。法的根拠がなくなったとはいえ、統制会は事実上多数存続した。しかも二一年二月より物価統制が急拠再出発したさい、配給機構は統制会のチャンネルに依存することが期待された。しかし極端な物資不足によって、流通機構は混乱し、闇市場への横流しが主要な経路をなし、従来の統制機構自身がそうした闇活動を行なっている状態であった。

そこで生産増強と生活安定を統制機構を通じて行なうためには、新しい法的措置が必要であって、戦時中からの統制機構をどのように改変し、再整備を図るかが問題となった。

二　「戦後産業臨時措置令案」の構想

商工省はすでに二一年二月ころから、物資統制の再建のために、「戦後経済臨時措置法」の立案を始めていた。[4] しばらくすると、これは「戦後産業臨時措置令」という名称に変えられた。五月段階における「戦後産業臨時措置令案」の内容は次のようである。[5]

この措置令は重要物資の生産、配給、移動、使用、消費に関する制限、禁止、その他必要な統制を行なうことを目的とし、戦時中の産業統制を再編成しようとするものとみられるが、重要な相違点は、戦時中の統制団体内部の運営がいわゆる指導者原理に基づく強権的、独裁的なものであったのに対し、今回は自治的統制組織による民主主義的運営を図ろうとしているところにある。

措置令の内容として次のようなことが考えられていた。

(一)　主務大臣は重要な生産事業について統制を図る必要があると認めたときには、統制団体を指定して、企業および産業の生産計画の設定、企業に対する生産の指示、企業に対する生産に必要な物資の配当、企業に対する注文の割当を行なわせる。統制団体はこのことを通じてその産業に関する国策の立案および遂行に参画協力する。

統制団体は総会の議を経て統制実施のために必要な統制準則を定める。これは主務大臣の認可を要する。また主務大臣は統制団体に対して監督上必要な命令、処分を行なう。統制団体の統制事務の一部は下部統制団体に行なわ

せることができる。

また重要物資の需給調整上必要な一手買取、一手販売については、主務大臣の指定する配給統制機関に行なわせる。

行政官庁は物資の配給計画を決定して、これをその物資の配給統制機関に指示する。統制団体および下部統制団体は、この配給計画に基づいて、その物資の配当計画を決定して、これをその配給統制機関に通知する。配給統制機関はこれらの計画に従って物資の配給を行なう。

(二) 以上の機関による統制に加えて、政府は直接に生産、配給、移動、使用、消費に関する制限や禁止を行なったり、これを所有するものに対して時期、相手方、その他必要な事項を指定して、その譲渡あるいは引渡を命ずることができる。また不足物資の生産を確保するために必要な場合には、命令の定めるところによって、それらの物資の生産者に対してその生産を命ずることができる。

以上が統制機構の再整備のための措置案の大まかな内容である。その考え方は、物資統制の再開に当たって、政府が統制事務にあまり深く立入ることを避け、従来の民間団体を利用して、それらを自治的、民主的機関たらしめ、それらに物資統制の実質的な権限を賦与しようということであった。先に述べたように、政府は戦後においては物価統制を漸次廃止することを基本方向と考えていたが、この政府の考え方は、平和時といえども物資不足の時期には、物価統制を堅持すべきであるという司令部の見解とすれ違いを示した。物価統制を維持するとすれば、当然に物資統制をも実施しなければならないが、そのさい政府はできるだけ手を引いて民間機関に統制を任すことが民主的なやり方であると考えた。これはのちに述べるように、物資統制の権限を政府に集中すべきであるという司令部の見解と再びすれ違うことになった。

三　「臨時物資需給調整法」

以上のような日本側の構想は三月以降の政治的空白期の中で十分な進歩をみないまま放置されたが、やっと経済安定本部の設置が本決りとなった八月に、司令部は統制会の解散と特定産業における政府割当機関および必要統制機関の設置認可に関して覚書を発した。(6)

この覚書は主として次の三つのことを九〇日以内に行なうよう指令している。

①現存の統制会を解散し、それに関するすべての法律を廃止すること。②それらの統制会に関する記録を現在の監督官庁内に保存すること。③経済安定本部内またはその下に、重要物資の生産にとって必要な割当を特定産業について行なうための公的機関と手続を設立すること、特定産業内部における重要物資の割当のために、一時的安定化の方策として、民主的に組織された同業組合の設立と運営を監督すること。ただし右の公定機関と同業組合の存続期間は許可のない限り一年とする。

政府はこれを受けて、昭和二一年一〇月一日に「臨時物資需給調整法」を公布施行した（法律第三二号）。これは前述の「戦後産業臨時措置令案」を改訂したものであり、戦後の物資統制の基本法となった。「物価統制令」と「臨時物資需給調整法」とは、経済安定本部において、それぞれ価格と数量についての直接統制が指令される基礎を確立したのである。

「臨時物資需給調整法」は本巻の付録に収められているが、その概要は次のとおりである。

まず「主務大臣は、産業の回復及び振興に関し、経済安定本部総裁が定める基本的な政策及び計画の実施を確保す

るために」、次のような命令をすることができる（第一条）。①物資の割当または配給、②供給不足物資の使用の制限または禁止、③供給不足物資の生産、出荷、工事施行、またはそれらの制限もしくは禁止、④供給不足物資または遊休設備の譲渡、引渡または貸与。これらはいずれも経済安定本部総裁が定める方策に基づいて行なわれる。

このような政府による直接統制に加えて、民間の産業団体による自治的統制の余地が与えられている。すなわち、物資の割当の実施については、主務大臣は必要がある場合には、「民主的に組織された産業団体に、その構成員の議決に基いて、その構成員及びその構成員以外の同業者で物資の割当を請求する者に対する物資の割当を行はせることができる」（第二条）。これは統制会の解散後、政府の直接統制機構が整備されるまでの臨時措置として、民間団体に割当をさせようとするものである。

もちろん民間産業団体の完全な自由が認められるのではない。第一に、産業団体から割当を受けたものが、その決定に不服をもつ場合、物資需給調整委員会に申し出て、適正な決定を求めることができる。第二に、産業団体が右の委員会の決定に従わない場合、または産業団体の行なう割当を経済安定本部総裁の決定する方策に適合させる必要がある場合、主務大臣は産業団体にたいして決定の変更を命ずることができる（第二条）。

この「臨時物資需給調整法」は先の「戦後産業臨時措置令案」の考え方と基本的に変わってはいない。後者では、民間の統制団体や配給統制機関をつくり、これらに物資の割当や配給の権限を与えることを主とし、政府自身が物資統制を命令することは従とされていた。「臨時物資需給調整法」は、順序を逆にして、最初に政府の介入を規定し、次に民間団体の活用を図ることができるとしているが、民間の手による自主的統制を完全に従属的なものとみなしたわけではない。

「臨時物資需給調整法」を具体化する過程において、どのような統制機構をつくるかは司令部の見解によって決定

的な影響を受けた。交渉の相手は経済科学局の反トラスト・カルテル課 Anti-Trust and Caltels Division であって、これは日本の財閥を解体し、企業の独占禁止や経済力の集中排除を手がけている部局であった。

政府は同法の成立と同時に、それを適用すべき物資につき省令案を四〇あまり準備し、司令部と折衝をもったが、司令部は政府の意図する統制方式に対して反対の意を表明し、全面的な修正を要求した。司令部が主張した主な論点は次のとおりであった。[7]

(一) 物資の需給調整はすべて政府とりわけ経済安定本部の責任において行ない、民間団体による自治統制方式は原則として容認しない。

(二) 割当機関としての産業団体の使用は、独占的な運営に陥る危険があるため、十分な注意を必要とする。

(三) 従来の統制会社がたんに変身したにすぎない私企業による一手買取・販売の方法は、絶対に認められない。

(四) 販売機構は自由競争を原則とし、政府による販売店の指定や配給方法の指示などは、需要者に対する切符制を厳正に実施すれば必要ではない。

(五) もしなんらかの理由によって、一手買取・販売が必要となる場合には、政府が直接これに当たればよい。すなわち、専売にするか、または全額出資の営団または公社を設立すべきであり、いずれにせよ民有民営を排除し、政府機関として運営すべきである。

日本の戦後における物資統制方式は戦時のそれを引継いでいた。政府は割当、配給について強力な権能をもちながらも、実際には統制の実施を民間の統制団体に委ねていた。この統制団体は戦時中の統制会および統制組合の性格を受け継いで、独裁的な官僚性を発揮し、批判の的となっていた。そこで「臨時物資需給調整法」は統制団体内部を民主化し、政府の官僚的統制から独立した自治的、民主的方式をとらせるという構想を示したのであるが、司令部にとっ

ては、こうした構想は私的カルテルが政府の権能をもつという望ましくない独占状態を意味するものにほかならなかった。自治的方式といえば聞えはよいが、その方式のもとでは、物資の割当、配給は利潤を挙げる方向に向けられ、経済の緊急部門に向けられるわけではない。私的カルテルが政府の権能をもつことは、むしろ民主主義に反しており、個々人に対する政府の権力は私人に委ねられるべきではなく、政府の権能は政府自身が責任をもって実施すべきである、というのが司令部の立場であった。こうして民間の産業団体に統制の権限を与えることは、私的独占の禁止という観点から認められないこととなった。[8]

経済安定本部および関係各省は一〇月初め以来連日にわたり、司令部の考えを実現することが困難であることを説明したが、司令部の意向はかえって強硬となった。民間の統制団体および配給統制機関の利用を根幹とする日本側の考え方が否定されたので、政府は一〇月中旬販売業者に対する指示配給を中心とする実施案を示したが、これも上述のように認められなかった。結局、のちに述べる「指定生産資材割当手続規程」（昭和二一年一一月二〇日内閣訓令第一〇号）にまとめられた線で合意がえられたのである。

司令部は「臨時物資需給調整法」による統制方式に関する一二月一一日の覚書において、改めて司令部の基本的な立場を明らかにした。[9] その覚書は次のような要求から成っていた。

(一) 日本政府は民間産業から配給統制の権限を回収しなければならない。指定された私的会社または組合が、一手購入・販売の方法によって物資の配給を統制することは廃止されねばならない。

(二) 政府は政府の配給公団を通じて配給機能を実施する計画を司令部に提出しなければならない。この公団の目的は、正常な配給経路によっては適切な配給が行なわれえない場合に、必要な統制機能を果たすことである。

(三) 経済安定本部は司令部の許可なしに、臨時物資需給調整法に基づく機関を指定することはできない。

(四) 上述の公団または機関の役員および職員は、その統制下にある企業の株主、職員になることはできない。

要するに、「臨時物資需給調整法」が割当または配給について民間産業団体の活用を目指したのに対して、司令部はこれを拒否し、政府自身の手による統制を命じたのである。その結果、「臨時物資需給調整法」の第二条は昭和二二年三月の改正によって削除された。ただし同改正法附則において、経済安定本部総務長官は一ヵ月ごとの期間を限って、特定の産業団体を指定し、これに対して個別に指定された臨時の統制権限を与えることができるとし、その場合には第二条はなお有効とされた。従来民間の統制団体が果たしてきた機能をただちに廃棄することは混乱を招くので、統制のための政府機構が整備するまでの間、暫定的に従来の機構を利用しようというのが、その趣旨である。

四　割当配給統制の方式

「臨時物資需給調整法」は物資面について統制を行なう権限を政府に付与したものであるが、統制の具体的運営はいくつかの規定によって始めて明らかにされる。

上述のように、物資統制の範囲は、①物資の割当または配給、②供給不足物資の使用の制限または禁止、③供給不足物資の生産、出荷、工事施行、またはそれらの制限もしくは禁止、④供給不足物資または遊休設備の譲渡、引渡または貸与、を含むが、物資統制政策の基本は①であり、②③④は、供給のとくに不足する物資に関する補足的なものである。すなわち、総合的物資需給計画に基づいて重要物資を計画的に割り当て配分することが、生産の拡大と生活の安定を目指した物量面における統制の中核であった。以下ではこの割当配給統制を中心として、具体的措置を説明する。

(1) 生産資材の割当

「指定生産資材割当手続規程」（昭和二一年一一月二〇日内閣訓令第一〇号）は、重要な生産資材すなわち原材料と指定されたものについての割当方式を定めている。

指定生産資材の需要者はあらかじめ需要申請書を主務官庁に提出し、主務官庁は毎四半期、経済安定本部に需要部門別生産資材需要表を提出する。経済安定本部は資材の割当方針を策定し、需要部門ごとに、資材の用途および製品の種類を指定して、割当を行なう。次に主務官庁はこの需要部門別割当のわくの中で、需要者別割当の基準について経済安定本部の承認を受けた上で、割当を行なう。

指定生産資材は、政府の発行する割当証明書、購入切符、購入通帳その他の公文書を提示することなしには入手しえない。割当を受けた需要者はどの供給者からでも公定価格で購入することができる。公文書は一定の経路をへて主務官庁に返還される。

上述の訓令に示された規則はのちに、「臨時物資需給調整法」に基づく命令「指定生産資材割当規則」（昭和二二年一月二四日閣令・商工・農林・大蔵・内務・文部・厚生・運輸・逓信・司法省令第一号）として規定された。

以上のように、経済安定本部と各主務官庁とによる割当統制の方式がとられたために、「臨時物資需給調整法」第二条における民間産業団体による割当の規定は死文化したのである。これがのちに削除されたことはすでに述べた。

この物資統制方式の特質を指摘しておこう。[10] 第一に、指定生産資材の割当は、経済安定本部の定める方針に基づいて一元的に行なわれる。従来は各省がそれぞれ所管の物資について需給計画を立て、関係各省と相談のうえこれを実行していた。その場合には、一つの事業にとって必要ないろいろな資材の割当の権限はいろいろな官庁に分れているために、各需要部門に供給される資材の需給バランスを総合的に検討することが困難であった。今後は各産業または

需要部門別に指定生産資材の総合的需給計画が、経済安定本部において策定されることになった。これは計画の整合性という観点からみた物資統制方式の革新的な点である。

第二に、需要部門別の割当が経済安定本部によって指示されると、今度は各省が所管の需要部門において使用される生産資材を生産者別に割り当てるが、そのさい産業団体や地方庁に任せることは許されない。あくまでも主務大臣の責任において、各省がみずから割り当てるか、またはその出先官庁に対してのみ委任ができる。これは従来のいわば分権的な割当方式のもつ私的独占の弊害に鑑み、著しく集権化の方向をとったものである。

第三に、集権化に伴う情報の不足やそれに基づく計画の恣意性といった弊害に対処するため、官庁の資材割当の決定に不服のあるものは、経済安定本部に異議申立をすることができる。また従来は官庁はもちろん、産業団体であっても、他の需要者に対する割当数字を原則として秘密にしていたが、割当の公正を期するために割当表の公表が行なわれる。統制自体は公的な機関に集中されるが、民主的制度が意図されたのである。

指定生産資材と定義されたものは、次のような三四品種であった。石炭、亜炭、コークス、再生コークス、石油、銑鉄、鋳鉄管、普通鋼、硅素鋼板、鉄鋼二次製品、鉄屑、鋼屑、重要非鉄金属、硫化鉄鉱、亜ひ酸、硫黄、重要非鉄金属製品、重要化学製品、油脂および重要油脂製品、ゴム、ゴム製品、皮革、革ベルト、タンニン、膠およびゼラチン、漆、繊維、繊維製品、紙、パルプ、木材、建築用資材、標準電気機械、熱絶縁材料。

(2) 生活物資の配給

生活物資の割当配給方式は、「指定配給物資配給手続規程」（昭和二二年二月一〇日内閣訓令第三号）において次のように定められている。

指定配給物資は、主務官庁の発行する配給割当公文書なしにはなにびとも入手できない。消費者は指定配給物資の

購入のために配給券の発給を受けるが、その購入可能数量またはその基準は、経済安定本部総裁の承認をえて、主務官庁が定める。小売業者は卸売業者から指定配給物資を購入するために、購入割当証明書の発給を受けるが、これは消費者から受け取った配給券の数量を基礎として決められる。卸売業者は生産業者または販売業者から指定配給物資を購入するために、購入割当証明書を受け取るが、これは小売業者への販売数量を基礎にして決められる。配給券は一定の経路をへて主務官庁に返還される。

指定配給物資の生産、配給を行なうものは、主務官庁に登録をしなければならず、また品目別在庫数量や取扱数量について報告をしなければならない。

主務官庁は消費者数およびその基準消費数量を基礎にして、指定配給物資の都道府県別配給割当数量を決定し、その範囲内で卸売業者や小売業者に対し配給許可数量の割当をする。

指定配給物資と規定されたものは、次の五二品種である。主要食糧、青果物および漬物、生鮮魚介、水産加工品、氷、味噌、醤油、アミノ酸、繊維製品、薪炭、煉炭および豆炭、炭団、酒類、煙草、石鹸、マッチ、塵紙、障子紙、縫針、缶壜詰、牛乳および乳製品、砂糖、食用油脂、特殊菓子、食用塩、サッカリンおよびズルチン、ゴム靴、革靴、ローソク、和傘および洋傘、学用文具、学校体育用具、医療品その他の衛生用物資、石油製品、自転車およびリヤカー、タイヤおよびチューブ、飼料、農機具、農業薬剤、肥料、鍋、釜、飯蒸器、湯沸、鉄板製バケツ、弁当箱、電球、地下足袋、藁工品、藺製品、麻製品、漁業用資材。

(3) 重要資材の使用制限

重要資材を節約し、それを重要な需要部門に供給するために、特定の重要資材を使って特定の不緊要物品の製造や販売を行なってはならないことが定められた。これは「重要資材使用制限規定」（昭和二二年一二月一五日経済安定本部

訓令第二三号）および「重要資材使用制限規則」（昭和二二年一二月一六日商工省令第三三号）に基づく。たとえば、使用禁止の例は、銅を使って門、柵、屋根などをつくること、鉄を使って看板、柵、門柱などをつくること、生ゴムまたは再生ゴムを使ってスリッパ、チューインガム、玩具などをつくること、などである。

(4) 指定生産資材の在庫調整

「指定生産資材在庫調整要項」（昭和二一年一一月三〇日）により、政府は在庫の一斉調査を行ない、一定数量を超えた資材を保有するものについては譲渡を命じ、三〇日以内に超過保有量を届け出させることにした。

(5) 建築および設備の制限

指定生産資材の利用に関して、不急建築を抑制し、また機械設備などの緊急建設を促進するために、「建築および設備等制限に関する措置」（昭和二一年一二月二六日内閣訓令第一三号）が発表され、二二年二月八日、これに基づく「臨時建築等制限規則」（閣令第六号）が公布された。

(6) 不急品製造禁止

重要資材の節約と、その重要部門への供給を確保するために、「不緊要物資製造販売制限規程」（昭和二二年一月二二日内閣訓令第二号）が公布された。その内容は次のとおりである。

①ある種金属、皮革、繊維、ゴムなどを原料とする不急不用品一〇〇種目以上が製造禁止となる。皮の手さげ鞄、アルミの玩具、ゴムマット、鉄製風呂桶、ゴムの玩具、タバコ用品、化粧品などの製造が禁止される。②ただし貿易庁指定の輸出品、占領軍用設営品、医薬、技術研究には適用されない。

さて、生産の再開は二一年末ごろからいわゆる傾斜生産方式を梃子として始まったが、石炭によって鉄鋼をつくり、鉄鋼によって石炭を掘るという両部門の計画的拡張は、もちろん一方では、資金統制の機構を通じてもたらされ

たものであるが、他方では、一元的な観点から編成された重要生産資材の割当配給機構を通じて可能になったのである。

上述の八月六日の司令部覚書は、割当配給機関の設立に当たって、重要生産資材の割当対象となるべき特定産業の選定を命じていた。これについての政府案は次のようなものであって、石炭、肥料、鉄鋼の三産業が最高の優先順位を与えられている。[11]

第一順位

A（第一順位中特に重点をおくもの）石炭鉱業、化学肥料製造業、製鉄業

B（Aに次ぐもの）電力事業、瓦斯及コークス製造業、セメント製造業、木材生産業、綿紡織業（染色整理業を含む）、運輸業

第二順位　石油及金属鉱業（製煉業を含む）を始めとする三六産業

また二二年三月に定められた「金融機関資金融通準則」（昭和二二年三月一日大蔵省告示第三七号）における「産業資金貸出優先順位表」は、産業を甲一、甲二、乙、丙の四つのグループに分けているが、最高順位の甲一に属するのは、やはり上掲の三産業であった。

五　公　団

上述の二一年八月六日の司令部覚書は、基礎資材および生活物資の公的配給機構を確立することを要求していた。さらに一二月一一日の司令部覚書は、民間の産業団体から配給統制の権限を回収し、配給統制は公的機関に限定すべ

きことを明らかにした。すでに秋以来、司令部とのあいだにこの問題をめぐっての意見の交換が行なわれていた。供給の著しく不足した物資について、公正な配給を確保するために、政府が一手買取・販売を行なう公社を設立するという認識から出発したものの、公社の性質についての政府の初期の考え方は司令部によって受け入れられるものではなかった。

商工省と農林省の見解をまとめて、経済安定本部の案として提出されたものは、次のようなものであった。[12]

一　厳格公正な配給確保の為政府は一手買取を行ふ公社を設立する

二　公社は甚しく供給の不足し厳格な荒荷配給計画を必要とする物資毎に設置する

三　公社設立の為特別法の立法手続を必要とするが暫定措置として会社法に基く株式会社の形態で公社を設立する

四　政府は原則として資本金全額を出資する、出資は復興金融金庫に行はしめる、資本金は最少限度に止め、運転資金及施設は之を借入れる

五　公社の役員及業務の監督は株主権により政府の名に於て復興金融金庫が之を行ふ、尚定款に重要事項は政府の承認を要する規定を挿入する

六　公社は物調法に基く命令により、一手買取及政府の割当計画に基く販売を実施する

七　公社は原則として最終需要者に対する配給を行ふ、必要あるときは卸商、小売商を指定して、公社の指令により販売を委託させることが出来る

八　公社は原則として、クーポンを発行するが、主務官庁の定める割当計画に基き指定出荷を行ふこともある

九　公社は各物資に付、全国を通じ一社を設立する、支社及出張所を設立することが出来る地方毎に、一種目の物資の公社を設立することはしない

十　主務官庁の責任ある官吏に公社の役員を兼ねさせる

十一　公社を設立する物資名は左の通り

㈠ 石炭、コークス　㈡ 亜炭　㈢ 石油製品　㈣ 重要化学製品　㈤ 重要油脂製品　㈥ 重要金属製品　㈦ 繊維及同重要製品　㈧ 標準電気器具　㈨ 重要生必物資　㈩ 農業資材　㈠㈠ 農産品　㈠㈡ 重要副食物　㈠㈢ 肥料

右の案に対して司令部は次のようなコメントを与えた。[13]

第三、第四項について、株式会社の形態および復興金融金庫の出資には反対であり、したがって公社設立の特別法を立法し、出資金は予算に計上すべきである。

第五項について、会計検査の対象とすべきである。

第七項について、卸売商、小売商を指定することはよくない。

第八項について、指定出荷はよくない。

第一〇項については、司令部の他の部局の意見を求めるべきである。

第一一項について、㈠石炭、コークス、㈢石油製品、㈢肥料、には公社を置く必要を認めるが、その他は検討を要する。ことに製品化されたものに公社を置くことには反対である。

従来物資統制を実施する機構としては、統制会社方式、営団方式、および政府直営事業方式があったが、これらはいずれも欠点をもつ。株式会社に配給権を独占させ、物資の統制に当たらせることは、「独占禁止法」（昭和二二年四月一四日法律第五四号）に抵触し、司令部の意向に反する。また営団は、政府が一部ないし全部を出資する公益目的の法人であるが、その役職員は政府の監督下にはあるが、官吏ではなく、監督が十分に行なわれない。そうかといって、専売などのように政府直営の事業にしてしまうと、予算上の拘束を受け、円滑迅速な事業運営を行なうことがむつかしい。そこで政府みずから事業経営の責任をもつと同時に、経済的活動の自由を認めるという方式が望ましいのであって、ここに司令部の示唆によって公団という新しい構想が生まれた。

公団の主要な性格は次のとおりである。[14]

㈠ 公団は政府全額出資の公法人であり、政府そのものとは異なる。

㈡ 公団の役職員は官吏その他の政府職員とされる。給与は国庫から支払われる。

㈢ 公団は事務所その他の固定資産をもつことができず、政府がこれを確保し、公団がこれを利用する。

㈣ 公団は運営資金を復興金融金庫以外の民間金融に仰ぐことはできない。

㈤ 公団の役員には、昭和一六年三月一日以降営団、統制会社の役員であったものは就職することはできない。

㈥ 公団は基本政策および計画などの企画面において経済安定本部総務長官、実施面において常時一般的に主務大臣の指導監督に従う。

㈦ 公団は臨時の存在であって、経済統制の必要と私的独占禁止の要請とをみたすために、政府の手による弾力的な統制機構としてつくられたのである。正常な自由競争経済に復帰した暁には、当然これは廃止されるはずのものである。

昭和二二年四月以降一連の公団法が成立し、結局一五の公団が設置された。公団方式の発展は、物資の一手買取・販売機関としての配給公団が出発点であったが、公団の組織はその他の公共的事業を行なう上で、私的独占の禁止に抵触することがないという長所をもったために、日本側の希望によって配給公団以外の公団も設置された。[15] 物資の配給公団は、石油、配炭、肥料、食糧、食料品、飼料、油糧、酒類の八つの公団であり、その他に産業復興、価格調整、船舶の三つの公団と、貿易公団法に基づく鉱工品、繊維、食糧、原材料の四つの貿易公団とがある。

さて、これらの公団は物資の配給機構として働いたばかりでなく、価格統制を維持するための価格調整の業務をも

担うものであった。石炭、石油、肥料などの配給公団が設置された物資については、それぞれの公団が価格調整の仕事を合わせて行なったが、それ以外の物資で物価政策上価格調整を行なう必要があるものについては、価格調整公団が設立されたのである。

価格調整の方法には、価格平準制、運賃平準制および価格差補給制の三つがある。[16]

㈠　価格平準制とは価格のプール制のことであって、複数の生産者価格を一本の消費者価格に平準化する。そのために平準価格より低い生産者からはその差額を徴収し（「物価統制令」第二〇条による価格割増金の運用による）、生産費の高い生産者に対してはその差額を補給するのである。戦後の異常な状況のもとで、生産条件の変化や生産方法の相違などによって、物資の生産費に著しい相違が生じたため、一定の水準に価格を統制することが技術上困難となったが、これを回避するために価格平準制がとられたのである。

この制度は具体的には次の場合にとられた。①自然的条件などやむをえない生産条件の相違によって、生産費に著しい相違がある場合（セメントなど）。②生産技術の相違によって生産費の差異が著しい場合（苛性ソーダ生産における電解法とアンモニア法など）。③国内価格が著しく騰貴していて、国内品と輸入品とのあいだに価格の平準化が必要な場合（石綿、螢石など）。

㈡　運賃平準制は、価格形成要因のうちで運賃が大きな比重を占める物資、または平均運賃込みの統制価格を設定すると配給が円滑に行なわれない物資について適用される。石材、砂利、鉄鋼、セメントなどがそれである。この制度のもとでは、各生産者は現実にかかった運賃を受け取るが、販売価格には、輸送距離などの輸送条件の相違にかかわらず一率の運賃が含まれる。

㈢　価格差補給制は、次のような場合に、低物価を維持するために必要とされる需要者価格と、生産活動を継続するために必要な生産者価格との差額を補償するものである。①現在の操業度は異常に低いが、近い将来操業度が上昇し、原価が低下すると予想される物資について、生産者価格は現在の操業度において決定し、需要者価格は将来の操業度において決定する。②生活必需品については、消費者価格を生産者価格よりも低く維持する。のちに述べるように、公団の価格調整の基礎となった昭和二二年七月の物価体系では、基礎物資の消費者価格に物価安定帯なるものを設定し、生産者価格がその安定帯を超えるときには、この超える部分を国庫から補給したのである。実際には、公団の買取価格は生産者ＦＯＢ価格であり、売戻価格は消費者ＣＩＦ価格である。価格差補給金に相当する額は公団の赤字となり、これが国庫から価格差補給金として交付されたのである。ただし価格調整公団の場合には、他の公団と違って配給業務を行なうのではなく、買取・売戻を行なう相手はつねに同一の生産者である。

(1)　高田源清『営団と統制会』東洋書館、昭和一七年、三九七―四〇一ページ。
(2)　神田通『重要産業団体令詳論』高山書院、昭和一九年、一六―二八ページ。
(3)　Futher Steps toward Freedom of Press and Speech, 27 September, 1945 (SCAPIN―66).
(4)　「戦後経済臨時措置法案要綱（第二次案）」昭和二一年二月一一日、「同上（第三次案）」二月一六日、「戦後経済臨時措置令（第四次案）」二月一六日（経済企画庁所蔵資料）。
(5)　「戦後産業臨時措置令」昭和二一年五月五日（経済企画庁所蔵資料）。
(6)　Dissolution of Control Association (Toseikai) and Authorization to Establish Government Allocation Agency together with Necessary Control Organs within Specific Industries, 6 August, 1946 (SCAPIN―1108).
(7)　「臨時物資需給調整法による統制方式」昭和二一年一一月一五日（経済企画庁所蔵資料）。
(8)　経済安定本部第一部渉外班「物調法による統制方式」昭和二一年一二月（経済企画庁所蔵資料）。
(9)　Methods of Control under the Temporary Demand and Supply Adjustment Act, 11 December, 1946 (SCAPIN―1394).
(10)　中野正一「生産資材の統制方式について」（『財政経済弘報』昭和二二年四月二八日）。

(11) 「八月六日付統制会の解散等に関する連合軍最高司令部覚書に所謂特定産業の選定（案）」昭和二一年一〇月二七日（経済企画庁所蔵資料）。
(12) 「公社設立に関するＧ・Ｈ・Ｑの見解」昭和二一年一一月二九日（同前）。
(13) 同前。
(14) 「公団について」経済安定本部総裁官房指導課、昭和二一年九月一五日（同前）。
(15) 「配給機構に関しＧＨＱへ要望する事項」昭和二一年一二月二三日（同前）。
(16) 価格調整公団『価格調整公団史料』国民経済研究協会、昭和二七年、一七五―八四ページ。

第三章　経済緊急対策と価格体系の改訂

第一節　総合的対策への道

一　経済安定本部以後

昭和二一年二月の総合的インフレ対策はいくつかの政策の柱を掲げたけれども、結局のところ実際にかなりの規模で発動されたのは、金融緊急措置による通貨の収縮と、新しい公定価格体系に基づく物価統制の展開とであった。しかしこの二つの政策も時間の経過とともに次第に姿を変えていった。

第一に、購買力の圧縮を意図した通貨政策は一時的には需要側におけるインフレ要因の除去に役立ったが、それだけでは生産の拡大は期待できなかった。生産の再開のためには、赤字財政や物価上昇もやむをえないと考える石橋湛山大蔵大臣（昭和二一年五月―二二年五月）のもとで、再び通貨政策は拡張主義に転じた。

第二に、物価統制は人為的に価格の抑制を図ることによって、インフレのもたらす社会的弊害を緩和しようとする

ものであるが、二一年三月の公定価格体系はインフレの進行のなかでやがて維持不可能となった。さらに物価統制が実効性をもつためには、物資統制の発動を必要とした。物資統制は割当および配給の統制を通じて、重要な生産資材および生活物資の配分を実施するものであって、傾斜生産の遂行と最低国民生活の確保を狙いとして実行に移されていった。

二月段階においては、著しい過剰購買力を一時的に解消するということだけがさし当たっての焦眉の目的であったが、やがて生産そのものの拡大が目的とされねばならなくなったし、また物価統制のもとで資源配分を図るためには、物資統制の手段を整備することも必要となった。そして諸政策を総合的に立案し、その一元的な運営を図るものとして、八月には経済安定本部が設立されたのである。

陣容を整えた経済安定本部は早速、経済安定のための新しい総合対策の立案に取り組んだ。この種の立案作業を示すいくつもの文書が残されている。「経済安定対策に付て㈠（暫定稿）」（昭和二一年八月一二日）、「経済安定緊急対策推進要領（未定稿）」（八月三〇日）、「現下の状勢に対処する経済緊急対策の主要項目（試案）」（一〇月二日）、「経済政策に関する事項（試案）」（一〇月一〇日）、「直面する経済危機を打開する総合対策要綱」（二二年一月一六日）などがそれである。[1]

これらの対策案は、二月にとられた緊急対策のあと、改めて総合的な経済政策の立案に迫られ、それに答えようとするものであるとみることができるが、初期のものはいろいろな分野の政策の羅列であって、どのような相互関係があるのか、どこに重点がおかれるのか明らかではない。あとの方のものはやはり政策の総花式の列挙から成るが、それに加えて基本方針なるものを謳うようになっている。一番最後の「直面する経済危機を打開する総合対策要綱」を取り上げてみると、これはかなり広範囲にわたる政策を詳細に記述しているが、その柱は次のとおりである。①基本方針、②石炭増産対策、③物資需給調整確保対策、④林業対策、⑤闇取引取締対策、⑥輸送対策、⑦住宅対策、⑧労働対策、⑨財政金融対策、⑩行政運営改善対策。

この文書においてまとめられている基本方針は、問題の重点的な把握をよく行なっている。それによると、

㈠ 現在の危機の根源は縮小再生産による飢餓恐慌にある。危機打開の第一の方策は、基礎生産財の増産によって再生産の回復を図ることにある。この観点から、最も基礎的な生産財である石炭の増産に全力を集中し、これを起点として逐次生産の拡大を図っていくことが、すべての施策の根本である。

㈡ 生産の崩壊を基礎としながらも、他方では過剰購買力の累積が直接の原動力となってインフレが進行してきた。これは財政の赤字不均衡と産業資金の放漫な融資によって刺激された。この観点から、財政の均衡および産業資金の貸出抑制によってインフレの進行をくい止めることが第二の根本施策でなくてはならない。

㈢ インフレの中で最低限の国民生活を確保するためには、生活物資について乏しくても公平な配給を行なうことが政府の責任である。この観点から、闇取引の絶滅と配給制度の確立に努めなければならない。

要するに、重点的生産の拡大、財政金融の圧縮および配給機構の強化の三点が対策の焦点とみなされた。そしてこれらの主要な問題に関して、石炭の国営移管、配給庁の設置、復興金融機関の運営などの制度的検討が行なわれている。

ところで司令部の経済科学局は、包括的な経済安定化計画の必要を強調して、みずからの計画案の概略を政府に提示した。[2] この「経済安定計画」（昭和二二年二月一六日）[3] は、次のような対策を柱にしている。①基礎的物資の生産増大、②過剰購買力の縮小、③物価統制、④消費財の公平な分配、⑤賃金の安定、⑥外国貿易。

この問題点の整理は上述の日本側の案よりもはるかに簡潔であって、基本方針の分野のみにかかわるものであると

いうことができよう。基本方針についての日米案を比較すると、基礎的生産財の増産、財政金融を通ずる過剰購買力の削減、配給制度および物価統制の強化という三点はたがいに共通している。問題はまさにこの三点の相互関連をどのように設定するかであろう。

司令部の「経済安定計画」は、内容的には、すでにこれまでしばしば司令部の意向として政府に示され、また実際に運営されているものの総括であり、政局の混迷期であるということもあって、政府は特別の対応を示さなかった。経済安定本部の設立にもかかわらず、この時期にきわ立った統制志向的な政策が実際に押し進められなかったのは、石橋湛山が大蔵大臣兼経済安定本部長官であったという事情にも由来しているようである。石橋は在野時には、危機突破のためには生産の拡大に全力を注ぎ、生産・販売・価格についてのあらゆる統制を撤廃すべしと主張していた。[4] 閣僚となってからは、彼は生産拡大の政策をとりながら、不承不承、司令部の路線に沿って統制方式を進めざるをえなかった。しかしこの場合にも、彼はあくまでも「重点的、徹底的統制体制の確立」[5]を主張し、普遍的な官僚統制を排している。

このような石橋の見解はただちに司令部の反発を招いた。石橋は司令部への提出文書[6]の中で、最近の公定価格は賃金の上昇や生産能率の低下のために適正さを失っており、これが生産を阻害しているので、速やかに改訂を要することを指摘した。司令部はその事実を認めながらも、司令部が主張する経済統制を忠実に実行したならば、こうした経済的困難は多分に回避できたはずだと断言している。そして「GHQの努力にもかかわらず、日本政府は効果的な配給統制を展開もしなければ、また実行もしなかった」[7]と厳しく批判したのである。

司令部は総選挙後の五月二〇日、むしろ新しい内閣への期待をこめて、再び「ESS経済安定計画の概要」[8]という文書に基づいてその概略を示した。[9] この計画は具体的に一五の重要施策を掲げ、これらが個別的にではなく、全体として適用されねばならないことを強調している。その要点は次のとおりである。

(一) 生産資材の配給。配給の対象となる重要な生産資材の範囲は必要に応じて変更すべきであるが、統制の強化によって配給機構を通じない資材の流れをなくすべきである。

(二) 食糧の配給。公的経路を通ずる食糧の配分をふやすために、闇取引の取締強化、リンク制の拡充を行なう。

(三) 消費財の配給。主食や基礎的な消費財は一般国民向けに配給されるが、その他のものは食糧増産や基礎産業への就業などに対するインセンティブを与えるように、リンク制のために利用する。

(四) 価格統制。闇市場における購入を減らして、実効価格を低下させる。工業製品については原価主義をとり、農産物についてはパリティー方式をとる。

(五) 賃金統制。賃金は価格および生計費と適正な関係をもつように定められねばならない。賃金の上昇が重要物資の物価上昇の危険をもたらすとき、賃金上昇の代わりに特配による消費財の提供、政府部門における賃金規制などによって、それを回避する。

(六) 政府支出。政府支出は厳しい点検によって削減を図る。

(七) 租税。必要な政府支出を賄うに十分な収入を確保すること。とくにインフレによって利益をえる新円階級から税収をうること。

(八) 産業融資。融資上の優先基準は資材割当の基準と整合性をもつこと。

(九) 企業再編成。平和産業と競争を基礎とした産業組織の編成を急ぐ。

(十) 輸出。食糧、肥料、原料の輸入を賄うために輸出生産にも高い優先順位を与える。

(十一) 貿易金融の確保。

㈢　重要産業の育成。

㈣　行政改革。民間の統制会を廃止し、その機能を政府が行なうこと、経済安定本部の拡充、他省に対する同本部の優越。

㈤　実施。上記計画の確実な実行と違反の処罰。

㈥　広報活動。上記計画を広く周知徹底させること。

さてこの計画は前のものと比べて、基本的に異なる考え方に立つものではないが、前のものよりもさらに物資統制および物価統制の側面に重点をおいた綱領となっている。この計画は前文において、「日本経済を特徴づけている進行中のインフレーションは、破壊的な戦争によって貧困化した一国の不十分な資源を、合理的な統制によって最も有効に利用していないことから主として生じている」というかなり偏った基本認識を明らかにしている。そして対策としても、総需要と総供給とのあいだのマクロ的条件や、通貨供給の状態はほとんど重視されず、むしろ市場機構にとって代る統制機構の強化が主張されている。しばらくの間、わが国の経済政策の運営はこのような立場から指導されることとなった。

二　政策論への理論的視点

以上のように日本政府の側においても、司令部の側においても、この段階において始めて総合的な経済政策の必要性が意識された。もちろんそのさいにも、戦略的、重点的な経済運営が否定されるのではなく、戦略性、重点性を明らかにするためには、むしろ総合的な問題点の位置づけが不可欠であった。

一年前の金融緊急措置のように、インフレの抑止のために過剰購買力をドラスティックに圧縮することが最重要と考えられた素朴な段階と違って、事情は複雑となっている。政策目標は、どのような犠牲を払ってもインフレを抑制するという単純なものではなく、生産を拡大の軌道に乗せることが不可欠であることは誰にとっても明らかであった。その場合、とくに基礎的生産財の増産に対して著しい傾斜をつけながら、全体としての生産の拡大を図ることが意図されたが、これを達成するメカニズムとして、一方で貨幣的条件、他方で物資統制および物価統制をそれぞれどのように用意することが必要であり、またインフレ対策としても望ましいか。これが総合的に経済政策の運営を考えるさいの中心的な問題点であった。

この時期以後、日本経済の正常化が達成されるまで、経済政策の運営をめぐって対立する議論が交され、具体的な選択が行なわれたが、その論議に含まれる問題点はすでにこの段階において現われている。その問題点はのちに「復興か安定か」という形で論争されたものであるが、対立点は、生産の復興によってインフレの収束を図るか、それとも物価の安定を基礎にして生産の拡大を図るかということであった。この問題は改めて取り上げることにするが、この基本問題についてどのような理論的視点をもつことができるかをここであらかじめ示し、この段階以後の政策論および実際の政策の歴史的展開を評価する座標軸を明らかにしておきたい。

この時期のインフレーションはまぎれもない需要インフレーションであって、総供給を上回る総需要の拡大がインフレの原因と考えられるが、そのさい供給の拡大と需要の抑制とのどちらを重視するかによって、異なった二つの接近方法が成立する。「復興か安定か」をめぐる政策論争はこれを示すものであるし、ドッジ・ライン以前と以後の経済政策の相違もこれによって解釈することができる。

しかし二つの接近方法の区別はどちらかといえばマクロ的視点に立ったものであり、その限りでは供給側と需要側

のどちらを重視するかといった相対的なものにすぎず、決定的な相違を表わしていないといわざるをえない。一方が生産の復興のために経済安定が不可欠であるというとき、他方は経済安定のためには生産の復興が不可欠であるというような論争は、鶏が先か卵が先かという論争に似て非生産的である。この問題の解明のためには、二つの接近方法を構成している政策的要因にまでさかのぼって、その相違点を明らかにすることが必要である。そのような構成要因の大きな枠組みとして、貨幣的条件およびミクロ的条件が考えられるが、このような観点からまず第一次接近として二つの政策論の模型をつくり上げ、次にそれを現実にとられた政策と対比し、いっそう具体化することができるであろう。二つの接近方法の模型は次のようなきわめて対照的な経済運営のあり方を意味している。

まず生産増大の立場はそれを支える貨幣的条件の拡張を必要とするが、これは全般的な貨幣供給の増大あるいは全般的な有効需要の増大ではなく、設備投資、しかも特定重要産業への設備投資を必要とする。したがって通貨供給はこの意味で選別的に行なわなければならない。それに対して、需要抑制の立場は全般的な貨幣供給の縮小によって可能となる。二つの立場についての貨幣的条件は非対称性をもつといえよう。

この貨幣的観点からみた相違は、じつはミクロ的観点からみたいっそう基本的な相違の反映である。ミクロ的観点からみると、生産増大の接近方法は資源配分に関して価格統制、物資統制、資金統制の体制を強化し、生産増大のインフレ圧力を抑制しようとするものである。ドッジの安定化政策以前の経済政策運営は主観的な意図としては基本的にこのような統制と計画の方式であった。司令部の政策論においてはこれが優勢であった。物価統制の意義は、進行するインフレーションの社会的帰結を軽減したり、インフレーションそのものを抑制したりすることにあると主観的には考えられるが、いっそう重要なことは、むしろ資源配分という基本的な経済運営のために、市場機構とは異なる方式をとるということにある。公定価格の体系は物価抑制よりもむしろ資源配分の手段であって、したがって物動的な割当・配給統制および資金統制を伴わなければならないのである。

これにたいして、ドッジ・ラインによって実現された需要抑制の接近方法はミクロ的にみれば、合理化による生産性上昇を要求し、補助金政策を廃止し、物価統制を撤廃し、流通機構を民間に返還し、為替レートを一本化するなどの措置を含み、基本的に資源配分を価格機構にまかせるというものであった。需要抑制の接近方法はたんにマクロ面で総需要抑制をかなり万遍なく図るというだけでなく、ミクロ面で価格機構の復活をもたらしたものとして評価されなければならない。

もちろん以上のような二つのアプローチが、現実に成立していたというわけではない。この二つが政策の基調的なパターンとしてとらえられるのはあくまでも、理論的な観点からであって、現実の政策は必ずしもこのように意識して整合的に組み立てられたものではない。ドッジ・ライン以前の通貨供給および需要管理は十分に選別的でなかったために、生産増大の政策方式は過剰購買力の吸収とインフレ抑制に成功しなかったのである。またドッジ・ラインにおける需要抑制の政策方式は必ずしも選別的観点をもたなかったわけではなく、そのために生産増大という目的にも貢献しえたのである。

また現実に政策のパターンとしてこの二つだけしか考えられなかったわけではない。これまでの時期をとってみても、第一に、緊急金融措置の段階において厳しい需要削減政策がとられたとき、資源配分方式は、もちろん混乱したものであったが、基本的な方向は統制であった。ここには需要抑制の接近と統制的資源配分方式との組合せというパターンがある。第二に、逆のパターンにも注目すべきであろう。これは上述のように、在野時の石橋湛山の主張に最も明白に現われており、生産の拡大を優先し、生産・販売・価格についてのあらゆる統制を撤廃すべしというものである。これは生産拡大の接近と市場による資源配分方式との組合せを示している。しかしこれはずっとあとになって、

経済安定が到達された暁において始めて実現されるものであった。

三　政治的空白期

それでは、現実の経済の動きはどうであったか。

昭和二一年冬から二二年春にかけて、経済運営をめぐって危機感が高まった。二一年二月の金融緊急措置は、たしかに貨幣的収縮によって一時的にインフレ圧力を排除し、表3-1にみられるように、九月までの半年間に闇消費者物価指数は横這いないし若干の低下を示した。しかし秋以後、これは再び上昇に転じ、二一年九月から二二年三月までの半年間に、闇物価は約八〇%上昇した。また公定価格はもともと低位に決められていたから、物資ごとにたえざる上方改訂を余儀なくされた。公定の卸売および小売物価は二一年三月から九月までにそれぞれ六五%および八五%上昇し、二一年九月から二二年三月までにはそれぞれ二〇%および四〇%上昇した。

他方、これまでストックの食いつぶしに依存して進められてきた生産も、秋以降停滞を示した。鉱工業生産指数（昭和八～一〇年＝一〇〇）は二一年一一月の三八・〇から二二年二月の三四・五にまで低下した。

こうしてインフレの進行と生産の不振とから、三月危機が叫ばれた。しかしこの間、吉田内閣の政治運営は行詰りをみせ、二二年に入ってからは野党との連立工作をめぐって政局は混迷を続けた。しかも全官公庁労組による二・一ゼネストは結局マッカーサー元帥の指令によって回避されたものの、政府は労働攻勢に悩まされた。政局の低迷に対応して、官僚機構の側にも危機打開のための施策の展開はみられなかった。

このような経済的、政治的危機の中にあって、マッカーサー元帥はさらに二つの書簡を吉田首相に送った。一つは

二月六日付書簡[10]であって、元帥は議会を解散し、総選挙を行なうべきであるとの見解を示した。これにより参議院は四月二〇日、衆議院は四月二五日に選挙を行なう運びとなった。政治は現実の経済危機への対処よりも、選挙対策を中心として動いていった。総選挙の結果、社会党が第一党に進出したが、絶対多数にはほど遠いため、再び政党間の政局収拾工作が続き、社会党の片山哲が内閣首班に指名されたのはやっと五月二三日であり、さらに組閣が終了したのは五月三一日であった。片山内閣は自由党を除く社会党、民主党および国民協同党の連立内閣であった。

もう一つのマッカーサー書簡は三月二二日付[11]のものであり、経済政策の運営について政府に対して厳しい警告を与えた。その主な内容は次のとおりである。①アメリカからの食糧輸入は、国産食糧の最大限の利用と公正な配給を前提としている。②かつての指令第三号において述べられたように、賃金および価格を確固たる統制のもとにおき、供給不足の必需品について厳格な割当配給計画を実施することは、日本政府の責任である。③現在必要なことは、「全経済戦線を通ずる総合処理」である。そのためには、経済安定本部による一連の総合的経済金融統制を実施するよう、急速かつ強力な措置が必要である。

表3-1　物価指数

年　月	日銀公定卸売物価	日銀公定小売物価	日銀消費財物価	物価庁配給非物価
21.　3	100.0	100.0	100.0	100.0
21.　9	165.9	185.7	87.8	104.6
22.　3	202.8	259.0	155.1	185.3

出所：小売物価指数は日本銀行統計局『東京小売物価指数』昭和43年，6ページ．その他は大蔵省財政史室編『昭和財政史――終戦から講和まで――』第19巻「統計」，昭和53年，42，64，66ページにより算出．

じつはこの書簡の案文は都留重人によって書かれたものであった[12]。この書簡は日本政府に対してかなりの衝撃を与えたように思われる。これを契機として、これまでにも必要と考えられていた安定本部の改組と拡充が実施された[13]。また総合対策の立案については、すでに安定本部がつくっていた超重点生産方式を中心とするプランが再び検討の対象とならざるをえなくなった[14]。しかし総選挙を前にして、政府は今さら総合対策を立てるという気合いをもたず、結

局、その立案は総選挙後の新内閣を待たなければならなかった。

かくして経済安定本部設置後の一〇ヵ月間においては、総合的な政策立案機構としての経済安定本部がその真価を発揮する機会に恵まれなかった。これは基本的には、上述のような政局の混迷によってもたらされたものであり、政治的指導力の欠如が経済安定本部に適切な機能を果たさせなかったのである。この期間、経済安定本部は司令部との交渉が原動力となって、もっぱら物資統制の機構と手続を整備することに追われた。こうしてでき上がった物資統制方式の最初の応用として、昭和二一年度第四・四半期の基礎資材需給計画が立てられ、ここにいわゆる傾斜生産が意識的に始められたのである。

四　経済緊急対策

新しい片山内閣は経済安定本部長官に和田博雄をすえ、いわゆる経済危機突破対策の策定を急いだ。新内閣成立後早々の六月六日、経済安定本部は「経済緊急対策（第一稿）」を経済閣僚会議に提出し、その英文は司令部に届けられた。[15] これについては、アルバー価格統制・配給課長による項目別の詳細なコメントがある。[16] 全体としてみると、この対策案は「さまざまな経済統制の相互関係を認識しており、これまで私が見た限り、日本政府から出た最初の包括的な経済安定計画である」と評価されている。

とりわけ賞讃されたのは、のちの「経済緊急対策」の第二項となる流通秩序確立政策であり、これがこの文書のなかで一番よい部分だと評されている。それに対して、物価統制、賃金統制、財政金融の項目は曖昧、非現実的であるとされた。たしかに第一稿では、物価統制の項目はおざなりに書かれており、論点としては、公定価格体系の改訂が

なされること、価格決定は原価主義によること、赤字補償を廃止すること、あまり重要でない物資の物価統制をやめることだけしか含まれていなかった。この項目はのちに拡充された。賃金は独立の政策項目とされていたが、賃金統制を行なわないにもかかわらず、価格統制が満足に作用したり、また価格統制によって賃金安定がえられるかのように楽観しているのは非現実的と評された。その結果、賃金は物価の項目のなかで扱われることになったが、賃金統制がなされない限り、基本的な問題は残されたままである。次に、財政金融政策については、ありきたりのことと評価され、健全財政主義は非現実的とされている。しかし、最終案においても、こうした建前を書き直すわけにはいかなかったようにみえる。最後に、生産の増強キャンペーンに関して、労働者のそれへの参加を強調することが望ましいという司令部の示唆に従って、最終案では勤労者の能率向上という項目が別個に設けられた。[17]

六月九日の第二稿は最終案とほとんど違わないものとなったが、[18] 司令部の添削をへて、最終案ができ上がった。

昭和二二年六月一一日に内閣から発表された「経済緊急対策」は危機的な経済状勢を乗り切るために、次の八項目から成る総合対策を行なおうとするものであった（項目の下の小項目は略す――引用者）。

第一　国民生活、特に国民の勤労の基礎である食糧を確保することがすべての根本であるから、これ以上の遅配をくい止め、横流れを絶滅するためにあらゆる努力を尽す。

第二　食糧の確保、物価の安定その他すべての経済安定施策のかなめである物資の流通秩序を確立する。

第三　これまでの経済の推移の結果、現行公定価格がまじめな産業企業の活動をいちじるしく妨げている現状にあるので、この際、賃金、物価を全面的に改訂して、その維持安定を図る。

第四　通貨面からのインフレーション促進の要因を除去するために財政金融の健全化を図る。

第五　経済回復の根本は生産の増強と生産能率の向上である。政府は重点生産の継続と企業経営の健全化を中心としてその実現をはかる。

第六　勤労者の自覚による勤労能率の向上こそ生産増強の原動力であるから、政府は乏しい国力をさいても、勤労者の生活と雇用の確保に必要な手段をとる。

第七　食糧や再建のため必要な基礎資材の輸入をまかない、ひいては東洋諸国の復興にできるだけ寄与するために国内消費の一時的圧縮を忍んでも輸出の振興に力を注ぐ。

第八　以上の諸施策の実効をあげるために、あわせて次の措置を講ずる。(⑪重要な産業について、私企業がうまく作用しない場合、国家管理を行なう。②勤労者による生産組合的な企業形態を制度化する)(かっこ内引用者要約)。

この「経済緊急対策」について特徴的なことは、司令部の見解を強く反映して、第二項の流通秩序の確立に重点がおかれたことである。これについては次のような批判がある。「流通秩序が乱れているということはインフレーションの現象形態にほかならないのであるから、流通秩序の確立ということは、根本的にはインフレーションを克服しなければその実効を期しえないのである。したがって、現象形態の面であるところの流通秩序の確立ということから、インフレーションの抑制を図るということは至難なことであるばかりでなく、当然に限度があることを知らねばならない。」[19] もちろん流通対策によってインフレが制御されるわけではないが、しかし流通秩序確立対策はもう少し積極的に評価すべきであると思われる。

そこでの流通秩序確立対策はたんなる流通面における施策と解釈すべきものではなく、全般的な物資統制および物価統制のもとでの資源配分のルートを改善するものと解釈することができる。価格統制のために市場の価格機構による資源配分が認められていない場合には、資源配分は物資統制ないし物動計画によらざるをえない。ところがまさにインフレーションのもとで価格統制が行なわれているために闇市場がはびこり、物資の流通は計画どおりにはいかない。いわゆる流通秩序確立対策とは、原理的にはこのような資源配分のルートそのものを確立しようとするものであって、この意味で「食糧の確保、物資の安定その他すべての経済安定施策のかなめである」といってよい。

上記の「経済緊急対策」第二項の具体的な説明として、次のような論点が挙げられている。

一、基礎的な生産資材、重要生活物資、主要食糧など徹底的な統制を必要とする重要物資は、公団方式によって配給を確保する。

二、統制の必要が右に次ぐ物資については現在の割当切符制を継続または新たに適用するものとし、割当物資の流れを最後までつかんでその径路と使用実績を明かにするように切符制度の運用に改善を加える。

三、割当の制度は実績主義、能力主義を排し、能率と手持資材の活用とを主眼として企業の公正な競争を助成するように改める。

四、隠匿物資の摘発活用を強力に推進する。

五、取締の重点を経済行政の監査と大口の経済違反行為やヤミブローカーの摘発におく。

六、輸送統制を強化してヤミ物資の移動を抑圧する。

上述のように、司令部が日本側の案のうち最もよい部分と評したのは、この流通秩序対策についての叙述である。右の文章は第一稿のものとほとんど変わらないが、司令部の示唆に従って、四の隠匿物資対策が新たに挿入されている。

右の文章の一―三における割当と配給が物資統制の具体的手段であって、四―六はこの割当と配給の経路を補強するための措置である。割当と配給は、けっして流通面のみにかかわるのではなく、生産および消費にわたる全経済的活動にかかわるのである。

このような流通秩序対策はいま述べたように、物資統制の運営そのものを意味するのであって、これがただちにインフレ抑制に役立つのではない。インフレの問題は、一方でこの物資統制の結果生ずる生産条件と、他方で貨幣的需

要条件との関係から規定されるのである。しかし流通秩序対策は間接的に価格統制に影響をもっている。価格統制はインフレの抑制およびインフレの弊害の緩和を意図しているが、流通秩序対策は二つの経路を通じて価格統制の維持に寄与することができる。第一に、それは闇市場をなくし、公定価格による取引の比重を高めることによって価格統制を実効あるものにする。

第二に、賃金が統制されていないという状況のもとでは、賃金の上昇が価格の上昇をもたらし、価格統制を無効にするという危険が存在するが、流通秩序対策は公定価格による生活物資の配給を保証することによって、実質賃金の充実を図ることができる。物価と賃金の悪循環は、このような配給の保証を効果的に行なうことによって断ち切られるであろう。

七月九日、司令部は経済科学局長マーカットの名において、長文の配給統制計画に関する覚書を送った。[20] これは経済安定総合計画の最も重要な要素は活発かつ効果的な配給の統制および闇市場の撲滅であることを強調し、今回の立案中の計画の中で必ず取り上げられねばならない対策を提示したものである。日本政府はこの示唆を基礎にして、公的流通機構を改善し、闇市場を圧縮するための具体的計画を七月一六日までに提出することを求められた。

右の覚書は、具体的方法について次のような項目別の提案を示している。司令部は新しい社会党内閣がこの問題に積極的なことを好感し、ここぞとばかり配給統制方式の強化と拡大を鼓吹したわけである。

①輸送統制、②退蔵資材、食糧、消費財の再配分、③リンク計画の強力な実施、④政府官吏の腐敗粛清、⑤闇物資の出所を閉塞すること、⑥厳罰主義の実施、⑦農家の供出割当量を確実に取立てること、⑧実物給与および大規模なバーターの取締、⑨官庁の闇行為の禁止、⑩公団計画、⑪野菜配給制度の創設、⑫鮮魚の新配給統制の維持、⑬建築統制、⑭現行割当制度および闇行為取締法令の根本的再検討、⑮供出食糧の取立および配給制度の改善、⑯生産報告

制度の改善、⑰生産者および配給者の認可制度、⑱公定価格表示制度、⑲経済安定本部監督局の強化、⑳闇行為取締計画への市民参加、㉑宣伝と教育計画

政府が七月二五日、「流通秩序確立対策要綱」[21]を閣議決定し、この問題についていっそう細かな実施要領を定めたのは、このような要請に答えるためであった。すなわち、「要綱」は目的、方針および実施要領を掲げ、実施要領には次のような柱を立てている。

第一、統制方法の改善

㈠公団制度の改善と強化、㈡公団以外の政府配給機関の運用、㈢割当切符制度の改善、㈣リンク制度の計画化、㈤不用不急品の製造販売の制限強化

第二、闇取引の撲滅

㈠取締の重点主義の採用、㈡官庁、公共団体などの闇行為の絶対禁止、㈢輸送の統制と取締の強化、㈣公定価格表示の励行、㈤闇の出所の閉塞、㈥処罰の強化

第三、闇建築の排除

第四、取締体制の整備

第五、国民運動の展開

以上のように、流通秩序確立対策に重点がおかれているものの、しょせんそれは一定の基準に従って行なわれる割当および配給制度を貫徹させるだけのものである。割当および配給制度はそもそも政策を実施する機構にすぎないが、流通秩序対策はこの機構に実効性を与えようとするものにほかならない。したがって基本的に重要なのは資源配分の基準である。この基準が石炭、鉄鋼、肥料に重点をおく傾斜生産であった。とくに石炭については、二二年度に

三〇〇〇万トンの生産量を達成することが至上命令とみなされた。

(1) 経済企画庁所蔵資料。
(2) E. C. Hutchinson, *Inflation and Stabilization in Post-war Japan,* Ph. D. Thesis, University of Virginia, 1970, p. 88.
(3) SCAP, Economic and Scientific Section, Program for Economic Stability, 16 February, 1947. (「スートランド文書」・大蔵省資料Z七〇三―一一一)。
(4) 『石橋湛山全集』第一三巻第一部日本の再建に対する策論、「Ⅱ混乱期の財政・経済政策」昭和四五年、九三―一四三ページ。
(5) 「経済統制再建強化の構想」石橋長官提出、昭和二二年三月三日（経済企画庁所蔵資料同前）。
(6) 同前。
(7) 「三月三日石橋長官提出の『経済統制の再建と其の実施に関する概念』物価、配給及び実施に関する部分に対する批判」マーカット少将発石橋長官宛覚書、昭和二二年三月一一日（経済企画庁所蔵資料）。
(8) E. C. Hutchinson, *op. cit.*, p. 90.
(9) SCAP, Economic and Scientific Section, Essentials of the ESS Economic Stabilization Program, 20 May, 1947. (「スートランド文書」・大蔵省資料Z七〇三―一一〇)。
(10) 「スートランド文書」・大蔵省資料Z七〇三―一四四。
(11) 同前。
(12) 都留重人・伊東光晴対談「経済科学五十年の証言37」(『エコノミスト』昭和四九年四月二三日)。
(13) 経済企画庁戦後経済史編纂室編『戦後経済史（経済安定本部史）』昭和三九年、四六―四七ページ。
(14) 『朝日新聞』昭和二二年三月三一日。
(15) Economic Stabilization Board, Emergency Economic Measures (First Draft), 6 June, 1947. (「スートランド文書」・大蔵省資料Z七〇三―一一〇)。
(16) H. F. Alber, Comments on Emergency Economic Measures submitted by the Economic Stabilization Board, 6 June 1947, 9 June 1947. (同前)。
(17) Economic Stabilization Board, Emergency Economic Measures (Second Draft), 9 June 1947. (同前)。
(18) 物価庁『昭和二二年新価格体系設定に関する資料集』昭和二二年一二月、一―四ページ。
(19) 鈴木武雄『現代日本財政史』中巻、昭和三一年、一七―一八ページ。
(20) 「配給統制計画」非公式覚書、経済科学局発経済安定本部総務長官宛、昭和二二年七月九日（経済企画庁所蔵資料）。
(21) 物価庁『昭和二二年新価格体系設定に関する資料集』、四―一〇ページ。

第二節　昭和二二年七月価格体系

一　価格改訂の主要問題

二一年秋には二一年三月の物価体系は事実上崩壊し、政府も経済安定本部や物価庁の設立とともに全般的な公定価格改訂の必要性を認めていた。しかし全般的な改訂は政治的日程にのぼらず、重要な物資についての公定価格の引上がばらばらに続いた。いうまでもなく公定価格体系の崩壊は、上昇する闇物価との格差が拡大したこと、統制されていない賃金の上昇によって公定価格の維持が困難になったことを意味している。それにもかかわらず、もし公定価格を無理に維持すれば、それに従う企業には赤字が発生し、経営が困難になろうし、それに従わない企業にとっては、闇市場への物資供給がますます利益を生むものとなろう。

新しい片山内閣の発足と同時に、「経済緊急対策」の立案がなされたことはすでに述べたとおりであるが、その第三項は公定価格体系の改訂方針を示していた。第三項の全文は次のように書かれている。(1)

第三　これまでの経済の推移の結果、現行公定価格がまじめな産業企業の活動をいちじるしく妨げている現状にあるので、この際、賃金、物価を全面的に改訂して、その維持安定をはかる。

一、公定価格の全般にわたつてすみやかに、かつ総合的にこれを改訂調整し、この新価格体系を堅持する。

二、価格の決定は原則として原価主義によるが、利潤、原価償却などの原価要素の算定については各産業の特性に応じて適当な調整を加える。主要農産物の価格は、農業生産に関係ある鉱工業製品の価格との間の均衡を基礎としてこれを定める。

三、赤字補償や価格調整補給金は、原則としてこれを廃止し、経済の総合的観点から特に必要とされる場合に限つてこれを認める。

四、価格改訂によつて生ずる差益はこれを国庫に徴収する。

五、価格公定の実益の乏しい雑品は、物価統制の対象から除き品目を整理する。

六、賃金と物価との関係については、公定価格による正規配給量の増加に重点をおき、これによつて実質賃金の充実、貨幣賃金の維持をはかり実質的にその安定をもたらすことを主眼とし、形式的な賃金停止や統制の措置は行わない。

七、貨幣賃金は、右の趣旨にもとづいて改訂されるべき公定価格と消費財の正規配給量とを同時的に考慮しながら定めるのを原則とする。

これに基づいて、物価庁は七月を期して新価格体系を発足させるよう一連の価格改訂の作業を始め、これは九月ごろまでにはほぼ終了した。経済安定本部は七月五日、「新価格体系の確立について」(2)と題する発表を行ない、第一次価格改訂として主要食糧、石炭、運賃などについて新価格を発表した。新価格体系の内容は次のとおりである。

新価格体系の確立について（昭二二、七、五、経済安定本部発表）

政府は、インフレーションの進行をくいとめ、物価賃金の安定をはかるため、さきに発表した経済緊急対策に基づき、新価格体系を確立する。今日まで続いている生産の不振、流通秩序のゆるみ、通貨流通量の増加等によつて、物価と賃金とは悪循環的上昇をきたし、その結果、まじめに働く勤労者はその生活をおびやかされ、まじめな企業はその経営の方途を失つている。政府は、この現状にかんがみて、実質賃金の充実、企業経営の健全化、物価と賃金との調整を主眼として、公定価格の総合的改訂を行う。

この改訂された新しい水準において物価賃金の安定がえられるならば、わが国の経済は安定復興への第一歩をふみ出すことが

できる。もし、これがえられなければ、わが国の経済は破局的インフレーションに突入する危険が極めて大である。そこで、政府は、全国民の協力をえて生産の増強をはかり、闇を根絶して流通秩序を回復し、その新価格体系の維持安定をはかるため、あらゆる努力をかたむける。

第一、新価格体系組立の原則　新価格体系は、インフレーションの進行をくいとめ、かつ、正常な国際貿易の再開に備えてできるかぎり価格系列を整えるために、左の原則によつて、これを組み立てる。

一、基礎的な価格の安定帯＝わが国の経済がほぼ正常であつたと認められる昭和九年から同十一年（基準年次）の価格水準の約六十五倍を限界として、基礎的な価格の安定帯を設ける。基礎的な物資の供給者価格が安定帯を上廻るときには、原則として、価格調整補給金によつて、その需要者価格を安定帯の限界まで引下げる。この原則にしたがつて左の措置をとる。

（一）石炭の特定産業（海運業並びにガス、コークス、銑鉄、普通鋼鋼材、同半製品、ソーダ灰、苛性ソーダ及び硫安製造業とする。）向け消費者価格は瓲当り六百円基準によつて算定した価格とする。

（二）コークス、銑鉄、普通鋼鋼材、同半製品、電気銅、鉛地金、硫安、過燐酸石灰、ソーダ灰及び苛性ソーダの消費者価格は、基準年次の価格水準の六十五倍を基準とする。石灰窒素及び亜鉛の消費者価格は、それぞれ硫安及び鉛の消費者価格と適当な関係をもたせるように、これを定める。

（三）以上の措置のため、昭和二十二年度七月以降年度末までに必要な価格調整補給金として百二十億円を予定する。

二、鉱工業品の価格は、生産配給の施策に照応して、原則として、原価主義によつてこれを定める。運賃その他の料金についても同様とする。価格の算定にあたつては、

（一）価格相互間のはねかえりをできるかぎり織り込む。

（二）闇価格は、これを算入しない。

（三）当該産業の操業度及び能率については、原則として、現状を基礎とし、近い将来における推移を考慮する。

（四）減価償却費は、帳簿価格を基礎として、これを算入する。但し、非稼動設備の減価償却費は、これを算入しない。

（五）利潤は、能率が標準より高い経営についてのみ産れる程度にかぎつて、これを算入する。

（六）賃金は、工業総平均賃金を月千八百円とし、概ね給与審議会準備会特別小委員会において決定した方法によつて算定した暫定業種別平均賃金を基準として、これを算入する。実際賃金が右の算定額をこえている業種については、実際賃金をも考慮する。この場合には、消費者の利益との調和をはかるため、減価償却費及び利潤の算入を減少する。

三、農産品価格は、原則として、農業経営及び農家家計において購入する商品の価格と農産品の価格との基準年次における均衡をたもたせるように、これを定める。畜水林産品の価格の決定については、農産品の価格の決定に準ずる。

第二、賃金水準　物価賃金安定の途は、実質賃金の充実を中心とする貨幣賃金の維持のほかにはないのであるから、今回の新価格体系の確立にあたつては、勤労者の実質生活の確保と企業経営の健全化を目途として、物価賃金の同時的決定を行う。このため、価格調整補給金によつて公定価格の引上げを最少限度にくいとめるとともに、食糧その他の緊急対策を実施して正規配給量の増加による実質賃金の充実をはかり、勤労者が現在の生活水準を維持できるところを目やすとして、価格に算入する賃金水準は、現在の実際水準から若干引上げ、工業総平均月千八百円とし、今回の公定価格の引上げによる勤労者の家計への影響に対処する。

第三、価格差益の徴収　価格改訂によつて、公団、生産業者及び配給業者の在庫品につき生ずる価格差益は、これを徴収し、新価格体系維持安定のためにこれを活用する。

戦後の物価統制のなかで、全般的公定価格の改訂はこれが二度目であるが、このさいの新しい問題点としていくつかのものが挙げられる。

第一に、新物価体系の確立は非現実的となった公定価格を引き上げて、統制による経済運営を合理的にしようとするものであるから、生産者価格について現実的な価格算定の方式がとられなければならない。今回は農水産物については、新たにパリティー方式、その他の物資については原価方式をとることになった。

第二に、物価統制は同時にインフレの抑制およびインフレの弊害を緩和することを狙いとしているから、消費者価格については低物価政策をとらなければならない。こうして生産者価格と消費者価格とは乖離せざるをえなくなる。もちろん二重価格制は従来からの傾向であるが、今回この問題を安定帯という概念によって整理することになった。基礎的な重要物資の消費者価格については基準年次（昭和九―一一年）の価格水準の六五倍を基準とする。生産者価格がこの安定帯を上回るときには、価格差補給金によって消費者価格を安定帯の限界にまで引き下げる。

第三に、新しい公定価格体系は従来と同じように依然として賃金の統制を含んでいないから、ここに再び価格体系が破綻する可能性がある。たんに非現実的なものとなった価格を引き上げるというだけでは、たえず物価と賃金との悪循環を続けざるをえない。今回は改訂された水準において、物価および賃金を安定化させるためにはどうしたらよいかが強く意識された。そのために繰返し生計費計算が行なわれ、業種別平均賃金がガイドポストとして提示され、また実質賃金を維持するために配給統制に努力が注がれた。

以下ではこれらの主要問題にそくして、二二年七月価格体系の構築を検討しよう。

二　価格算定の方式

二一年三月の価格体系の組み立て方は、まず一方で米価から始めて、他の食糧品の価格を定め、これによって賃金を定め、他方で石炭の価格を定め、これらの米価、賃金、炭価の三つを基礎にして、鉱工業品を含むその他のあらゆる財貨、サービスの価格を相互連関的に決定するというものであった。それに対して、今回は、まず原価計算を正確に行なうことのできる基礎的な鉱工業品の価格を計算し、農水産物の価格はパリティー方式によって計算し、最後に

公定価格の改正の生計費に及ぼす影響を考慮して、賃金の改訂を行なうことになった。

もちろん理論的にはもろもろの価格は相互依存の関係にあるから、これらの価格は一般均衡論的な考え方に基づいて同時決定されなければならないが、そのような理論を操作可能にするような分析用具が発達していなかった当時としては、なんらかの戦略的な方式をとらざるをえなかった。上述のような計算方式の変更は、司令部の見解によって影響されたと思われる。経済安定本部がまとめた「価格政策に関するＧＨＱの動向」[3]（昭和二一年九月二五日）と題するメモは、司令部の支配的見解を概略次のようにとらえている。

価格安定の拠点は、米価→生計費→賃金→工業製品という順序をとらず、工業製品の均衡是正→現実に採算のとりうるコスト→コストの一要素としての賃　→家計支出→これを維持可能にする米価という逆順序にすべきである。その理由は、第一に、コスト計算が不明確で、しかも供出政策との関連で不安定な米価を基礎とすることは避けるべきである。第二に、価格の資本主義的安定を目標とするならば、工業製品の安定を強調すべきである。第三に、賃金をコストの一つとして強力に統制する意図を明らかにすべきである。第四に、工業製品と農産物とのシェーレを均衡させる必要がある。

また、このときの価格改訂の作業方針は次の文書に包括的にまとめられている。[4]

公定価格改訂方針要領（二二、六、一二）

第一、方針

(1)　企業経理の正常性回復、賃金物価関係の調整を主眼として七月一日に石炭、麦類の価格及び運賃の改訂を行いこれを中心とする主要価格の一斉改訂を行う。それ以外のものの改訂は採算の状況、製品の正常ルートに流れる程度等を考慮し、ひきつづきこれを行い概ね八月末日をもつて結了するものとする。

(2) 右の改訂にあたつては企業、財政及び家計において、それぞれ応分の負担をなさしめる方針で物価賃金の循環的引上げを来さないように調整を行うものとする。

第二、生産者価格の形成

(一) 価格形成の原則

(1) 工鉱業製品及び料金については、原則として、原価計算により、農産品については、原則として、農業経営及び農家家計において購入する商品価格との比例計算を基礎として決定する。畜水産品についても農産品に準ずる。

(2) 価格の種類は単一価格を原則とするが、同一業種経営の生産条件がいちじるしく異る場合には集団価格には個別価格を考慮する。

(二) 工鉱業製品及び料金の原価計算

(1) 原則として標準企業の標準生産費を以て原価計算の基礎とする。ただし個別価格の形成を必要とするものについては個別原価計算による。集団価格を形成する場合において、各集団毎の原価計算については右に準ずる。

(2) 前項の標準生産費はその商品に対する需給状況又は生産確保もしくは生産合理化の必要度を参酌してこれを決定する。このために、重要なものについては企業の大部分につき原価計算を徴し、その他のものについてはその業種の業態、類型に応じ、できるだけ科学的な方法によりサンプル企業を選定の上、その原価計算を徴するものとする。この場合所定原単位量につき充分の検討を加える。

(3) 賃金は暫定業種別平均賃金を基準とす。

(4) 企業の操業度、経営能率等については徒らに理想的計数に走ることを避け、現実を基礎として大体三ヶ月以内に確実に実現をみるべき計数を採用する。

(5) 利潤は原価に算入しない。

(6) 減価償却は非稼働設備については、これを算入しない。

(7) 戦災修理費、転換費等はこれをただちに損金とみとめることなく、資産に計上の上その耐久年数による償却のみをみとめる。

(8) 非稼働設備の維持管理費は企業の近き将来における現実の稼動再開見込による。集中生産の必要がある場合、休止工場の維持管理費についても同様である。

(三) 農産品価格の比例計算

(1) 諸物価との比例計算によつて米の価格を決定し、米の価格を基準として麦、諸類の価格を決定し他の畑作物は諸類、麦類との均衡を考慮して決定する。

(2) 米の比例計算は左の要領による。

(a) 基準年度における諸物資の価格と、その現行公定価格との比率を基準指数とし、これに所定のウェイトをかけて平均したものを以て比例算定の係数とする。

(b) 右の諸物資の品目及びウェイトは最近における農家経済調査の農家経営用品及び家計用品の調べを基礎とする。

(c) 基準年度は昭和九年乃至十一年平均とする。

(四) 畜水産物価格の比例計算

(1) 諸物価との比例計算によつて魚の価格を決定し他の水産物及び肉の価格は魚の価格を基準としてこれと適正な関係を維持せしめる。

(2) 魚の価格の比例計算方法は米の価格の場合に準ずる。

(3) 牛乳の価格も右に準ずる比例計算による。

第三、消費者価格の形成

(一) 価格形成の原則

(1) 消費者価格は原則として生産者価格に配給手数料等を加算した額による。

ただし生産者価格に個別価格、集団価格を用いた場合には平準価格または二重価格を採用する。

(2) 価格改訂の結果価格差益を生ずる場合には、各種公団及び価格調整公団によりこの価格差益を財源とする価格補給を行う。

(二) 配給手数料

各種の配給手数料につき統制機構の再編取引金額の状況、所要経費の内容等を考慮して再検討を加え圧縮しうべきものは圧縮する。

第四、輸出入品価格の形成

一、輸出品の価格

輸出品価格については、価格形成の一般方針によるが、優良品又は海外市場の需要に基く特殊規格品が生産される場合は、その規格、品質、包装等の特殊性に応じて国内価格と異る輸出品価格を設定する。

二、輸入品の価格

(1) 国内においても生産するものについては一般の諸原則によつて形成された国内価格と同一価格とする。

(2) 国内において生産しないものについては、関連商品（そのものと代替関係にあるもの、補完関係にあるもの、製品原材料関係にあるもの等）との比例計算、交易条件の想定等により決定する。

(3) 基準年次の六十倍に据置かれる特定商品の輸入価格は基準年次の六十倍価格とする。

第五、価格改訂作業における調整基準

(1) 予定せられた平均賃金において諸価格改訂による直接間接の影響を吸収しうるものとする。

(2) このために

(a) 蔬菜類、魚介類、肉類の価格は原則として現行価格にすえおく。

(b) 諸価格改訂の間接的な影響による原価高騰の一部はその商品において吸収するものとする。

(c) 一般に消費財価格は戦前に比較して、生産条件の正常なものについては二十五倍を標準として、生産条件の異常なものについては、その程度に応じて考慮するものとし、おおむね六十倍を目途とする。

(d) 勤労所得に対する独身者免税限度を現行の五五〇円未満から一、〇〇〇円未満に引上げる。

(3) 暫定標準賃金を原価に算入する場合の生産能率ロ数又は操業率は原則として現状のままとする。実際平均賃金が暫定標準賃金よりも高い場合には、それに応じて能率標準を引上げるものとする。

(4) 一般経費中物件費又は材料費はつぎの標準により概算する。

(a) 昨年中に価格改訂をしたものについてはその二倍

(b) 本年になつて価格改訂をしたものについてはその一・五倍

(5) 標準原価によつてカヴァーすべき生産量の割合は原則として従来通りとする。

(6) 輸出入貿易の開始に対応して、生産の合理化、企業の整備に関する計画が具体化したときは、これに応じて原価計算に適用すべき能率標準等を修正するが、現在の価格形成において、ただちにこの点をしんしやくすることはしない。

第六、価格改訂作業要領

一、価格改訂における原価計算上の前提

(1) 賃金は平均賃金一、六〇〇円を基準とする暫定業種別平均賃金によるが、既にこの業種別平均賃金より高額な実際賃金となつている業種については最近の実際平均賃金による。

(2) 石炭価格は左に掲げる価格を基準として各産業の使用する石炭の実績価格に比例換算して計算する。

(a) 平均生産者価格　屯当り　九〇〇円

(b) 一般消費者価格　屯当り一、一〇〇円

(c) 特定消費者価格　屯当り　六〇〇円

(3) 右の石炭特定消費者は海運、ガス、コークス、銑鉄、鋼材、ソーダ灰、苛性ソーダ及び硫安とする。

表3-2　石炭価格（トン当り円）

年　月	生産者価格	消費者価格
昭和21. 3	220.00	150.00
11	346.00	150.00
12	346.00	401.70
22. 4	763.58	401.70
7	956.08	1,208.58

出所：物価庁『昭和22年新価格体系設定に関する資料集』別冊（主要物資価格決定資料），昭和22年12月，36—37ページ．

(4) コークス、銑鉄、鋼材、電気銅、鉛地金、硫安、石灰窒素、過燐酸石灰、ソーダ灰、苛性ソーダ、電気亜鉛及び蒸留亜鉛（以下安定帯物資という。）の消費者価格は基準年次（昭和九—一一年平均）の価格の六十倍とする。

(5) 安定帯物資の生産者価格と消費者価格との差額は国庫補給金によつて賄う。

(6) 交通事業運賃は別表二（省略——引用者）の通りとする。

二、価格改訂の日程

（以下略——引用者）

超重要物資である石炭の価格を取り上げると、二一年三月価格体系以後の動きは表3-2に示したとおりである。二二年七月価格における原価構成は表3-3に示されている。生産者価格はトン当り九五六円八銭、消費者価格は一二〇八円五八銭であるが、特定産業向販売価格は六〇〇円に抑えられた。

次に新しく採用された価格算定の方式は、農林畜産物についてのパリティー計算である。農産物については原価計算にではなく、パリティー計算によるのが世界的な傾向であるという司令部の意見によって、この方式が導入された。[5] もともとこれらの物資については、原価主義が難点をもっていたが、それは次のような理由からである。[6]

第一に、米作の形態にはさまざまなものがあり、単作地帯もあれば二毛作地帯もあり、商品生産もあれば自給生産もある。したがって農家の米の生産費を調べると、標準農家についても何十倍という差がみられ、代表的な一つの生産費を求めることはきわめて困難である。第二に、米作は大部分自家労働力に依存しているから、生産費計算に当たっては、この自家労働の賃金を評価しなければならない。工業労働者の場合と違って、農家家計では自給部分が多いから賃金算出の基礎となる家計費の計算がむつかしい。また家計費から賃金を算出するにしても、耕作規模の相違によって労働日数が異なり、一日当り賃金が決まらない。結局、工業賃金の一定比率として自家労賃を求めるしかないが、その比率を決定する理論的根拠はない。同じことは、自給肥料や自家畜力にもあてはまる。

表3-3　石炭生産費（決定原価）内訳（トン当り円）

区　分	金　額
1直接操業費	813.28
物品費	85.89
鉄道運賃値上げ	36.33
給料・賃金・諸手当	526.51
福利厚生費	52.72
その他操業費	111.83
2一般経費	17.97
減価償却費	3.48
募集訓練費	2.13
本社費	12.36
3利潤	5.82
4合計(1+2+3)	837.07
5控除額	6.47
6差引計(4−5)	830.60
7支払利子	14.24
8価格体系改訂影響	105.22
9生産原価(6+7+8)	950.06
10送炭原価(生産者価格)	956.08
11配送公団運賃諸経費	252.50
12消費者価格(10+11)	1,208.58

（注）物価庁，昭和22年7月1日調．

出所：前表と同じ，32—37，44ページ．

そこでパリティー計算方式というのは、農産物についていえば、農家が購入する生産資材および消費財の価格騰貴率と等しい割合で農産物価格が上昇するように決定するというものである。二一年三月の物価体系において生産者米価は石当り三〇〇円に定められたあと、二一年一一月に再び引き上げられたが、じつはそのさいすでにパリティー方式が実験的に採用されていた。従来の生産費方式によると、そのときの米価は石当り六〇〇円と計算されたが、パリティー方式によると石当り五五〇円に抑えることができた。その導出過程は次のとおりである。[7] 基準年次として昭和九—一一年の平均をとり、基準米価を石当り二八円四八銭（俵込価格）とする。主要な農家購入品三二種（経営用品一一、家計用品二一）についてのパリティー指数は基準年次を一とするとき、一九・五六となった。そこで基準年次の米価にパリティー指数を掛け（二八円四八銭×一九・五六＝五五七円〇七銭）、その近似として五五〇円が決定された。

昭和二二年改訂におけるパリティー計算では、農家購入品として一六項目七一品目が選ばれ、その物価指数は、昭和九—一一年を一とすると、二二年九月末についてフィッシャー理想算式によって六二・五五と算出された。それを基準年次の一石

当り米価二七円一六銭（裸価格）に乗じて一六九八円八五銭をうる。これを切り上げて新米価は一石当り一七〇〇円と決定された。俵込価格は一石一七五〇円である。この新米価は二二年産米の生産者価格に関するものであって、二二年一〇月に定められ、二二年七月価格体系の最後の一環を構成した。

三　安定帯と価格差補給金

以上のようにして計算された生産者価格をいくつかの重要商品についてみると、表3－4から分かるように、わが国の経済が比較的正常であった戦前の基準年次（昭和九－一一年）と比べて、石炭は一二七倍、銑鉄は一三六倍、硫安は八〇倍、苛性ソーダは六七倍、運賃は二三倍、電力は一〇倍といったふうに激しいデコボコを示した。これは戦後の混乱期にあって、産業別に操業度や生産能率が違うためである。

もう少し包括的に産業別物価水準の対戦前倍率をみると、表3－5のとおりである。平均を超えているのは、石炭、鉄鋼、肥料などいずれも傾斜生産の対象となっている生産財産業である。それに対して、農業、食料品工業などの消費財産業、運輸通信業などのサービス業では、物価上昇率は平均より低い。このようなアンバランスを生み出す算出価格をそのまま公定価格として認めると、著しく高い水準に一挙に価格を改訂することになって、物価の安定感に著しい脅威を与えること、また価格相互の関係があまりに不均整であり、経済の不合理な現状をそのまま認めることになると考えられた。(8)

そこで基礎的物資の価格の著しい高水準と相互の不均衡を是正して、安定性のある価格を組み立てるために、いわゆる安定帯という概念が導入された。基礎的な重要生産資材の消費者価格について、基準年次の価格水準の六五倍の

表 3-4　昭和22年7月価格体系における重要物資の価格

（単位：円，倍）

区分		新公定価格 (A)	基準年次（昭和9—11年）平均価格 (B)	倍率 (A)/(B)
石炭（トン）	生産者価格	956.08	7.50	127.5
	一般消費者価格	1,208.58	12.43	97.2
	特定消費者価格	600.00	12.39	48.4
石油（キロリットル）	原油価格	3,461.00	70.00	49.4
	消費者価格	6,539.64	116.18	56.3
コークス（トン）	生産者価格	2,240.38	46.00	48.6
	消費者価格	2,710.25	46.00	58.9
銑鉄（トン）	生産者価格	6,370.00	46.87	135.9
	消費者価格	3,050.00	46.98	64.9
圧延鋼材 薄板1.6ミリ（トン）	生産者価格	14,220.00	108.10	131.6
	消費者価格	8,690.00	133.70	65.0
鉛地金（トン）	生産者価格	33,000.00	253.00	130.4
	消費者価格	23,000.00	253.00	90.9
ソーダ灰（トン）	生産者価格	10,000.00	—	—
	販売業者販売価格	6,562.00	100.00	65.6
苛性ソーダ a）（トン）	生産者価格	8,600.00	127.93	67.2
	販売業者販売価格	11,051.00	170.00	65.0
硫安（トン）	生産者価格	8,000.00	100.00	80.0
	消費者価格	6,500.00	101.11	64.4
セメント（トン）	卸売価格	1,649.25	19.00	86.8
	小売価格	1,714.25	20.00	85.7
国鉄運賃	旅客（キロ b））	0.35	0.015	23.3
	貨物（トン・キロ）	0.25	0.015	16.7
ガス（立方米）	基準料金	3.50	0.084	41.7
電気	電灯料金（灯・月 c））	8.00	0.67	11.9
	電力料金（キロワット・月 d））	40.00	4.21	9.5
理髪料金		20.00	0.50	40.0
米	生産者価格（1石）	1,700.00	27.16	62.6
	消費者価格（10キロ）	99.00	2.47	40.1
馬鈴薯（10貫）	生産者価格	87.00	1.58	55.1
	消費者価格	85.00	2.36	35.9
パン（45匁）	消費者価格	1.91	0.06	31.8
清酒1級（1升）	小売価格	132.00	1.70	77.7
ビール（大ビン）	小売価格	23.00	0.33	69.7

（注）a）は液体で電解法による．b）は3等普通150キロまで．c）は普通定額30ワット．d）は大口基本料金．

出所：「主要物資新公定価格一覧表」（前表と同じ，130—89ページ）．

表 3-5　22年7月価格体系の対戦前基準年(昭和9—11年)倍率

区分	倍率	区分	倍率
A 農林業	61	電動機	61
(1) 農産物	64	変圧機	70
米	64	自転車	69
大麦	70	内燃機関	59
小麦	62	(3) 化学工業	88
裸麦	62	ソーダ灰	100
馬鈴薯	55	苛性ソーダ	67
蔬菜	62	石灰窒素	110
(2) 林業	52	過燐酸石灰	98
木材	59	硫安	80
木炭	51	(4) 窯業	90
B 水産業	65	セメント	85
C 鉱業	98	板ガラス	110
金	45	(5) 紡績工業	93
銀	47	綿糸	46
銅	65	人絹	99
鉄鉱石	57	生糸	94
石炭	127	(6) 食料品工業	28
石油	49	味噌	51
D 工業	82	醤油	52
(1) 金属工業	105	酒	20
銑鉄	120	(7) 製材木製品工業	59
普通鋼鋼材	110	(8) 製本印刷業	60
電気銅	65	E 運輸業	21
釘	90	F 通信業	33
(2) 機械工業	61	全産業	74

出所：「昭和22年新公定価の昭和9—11年に対する倍率の算定法」経本，財貿，昭和22年10月30日（経済企画庁所蔵資料）.

限界を設け、これを安定帯と呼ぶ。これらの物資の生産者価格がこの安定帯を上回るときには、価格差補給金によって消費者価格を安定帯の限界まで引き下げる。これまでにも消費者価格を生産者価格以下に下げ、差額を価格差補給金によって埋めるという方法は採られてきた。ただ従来の方法は米、石炭、生鮮食料品などのいくつかの重要商品について孤立的に行なわれたものであって、全体としての物価水準と相対価格関係を考慮に入れたものではなかった。安定帯という概念はこのような全体的視点を価格差補給金政策に導入したものとして注目される。

この安定帯についていくつかの具体的な問題点を説明しなければならない。[9]

第一に、従来の一六〇〇円の賃金水準を前提とすれば、安定帯はおよそ六〇倍が適当と考えられていた。六月二四日の司令部からの書簡も、それを五五倍ないし六〇倍とすべきことを告げていた。[10] しかし食糧や消費財の公定価格が改訂されると、再びそれが生計費への影響を通じて賃金にはね返らざるをえない。それを考慮して、賃金水準はのちに述べるように一八〇〇円に引き上げられ、安定帯は六五倍となった。

第二に、六五倍という安定帯の限界は価格差補給金と結びついており、財政の事情や補給金のインフレ圧力を考えると、かなり高く設定することが望ましかった。

したがって、第三に、これを上回るすべての価格に安定帯を適用するのではなく、重要性の低い物資の価格であって、それより高いものがあっても、補給金は適用されない。安定帯は、価格体系の全体に対して影響力の大きい基礎的生産財についてのものであった。

表 3-6　昭和22年度価格調整補給金支出実績
（単位：千円）

区分	金額
1. 安定帯物資	16,612,569
石炭	9,957,057
鉄鋼	3,873,395
非鉄金属	808,193
化学肥料	1,814,996
ソーダ	158,927
2. 主要食糧	5,542,585
3. 特殊補給金	355,866
生鮮食糧品	128,420
石油原油	73,919
繊維	153,527
4. 合計	22,511,021

出所：物価庁『物価統制資料集』，昭和25年12月，第1分冊，94—95ページ.

こうして安定帯物資というカテゴリーが生まれ、特定産業向石炭、鉄鋼（銑鉄、普通鋼鋼材、同半製品）、非鉄金属（電気銅、鉛地金、電気亜鉛、蒸溜亜鉛）、化学肥料（硫安、石灰窒素、過燐酸石灰）、ソーダ（ソーダ灰、苛性ソーダ）が含まれた。昭和二一年度には、価格補給金は石炭と主要食糧（米、麦、馬鈴薯、甘藷、澱粉）に限られていたが、新しい概念の整備とともに補給金の範

囲は拡大した。

昭和二二年度における価格調整補給金の対象は、上述の安定帯物資に加えて、主要食糧（食糧管理特別会計へ繰入れ）、生鮮食糧品、原油、繊維（この三つを特殊補給金と呼ぶ）があった。それらの金額は表3－6に示されている。それは決算数字において二二五億円であり、一般会計歳出総額の一〇・七％を占めた。

四　物価と一八〇〇円賃金

物価と賃金とのあいだの関係は二面的である。このことは、賃金が費用であると同時に所得でもあるという二面性から生じている。第一に、賃金は生産費の一要素として価格決定に参加し、第二に、ある種の価格は生計費を構成することを通じて賃金の決定に影響をもつ。物価と賃金との均衡関係はこの二面において成立しなければならないし、物価と賃金との悪循環と呼ばれるものも、賃金が物価を引き上げ、物価が賃金を引き上げるという二面を通じて行なわれるのである。

この時期の物価統制のもとで特徴的な一般的事実は、第一に、物価については包括的な統制が加えられたが、賃金については統制がなされなかったこと、第二に、物価統制が行なわれたとはいえ、公定価格と並んで闇価格が支配したということである。したがって物価と賃金との関係は完全に自由な市場機構によるものでもなければ、また完全に統制されたものでもない。新価格体系と賃金との関係をいくつかの側面に分けて考察しよう。

(1)　業種別平均賃金の算定

前述のような価格体系の計算と同時並行的に、賃金体系の計算が行なわれた。これがいわゆる暫定業種別平均賃金

の体系であり、工業総平均賃金は月一八〇〇円とされた。政府は平均賃金の決定を給与審議会にゆだねる方針であったが、そこでの議論がなお時間を要するという事情があったため、新価格体系の計算に間に合わせるように、政府みずからの責任において暫定的に業種別平均賃金を計算したというわけである。ただ一八〇〇円という平均水準は政府の独自の案によるが、業種別、地域別、年齢別、男女別の給与格差および人員数は、給与審議会の決定に従っている。

暫定業種別平均賃金の算定の基本的な方針は次のとおりである。[11]

（前略――引用者）

二、算定に関する根本方針

暫定業種別平均賃金の算定は急を要するので、現在入手可能な資料の範囲において、最大限の合理的算定を目途とする。

(一)　現在において最も影響力を持ち且つ最近において労資間に妥結された実際賃金（男女別、年齢階級別）を基礎とし必要な修正を行ふ。

(二)　暫定業種別平均賃金は業種別に定める。

業種別比率は前号の一般水準を基礎とし、左の資料につき必要な検討を加へて算定する。

A　男女別、年齢階級別、労働者構成

B　実際業種別平均賃金比率

(三)　以上による算定結果を現在の実際生活費等により更に検討し必要な修正を加へる。

(四)　本暫定業種別平均賃金はその使用の目的に鑑み、地域別は考慮しない。

（後略――引用者）

以上のことを実行するための具体的な計算方法は次のようにまとめられている。[12]

暫定業種別平均賃金算定の基礎

一、給与格差

(1) 地域別給与格差は　甲地一〇〇　乙地八五　丙地七五とする。

(2) 年齢別給与格差は　三〇歳以上一〇〇、二〇歳以上三〇歳未満六五、二〇歳未満三七とする。

(3) 男女別給与格差は　二〇歳未満男女同額、二〇歳以上三〇歳未満は女は男の八割とする。

(4) 業種別給与格差は　別表（省略―引用者）の通りとする。

二、人員ウェイト

(1) 地域別人員ウェイトは　二十年十二月一日の臨時国民登録による。

(2) 年齢別人員ウェイトは　二十二年三月の毎月勤労統計による。

(3) 業種別人員ウェイトは　二十一年度年次勤労統計による。

三、算定方法

(1) 甲地　男子三〇歳以上の工業平均を仮に一、〇〇〇円とおけば、年齢別、地域別賃金は、次のようになる。

	男子 二〇歳未満	男子 三〇歳未満	男子 三〇歳以上	女子 二〇歳未満	女子 二〇歳以上
甲地	三七〇円	六五〇円	一、〇〇〇円	三七〇円	五二〇円
乙地	三一五	五五三	八五〇	三一五	四四二
丙地	二七八	四八八	七五〇	二七八	三九二

(2) (1)の年齢別、地域別賃金を一〇〇とし、別表（省略―引用者）の業種別給与格差表を使つて各業種の地域別年齢別賃金を算出し、それに各業種の人員ウェイトを附して各業種の全国平均賃金を出す。これに年次勤労統計の業種別人員ウェイトを附して工業平均を算出すると六五一円八八銭となる。これらの数字を一、八〇〇円水準の場合は $\frac{1,800}{651.88}=2.7612444$ 倍し

たものが、暫定業種別平均賃金の額である。

最終的にえられる業種別平均賃金（地域、年齢、男女の平均）は、表3－7に示されている。

(2) 賃金を基礎とした価格の算定

さて以上の話は、工業の平均賃金水準が月一八〇〇円になると想定した上で、産業別の賃金体系を導出したもので

表 3-7　暫定業種別平均賃金（昭和22年7月4日算定）

（単位：円）

業種	平均賃金	業種	平均賃金
全工業	1,800	セメント製造業	1,886
金属製錬業及び鋳物業	2,350	その他の窯業土石工業	1,836
電気機械器具製造業	2,099	製糸業	1,124
鉄道車輛製造業	2,300	紡績業	1,212
自動車製造業	2,250	織物業	1,234
船舶製造業	2,441	染色及び整理業	1,245
機器製造業	2,181	その他の紡織業	1,237
精密機械器具製造業	1,991	製材及び合板業	1,618
肥料製造業	1,640	木製品工業	1,593
製薬業	1,637	製粉及び澱粉製造業	1,566
工業薬品製造業	1,676	醸造業	1,629
油脂製造業	1,764	その他の食料品工業	1,604
ゴム製品類製造業	1,682	印刷業	1,936
製紙業	1,538	製本業	1,676
化学繊維製造業	1,521	その他の工業	1,510
皮革製造業	1,836	石油鉱業	1,662
ガス業	2,209	旅客運送業	1,615
電気業	2,217	貨物運送業	2,441

（原注）1. この暫定業種別平均賃金は工業総平均を月1,800円とし，業種別，地域別，年齢別，男女別の給与格差および人員数については給与審議会特別小委員会の決定したところに従って算定した．

2. この暫定業種別平均賃金は所定時間外労働に対する割増賃金および法定福利費，通常の福利厚生施設費は含まない．その他の給与は現金給与，実物給与一切を含む．

3. 或る業種の実際平均賃金がこの表の金額より高くなっている場合およびこの表の業種より小分類の業種であって特殊の事情のある場合は別途考慮する．

出所：物価庁『昭和22年新価格体系設定に関する資料集』16―17ページ．

ある。これは何のためかといえば、各産業の公定価格を算定するさいに、生産費のなかに算入される賃金コストを確定するためである。したがって現実に支払われる賃金がこの額でなければならないというわけではない。能率の高い企業はそれより高い賃金を支払ってもよいし、逆に能率の悪い企業はそれより低い賃金を支払ってもよい。要するに、業種別賃金の計算は公定価格計算のためのガイドポストであって、これによって直接に賃金を統制するものではない。

賃金体系を基礎にして価格をどのように計算するかについては、次の説明がある。[13]

新価格体系による賃金計算要領（二二、六、三〇、物(総)(2)）

新価格体系の基礎に採用する賃金は、添附の表（前掲表3－7――引用者）によるのであるが、その使い方は左の通りである。

一、この表よりも小さい分類の業種の賃金は、原則として、その小分類業種が属しているこの表の業種の賃金を採用する。但し小分類業種で特殊の事情のあるものについては、それらの事情を勘案して、この表の数字より多少上げ下げしたところで各小分類業種の賃金を定め、業種全体の平均がこの表の数字に落着くようにする。（例えば紡績業の中毛糸紡績は若干高く、綿紡績は若干低くし、紡績業全体の水準をこの表の数字に持つてくるようにする等）

尚右の場合給与審議会の連絡の必要もあるので事前に総務課に連絡すること。

二、その企業に附属した日傭人夫賃金（例へば硝子工業における運搬人夫）は、その企業が属する、この表の業種の賃金(月額)を二〇で除した額を一日当りの賃金とする。但し亜炭は金属鉱業に入る。

三、商業機関の職員及び労務者の賃金は月額一、七〇〇円を標準とする。

四、属すべき業種がこの表にないものの賃金は、類似業種の賃金による。

五、この表の賃金は、原則として一日八時間、一ヶ月二十五日稼働の場合の現金給与及び実物給与の合計月額である。

特殊作業の割増とか、出勤率による割増等は、平均されてこの表の賃金中に含まれているものであるから、この表の賃金以外に原価に算入してはならない。

六、この表、賃金には時間外給与は含まれてゐない。時間外給与は左のように取扱う。

(イ)　時間外稼働を前提とした生産数量に基いて原価計算を行う場合は、この表による業種別賃金中基本給と認められる部分の一日当り相当額を八で除した額にその二五%を加えた額を、時間外労働一時間当りの給与の標準とし、時間外稼働人員についてのみ、この表の賃金の外に加算してよい。

(ロ)　時間外稼働を前提としない生産数量に基いて原価計算を行う場合は、この表の賃金の外に、時間外給与を加算してはならない。

七、法定福利費、保健、衛生、教育、修養の施設費及び給食設備費（給食材料を含まない）は、その内容を検討の上この表の賃金の外に原価に算入してよい。

但し、右の合計金額が、その企業の給与総額の一〇%を超える場合は、その超過分は原則として切捨てることとする。

八、現在その企業で支払われてゐる実際賃金が、この表の賃金よりも高い場合においては、その企業が重要産業に属しており、且つその企業の実体に即して個別的に判断した場合、この表の賃金を採用することを適当としないやむを得ない事情があると認められるときに限り、減価償却費（利潤を認められてゐる業種については利潤を含む）を吐き出させた上、その実際賃金を加味することができる。

その他の場合においてはこの表の賃金を採用する。

〔註〕暫定業種別平均賃金表（表3－7――引用者）参照。

(3)　賃金の生計費的基礎

それでは一八〇〇円賃金の根拠はなにか。これを説明する考え方は、公定価格と闇価格とを含んで計算される生計

表 3-8　価格改訂及び食糧緊急対策の生計費に及ぼす影響　（単位：円）

区分	価格改訂前	価格改訂後	改訂による差増額	緊急対策実施後	対策による節減
飲食物費	1,934.14	2,208.41	274.27	1,820.32	388.09
主食物費	1,064.69	1,280.72	216.03	1,080.90	199.82
副食物費	643.32	657.78	14.46	514.45	143.33
調味料費	137.99	148.44	10.45	103.50	44.94
嗜好品費	88.14	121.47	33.33	121.47	0
住居費	58.59	89.55	30.96	89.55	0
光熱費	73.85	109.44	35.59	109.44	0
被服費	100.99	220.12	119.13	220.12	0
保健衛生費	98.14	159.21	61.07	159.21	0
教育修養娯楽費	61.56	127.37	65.81	127.37	0
交通通信運搬費	16.93	63.11	46.18	63.11	0
その他	54.80	82.61	27.81	82.61	0
合計	2,399.00	3,059.82	660.82	2,671.73	388.09

（注）　昭和22年7月12日，経済安定本部物価局生計費課調．

（原注）　1.　この資料は飲食物については本年2月—4月の東京都における給料生活者の家計調査の結果による消費内容を基礎とし住居費以下については東京都労働者世帯における昨年7月における消費実績を基礎とした世帯人員は4.2人である．

2.　飲食物費中1人1日当り摂取熱量は1550カロリーとして計算した．

3.　自由購入の単価は物価庁調査による6月中旬の東京都における価格である．

4.　食糧緊急対策の達成見込は次の通りである．

一．主食については基準配給量の10％減にとどめる．

二．蔬菜については計画による入荷見込量の40％をウェイトとみて家庭配給量を計画量の60％とみた．

三．鮮魚介類についてもウェイト20％とみて家庭配給量は計画量の80％とみた．

出所：前表と同じ，37—38ページ．

費が一八〇〇円賃金によって賄われうるものでなければならないということである。二二年六月の全国工業平均賃金は一六〇〇円弱と推定された。この賃金を基礎にして公定価格の改訂を行なっていくと、家計費を押し上げる影響が生ずるはずである。これを相殺するために二〇〇円を見込んで、一八〇〇円の賃金となったのである。このことは、表3－8の計算から知られよう。この資料は、東京都の四・二人世帯の生計費について、公定価格改訂の影響を調べたものであ

る。これによると六六〇円の支出増が予想されるが、食糧配給の整備によって閻支出を減らし、結局二七二円の支出増となる。これを償うために、貨幣賃金の平均を一六〇〇円から一八〇〇円に引き上げたのである。

次に一八〇〇円賃金に対応する生計費の内容がどのように計算されているかを立ち入ってみてみよう。賃金算定の基礎は次のように説明されている。(14)

（前略——引用者）

六、月千八百円基準生計費算定のきそについて

1　基準生計費は東京都における四・二人世帯の生計費について計算した。他の地域または他の員数の世帯については、これをきそとして換算すべきものである。

2　生計費算出の方法は、まず一世帯一月当りの消費数量を定め、この消費量を公定価格によるものとその他とに区分し、それぞれの価格および数量によつて、各別に計算したものを合計して総生計費を出した。

3　消費数量は

(a)　飲食物については、総摂取熱量を一人一日当り一、五五〇カロリーとし、その品目構成は本年二月乃至四月における東京居住の給料生活者の家計調査の結果をきそとして決定した。

(b)　飲食物以外については、昨年七月における東京都労働者世帯二五三世帯の平均消費量をきそとした。

4　総消費量中配給量については

(a)　主食配給量については、当初二〇％程度の遅配を前提とし、その後緊急対策等による配給量の増加をみこんだが、現在は、二合五勺完全配給として計算している。

(b)　蔬菜、魚介類配給量は食糧緊急対策計画量の八〇％をみこんだ。

(c)　飲食物以外については昭和二十一年七月の実績をきそとし、最近の実績および計画のわかるものは、これによって修正

した。

5　評価に用いた価格は

(a)　公定価格は新物価体系として、改訂しまたは改訂を予想せられる価格によつた。

(b)　やみ価格は(イ)主食については七月末を最高として八月は五%低下、九月は八月の一〇%低下、十月及び十一月は九月の一〇%低下をみこみ、(ロ)主食以外の食糧品については七月末の価格により、(ハ)食糧以外のものについては、六月中旬の価格によつた。

6　この家計によつて摂取しうる熱量は

(a)　基準量一、五五〇カロリーであるが、このほかに、通常五〇カロリー前後は自家菜園その他現金支出の形をとらないで摂取されることが予想せられ、さらに労務加配をうける世帯においてはそれに応じて増加する。

(b)　平均カロリーの世帯員別配分を四人世帯として推算すればつぎのとおりである。

	加配のない場合	主人加配一四〇gの場合（四七六カロリー増加）	現物摂取熱量五〇カロリーの場合
夫　（三十五歳）	二、二〇〇	二、四〇〇	二、四〇〇
妻　（三十一歳）	一、七九五	一、八〇〇	一、九〇〇
第一子（七　歳）	一、二五四	一、三六〇	一、四一〇
第二子（三　歳）	九五一	一、〇八〇	一、一三〇
平　均	一、五五〇	一、六六〇	一、七一〇

（後略――引用者）

一八〇〇円基準生計費の内容は表3－9に示されている。これは東京都四・二人世帯を対象とし、勤労収入は二九

二〇円である。表3－10はこの世帯についての収支バランスを示す。二、三ヵ月後には収支の均衡がえられると期待されている。

さて以上のようにして決定された賃金と物価とはたがいにバランスをもっているだろうか。表3－11には関連する経済諸量について、基準年次（昭和九―一一年）に対する昭和二二年の水準が掲げてある。まず公定価格は戦前に比べてほぼ五〇倍に上昇した（E、F）。闇物価を含んだ実効価格でみると、消費財が一二〇倍（G、I）、生産財は七四倍（H）に上昇した。これに対して賃金は約三三倍の上昇である（J）。

まず第一に、この賃金を企業にとっての費用として眺めると、労働生産性は戦前の二七%に低下しているから(L)、生産物単位当り労働費用は一二三倍の上昇となる（33.47÷0.272＝123.1）。公定の卸売および小売物価指数は約五〇倍であったから、公定価格の設定は企業にとって耐えがたい負担であったといわなければならない。こうしたアンバランスがある程度可能になるのは、生産費用のうち労働を除く原材料が低い公定価格によって供給されたり、利潤部分が相対的に圧縮したりする場合である。そうでない限り、生産物は闇価格で売られなければ、経営が成り立たないのである。賃金が統制されていないのであるから、費用面からみて闇価格の成立は必然的であった。単位当り労働費用の一二三倍の上昇に対して、実効消費者物価が正確に一二〇ないし一二三倍となっているのは、消費財の公定価格と闇価格とを合わせると、分配率を不変に保つような形で価格が変動したことを物語っている。それに対して生産財の実効価格は七四倍にしか上昇しておらず、費用との差が価格差補給金に依存したことは明らかである。

第二に、賃金を所得面から眺めてみよう。賃金は戦前水準の三三倍上昇したが、消費財の実効価格はほぼ一二〇倍に上昇した。したがって実質賃金は二八%に低下したのである（K）。労働者の生活内容は著しく貧困化した。それでは生活水準を高めるためには、賃金を引き上げるべきだろうか。現実の賃金の上昇は物価の上昇に比べて不合理に

支出額調（東京都4.2人世帯）　（単位：円）

	10　月			11　月		
支出額計	配　給	自由購入	支出額計	配　給	自由購入	支出額計
2,065.99	773.77	1,219.72	1,993.49	826.97	690.84	1,517.81
1,095.38	393.42	616.90	1,010.32	404.03	424.31	828.34
742.23	217.71	537.08	754.79	260.30	200.79	461.09
106.20	55.78	50.42	106.20	55.78	50.42	106.20
122.18	106.86	15.32	122.18	106.86	15.32	122.18
89.55	53.89	35.66	89.55	53.89	35.66	89.55
91.95	79.83	12.12	91.95	79.83	12.12	91.95
220.12	166.30	53.82	220.12	166.30	53.82	220.12
159.21	97.34	61.87	159.21	97.34	61.87	159.21
127.37	112.63	14.74	127.37	112.63	14.74	127.37
61.98	61.98	—	61.98	61.98	—	61.98
82.61	40.89	41.72	82.61	40.89	41.72	82.61
2,898.78	1,386.63	1,439.65	2,826.28	1,439.83	910.77	2,350.60

食糧緊急対策その他の施策の見込効果によって修正した．
帯の平均消費量を基礎とした．
る．このほかに平均50cal前後の熱量が自家菜園その他によって摂取せられることが予
する．例えば140gの加配をうける場合には約10calの増加となる．）

%，10月，11月は9月の90%．

低いのであろうか。そうではない。生活水準が戦前の二七・八%程度に落ちたのは、実質的な生産量の低下および労働生産性の低下のためである。事実、生産性指数は二七%に低下しており（L）、実質賃金の低下と生産性の低下とがぴったりと一致しているのは、なによりも経済論理の貫徹を表わしている。

昭和二二年七月の経済緊急対策が生産増大の前提として流通秩序の確立に重点をおくことを特徴とし、消費者に対する必需品の配給量を増大することによって、実質賃金の充実を図ろうとしていることはすでに述べた。たしかに配給の増大は闇支出の比重を減らし、実効消費者物価の上昇を抑制し、一定の貨幣賃金のもとでも実質賃金を高める作用をもつ。しかし右のように考えるならば、実質賃

表 3-9　1,800円基準生計費予定

区　分	昭和22年8月			9　月	
	配　給	自由購入	支出額計	配　給	自由購入
飲食物費	739.12	1,461.19	2,200.31	789.25	1,276.74
主食物費	434.35	858.37	1,292.72	421.46	673.92
副食物費	189.09	537.08	726.17	205.15	537.08
調味料費	41.58	50.42	92.00	55.78	50.42
嗜好品費	74.10	15.32	89.42	106.86	15.32
住居費	53.89	35.66	89.55	53.89	35.66
光熱費	79.83	12.12	91.95	79.83	12.12
被服費	166.30	53.82	220.12	166.30	53.82
保健衛生費	97.34	61.87	159.21	97.34	61.87
教育修養娯楽費	112.63	14.74	127.37	112.63	14.74
交通通信運搬費	61.98	—	61.98	61.98	—
その他	40.89	41.72	82.61	40.89	41.72
合計	1,351.98	1,681.12	3,033.10	1,402.11	1,496.67

（注）　昭和22年８月11日経済安定本部物価局調．

（原注）　1.　算定の基礎とした数量は，
(a)　飲食物は昭和22年２月―４月の東京都給料生活者の家計調査の結果を
(b)　飲食物以外については昭和21年７月における東京都労働者世帯253世
2.　この家計費によって摂取しうる熱量は１人１日当り平均1,550calであ
想される．（労務加配をうける世帯においてはそれに応じて熱量が増加
3.　８月及び９月は2.5合完全配給として計算した．
4.　主食やみ価格は７月末を最高として８月はその95%，９月は８月の90

出所：前表と同じ，25―26ページ．

金の動きうる範囲は結局においては労働生産性によって制約されているといわざるをえない。

二二年九月一六日、通貨物価安定に関する懇談会において和田博雄経済安定本部長官は次のように述べている。

（前略――引用者）

今日、勤労者の生活を真に困難におちいらせているものは、公定価格と公定価格にふくまれる賃金との関係ではないのでありまして、むしろ、賃金水準を全国平均千八百円と定め、これにもとづいて価格を定める方式をとつたということは、公定価格によつて賃金の支払を保証するということにひとしいのであります。もしも公定価格がこれよりも低く定められますならば、企業は賃金支払の資金に窮するでありましようし、またもしも公定価格がこれよりも高く定められますならば、企業は不当な利益を

表 3-10　1,800円基準生計費の収支均衡見込　（単位：円）

区分	8月	9月	10月	11月
1 家計費	3,033.10	2,898.78	2,826.28	2,350.60
2 勤労所得税	320.00	320.00	320.00	320.00
3 家計支出総額(1+2)	3,353.10	3,218.78	3,146.28	2,670.60
4 世帯主勤労収入	2,920.00	2,920.00	2,920.00	2,920.00
5 その他副収入	150.00	150.00	150.00	150.00
6 実収入計(4+5)	3,070.00	3,070.00	3,070.00	3,070.00
7 租税払戻し	130.00	—	—	—
8 収支過不足(6+7−3)	△153.10	△148.78	△76.28	399.40

（注）1.　昭和22年8月11日経済安定本部物価局調.
　　2.　△は不足.
（原注）1.　勤労所得税は改正見込の控除率によった.
　　2.　8月の租税払戻しは新税法の施行が7月にさかのぼるものとして過納額の払戻しをみこんだ.
　　3.　10月の不足額は新麦，新馬鈴薯の超過供出量のいかんによっては消滅する見込みである.（超過供出量70万石とすれば10月は80円68銭の黒字となる.）
出所：前表と同じ，26—27ページ.

あげることになるのであります。物価と賃金との同時的決定をするというのはこのような意味でありまして企業に対しては賃金の支払その他に必要な経費をつぐなうに足る価格を定めると同時に、勤労者に対してはその価格とその賃金とによって、生計を維持しうるように賃金と物価を定めようというのであります。勤労者の生活を真に困難におちいらせておりますものは、このような公定価格形成の手続のなかにあるのではないのでありまして、さきに申しましたような生産の低下とやみの横行の中にその真の原因があるのであります。

表 3-11　昭和22年の経済水準
（昭和9—11年＝100）

区分	指数
A 実質国民所得	62.0
B 人口1人当り実質国民所得	54.6
C 農林水産生産指数	80.0
D 鉱工業生産指数	38.6
E 卸売物価指数(公定)	4,815.2
F 小売物価指数(公定)	5,099.0
G 消費財デフレーター(実効)	12,300.0
H 生産財物価指数(実効)	7,400.0
I 消費者物価指数(実効)	12,000.0
J 製造業賃金指数	3,347.0
K 製造業実質賃金指数	27.9
L 製造業生産性指数	27.2

出所：A～Hは一橋大学経済研究所編『解説経済統計』，昭和28年，I～Lは同編『解説日本経済統計』，昭和36年.

（後略——引用者）

この演説は全体としてはきわめて優れた論説である。しかし右の引用部分においては、和田は公定価格と一八〇〇円賃金とがそれだけで均衡関係にあり、あたかも闇価格が存在しないかのような無理な主張を行なっている。右の文章には、先にわれわれが区別したように、賃金↓物価という側面と、物価↓賃金という側面とが含まれている。各側面についての和田の主張を上述の統計的事実と比較してみよう。

第一に、一八〇〇円賃金に対して、公定価格そのもの（それより高くも低くもないもの）が正当な水準にあるという主張は正しくない。闇をなくし、公定価格だけで生産費を償うことができるためには、公定価格をもっと高めなければならない。公定価格が一応成立しえたのは、他方で闇価格が存在したからである。

第二に、公定価格が一八〇〇円賃金のもとでの生計の維持を可能にするという主張にも疑問が生ずる。闇をなくして、配給ルートに乗るものばかりを家計支出の対象とするのであれば、公定価格をもっと高くしなければつじつまが合わない。公定価格の上昇率は戦前の五〇倍程度であるから、すべての家計支出が公定価格によって行なわれるならば、三〇倍の賃金上昇は、戦前に比べて六〇%の実質賃金水準を意味することになり、これは実物面において保証されていないからである。

物価統制における物価と賃金は、闇価格と相互依存の関係にあり、それらをすべて含んだ全体としての価格および賃金は、結局において、実物面における状態の反映にほかならない。資源配分における闇ルートと公定ルートとの総体は実物面によって制約されており、公定価格を無理に低くしようとすれば、闇価格が高くなり、実効価格が全体として実物面に対応することになるのである。経済安定化政策における生産拡大と流通秩序の確立の相対的重要性も、同じように価格面の考察から示唆される。和田は同じ演説のなかで次のように述べており、その点での認識はまった

く正しい。

（前略――引用者）

問題の要点は、この生活の困難をもたらしたものが、生産の減退であり、やみの横行であるということであります。この危機の突破が生産の回復とやみの撲滅によつてのみ実現できるということであります。

政府が現在千八百円水準の維持について確固たる決意をもつてのぞんでいるのは、このためでありまして、現在の生産ならびに流通の状況において、生産の増加と流通秩序の改善に対して何等の手段もつくさずして、単に賃金や物価を改訂しても、何物をも解決したことにはならず、事態は悪化しても改善することはないというのが、その根本の認識であります。それゆえにこそ、政府は、現在食糧や石炭を中心とする生産の増強と流通秩序の確立に全力をつくしているのでありまして、ただ単に賃金を釘づけにしたり、価格を抑えつけたりしているのではないのであります。

（後略――引用者）

（1）物価庁『昭和二二年新価格体系設立に関する資料集』昭和二二年一二月、二―三ページ。
（2）同前、一〇―一二ページ。
（3）経済企画庁所蔵資料。
（4）物価庁前掲書、七九―八四ページ。
（5）工藤昭四郎口述「終戦初期の物価行政について」（「戦後財政史口述資料」、第八分冊）二三ページ。
（6）「パリティー計算と米価」物価庁・農林省、昭和二二年一二月（物価庁『昭和二二年新価格体系設立に関する資料集』別冊、昭和二二年一二月、七―一二ページ）。
（7）経済安定本部物価局『物価要覧』昭和二七年七月、五四―五八ページ。
（8）平田敬一郎「新物価体系について」（上）（『財政経済弘報』昭和二二年七月二一日）。
（9）同前。
（10）「価格安定計画に関する件」司令部経済科学局長発経済安定本部総務長官宛非公式書信訳文、昭和二二年六月二四日（物価庁『昭和二二年新価格体系設定に関する資料集』、一二―一三ページ）。

（11）「暫定業種別平均賃金算定について（案）」厚生省給与課、昭和二二年五月二四日（経済企画庁所蔵資料）。
（12）物価庁前掲書、六五―六六ページ。
（13）同前、八九―九〇ページ。
（14）「物価賃金に関する若干の問題」経済安定本部物価局、昭和二二年八月二八日、（同前一八―二三ページ）。
（15）「物価安定政策について――昭和二十二年九月十六日通貨物価安定に関する懇談会における和田長官演説草稿」（同前、二〇五―二一ページ）。

第四章　中長期経済展望と価格体系の補正

第一節　昭和二二年七月から二三年六月まで

一　物価の動向

昭和二二年七月の公定価格体系は、賃金・物価の悪循環を断ち切るために流通秩序確立の政策を強調したが、この試みは実を結ばず、一年後には再び価格体系の改訂が不可避となった。

物価統制が財の生産・流通・割当に関する包括的な物資統制と結びついたものでないならば、経済における資源配分は統制に従う取引活動とそうでない活動との二つの領域において行なわれる。前者には公定価格が妥当するが、後者には闇価格ないし自由価格が市場の需給関係を反映して成立する。わが国の戦後の物価統制はこのようなものであった。物価統制が事実上経済全体の取引領域を覆いえなかったことに加えて、さらに物価統制が賃金統制を伴うことができなかったことに注目しなければならない。その結果、このような条件の下では、たとえある時点において賃金

表 4-1　日銀券発行残高の増加率(対前月比)

(単位：%)

年＼月	昭和21	22	23
1月	4.1	11.4	6.0
2	△ 19.1	7.5	△ 0.1
3	△ 22.3	7.0	0.4
4	△ 17.0	7.0	1.2
5	22.1	5.6	1.8
6	20.1	5.5	3.1
7	16.5	5.1	4.4
8	14.4	4.7	4.3
9	12.1	5.3	5.0
10	9.0	5.8	5.1
11	13.8	12.5	11.1
12	12.3	8.9	6.7

(注)　3カ月移動平均の対前月比.

出所：大蔵省財政史室『昭和財政史—終戦から講和まで—』第19巻「統計」，410ページにより計算.

も加わって、公定価格の下で利潤の縮小ないし赤字をひき起こし、公定価格の維持を困難にする。

こうして、インフレーションの進行の中で公定価格の引上は不可避となるが、このこと自体は必ずしもインフレーションに拍車をかけるものではない。もし貨幣側の条件を所与とすれば、公定価格の引上は購買力を吸収し、デフレ的影響をもつはずである。もちろん価格の引上は、一方において資金需要を高めるから、貨幣供給の増加が加速度的に行なわれるならば、貨幣量と物価との間に悪循環が発生するであろう。

実際には、表4-1にみられるように、日銀券発行残高の増加率は昭和二二年に入ってきわめて安定化し、二三年前半には著しく低い値にまで低下している。二二年半ば以降は顕著な金融の逼迫が生じ、日本銀行の調査資料は次のような理由を挙げてこれを説明している。[1] ①生産能率の低下、②賃金原料費の騰貴、③公定価格の引上、④拙劣な配給統制による在庫品の増加、⑤販売代金の回収困難、⑥政府支払の遅延、⑦融資規制の強化。

他方、生産指数（経済安定本部調、昭和九—一一年＝一〇〇）をみると、産業活動総合指数（公益事業、鉱工業の合計）は昭和二一年一月の二五・八から昭和二二年七月の五一・七、昭和二三年六月の六六・〇にまで約二・六倍の上昇を示と物価が労働生産性との関係からみて均衡を維持していたとしても、インフレ圧力は闇価格を上昇させ、さらにその後を追うようにして継続的に導入される公定価格の引上も加わって、生計費の上昇を通じて賃金が騰貴せざるをえない。この賃金の騰貴は企業にとって生産費の増大をもたらし、原材料価格の上昇

表 4-2　物価上昇率（対前年同月比）

(単位：%)

年月	日銀公定卸売物価 (A)	日銀公定小売物価 (B)	日銀閣消費財物価 (C)	物価庁非配給物価 (D)	日銀閣生産財物価 (E)	総理庁実効消費財物価 (F)	日銀実効生産財物価 (G)
21. 9	438.8	620.2	—	92.9	—	—	—
12	233.3	361.4	73.4	72.5	—	—	—
22. 3	102.8	159.0	55.1	85.3	—	—	—
6	101.4	79.5	108.5	137.7	—	—	—
9	235.9	155.5	177.9	205.9	269.7	183.6	—
12	270.7	234.2	151.4	225.4	210.9	180.3	173.2
23. 3	257.7	238.2	112.5	129.6	127.1	132.6	130.0
6	185.4	205.6	81.4	82.1	64.0	74.9	105.2

出所：(B)は日本銀行統計局『東京小売物価指数(大正11年—昭和42年)』昭和43年，6ページ，(A)(C)(D)(F)(G)は大蔵省財政史室『昭和財政史—終戦から講和まで—』第19巻「統計」，42,47,57,62,64,66ページ，(E)は日本銀行統計局『卸売物価指数（明治20年—昭和37年)』昭和39年，442ページにより計算.

している。戦前水準の約四分の一にまで低下した工業部門が戦前水準の約三分の二のところまで回復したのである。

以上のことを背景にして、度重なる公定価格の引上は闇価格の上昇率を鈍化させたということができよう。表4-2は公定価格、闇価格、実効価格の年上昇率（対前年同月比）を示したものである。公定価格の引上はこれまでに二一年三月と二二年七月とを中心にして全面的に行なわれ、その他の時期には散発的に行なわれたため、公定価格の上昇率はきわめて不規則である。それに対して、闇物価は二一年二月の金融緊急措置による激烈な貨幣的収縮期に上昇を停止したあと、再び高い上昇率に戻ったが、二二年の末から次第に上昇率は低下し、二三年半ばにはすでに一〇〇%を切るにいたった。その結果、公定価格と闇価格との水準差は継続的に縮小した。日銀卸売消費財物価をみると、終戦直後三〇—四〇倍であった闇・公定価格比率は二一年三月に二三・七倍、二二年七月に一〇・四倍、二三年六月に七・五倍となった。また日銀卸売生産財物価についても同じような動きがみられ、闇・公定価格比率は二二年七月の九・二倍から二三年六月の五・九倍に低下している。インフレ収束とはこの倍率が一になり、公定価

格による取引領域と闇価格による取引領域との二重構造が解消することである。このような状態を目指して、二三年六月、もう一度公定価格の全面的補正が試みられることになった。

二　政策論の視野拡大

公定価格体系の引上は結果的にインフレ圧力を一部分吸収する役割を演ずるけれども、それ自体としてはインフレーションに対する事後的な適応にすぎない。価格補正の仕事そのものは、現在までに累積した過去の公定価格体系の矛盾を解消することだけを目的としているからである。それはいわば短期的な視点から、後向きの姿勢で問題に取り組むことにほかならない。しかし、物価統制がどのような全体的な経済政策と結びついて行なわれるかによって、その意義は著しく相違するであろう。

昭和二二年七月の価格体系設定から二三年六月の次の価格体系設定までの一年間は、この点においてきわめて興味深い時期であった。二二年七月の価格体系が「経済緊急対策」の一環として作成され、とくに賃金と物価の悪循環を断ち切るために流通秩序政策に重点を置いたことはすでに述べたとおりである。したがってこの期間、当然にこの種の政策の展開に大きな努力が払われた。こうした政策的補強によっても二二年七月価格体系を維持することが不可能になると、物価統制を現実的なものにするために、二三年六月の価格体系に向けて価格補正の仕事が始められたのである。しかしこの価格体系は、二一年三月の価格体系が「経済危機緊急対策」と結びつき、二二年七月の価格体系が「経済緊急対策」と結びついていたのと違って、とくに新しい総合政策体系の提示を伴っていない。この意味で、二三年の価格体系は文字通り前回の体系の技術的「補正」にとどまり、総合的政策の枠組みに関しては前年のそれを継

承したものということができる。

しかし、この一年、別の形で総合的な経済政策観の新しい展開が行なわれたのであって、それらは注目すべき内容を含んでいる。その一つは経済復興計画を策定する試みであり、五カ年先の経済状態を目標として描こうとしたものである。いま一つは中間安定計画の構想であって、二年程度の期間内にインフレーションの緩慢化を図るための戦略を打ち出そうとしたものである。両者はもちろん相互に接触し関連し合う面をもつが、実際には別個に展開された。しかし両者はいずれも緊急対策的な短期の対応とは異なって、長期的ないし中期的に日本経済をどの方向にもっていくべきかを考えた点において共通している。

このような視野の拡大はこの時期になって強く現われてきた。もちろん中長期的展望がこれまで皆無であったのではない。しかしインフレーションの進行と生産の停滞の中では、そうした展望を試みることはあまりにも現実性に乏しく、かりになんらかの将来像を描いたとしても、それに行き着くための手段や過程はほとんど見当がつかない状態であった。このような状態の中にあったにもかかわらず、片山内閣は長期経済計画の必要性を強く認識し、混乱から脱却するための光を前途に求めようとして、二二年七月から経済復興計画の立案作業に取り組み始めた。中間安定計画が議論され始めたのは二三年二月ごろからであるが、先の表4-2から明らかなように、このころには闇物価上昇率はピークをすぎ、ほのかに安定化の兆しを読みとることができたのである。こうして、主体的にも客体的にも、インフレーションの収束が現実的可能性をもってくるに及んで、緊急対策的な発想の段階からようやく中長期的展望の中で再建と安定のための経済政策を検討する段階にきたということができよう。ところが、最終的には経済復興計画も中間安定計画も、ともに現実の政府の政策として取り上げられるには至らなかった。

したがって二二年七月から二三年六月までの一年間は、具体的な物価政策の運営という点からみるならば、二二年

七月価格体系と結びついた「経済緊急対策」の枠組みの中で事態が進行し、二二年七月価格体系を補正して同じような二三年六月価格体系が生み出されただけのようにみえるが、それは意図に反した結果であって、実際には先の二回の物価体系設定のさいと比べて、いっそう総合的な政策体系を用意しようとする努力が行なわれたのである。事実、前向きの政策論という点からみれば、水面下の活動として、将来の事態とかかわりをもつ問題の提起が意欲的に行なわれた。この意味で、この時期は過去からの軌道と将来への軌道とを交叉させようとする多忙な時期となった。結果的にみれば、長期および中期にわたる将来への軌道は模索と構想の段階で止まってしまったけれども、この時期はドッジ・ラインの強行に先立って、将来展望についての可能性にみちた過渡期であったといえよう。この章は、二つの価格体系にはさまれた一年間の時期について、既定の短期的政策対応の展開と、可能な中長期的政策展望の試みという二元的要素を取り扱う。このような取扱によって、われわれの主題である物価統制の問題が、この時期に全体としての経済政策の中でどのように位置づけられたかを明らかにすることができよう。

三　片山内閣の瓦壊

二二年七月に始まった新物価体系の構築は九月中にはほぼ一巡したが、すでにそのころから一八〇〇円賃金に基づく物価体系に対して疑問が提起されるようになった。政府が賃金・物価問題において参照の基準にしていたのは、表4-3に掲げる全国工業平均賃金（労働省）であったが、それによると、七月に一八〇〇円台にあった賃金は一一月には四〇％近く上昇し、翌年四月には二倍となった。公定価格体系の改訂は時間の問題であった。しかし経済安定本部は改訂に対して消極的であって、改訂が具体的な検討課題となった二三年一月段階においても、「現状において現行

価格体系はその大部分について、修正の必要がないものと判断する」[2]と結論した。その説明として、次の諸点が挙げられている。①今後賃金の上昇があっても、現状の二〇―三〇％程度の上昇ならば、生産の上昇によって吸収されるから、価格体系を改訂する必要はない。②現在価格改訂の必要があるのは、鉄道運賃、通信料金、石炭、綿花、羊毛、ゴムの六つの品目にすぎない。ただし、価格調整補給金を整理するさいには、他の品目についても改訂が必要となろう。③したがって今後期待される改訂はこれらの品目の価格改訂とその波及を中心とする。④価格を改訂しても、所得税の軽減や生産上昇による手取実収額の増加によって、賃金に対するはねかえりは吸収することができる。⑤今後賃金が三〇〇〇円以上に上昇するか、右のはねかえりを吸収しえない場合には、賃金上昇を前提とした全面的な価格改訂が必要となる。

左掲の賃金統計からみても、二三年に入ると、賃金水準の二〇―三〇％の上昇はおろか、三〇〇〇円水準の突破も簡単に起こってしまった。すでに二二年の年末、大蔵省は二三年度予算の編成に当たって、賃金・物価の改訂に関する基本方針の大綱を樹立すべきであると主張し、そうでない限り、本予算は組まず、暫定予算を積み重ねていかざるをえないという見解を示した。これに対して、経済安定本部は二二年会計年度中は物価体系の全面改訂を行なわないという態度をとった。その理由は、①全面改訂は経済安定の根幹をなす主食の供出に悪影響を与えること、②電力不足による生産の減退期を脱せぬ時期に全面改訂を行なうこ

表 4-3　全国工業平均賃金

（単位：円）

月＼年	昭和22	23
1月	964	2,951
2	1,022	2,981
3	1,083	3,219
4	1,233	3,670
5	1,425	3,761
6	1,689	4,395
7	1,835	4,872
8	2,031	5,459
9	2,181	5,975
10	2,309	6,574
11	2,536	6,921
12	3,517	9,038

（注）　労働省調『毎月勤労統計』.
出所：経済安定本部総裁官房企画部調査課「物価と賃銀の推移」，第1版，昭和23年6月，同，第3版，昭和24年1月．経済安定本部物価局「物価局月次報告」第9号，昭和24年4月.

とは、インフレ破局化という心理的悪影響を与えること、③動力事情の悪化によって操業度の低下が生じているさい、価格改訂の基礎となる操業条件の算定ができないこと、④四月以降ならば、輸出入回転基金の効果が現われたりして安定化の契機がえられるであろうこと、というものであった。(3)

このように大蔵省と経済安定本部との間に意見の対立が生じたが、結局、鉄道運賃のうち貨物運賃は据え置き、旅客運賃と通信料金をそれぞれ倍に引き上げることで結着がついた。ところでこの運賃および通信料金の引上こそは、労働攻勢のもとで政府が認めた官公吏生活補給金二・八ヵ月分の支給のうち、財源不足のため延期されていた〇・八ヵ月分の支払財源となるものであった。そのための追加予算をめぐって、与党である社会党の内部抗争が生じ、二三年二月一〇日、片山内閣は総辞職をした。芦田内閣が成立したのは三月一〇日であった。

こうして片山内閣はわずか八ヵ月で瓦壊したが、これより先、二二年九月ごろから片山首相および和田経済安定本部長官は折りにふれては、経済復興五ヵ年計画の最終案を近く発表する予定であることを明らかにしている。これはのちにみるように、昭和五―九年を基準とした昭和二三―二七年度にわたる五ヵ年計画である。また一月二三日の施政方針演説においても、片山首相はこの計画に触れ、二三年度はこの長期復興計画の第一年度に当たることを強調している。二二年六月に政権を得て、「経済緊急対策」をもって出発した片山内閣は、経済安定本部を中心にして長期的視点から経済復興の青写真を描く準備を進めてきたのであって、これこそが片山内閣の経済政策の最も個性的なアプローチとなるべきものであったと考えられる。片山内閣が長期的な観点から総合的な経済政策の枠組をつくり上げようという意欲をもっていたにもかかわらず、些細な問題をきっかけとする政変によって、この興味ある試みを完遂することができなかった。芦田内閣および吉田内閣のもとにおいてもこの作業は続行したけれども、長期経済計画の構想は最初の強力な政治的パトロンを失い、現実の政治的動態とのかかわりを欠く形で空転した。二四年五月、その

計画が完成したとき、日本経済はドッジ・ラインのさ中にあった。長期復興計画はタイミングの悪さからみても死産ともいうべき結末に終わった。

四　価格体系維持の施策

すでに述べたように、片山内閣は六月一一日に「経済緊急対策」、七月二八日に「流通秩序確立対策要綱」を発表したが、それらに基づく施策として、七月一日「食糧緊急対策」、「飲食営業に関する緊急措置令」、七月一九日「第二次食糧緊急対策」、七月二三日「超非常時食糧緊急対策」、八月一日「加工水産物配給規則」、「青果物及漬物配給規則」、八月一九日「輸入食糧配給操作要領」、八月二六日農業生産の調整・主要食糧の供出制度改善、一一月一八日生鮮食糧品確保緊急具体措置、などを発表して食糧の確保に努め、さらに各種配給公団（食料品、飼料、油糧、酒類、食糧、石油）の新設、八月一一日配給物資割当切符制の改善、八月二九日「繊維緊急対策要領」、八月三〇日閣撲滅委員会の設置、九月二日重要物資輸送統制の決定、九月一〇日物資活用委員会の設置、九月一八日リンク制の拡大・計画化、一一月一日「生活物資綜合需給計画」の決定、などをたて続けに行なった。(4)

なお一〇月二五日、果物の統制撤廃、一〇月二七日、一部雑品の統制撤廃が行なわれた。その内容は①食糧（果実、からし粉、トマトケチャップ、乾のり、など）、②金属（金銀箔、モリブデン、亜鉛かす、など）、③化学製品（塩化クローム、硫化亜鉛、アンモニア、明ばん、など）、④機械器具（双眼鏡、国産写真機、製図機械、ボール盤、研磨盤、など）、⑤家庭日用品身回雑品（手工レース、化粧品の一部、日用刃物、など）、⑥その他雑品（蚊取線香、薄荷、つり針、竹材、など）、⑦料金（印刷料金、広告料金、など）というもので、品目数一五一であった。

これは、これらの商品が生産上または日常生活上あまり重要ではなく、統制することが実益に乏しいものであるという理由からである。統制が縮小ないし解消の方向に向かったというのではなく、むしろ重要なものにますます集中することが望ましいと考えられたのである。[5]

価格統制廃止の基準として次のような方針が立てられた。[6]

(一) 需給関係からみて、統制価格を定めることが実益に乏しいもの。①供給過剰のもの、②需給関係がほぼ安定の状態に達しているもの、③取引量の少ないもの。

(二) 物品の性質からみて、統制価格を定めることが実益に乏しいもの。①特別の注文によって生産されるもの、②需要者が特定少数であるもの、③製作に高級な技術を要するもの、または価格統制によって品質の低下を招き、本来の用途に供しえなくなるおそれのあるもの。

(三) 統制することが実際上著しく技術的に困難なもの。①規格がきわめて雑多なもの、②取締がきわめて困難なもの。

(四) その他　特殊嗜好品や非必需品であって、一般家計や重要な生産において重要性がないもの。

さらにこのころ、「傾斜生産」に対応して「傾斜配給」という言葉が使われた。「二十二年度生活物資需給計画設定要領」[7]（昭和二二年一〇月七日閣議決定）の中には、「重要産業及び重要役務に従事する勤労者に対しては、物資の供給の許可範囲内において一般民生用及びその他の特別用との調整を図り、できるだけ、その労務用配給を確保すること、労務用物資の配当は本来の作業用品を除き原則として労務加配としてこれを行うこと、労務用物資は主要食糧その他の食料品、衣料品、作業用品、嗜好品の各々につき労務者に対してその従事する業種の重要性、その作業の強度等を勘案してこれを配当すること」という考え方が取り入れられている。

たしかに片山内閣が流通秩序の確立により闇取引の撲滅と実質賃金の確保に懸命の努力を払ったことは十分に理解できる。しかし、これによってどれだけの成果が挙がったかはそれほどたしかではない。政府当局自身次のように書いている。「流通秩序の確立は経済安定のかなめであるが、本年七月二十八日閣議決定の上政府が発表した流通秩序確立対策要綱は種々の事情によって、実施が遅延し或は未だに実施できぬものもあり、又実施に移された事項についても、所期の成果を十分に挙げていないものもあって、少なからず国民の期待を裏切った。[8]」

右の文章はたまたま司令部宛ての手紙として書かれたものであるが、司令部との関係で政府が困惑したのは、政府が配給制度の強化のために必要とした公団の新設に司令部が消極的であったことである。最初に許可を求めた鉄鋼、化学薬品、ゴム、皮革、日用品、石炭採掘の八公団の設立は拒否された。配給制度の基本的タイプとしては、公団制度と割当切符制度とがある。政府は切符制の欠陥に鑑みて、公団方式の拡大を希望したのである。しかし、前年の公団新設のさい、公団の性質について両者の間に理解のくい違いがあったことから、司令部は日本側の公団運営に信頼をおいていなかったようである。司令部は反対の理由として、品目数の多い製品を扱うのは煩雑であること、旧来の統制団体、組合、財閥会社の役員を傭うことになること、政府の財政にとって負担となること、などを挙げた。[9]

この時期の占領軍が統制方式に大きな信頼をおいていたということはすでに述べてきたとおりであるが、そのあまりにも素朴な考え方は次のような経緯にも現われている。二二年九月一二日、司令部は覚書「政府諸支出の削減」（SCAPIN-一七七五）を日本政府に送った。これは、連合軍関係経費の支払を含むすべての政府支出において公定価格を厳守すべきこと、および連合軍関係労務、公共事業関係労務について、政府の指定する一般賃金を超えた支払をしてはならないことを政府に命ずるものであった。要するに、政府は闇価格によって物資および役務の調達をしてはならないというのであった。政府はもちろんたてまえとしては法令や予算において闇価格や不当に高い賃金を認め

ていないが、予算の実行に当たってはこれを必ずしも守らないことがあったことを否定しなかった。しかし政府はこの指令を受けて、みずから範を示すべき立場にある政府が闇行為をしていたのはまことに慚愧のいたりであると恐縮した。[10] そこで政府の契約に関して闇取引を排除するための法律がつくられた。これが「政府に対する不正手段による支払請求の防止等に関する法律」（昭和二二年一二月一二日法律第一七一号）である。

元来、日本政府はその能力からみても統制の完全実施を望むことはできず、その実施においてはるかに弾力的ならざるをえなかった。したがって片山内閣がインフレ対策として流通秩序の確立を大きな旗印として掲げたとしても、どれほど真剣にその実施を考えていたかは疑わしい。闇行為の撲滅、不当利益の没収という旗印は社会主義政党にふさわしい正義感をあおるものであったけれども、これを実施する上での政府の熱意は司令部ほどではなかったであろう。

話は少し後のことになるが、二三年六月、芦田内閣のもとで、司令部は鮮魚および野菜の価格統制および配給統制の撤廃を許可せず、その継続を命じた。[11]

片山内閣の最終段階において、現行価格体系の改訂に先立つ前提条件として、次のような賃金・物価の安定確保のための総合施策が必要と考えられていた。[12]

賃金物価の安定を確保するためとらるべき綜合経済施策の骨子（案）（昭二三、三、四　物価庁）

現行価格体系補正の前提要件

一、労働対策（特に賃金対策）の確立

現在、賃金は労資間の自主的協約及び労働委員会の裁定により定まり、労働者の組織力の強い企業の一部に於て一般物価水準並びに企業の支払能力を無視した高い賃金が決められるものがあり、これが、賃銀、物価の悪循環を来す大きな原因となっている。よって

イ、ただ力関係だけで、不当に高い賃金の決定を防止する措置を講ずる必要がある。

（註）（試案）

(1)　価格に織込む標準的平均賃金を設定する。

(2)　実際支払賃金については、企業の支払能力の如何によっては支払っても差支えない最高限度及び最低限度を設定し、いかなる理由に基くもその限度を超え又は割つて支払うことを禁止する。

（最高限度は業種別地域別年齢別平均賃金の五割増、最低限度はその二割減程度か）

(3)　労働委員会の組織及び運用方法を改める。

ロ、公定価格には原則として適正な賃金しか織込まないことにすべきである。

ハ、不釣合いに高い賃金を支払つたために生じた企業の赤字は、原則として、補給金でも、金融でも、価格でも、これを見ないという原則を確立すべきである。

二、実質賃金充実措置の実行

公定価格の引上により勤労者の生計費が上昇し、これがさらに新しい賃金値上げの要求を喚起するような循環をくりかえしたのでは、いつになつても賃金、物価の安定は得られない。

賃金と生計がつねに均衡を得た水準にあるように、換言すれば実質賃金が維持充実せられるように、次のような方策を実行する必要がある。

イ、流通秩序確立の促進（とくに食品関係）

ロ、勤労者に対する食品及び日用必需品の量的、質的傾斜配給

ハ、食糧輸入の増加による配給量の増加

ニ、勤労所得税の大幅軽減

三、経済再建の促進

物価水準の上昇を喰いとめ、賃金、物価の安定を確保するためには、均整のとれた日本経済を再建し、生産の増強を図ることが根本問題である。即ち

イ、企業の整備、合理化――集中生産とこれによる操業度の向上

ロ、生産の増強及び生産財の配給統制の強化

ハ、外資の導入

この文書からも明らかなように、公定価格体系を維持する上で、賃金が統制の外におかれていることがいかに不都合であるかということについて認識が高まってきていた。労働組合運動の激化がそうした認識を助けたと同時に、そのような環境の中では賃金統制を実行に移す可能性はほとんど存在しなかった。結局、片山内閣におけるインフレ対策は流通秩序の確立と傾斜生産を中心とするものであった。

(1) 日本銀行調査局『終戦以降の我国経済事情』調内第三号、昭和二三年五月、二五三―五五ページ。

(2) 経済安定本部物価局「研究問題」二三年一月二四日（物価庁『昭和二十三年六月価格補正に関する資料集』第一分冊、昭和二三年六月、一四〇―四一ページ）。

(3) 経済安定本部物価局「物価に関する資料」二二年一二月二七日（同前、一二三―二六ページ）。

(4) 経済安定本部生活物資局『生活物資関係諸対策集』連合出版社、昭和二三年。

(5) 「一部雑品等に対する公定価格の廃止について」昭和二二年一〇月二五日物価庁発表（物価庁『昭和二二年 新価格 体系設定に関する資料集』昭和二二年一二月、一九七―九九ページ）。

(6) 「一部雑品等に対する統制額の廃止について」昭和二二年一〇月二五日 地方物価 事務局長宛通牒（同前、一九九―二〇一ページ）。

(7) 経済安定本部生活物資局『生活物資綜合需給計画集』昭和二二年度、一八―二三ページ。

(8) 「流通秩序の再確立について（未定稿）」昭和二二年一二月一日（経済企画庁所蔵資料）。

(9) 一九四七年九月三日付マーカット代将発和田長官宛公団新設問題に関する非公式覚書（経済企画庁所蔵資料）。

(10) 「政府支払の削減に関する司令部の指令について総理大臣談（案）」、日付なし（経済企画庁所蔵資料）。

(11) Price and Distribution Controls Over Fish and Vegetable, 15 June 1948 (SCAPIN-1910).

(12) 物価庁『昭和二十三年六月価格補正に関する資料集』第一分冊、一四一―四二ページ。

第二節　経済復興計画と中間安定計画

一　経済復興計画の「第一次試案」

二二年五月三一日、組閣を終えた片山内閣は六月にはいち早く、「経済緊急対策」を発表したが、七月初めにはそれと並行して長期経済計画の立案作業を開始した。このため、経済安定本部に長期計画立案幹事会が設置された。この関係の文書のうちで最も早いものは、二二年七月八日付の長期計画委員会準備会資料第一号としての「長期計画立案要綱」(1)（未定稿）である。この幹事会は経済安定本部の各部から選ばれた官吏から成り、幹事長には官房次長の稲葉秀三が当たり、メンバーは大来佐武郎、後藤誉之助など二五名程度であった。幹事会には、綜合部会、燃料並びに動力部会、主要物資需給部会、食糧及び生活物資部会、貿易部会、海陸輸送部会、雇用部会、復旧建設部会、国民所得部会、通信部会の一〇部会が置かれた。こうしてわが国最初の本格的な長期経済計画策定の作業が始まったのである。

経済復興計画の策定過程において、数多くの資料が生み出されたが、そのうち特に重要な総括的な文書は次のものである。(2)

(一)「長期経済計画作業要領」長期経済計画幹事会、昭和二二年八月五日。

(二)「経済復興計画第一次試案」同幹事会、昭和二三年三月二九日。

(三)「経済復興計画立案の基本方針」経済復興計画委員会、昭和二三年八月一〇日。

(四)「経済復興計画取纒めの基本方針」同委員会、昭和二四年一月一一日。

(五)「経済復興計画」同委員会、昭和二四年五月三一日。

この計画作業は二年近くの月日を費した。この間、内閣は片山内閣、芦田内閣、第二次吉田内閣、第三次吉田内閣というふうに変転したし、客観的な経済状勢も変化した。短期的な政策立案と違って、何年も先の経済状態について計画を立てようとするさいには、計画期間について多様な前提条件を想定した上で、具体的な計画の目標とそれを達成するための政策体系を用意しなければならない。しかし確定された軌道を着実に成長する時代と違って、当時の日本経済は不安定な復興の過程にあったために、成長軌道に影響を及ぼす大きな変化が次々と起こる可能性があった。そればかりでなく、占領下の政府にとって主体的な意思決定は著しく制約されていたために、大きな意思決定は外部から与えられることが多かった。このような場合、長期経済計画の作成がきわめて困難であったことは想像に難くない。それだけに、二年にわたる経済計画の作業過程は、占領軍の承認の枠内で日本側の長期的政策観を要約的に反映したものとみることができる。このような視点から、復興計画作業に含まれた考え方を時期別に追跡してみよう。この章では、二三年八月の基本方針の決定までを扱う。

さて、幹事会は「長期経済計画作業要領」（昭和二二年八月五日）において、計画の目的と一般的作業方針を明らかにすると同時に、立案に当たっての前提条件を掲げ、各部会の作業内容を設定した。この長期経済計画の目的は「今後五ケ年を目途として（出来うればそれ以前に）国民生活の最少限度の安定を図り、それに相応して国民経済の正常的な循環を回復し、且つ国際収支をほぼ均衡しうるような所謂安定経済の規模と構成を素描し、もって国民に希望と生活の指針を与えるにある」とされた。また「それと同時に、この安定経済に達するまでの年次計画を策定して、

国民の協力を要請するとともに、外国経済に対する必要最少限度の援助要請額を算定するにある。」もう少し具体的にいえば、目標は二七年度において昭和五―九年程度の生活水準を実現し、しかも国際収支の均衡するような姿を描き、そこに至る過程において、二四年度ないし二五年度にインフレーションの収束する「中間的な安定状態」を実現するということであった。

幹事会はこの「作業要領」に基づいて作業を開始し、九月半ばまでに最終案を完成するはずであった。ところが輸出入回転基金の設定が伝えられたとき、これに関する日本側の要請を明らかにするために、幹事会は二三年度の貿易、生産、消費の計画を策定する必要に迫られた。その結果、長期計画の作業も、二三年度の計画を基礎にして、その上に二七年度までの五カ年の計画を積み重ねるという形をとった。このようなアプローチをすると、五年先の計画値は望ましい目標の設定ではなく、実現可能な将来状態の予測という性格を強くもつことになる。ところが実現可能な「予測計画」でいくと、目標が決めにくくなり、したがって対外援助の要請額も根拠をもって導くことができない。計画が「目標計画」か「予測計画」（「見通し計画」とか「実施計画」と呼ばれた）かという議論は、以後の計画の作業につねにつきまとうことになるが、最初は「予測計画」よりも「目標計画」とすべきであるという主張が事務局において強く、年次計画の積み重ねという現実的アプローチから意識的に離れることになった。この方針に基づいて、二三年一月末には「経済復興計画第一次試案」が完成した。[3]

これまでの作業は経済安定本部内部におけるものであったが、政府はこの成果を基礎にして、広く国民各層の有識者からなる委員会をつくり、そこで本格的な計画を立案させることにした。これが経済復興計画委員会である。この設置は片山内閣によって用意されたが、同内閣の瓦壊のため、芦田内閣によって引き継がれた。三月一〇日に成立した芦田内閣は、三月二九日に「第一次試案」を閣議決定し、四月三〇日には、経済復興計画委員会を成立させ、五月

二七日、第一回の同委員会に「第一次試案」を討議資料として提出したのである。

「第一次試案」の主要な考え方は次のとおりである。五年後の昭和二七年度を目標年次とし、この年度までにほぼ安定的な経済を達成することが意図される。具体的には、昭和五―九年平均の生活水準を可能にするような生産水準と産業構成を実現しようとするが、そのさいこの経済規模を維持するのに必要な食糧および原料の輸入を賄うだけの輸出がなくてはならない、と考えられている。戦前の生活水準への復帰と国際収支の均衡とは二つの別個の目標であるが、国際収支の均衡という条件の下で戦前の生活水準を実現するというふうに、両者は組み合わされている。しかし、両者が同時にみたされない場合には、どちらに重点がおかれるかはっきりしていない。その意味で、「第一次試案」は援助を含まない国際収支の均衡すなわち経済自立を条件とした場合に、昭和五―九年の一人当り生活水準を達成するためには、ある大きさの輸出が必要であるということを示した「目標計画」である。

具体的な数字でいえば、昭和二七年度の人口は昭和五―九年（基準年次）の二五％増となるから、目標値としての実質国民所得は二五％増加しなければならない。これが基本的な目標であるが、農業部門の制約のために二一％増加が目標とされ、一人当り国民所得でいうと基準年次の九七％となった。

この目標を上述のような国際収支均衡の条件下で実現するための経済構造が、鉱工業、食糧、貿易、交通、復旧建設、雇用、国民所得の七部門について描かれた。主なものだけを最終年次のみについて拾い上げると、表

表 4-4　「経済復興計画第一次試案」の主要指標

	昭和5～9年	27年度
人口	100	125
鉱工業生産	100	130
農林水産業生産	100	105
実質国民所得	100	121
実質個人消費（1人当り）	100	90
輸出（百万ドル）	―	1,646
輸入（百万ドル）	―	1,657

出所：経済復興計画委員会『経済復興計画委員会報告書・第3部経済復興計画ができ上るまで』14―16ページ.

図 4-1 「経済復興計画第一次試案」の計画と実績

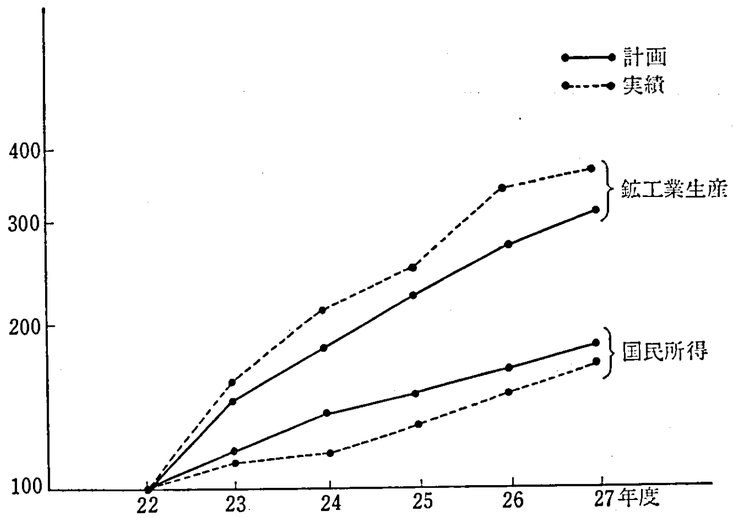

（注）1. 実績の鉱工業生産指数は経済安定本部のもの.
2. 実績の国民所得は経済企画庁の実質国民総支出.
3. 計画の数値は前掲『報告書』による.

の計画数字を実質国民所得および鉱工業生産について実質値と比較してみると、図4-1のような乖離が見出される。ドッジ計画による引締や朝鮮動乱による好況が攪乱をもたらしたのは当然としても、国民所得に関しては実績が計画を下回りながら（二二年度を一〇〇とした場合、二七年度に実績は一六一・〇、計画は一七三・九）、鉱工業生産に関しては逆に実績が計画を上回ったということが特徴的である（二七年度に実績は三五六・一、計画は二九九・五）。このことは、計画の想定よりも工業化が著しいテンポで進んだことを意味する。そしてこの工業化を賄うために二七年の輸入実績（二〇・三億ドル）は計画値（一六・六億ドル、ただし年度間計画）を超え、輸出実績（一二・七億ドル）は計画値（一六・五億ドル、ただし年度間計画）をも下回り、そのため大きな貿易収支の赤字を生み出したのである。

4-4のようになる。

目標計画として将来のあるべき姿を描くことが中心となったために、そこに到達するための政策的手順はほとんど不問に付された。わずかに次の三つが政策の重点と考えられたにすぎない。①動力、輸送力のように生産水準の向上にとって隘路となる基盤的部門へ資金や資材を集中する。②輸出産業の増産と近代化を促進する。③インフレーション収束のために消費財（食糧、衣料など）の供給を増加させる。そして「第一次試案」のインフレーションについての考え方は、「インフレーションは計画年次の前期中にほぼ解決せられるものとし、インフレーションからくる影響も、また安定恐慌も、この計画の実現を不可能にするほど大きいものではないとする」というものであった。

純粋に目標計画としてみた場合、「第一次試案」の年次別

二　「基本方針」の策定

二三年五月一七日、芦田首相を委員長、栗栖経済安定本部長官を副委員長、各省庁官僚、民間の財界人、学識経験者を委員とする経済復興計画委員会は、第一回の会合を開き、「第一次試案」を討議の対象とした。この会合において、栗栖長官はこのような長期経済計画がなぜ必要であるかについて次のような説明を行なっている。(4)

経済復興計画の立案につきましては、経済安定本部では早くからその必要性を痛感いたしまして、昨年七月以来その立案に努力いたして参つたのであります。政府が特にその必要性を認識いたしました理由の第一は、現在経済的諸困難に悩み続けている国民諸君に、再建の指針と目標とを指示することによつて、日本経済の復興に全国民的な協力を期待したいためであります。

その第二は、経済再建の大枠を設定することにより、政府の日常の政策に一貫性と指導性を持たせたいためであります。

第三、――これが最も大きな理由であると考えるのでありますが、――いつまでたつても援助を要請されるという連合国民、特にアメリカ国民の懸念に対し、これだけの援助が与えてもらえれば日本は自立でき、その後は自力で回復して行くという見透しを提供するためであります。

片山内閣が崩壊した後、芦田内閣が前内閣の構想をさしたる疑問もなく引き継いだのは、右の発言からも明瞭なように、外国からの援助に活路を見出そうとしていた芦田内閣が援助導入を促進するための基礎資料として経済計画を利用しようとしたためであった。したがって、この計画そのものは前述のように目標計画として組み立てられてい

て、必ずしも現実的な手掛りを含んでいないように見えるが、政治的にはそれは対外援助要請計画として強い現実的関連をもつものであった。

その後、六月四日、六月一六日、七月二一日にはいっそう突っ込んだ審議が行なわれ、八月一〇日の第五回会議において議論が集約され、次に掲げるような「経済復興計画立案の基本方針」[5]が策定された。

経済復興計画立案の基本方針（昭和二三、八、一〇）

一、経済復興計画はその目標を一人当りの実質生産国民所得が昭和五―九年の一〇〇％に回復するところにおき、この水準が実現された状態における生産、貿易、雇傭、消費水準などの合理的な「安定経済構造」をえがく。

右の安定経済は昭和二十八年度に実現できるものとする。したがつて、計画期間を昭和二十四年度から昭和二十八年度までの五ヶ年とする。たゞし昭和二十三年度についても準備期間として必要な施策を計画に織込む。

二、五ヶ年を、二つの時期に分け、昭和二十四、五年度を前期とし、爾后の三ヶ年を後期とする。

前期にはできるだけ現実的条件をそのまゝ前提として実施計画的性格をもたしめる。

三、安定経済の構成と規模はつぎのように想定する。

㈠　実質生産国民所得は昭和五―九年より人口が増加する比率だけ高くなるようにする。

㈡　工業と農業との関連については先ず、基礎生産財と輸出産業とを中心とした工業化を一層おしすゝめるものとし、具体的には、農林水産業一一〇％以上、鉱工業一四五％を一応の目安とし作業をすゝめる。（人口推算の結果によつて変更するかもしれない）

㈢　国際収支は貿易外収支もふくめて均衡を回復する。

㈣　労働の生産性は単位労働日あたり昭和五―九年の一〇〇％を目途とするとともに可及的に雇傭の増大をはかる。

㈤　消費と資本蓄積の関係については、基準年次よりも投資の比率を高めるように考慮する。

㈥　産業別一人当り国民所得の分布は、昭和五―九年のそれがそのまゝ実現することを目途としない。

例えば一人当りの農業所得は異常な農業恐慌の期間を含んでいた昭和五―九年の一〇〇％以上になるように配慮するなど合理的な配分を考える。

四、経済復興のテンポはつぎのように想定する。

㈠　生産水準復興のテンポは原料輸入が増加すればそれにつれて急速に回復し、漸次ゆるやかなカーブを描くものとするが、インフレーション収束の経済的活動に及ぼす影響を考慮に入れる。

㈡　生活水準は資本蓄積と輸出増進の必要性を考慮してその回復テンポはゆるやかにする。

たゞし生産能率の向上に資するため、実質賃銀については前期においてできるだけその充実をはかり勤労者に重点をおいた生活物資の配給を実施する。

㈢　輸出は最初から重点をおきその回復テンポは、生産復興の速度以上に早める。たゞし絶対量は諸通貨交換の不自由性、東亜の回復状況、インフレーション等の諸条件が好転を予想される後期に至つて急速にのびるものとする。

輸入は世界的に、とくべつ不足する物資をのぞき、計画年度のはじめから最低必需量は輸入できるものと考える。

㈣　労働生産性は前期においては、生産水準回復のテンポと即応し、後期においてはインフレーションの克服、企業の合理化等の効果により、一層急速にのびる。

㈤　復興の過程において、必要最少限度の外国援助（政府援助と民間外資ともに）は、供与せられるものとする。

五、前期における計画の主要目標は

㈠　インフレーションの克服

㈡　国際経済への全面的な参加体制の確立

㈢　動力（石炭、電力）及び、海陸輸送力の整備強化

㈣　輸出振興、とくに、後期における輸出増進のための基盤の培養

の四つとするが、このうちでもインフレーションの克服に最大の重点をおく。

六、国土の保全には最初から重点をおき、前期においては現在以上生産基盤の破壊を累増しない程度に復旧治山、治水を行うものとし、後期においては災害の発生率を漸減せしめるよう国土保全対策を確立する。

鉱工業については設備の維持補修ばかりでなく、その近代化もできるだけ行うものとし、かゝる方面への民間外資の導入をとくに期待する。農業についても近代化の基盤を培養する。（有畜化と土地改良）

七、物的バランスのみならず、資金バランス（できれば循環図表も）作成する。たゞし、その技術的困難性に鑑みて、物資需給計画を復興計画の中心とする。

このような計画立案の基本方針に行く着くまでの審議過程において問題となった中心的な論点は、計画を目標計画とみなすか、実施計画とみなすかということであった。[6] 目標計画というのは、望ましい復興の目標を設定し、それと現状とをつないでいくというものであり、実施計画というのは、現実の状態を重視して、そこから年々どのような施策を通じて復興を図っていくかを計画しようというものである。委員会では、たんなる目標計画は意味がなく、実施計画の性格を強めるべきであるという主張が支配的であった。この論点と関連して、具体的には復興のプロセスを年次計画として明示的に考慮すべきであること、インフレーションの収束をどのような形で実施するかを考慮すべきであること、財政・金融などの政策手段の行使と整合的に計画を編成すべきであること、といった一連の意見が強く出され、経済安定本部事務局側の目標計画を重視する考え方にブレーキをかける形となった。この方向に議論をまとめるため、この考え方を主張した委員を中心として総合小委員会がつくられ、一万田尚登、石川一郎、長崎英造、有沢広巳、東畑精一、中山伊知郎、永井幸太郎、山本高行がそのメンバーとなり、実施計画を重視する考え方を反映して

つくられたのが上掲の「経済復興計画立案の基本方針」である。

この「基本方針」において特徴的なことは、二四―二八年度の五ヵ年を前期と後期に分かち、前期について実施計画的なものを作成するという構想である。そして具体的には、前期においてインフレーションの克服が主要目標として示された。こうして長期経済計画の中に安定と復興とを関連づける足掛りがつくられたのである。しかし、ここでいうインフレーションの克服というのがどの程度のものであるかは明らかではない。

委員会は総合部会のほかに、鉱工業部会、食糧並びに生活物資部会、貿易部会、交通部会、復旧建設部会、雇傭部会、国民所得部会、技術部会の八部会を置き、本格的作業を進めた。二三年八月、上掲の「基本方針」が採択されたとき、政府の他の部局では二月ごろから六月ごろにかけていわゆる中間安定計画が構想されていたし、司令部の側からは五月ごろから経済安定計画の要請が積極化しており、また六月には公定価格体系の再編成が行なわれた。復興計画作業のその後の展開を追う前に、これらの事態をとらえておかなければならない。現実のめまぐるしい推移によって、長期経済計画の作業は絶えず翻弄されることになる。

三　中間安定計画の構想

経済復興計画とは正反対に、眼前のインフレーションの抑制を目標として政府部内でまとめられたのが中間安定計画である。これは二三年二月ごろから、大蔵省の課長クラスの有志の発案によって研究が始められ、経済安定本部および日本銀行との連絡、協議の上に作られたものであり、当時、理財局為替第三課長をしていた石野信一が幹事役ないし推進役を務めた。[7] この中間安定計画はたんなる事務当局の作文にとどまり、政府の政策として認められるに至ら

なかったけれども、インフレーション対策としてはじめて総合的政策を構想したものとして注目に値する。この構想の基礎にある考え方を要約してみると、次のようになろう。

第一。従来は復興が第一義的に重要であるという考えが支配していたが、「中間安定論において復興よりもまず安定」という考えが示されることになった。[8] そして、中間安定論は恒久的安定と中間的安定とを分け、本格的、恒久的安定が最高の目標ではあるけれども、さし当たっては一応の中間的安定を図ることに努力しなければならないとする。ここで恒久的安定とは、必要消費財および生産財の生産と輸入も確保され、これを賄う輸出が確保されている状態とみなされており、[9] まさに経済復興計画が目標年次について描いたような状態である。しかし、政治的不確定要因のゆえに、このような状態を実現するための見透しや手順は明らかではないし、現実に進行しているインフレーションがそのような生産の復興そのものを妨げているから、インフレーションを抑え込むことがまず必要であると考えられた。

第二。中間安定論はこのような意味で復興（恒久的安定）よりも安定を重視するが、そのさい、インフレーションを一挙に完全に収束させるのではなく、緩慢な規模に抑え込み、一応経済に安定感を与え、それによって本格的な安定へのスタートを切ろうとするのである。一方において、これは、一挙にインフレーションの収束を図ろうとすれば、安定恐慌的な弊害を生まざるをえないから、段階的に、済し崩し的に進むべきであるという考え方に基づいており、貨幣的手段を通じて一挙安定を図ろうとする政策論に対する批判を意味した。他方において、このように段階毎に計画を作成し、それを施策を通じて実現していくという現実的な接近方法は、当時安定本部を中心に研究されていた経済復興計画の主流的な考え方と鋭く対立するものであった。すでに述べたように、経済復興計画を立案する事務局におけるそもそもの発想は、実施計画を排して目標計画を作るということであった。ただし、上述したように、この発

想はのちに委員会が構成されるに及んで、厳しく批判され、大きく修正された。

第三。中間安定実現のための政策として特徴的なことは、総合政策の必要性が強調されていることである。中間安定計画は、二一年三月の金融緊急措置をめぐる一連の対策および二二年七月の物価安定帯設定をめぐる一連の対策が、いずれも施策の総合性を欠いたために失敗したと評価している。中間安定計画における総合対策は期間区分の段階に応じて重点を異にしているが、最初の段階は安定化の契機をつかむという意味でとくに重要と思われる。その段階における政策は、食糧など必要物資の援助輸入に依存して実質的消費を確保し、これによって賃金の安定を図った上で、その後は物価と賃金の悪循環を断ち切るための歯止めとしてなんらかの賃金統制に入るというものである。

二二年六月の片山内閣による経済緊急対策は実質賃金を確保し、物価と賃金の悪循環を断ち切るために、流通秩序の確立に重点をおいた。中間安定計画は同じ目的のために、経済体系の外側からの援助に依存したのであって、これによって一時的な安定感をえた上で、中間安定の後続段階に入っていくというものである。要するに、この計画は、当時脚光を浴びて登場した援助をいわば呼び水として利用し、実質賃金の充実を図った上で、賃金統制に持ち込むことに戦略的重点があったと思われる。[10] 中間安定計画に関する文書は二三年三月から六月にかけてかなり多数存在する。それらを辿ってみると、賃金統制に関する言及は初期には見られない。のちに述べるように、司令部は二三年五月ごろから日本政府に対してしきりに賃金統制を要請し始めていた。中間安定計画は援助の可能性を絶対不可欠の基礎としているために、その見返りとして計画の中に賃金統制の考え方が組み込まれたと考えられる。

先に経済復興計画について述べたように、復興計画の実践的意義は、自力による復興努力を示すものとして経済の長期的目標を描き、それによって援助の導入を促進しようとすることにあった。中間安定計画もまた援助に注目を払うが、あらかじめ援助を不可欠の梃子として利用することによって経済の安定化を図り、復興へのスタートを始めよ

うとしている。二つの計画は時代の焦点となっていた援助問題に対してこのように異なった態度を含んでいた。

最初の案（二三年四月二一日）によると、計画は四つの時期に分かれており、それぞれは次のような方針をもっていた。[11] ①準備期間は二三年一〇月までとし、援助の本格的実現がなされるまでのこの時期にさまざまな準備態勢を整える。②中間安定第一期は二三年一〇月から二四年一月ないし三月までとし、援助物資の活用を梃子として物価と賃金の悪循環を断ち切ることを中間安定実現の第一歩とする。③中間安定第二期は二四年四月から二四年一二月ないし二五年三月までとし、この時期において財政収支の均衡化、企業の整理合理化、国際物価水準へのある程度の調整が行なわれる。④中間安定第三期は二五年四月から二五年九月ないし二六年三月までとし、この時期に単一為替レートの設定、国際物価水準への本格的調整、統制の撤廃、民間外資の受入態勢の整備が行なわれる。

次に示すように、最終的な立案過程においては、中間安定期を三つの時期ではなくて二つの時期にまとめ、準備期間を含めて中間安定が達成されるまでの期間を三年から二年に短縮し、二五年三月をもって計画が終了するものとみなされた。最終案における段階的政策の内容を次に掲げよう。[12]

中間的経済安定計画の素描（二三・六・一四）

第一　準備期間

㈠　時　期　海外の経済的援助が本格化し、食糧事情等の好転の可能性を期待し得る時期迄即ち本年十月末頃迄を準備期間とする。

㈡　方　針　準備期間に於ては中間的経済安定の為の客観的条件の好転が期待し得ないのであるから、安定の為の施策もその裏付がない意味に於て其の効果に限界があることを認識しつゝ、而かも、現にとり居る生産、配給及び物価面の統制並びに財政金融等の資金面に於けるインフレーション抑制方策を持続し之によつて時を稼ぐと共に、十一月以降の中間的経済安定の実現を前提として之に資する様な態勢の確立を図る。

㈢　措　置　現に行いつゝある施策の外左の措置を講ずる。

(1) 配給物資の閘流し等の行為に対しては、取締を強化すると共に、厳罰主義を採用し、中間的経済安定期に於ける流通秩序確立の準備態勢を作る。

(2) 物価改訂については、賃金との均衡を考慮し、極力低目に決定する。

(3) 集中生産実施のための準備態勢を整える。（合理的割当基準の作成等）

(4) 賃金安定のために、たとえ僅かでも実質賃金の充実が実施されるならば、その時機を捉えて賃金の間接統制措置を実施する。

(5) 財政収支の時期的適合を図る。

(6) 財政支出の削減に努力し、行政整理についても第一段階として予算面に於ける整理を実行する。

(7) 復興金融金庫の貸出につき事前に一層厳密な審査を行うと共に事後の監査に付強力な機構を設ける。

(8) 資金統制の強化の為、資金融通準則等の再検討を行う。

(9) 労働組合運動の共産主義的傾向を矯め秩序破壊的行動を封ずる為の与論を喚起する。

(10) 価格比率制度の適用等により輸出手続の簡素化を図る。

㈣　懇請事項

(1) 各種の施策が、その実施面において現在の日本の政治力の不足により徹底して行われ得ない実情に鑑み、司令部の直接且強力なる援助を懇請する。

(2) 中間的経済安定期に於ける裏付たる連合国の経済的援助の実現方を懇請する。（勤労者に対する主食の増配については、出来得れば之を七月より実施し、困難なる場合は秋以降その増配の方針を発表し得る如く懇請する。）

(3) 輸送力殊に海上輸送につき援助を懇請する。

(4) 賠償、集中力排除法の適用等企業家の生産意欲を阻けつゝある諸要因に関する最終的取扱方を早急に決定されるよう懇

請する。

第二　中間的経済安定第一期

(一)　時　期　本年十一月頃よりとする。

(二)　方　針

(1)　勤労階級の生活安定と労働力の再生産を可能ならしめる為、食糧其の他消費必需物資の増加配給を行い、賃金を以て最低生活を賄い得る態勢を確立し、之を裏付として賃金と物価との悪循環を断ち切る。

(2)　財政及び金融の健全化方策を推進する。

(3)　闇ブローカー、ヤミ金融、企業のインフレ利得等インフレーションの経済攪乱要素を消滅せしめる。

(4)　できるだけ集中生産を行つて、生産の増強、能率の向上、生産費の低下を図る。

(5)　輸出の増進に全努力を集中し国際収支の改善を図る。

(6)　国民に経済安定期到来の予感を懐かしめ、インフレーションの心理的要素を消滅せしめる。

(三)　措　置

(1)　賃金と物価の悪循環を断切る為の措置

(イ)　本年秋（十一月）より一般主食配給の増配を行うと共に勤労者に対しては労働力の再生産を可能ならしめる量の配給を行うほか其の家族に対しても主食三合基準の増配を行う。

(ロ)　副食物、衣料、石鹸、家庭燃料其の他の必需消費物資について勤労者に対しては増加配給を行う。

(ハ)　右の勤労者の実質賃金の向上の為の裏付が確保されることを要件として直接的な賃金安定方策を講ずる。

(二)　右の賃金安定方策においては基準賃金を越える賃金要求の為の争議行為の禁止措置を講ずる。

(ホ)　賃金の紛争については国民的基礎に立つ最終的決定機関を設立し凹凸の調整スライド的是正等を行う。

(ヘ)　労働組合に対して共産主義的秩序破壊分子による誤導が行われないように労働組合法規の改正を行う。

(ト)　労働能率向上の為、職場責任制、職階給与制、能率増進制度の普及を図る。

(2)　援助物資の完全有効利用

援助物資の閣流し等に対しては特別の厳罰主義を採用する。

(3)　生産輸送面における措置

(イ)　傾斜生産を継続する。

(ロ)　原材料の効率的使用を図り、これによつて全体的な増産に資するため工場の実体調査と資材割当の合理的基準の確立によつて集中生産を実行する。（この場合操業停止工場に対する措置として操業工場による共助制度を創設し、或いは政府が操業工場から一定の手数料を徴収してこれを操業停止工場に補償金として交付することとする。）

(ハ)　輸出産業及び中小企業を主たる対象として工場の能率診断その他の経営指導を行う。

(二)　海外技術の導入

(ホ)　農業生産力の増加対象（ママ）

(ヘ)　外国船舶の傭船その他海外援助による輸送力の増強と海運経営形態の再検討

(ト)　重要港湾における浚渫、荷役能力の増強、倉庫の整備復旧を図る。

(4)　輸出振興

(イ)　輸出産業を育成するため、優良輸出品を製造する工場を優遇する措置を講ずる。

(ロ)　不良品の輸出を取締り海外における日本商品の声価を高めるため輸出品の検査制度を広範囲に採用する。

(ハ)　輸出原材料割当についてその個人リンク制を採用する。

(二)　輸入部門についても民間貿易の方式を採用する。

(ホ)　海外市場の開拓のため貿易商社の海外渡航の途を活用する。

(5)　物価面における措置

操業度の好転、賃金の安定、能率の向上等を勘案し準備期間に於ける価格改訂を補正する。

(6) 流通秩序の確立

(イ) 主食、副食物の供出、配給等に於て流通秩序の確立を図る。

(ロ) 生産財についても亦全般的に流通秩序を確立する。

(ハ) 輸送統制の改善を図る。

(7) 財政金融面に於ける措置

(イ) 価格の補正に対応して予算の補正を行う。二十三年度予算の補正及び二十四年度予算の編成に当つては、収支の均衡を実質的に確保することに努める。

(ロ) 歳入については、所得の捕捉を強化すると共に国民経済及び国民の生活に不当の圧迫とならざる様配意する。

(ハ) 歳出については行政整理を行う外歳入と睨み合せて適正な範囲内に節減する。

(終戦処理費の削減困難なるときはその裏付物資の輸入を懇請する。)

(ニ) 輸入葉煙草、糖蜜等の輸入により歳入の増加に努める。

(ホ) 企業の能率と緊要度に即応して資金の効率的利用を図るための金融統制を強化する。

(四) 懇請事項

(イ) 勤労者の生活安定の為め主食その他必要物資の輸入を懇請する。

(ロ) 輸送電力の補修其の他生産に速効ある物資の輸入を懇請する。

(ハ) 許可漁区の拡張及び日本漁船の遠海出漁の許可を懇請する。

(ニ) 葉煙草等物資の輸入及び技術の導入を懇請する。

(ホ) 諸般の措置につき行政的援助を懇請する。

(ヘ) 為替レートは中間安定第二期に於て過去約一年間の安定を基礎として設定を実現するも、出来得れば中間安定第一期に

おいても、商品群別に相当集約した複数為替要因の決定を懇請する。(これにより企業能率の促進をも計る。)

三　中間安定第二期

(一) 時　期　中間安定第一期の目標が凡そ達成された時期より開始し、晩くも一九五〇年三月頃迄とする。

(二) 方　針　国内経済の国際経済への参加態勢を確立すると共に過去約一年間の安定と国内経済実体の改善を基礎として暫定的の一本建為替レートの設定を実現する。これにより民間外資の導入、輸出の増進を本格的ならしめる。

(三) 措　置

(1) 国内価格を国際価格に調整する為の物価改訂を行う。

(2) 民間外資の導入については、準備期間及び中間的経済安定第一期に於ても極力之に努力するが、本期迄に確立したその導入の為の条件の好転に依り、本期に於て本格的に受入態勢の確立を図る。(税制の改正、統制の緩和、企業に於ける資産評価の是正等)

(3) 輸出増進の為に更に努力を継続する。

(四) 懇請事項

(1) 必要な物資輸入の継続を懇請する。

(2) 暫定的一本建為替レートの決定を懇請する。

(3) 輸出増進の為の諸般の条件を整備する為、特に国際的関係に於ける援助を懇請する。

以上の案は大蔵省と安定本部との共同作文であるが、別に日本銀行の案もある。[13] これは準備期間のほかに中間安定期を三つに分けており、その分け方のメルクマールは上掲の二三年四月二一日の大蔵省・安定本部案とほぼ等しく、期間の分け方は右に掲げた二三年六月一四日の大蔵省・安定本部案における第一期を二つの期間に分けたものである。しかし内容的にみれば、日銀案は中間安定第二期において通貨供給の増加を行なわないという強力な引締政策を

含んでいる点で他と異なる。

中間安定計画はなぜ政府によって採択されなかったのであろうか。石野信一はその理由を回顧談の中で次のように述べている。[14] 第一に、芦田内閣は民主党、社会党、国民協同党の連立内閣であったから、賃金統制を支柱として含む中間安定政策について合意のえられる可能性はなかった。とくに労働大臣が社会党の加藤勘十であったということもあって、賃金統制に対して反対がなされた。結局、中間安定計画を実行に移すだけの政治力が不足していたのである。第二に、司令部においても、この計画を積極的に支持し促進するだけの意見の統一もなく、日本の政治力が弱いためにこうした計画は実行不可能であろうと冷淡に受け取られていたようである。ファイン S. W. Fine タネジ W. V. Turnage サピャ M. Sapir アルバー H. F. Alber などに計画の話をしたが、予算の均衡といった施策は田舎者のやることだといって取り合わなかったという。彼らは統制の強化と生産の拡大に重点をおく考え方をしていたからである。おそらく、それに加えて、援助を基盤として計画を立てるという考え方に、司令部がワシントンと無関係にコミットすることはできなかったのであろう。

かくして、四月一九日に栗栖経済安定本部長官が、また六月四日に北村大蔵大臣がそれぞれ中間安定を図りたいという発言をしたにもかかわらず、段階的中間安定計画は陽の目を見ずに終わったのである。また前述のように、ちょうどそのころ、経済安定本部においては経済復興計画委員会が復興計画の策定作業に入っており、復興計画の最初の構想である目標計画を修正して実施計画の性格を強める方向に議論が傾いていた。そこで中間安定計画が復興計画の中に実施計画として入り込み、復興計画の実現を有効にするための前提として位置づけられることが期待されたのも当然であった。[15] しかし「安定対策を織り込んだ経済復興計画の骨子試案」[16]（昭和二三年四月九日）というメモ風の文書が残っているにすぎず、二つの計画の接合の試みは表立ってはまったく行なわれなかった。

このように特定の政策内容をもった中間安定計画の考えは形式的な計画としては実を結ばなかったけれども、その後異なった状況のもとで異なった政策内容を盛り込んだ安定計画が考えられたさい、経過パターンについて一挙安定ではなく、済し崩し的にインフレを克服するだらだら安定をとるという考え方が事実上、政策運営を支配したことは否定できない。そこでもう少し一般的に、当時のインフレ収束をめぐるジャーナリズムの議論を取り上げてみよう。

四　インフレーション収束をめぐる議論

公定価格の改訂が政府によって恣意的な率と間隔をもって行なわれる場合、インフレーションの圧力を忠実に示すのは闇物価の上昇率である。先の表4-2（三六九ページ）で見たように、闇物価の上昇率は二二年の秋から冬にかけてピークに達し、それ以後着実に低下した。しかし、インフレーションの渦中にある人々にとっては、このような趨勢は必ずしも明らかではない。かなりの期間にわたって、インフレーションの破局化（インフレ率の加速的上昇）を怖れる議論がしきりに行なわれていた。

二二年末から二三年半ばごろにかけて、ジャーナリズムにおいてインフレーションの収束をめぐる議論が一つの大きな山を迎えたのは、このような危機感を背景としたものであった。政府が二一年二月、金融緊急措置を施行したのち、石橋湛山大蔵大臣が一転して生産拡大主義を採用して以来、事実上、インフレーション収束についての支配的な考え方は安定よりも復興を優先するというものであった。いま改めてインフレーション収束策が問題となったとき、議論は直接に安定か復興かという対立よりも、むしろ物価の安定を図るに当たって、一挙安定か中間安定かという対

立をめぐって行なわれることになった。

論争は有沢広巳と木村禧八郎との間で始まったといわれる。[17] 木村が「インフレの収束なくして生産の再開を期待することは不可能」[18]という立場をとるのに対して、有沢は「いますぐさまインフレーションを収束すべき措置を強行したとしたらどういうことになるだろう。インフレーションの収束は必然的に安定恐慌を惹起する。生産は激減する。失業者は街頭に溢れる。」[19]と述べ、即時安定に反対する。ただ有沢は安定恐慌が無事に通過するのに必要な最少限の条件として、わが国の現状では生産が戦前の水準の六〇%以上に回復することを挙げているが、その根拠は必ずしも明らかではない。ただ有沢は安定恐慌によって生産は半減すると想定し、現在の生産水準を戦前の三分の一ないし四〇%とみているから、経験的に、現在の水準を安定恐慌の帰結として耐えうる最低水準と仮定したのであろう。木村はこの点については、安定恐慌を不可避とみて、あらゆる準備を行なうべきであるといっているにすぎない。

しかし、二人の間の論争は、当事者が自覚していたように、[20] 一挙安定か中間安定かということではなくて、一挙安定の時期をいつにするか、その条件は何かということであった。そのさい一挙安定というのは、通貨改革を含むインフレの根本的処理であって、両者はこの必要性に合意した上で、その実施時期について意見の差があったにすぎない。したがって有沢は中間安定を主張したのではない。しかしその後、このようなインフレの根本的処理を主張する一挙安定論に対して、通貨改革を伴わない形のインフレ収束策が中間安定論として提起されたのである。

二つの立場を対比する場合、第一にそれらが政策手段をどのように考えているか、第二に政策運営の時間的経過をどのように考えているかという二つの視点をもつことが必要である。従来は一挙安定および中間安定という名称が示唆するように、第二の視点がすべてであるかのように受け取られているのは不適切である。

一挙安定を主張する人々の中では、鈴木武雄がきわめて積極的であって、一挙安定の具体的な政策論を明らかにしていた。次に掲げるものは、鈴木自身が委員長をしていた経済再建研究会インフレーション対策委員会の報告書における要約部分である。[21] 鈴木は別の論文においても、これと同じものを安定貨幣制度の内容として主張している。[22] この意味において実質的にはドル為替本位制であつて差支えない。

(イ) 安定貨幣制度は能う限り自主的な形態をとることが望ましい。

(ロ) 円の新しき金平価（したがつてドル平価）は、安定貨幣制度導入の際における紙幣円の減価程度に照応せしむべく、新しき金平価または対外平価より来る国内的影響は能う限り回避すべきである。

(ハ) 一般的な貨幣呼称の変更は行わないこととしたが、貨幣呼称を小さくする方が心理的に安定感を強めるものであるならば、適当な比率によって新しい貨幣単位を採用してもよい。しかし、インフレ破局化に至らずして収束する建前からいえば、これは根本的に重要な問題ではない。

(ニ) 通貨量の切捨ては適宜比率をもつて行うが、その狙いはインフレーションによる現金取引ならびに退蔵に関連して過大に膨張した部分をば、安定後の信用制度の下における現金通貨の正常な必要量の程度にまで切捨てるにある。したがつて、通貨量のドラスティックな切捨てによるデフレーションは、積極的には意図しない。

(ホ) 預金には通貨処理後一定期間内にこれを引出す場合にはその引出し額につき原則として現金通貨と同様の切捨て措置を適用するが、それ以外には預金に対し何らの措置を行わず、預金ひいて信用制度に対する信認を確保する。

(ヘ) その他債権債務一切について、切捨て的措置をとらない。

(ト) 最終的通貨処理は、昭和二十三年度中おそくとも昭和二十四年上半期までの間にこれを行うことを目標として、これに伴う一切の計画を策定し、事前に必要な準備的措置は速急に着々実施する。

(チ) 事前に行うべき準備的諸措置のなかには、「インフレ阻止案」の範疇に属せしめた諸方策と同じようなものが多数あるが、最終処理の決意も目標も計画もなく、ただ漫然と行われる生産増強、外資導入、流通秩序確立、貨銀物価体系等々の諸方策と、最終処理の決意がとられ、その明確な目標を実現すべき具体的な計画の一環として、準備的にこれらの諸方策が行われる

場合とでは、そこに本質的な性格の相違があることを注意しなければならないのである。最終的処理そのものはむしろ簡単であり明瞭であるが、それに附随して手を打たなければならない準備的あるいは後固め的方策を誤らないことが重要なのである。現在、「インフレ阻止策」として漫然と取り上げられている諸方策に対しインフレーションの最終的処理を中心とする計画的諸措置の一環としての性格づけと位置づけとを与えようとするところに、むしろ本報告の特徴があるといつてもよいのである。

(ﾛ) 通貨安定後は自由経済に復帰しうるとはわれわれは考えることが出来ない。何故なら、日本経済の危機は、当面インフレーションに集中的に表現せられているから、何よりもインフレーションの収束、通貨の安定が先決であるが、しかし、日本経済の危機の深さは、インフレーションの収束のみによって克服されおわるものではなく、この安定の基礎の上に再建復興の努力を精力的に推し進めなければならないし、また、何よりも安定そのものが不断に脅かされる可能性が極めて大きいのであるから、安定そのものを維持確保するためにも異常の努力を必要とするであろう。かくて、われわれは、安定後においても計画的な統制経済は必要であり、それは、さきに述べたように多分に勤労階級的なものでなければならないと考えるのである。

一挙安定論者は「安定通貨の導入」とか「最終的通貨処理」を考え、それなしにはインフレは収束しないと考えていたようである。右に引用した「基本的な考え方」に基づいて、「最終的通貨処理」の内容としては、金およびドルと結びついた通貨制度「金塊本位と金為替本位の複合制」の確立と、ある程度の貨幣の通用価値の切捨て「旧通貨二対新通貨一の比率」が主張された。すなわち、通貨供給を収縮し、通貨供給を金ドル準備（「通貨安定基金クレディット」を外国に要請する）にリンクすることを意図したのである。詳しい内容は次のとおりである。[23]

最終的通貨処理とは直接的な通貨的措置によつて通貨を最終的に安定せしめることであり、インフレーション収束の中心的諸措置である。

(一) 根本方針

最終的通貨処理の根本方針は次の三点に帰着する。

(1) 現行不換紙幣より安定通貨への切換――新旧通貨の交換――をする場合これについては次の二つの点が問題になる。

(ｲ) 金基礎との結びつき――これは新通貨を最后的に安定させるために絶対に必要である。またこの可能性なくしては安定通貨は実現されない。

(ﾛ) 交換比率（切換の割合）の問題――通貨の切換に当つて新規に発行する通貨数量に切換措置後の必要通貨数量を勘案して決定する。

右の必要通貨数量を決定するに当つては、基準年度における国民所得と流通貨幣量の比率を基礎として通貨切換の時期における推定国民所得（予定生産量及び予定人口数により推算したもの）に適当した通貨数量を算定する。

但し右の推定国民所得は後出の準備的措置における安定物価体系により安定した国民所得である。

通貨の切換割合は、切換の時期における実際流通通貨量と右の方法によつて算定された必要通貨数量との比率によつて決定するが、大体の推算により旧通貨二対新通貨一の比率が適当であるように見透される。但し切換の手続きを簡単にするため、流通通貨量の端数は適当に処理する。

(2) 通貨交換の時期は二十三年度（会計年度）中とする。すくなくとも二十三年末か二十四年一月中に処理する。

(二) 安定貨幣制度の内容

(1) 発券銀行は日本銀行とする。しかしその際発券銀行の公共性と民主性を考慮し日本銀行は国有とするとともに民主的運営の機構を創出しなければならぬ。

(2) 金円制度を確立する。ただし金塊本位と金為替本位の複合制とする。したがつて金貨は鋳造しない。

(3) 安定円の金平価は対外為替比率の確定をまつて決定する。

(4) 原則として私的裁定による金の自由兌換は行わない。為替兌換は一定の許可制の下にこれを認める。金平価及び為替平価の維持のための操作は政府の責任とする。

(5) 通貨準備については比例準備制度を採用する。

(イ) 法定準備率

金塊又は金為替の準備率は日銀券発行額及び日銀当座預金の合計額の三分の一とする。ただし右準備中四分の一迄は銀又はその他の貴金属・宝石類をもつて之に当てることが出来る。

(註) 通貨切換に当つてはすくなくとも三分の二の準備を用意する必要がある。

(ロ) 其の他の準備

商業手形とその他確実な有価証券をあてる。

(6) 外国為替については

(イ) 建値＝外貨建とする。

(ロ) 為替基準

新平価は実勢レートによる。但し算定の困難に鑑み円のアンダーヴァリューに陥らない様に留意する。

(註) このレートにより輸出に困難を来す場合は産業合理化によつて、これを解決する。

(ハ) 新平価の決定に当つては左の条件が考慮されなければならない。

(a) ナショナル・バランスを重視する。この場合、通貨安定並びに経済復興の必要上、原料資材輸入の便宜を考慮に納れる必要がある。

(b) 外国援助の実情

(c) 外国におけるインフレーションの程度

(d) ブレトン・ウッヅ協定への参加の可能性

(三) 通貨安定（準備）基金の設定

(1) 準備金の国内源泉について

(イ) 聯合軍管理下の国内貴金属の準備金充当を懇請すること

(ロ) 年々の金生産（約二屯・二六二万ドル）は準備金にすること

しかしこれのみを以てしても当面の準備には間に合わない。

(2) 準備基金のクレディット要請の必要――生産復興のための基金の他に通貨安定基金クレディット（三億から四億ドルの）を要請しなければならぬ。

これには次の各項を考慮しなければならない。

(イ) 通貨クレディットの条件――出来れば長期・低利・無担保の信用が望ましい。無担保が困難な場合は、宝石美術品（国宝類）等生産に関係のないものを送らねばならない。

(ロ) 契約の形式――日本政府の間に通貨協定を結ぶ。借款の主体は日本政府とする。

(ハ) 基金の所在その他――借款による以上基金は在外正貨とするのが常識であろう。なお基金の一定部分は金にイヤマークすることが適当である。許されるならばその一部分を国内に移すことが望ましい。

(3) 通貨切換の計画及び処置は強大な権限を与えた通貨処理三人委員会によつて行う。これは日銀より独立し総理に直属せしめること。この委員会の下に強力な事務局を置く。

(四) 通貨切換え

(1) 新旧通貨の切換えは銀行その他の金融機関が扱う。此の場合切換え額の名寄せ登録を行う。（課税政策の準備）

(2) 新通貨は新らたに印刷した紙幣が望ましい。但し準備不可能な場合は（二対一の交換比率として）

(イ) 紙幣を半切して一方を手交、他方を収納するか

(ロ) 額面の半額の収入印紙を貼付させるか

の便法をとる。この場合には一定の期日を置いて新通貨と交換する。

(3) 交換すべき紙幣は百円及び十円紙幣とする。

(4) 一世帯当り五千円（又は一人当り千円）迄の現金は一対一の交換とする。

(5) 預金に関する措置

(イ) 金融機関の預金は旧通貨による記載金額を認める。但し処理後六ヶ月間に引出す場合は現金通貨の切換率より多少緩和した比率により現金を払い出す（例えば現金通貨切換率二対一の場合には五対三乃至五対四の如き比率とする）。その差額は国庫に収納する。

(ロ) 交換すべき現金をもたない場合または不足する場合は金融手帳その他の証明により一世帯当り五千円または一人当り千円の限度内で一回限り旧貨一に対し新貨一の割合で引出しを認める。

(ハ) 事業資金中人件費支払に充当する部分を引出す場合は六ヶ月以内であつても一定の手続によつて預金面の記載金額通り引出すことが出来る。

(ニ) 預金についても名寄せ、登録制を適用する。

(ホ) 通貨処理後六ヶ月以内に債務弁済を行う場合小切手又は特定の手形をもつて支払うときは預金と同様の取扱いをする。

(6) 事業資金は一応全部預金にふりかえる。

(7) 通貨切換えはなるべく短期間に完了する。

また、この立場は「インフレはかねと物とのアンバランスに基づくから物の増産こそインフレ解決の鍵だ」という見解を「俗流的見解」とみなす特殊な見方をしていた。[24] 経済再建研究会の報告書の基本的考え方によると、「インフレーションの収束は直接的な通貨的処理なくしては行なわれえないこと。インフレーションは何よりもまず貨幣的現象であり、貨幣の側にその原因があるのであるから、インフレーション収束の原理そのものは極めて簡単明瞭である。即ち、直接的な通貨措置により不換紙幣制度を廃し、金に基礎をおいた安定貨幣制度を確立するよりほかに方法はない。[25]」一挙安定論はこのように古典的なマネタリストの発想をしており、しかもたんに貨幣量の調節を行なう通

貨政策ないし金融政策とは区別して、通貨制度そのものを改変することを通貨措置ないし通貨政策と呼んだのである。[26] この意味でそれは制度的マネタリスズムということができ、その制度は管理通貨制度以前のものであった。

他方、中間安定論を主張したのは、上述の官庁事務局以外に武村忠雄、吉野俊彦、土屋清、後藤誉之助などであった。[27] 彼らは一挙安定に対してだらだら安定、最終的安定に対して中間安定を主張したといわれるが、相違点はたんに安定までに要する時間的長さや政策施行の漸進にあるのではなかった。彼らは通貨増発の原因である財政赤字と金融機関の融資増加の抑制を重視し、たんなる通貨制度の改変によってもインフレの収束は実現しないと考えた。その上で、彼らは政策運営のタイミングに関しては、ただでさえ為替レートの一本化によって企業の合理化が要請されているときに、急激な通貨収縮はいっそうの恐慌現象を招くから望ましくないと考えた。為替レートについても、最初は複数為替制をとり、徐々に一本化を図るという手順が望まれたのである。

要するに、中間安定論は、第一に、貨幣的要因の背後にある財政や金融や企業の改善を通じて貨幣的支出の抑制を図ろうとしたものであって、一挙安定論がたんに実物経済の表皮としての貨幣制度を問題にしたのとは異なる。第二に、中間安定論はいかなる手段によるにせよ、過激なインフレ抑制策を一時に適用することを避けようとしたものであり、一挙安定論が安定恐慌を不可避とみるのとは異なる。

両者の違いは、二一年二月の金融緊急措置に対する評価の中によく表われている。一挙安定論によると、金融緊急措置はいわゆる通貨的な措置ではあったけれども、最終的な通貨処理を行なわず、新円はなんら安定通貨制度としての基礎なしに漫然と導入されたために成功しなかったという。[28] 中間安定論の立場からみれば、財政の赤字に基づく財政インフレや、企業の赤字に基づく信用インフレがなくならないかぎり、通貨処理に一時成功しても、やがてインフレは再燃せざるをえないのである。[29]

このように考えると、のちのドッジ・ラインを一挙安定論の具体化であるとみる一挙安定論者の理解は正確とはいえない。ドッジ・ラインは彼らのいうような通貨処理を行なわなかったにもかかわらず、単一為替レートの設定とその維持を「広い意味においては通貨処理的インフレ収束の一つとも考えることができる」[30]という拡大解釈がとられている。しかし、この人たちのいう通貨処理の国際的側面は、「国際的な通貨とリンクし、発行量が客観的に規制せられた貨幣制度の確立を意味した」[31]のであって、三六〇円レートの設定がこのような機能をもつとは考えられない。また、ドッジ・ラインのデフレ効果が大きかったために、安定恐慌をもたらすと考えられていた一挙安定のイメージとドッジ・ラインの現実とが重なり合うという錯覚もあった。しかしドッジ・ラインは貨幣的フレームワークを変更するよりも、財政や金融を通ずる通貨供給の抑制というアプローチをとったのであり、この点については、抑制の強度の差こそあれ、中間安定論の考え方に近いのである。たしかにドッジ・ラインは従来の日本政府や司令部の政策運営に対する批判であったけれども、必ずしも中間安定論に対する批判を意味するものではない。実際の政策運営は中間安定論すら具体化したものではなかったのである。

大蔵省・安定本部や日本銀行によって作成された特定の「中間安定計画」は、漸進的な段階的政策運営にそくして政策手段もはっきりと想定している。これと比較すると、ドッジ・ラインは準備期間および安定第一期（援助の導入と賃金統制）を飛ばし、安定第二期（財政・金融の引締め）または第三期（単一為替レートの実施）の政策を一挙に施行している。しかし、このようなドッジ・ラインの安定施策の一挙性や急激なショック療法をただちに一挙安定論と同一視してはならない。そして中間安定論をたんなる時間的経過の点からのみみて、ドッジ・ラインと完全に対立させることは誤りであろう。政策の時間的、段階的経過がどのようなものかは政策論の一要素ではあるけれども、どのような政策手段がとられるかはもっと重要な要素である。要するに、ドッジ安定計画は一挙安定論とも中間安定論とも異な

るユニークなものであった。

(1) 経済企画庁所蔵資料。
(2) 経済企画庁所蔵資料。
(3) 経済復興計画委員会『経済復興計画委員会報告書・第三部経済復興計画ができ上るまで』昭和二四年五月三〇日。
(4) 経済復興計画委員会『経済復興計画委員会議事速記録』第一回、昭和二三年五月一七日、五ページ。
(5) 同前『速記録』第五回、八月一〇日、七九―八〇ページ。
(6) 同『速記録』第二回、六月四日、第三回、六月一六日、第四回、七月二一日。
(7) 石野信一口述「中間安定政策について」昭和二八年二月一〇日（「戦後財政史口述資料」第四分冊、四―五ページ）。
(8) 同前、一二ページ。
(9) 「中間安定の実現」昭和二三年三月二日（大蔵省資料Z五〇三―一）。
(10) 中間安定計画案の過程および資料の詳細な説明に関しては、次を参照。大蔵省財政史室『昭和財政史―終戦から講和まで―』第一二巻「金融(1)」、第四章参照。
(11) 「中間安定の段階的計画（案）」昭和二三年四月二一日（大蔵省資料Z五〇三―一）。
(12) 経済企画庁所蔵資料。
(13) 大蔵省財政史室『昭和財政史―終戦から講和まで―』第一二巻「金融(1)」、三〇七―一一ページ。
(14) 前掲石野口述、一三―一五ページ。
(15) 『朝日新聞』昭和二三年六月八日。
(16) 大蔵省資料Z五〇三―二。
(17) この論争の展望については、次を参照。鈴木武雄『現代日本財政史』中巻、昭和三一年、第二章。同『金融緊急措置とドッジ・ライン』清明会新書、昭和四五年、第七章。また、当時の代表的な論文は次の書物に収録されている。鈴木武雄編『安定恐慌論』北隆館、昭和二四年。
(18) 木村禧八郎「インフレの収束について―有沢教授への回答」（『前進』昭和二三年一月――鈴木編『安定恐慌論』、二二―三五ページ）。
(19) 有沢広巳「ひとすじの道」（『前進』昭和二二年一二月――有沢『インフレーションと社会化』日本評論社、昭和二三年、

八〇―九九ページ)。
(20) 木村禧八郎「インフレ論争の発展のために―都留氏の批判への回答」(鈴木編『安定恐慌論』八〇―九四ページ)。
(21) 経済再建研究会インフレーション対策委員会「インフレーション対策(最終的通貨処理)に関する第一次報告」、昭和二三年三月一五日(経済企画庁所蔵資料)。
(22) 鈴木武雄「安定通貨を発行すべし」(鈴木編『安定恐慌論』、一三一―四八ページ)。
(23) 経済再建研究会インフレーション対策委員会前掲報告書。
(24) 鈴木武雄「中間安定論批判」(同前、二〇一―二三ページ)。
(25) 経済再建研究会インフレーション対策委員会前掲報告書。
(26) 鈴木武雄『金融緊急措置とドッジ・ライン』清明会、昭和四五年、二ページ。
(27) 武村忠雄「中間安定と安定恐慌」、吉野俊彦「通貨安定とその基本問題」、土屋清「インフレ整理の基本構想」、後藤誉之助「国民経済予算と安定」。以上いずれも鈴木編著に収録。
(28) 経済再建研究会インフレーション対策委員会前掲報告書。
(29) 土屋前掲論文。
(30) 鈴木武雄『現代日本財政史』下巻一、四四ページ。
(31) 同前、四七ページ。

第三節　物価統制の支柱を求めて

一　援助への依存

二二年の後半から二三年前半にかけての期間に、経済復興計画および中間安定計画という新しい体系的な試みが構想されたが、これらはそれ自身としては実りを結ぶに至らなかった。しかし、現実には再び価格体系の再編成が不可避となっていた。二三年六月の価格体系はこれらの新しい壮大な政策構想の裏付けをうることができなかったので、現実の推移の中でそのような裏付けとなるべきものを模索しなければならなかった。

昭和二二年七月、政府は前回の価格改訂と経済緊急対策の発表にさいして、『経済実相報告書』を公表した。これは第一回の経済白書となるものであった。この報告書は企業、家計および政府の三部門がともに赤字に陥っている異常な状態を指摘した。この観点はその後の価格統制の運営に対しても基本的な枠組みを与えたように思われる。政府は二三年六月、前回の公定価格体系の補正を発表したが、そのさい、「補正に当りましては、その財政、企業及び家計に及ぼす影響を国民経済全体の見地に立って総合調整したのであります……」[1]と述べている。同じような言葉は他のいくつかの文書においても繰り返されている。つまり、インフレーションの進行の中で事実上陳腐化している公定価格を引き上げる場合、それが企業、家計および政府に対して及ぼす影響を考慮したというのである。

物価改訂がこれらの三部門に与える影響は、経済の相互依存関係を考慮に入れた綿密な経済モデルを前提としなけ

れば解明することはできない。しかし当時考えられていたことは次のようなことである。

第一に、インフレーションのもとで、公定価格はできるだけ低位の価格水準を維持しようという目的をもっていたから、公定価格は賃金の支払、原材料の入手、設備の補修などに関して資金不足をひき起こし、企業赤字を生み出す結果となっていた。このような赤字は、復興金融金庫のいわゆる赤字融資と政府の価格差補給金によって埋め合わされたが、その他にも埋め合わせは生産能率や操業度の増進、ストック資材の喰いつなぎ、製品の闇販売などに依存した。公定価格の引上は第一次的には、企業にとって好ましいであろうけれども、賃金や原料価格へのはね返りを通じて再びコストの上昇を招くことになる。従ってたえず赤字埋め合わせの要因が必要とされるのである。

第二に、家計にとって公定価格の引上は明らかにマイナス要因であるが、これが賃金引上に転稼されないようにするためには、勤労所得税の軽減か、配給ルートの増幅によって実質賃金の維持を図らなければならない。

第三に、価格差補給金制度をとっている限り、安定帯水準を引き上げ、公定価格の引上率を高めれば、政府の補給金支出は少なくてすむけれども、公定価格の引上によって歳出は増大し、歳入が減税などのためにそれほど伸びないから、結局、歳出と歳入の不均衡はいっそう拡大せざるをえない。

こうして、公定価格を引き上げざるをえないにもかかわらず、できるだけ引上幅を小さくすることが家計にとっても政府にとっても望ましく、その結果、企業に対しては赤字融資を続けるという方法をとらざるをえない。これが当局の考え方であったが、こうした悪循環を打破するためには、価格統制と結びつくべき施策に新機軸が必要であった。片山内閣はそれを流通秩序の確立に求めた。芦田内閣はそれを外資導入ないし外国からの援助に求めようとした。どちらも、生産拡大という基本的施策の効果が十分に出ないままに、価格統制に対して「有力な支柱」を与えようとするものであった。六月の価格補正を前にして、政府は司令部に対して次のような要請を行なっている。[2] それは、基本的施策によって支えられない価格統制がいかに効果の乏しいものであるかをよく理解しているといえよう。

> 家計、企業及財政の同時安定を企図する六月改訂案の説明（昭和二三・五・六　ESB）
>
> 一、四月以降新会計年度に入つて、本予算の編成の必要に迫られ、又赤字融資も月々、巨額に達するので再び家計、企業及財政の同時安定の方式の下に新賃銀水準の決定と、物価の改訂と、均衡財政確立の要請に直面しているのであるが、昨年七月に比べて経済実体の改善の程度は僅少であるから、家計、企業及財政の同時安定の実現は、相矛盾する諸要因を総て調和させねばならぬという極めて困難な課題であつて、容易に解決し得ない問題であるが、日本政府が、現在考慮しつゝある別紙の方式は次の諸事情を慎重に考慮しつゝ各種の試算を基礎としつゝ作成した最善の案と信ずるものである。（中略――引用者）
>
> 二、元来今回の物価改訂は、これを有力な支柱なしに行えば、又昨年と同じ失敗をくりかえすことは明瞭であつて、政府としてはできれば有力な支柱を得るまで、価格改訂をのばしたいのは山々であるが、現状のまゝで、ずる〳〵と赤字金融を続けて行くことは許されないので、止むを得ず有力な支柱もなしに価格改訂を先行せしめざるを得ない破目に追い込まれたのであつて、理論上からは逆になるのであるが、今度の価格改訂をできる丈持続させるために、消費物資の配給増加を実施するための、輸入増加について是非御援助をお願いする。（後略――引用者）

当時、アメリカは日本の経済復興を促進する方向に対日政策を転換しつつあり、経済援助計画が具体的な日程にのぼっていた。そして二三年三月下旬、芦田内閣成立直後に日本を訪れたドレーパー使節団が積極的に日本の復興と援助を必要とみなしたことを契機として、芦田内閣は外資導入を政策の重点として掲げるに至った。物価統制政策もそれを支える「支柱」として援助という外側からの呼び水に期待を寄せたのである。前記の抽象的要請に続いて、政府はいっそう具体的な援助の要請を司令部に送っている。[3] そこでは、改訂物価水準の安定性確保のために、次のような項目が要請された。①流通秩序確立のための援助、②輸入食糧の増加（ただちに実現不可能であれば、近い将来実現する

可能性がある旨の司令部公表)、③繊維品の放出、食料油の輸入増加、石鹸増配用のコプラ油輸入増加、ガソリンの輸入増加、④輸送力強化のためアメリカ船の払下げないし貸与、トラック用ガソリン・タイヤ配給増加、占領軍使用中の貨車、艀、倉庫などの返還。

もちろん物価統制を有効化するための「支柱」として賃金の統制が考えられる。政府は早くから、労働組合運動の激化する環境の中で賃金統制を行なうことは政治的に実行不可能であるとみなしていた。しかし、司令部は一貫して賃金統制の必要を強調し、その具体化を政府に奨めてきた。四月一九日、リードは渡辺武(大蔵省渉外部長)に対して、賃金統制の問題について司令部内で研究が進められていることを告げているし、四月二八日、マーカットは北村蔵相に対して今週中に賃金物価問題に関する経済科学局の結論を出すと語っている。[4] そして五月六日にはマーカット署名の「賃金安定計画」[5]と題する覚書が書かれている。この覚書が日本政府に手交されたという証拠はないが、[6] 五月中旬のファインと日本政府側との会談、とくに五月一二日の会談において覚書の内容がほぼ文字どおりに伝えられている。[7] 政府が新価格体系の「支柱」として援助を要請したのに対して、司令部はむしろ賃金統制の具体案を作るように迫ったのである。中間安定計画は援助と賃金統制とを組み合わせる考え方をとっていたが、実際の政府のアプローチはそのような考え方を受け入れるまでには至っていなかった。

二　賃金安定計画の要請

マーカットの「賃金安定計画」の覚書において、賃金の安定化は物価の安定化にとって不可欠であるばかりか、為替レートの一本化や外資導入のための必要条件であるとみなされ、政府・労働・企業の三者が賃金安定計画の構想と

実施に当たって自発的に協調すべきであると論じられている。そしてこの計画は、なによりも今回の価格体系の改訂が再び失敗しないようにという具体的契機をもって提起された。司令部の側における賃金安定計画の構想を知るためには、右の覚書を引用するのが便利であろう(訳文引用者)。

賃金安定計画(一九四八年五月六日・ESSメモ)

(前略――引用者)

a　賃金安定委員会を設置すること。これは企業、労働および公益代表から成り、全般的政策の策定、必要な行政組織の設置、計画運営の有効性の評価に当る。

b　公定価格の維持と並行して、賃金は現行の賃金・価格関係を反映した水準に安定せしめられる。

c　新しい賃金の枠は新しい補正価格水準に見合うように、適当に引上げを図った上で発表されるものとする。この水準を超える賃金は釘付けとする(石炭、電力など)。他の賃金については、従来の賃金格差を維持する。団体交渉はこの賃金構造の中で認められるが、適切な理由が挙げられるならば、従来の格差の縮小も許される。賃金以外の事項に関する団体交渉は妨げない。

d　現実的な制度をつくることができるならば、生産の増大が現実的基準年次を超えた場合には報奨的賃金支払が認められる。この支払は規定された賃金の枠を超えるものではあるが、生産の増大が賃金支払の増大に伴っているために、それ自体インフレ的ではない。

(後略――引用者)

経済科学局長　W・F・マーカット

政府は急拠この問題を真剣に受け止め、本格的な検討に乗り出し、安定本部と労働省で具体策を練ることになった。しかし、民主党、社会党、国民協同党から成る連立内閣の内部において、賃金安定問題をめぐって意見の対立が

みられ、問題は政治的に取り上げられたものの、取扱は腫れ物にさわるような形で逡巡を続けた。

もちろん常識的には、賃金統制は実行不可能であるという意見が強く、とくに社会党の加藤勘十労働大臣はこれに強い反対の立場を示した。反対意見における主要な理由は、第一に、効果的な賃金安定を行なうためには、主食などの配給による実質賃金確保の裏付けについて見通しが立っていなければならず、第二に、それがたしかでない状態において賃金統制をとればインフレーションの進行の中で労働不安をあおり、労働組合運動の急進分子に対して絶好の口実を与えるにすぎないというものであった。安定本部における初期の検討資料をみても、「賃金安定のための措置について」（昭和二三年五月六日）、「賃金安定措置について」（昭和二三年五月一四日）などは、まったく否定的であって、具体策を取り上げていない。[8]

しかし、事務局としては、もし賃金統制を行なうとすればどのようなものが考えられるかを検討せざるをえなかった。結局、二三年一〇月に芦田内閣が総辞職するまでの間に決定はみられなかった。安定本部の大臣引継事項の中には、「賃金安定方策進渉状況」について次のような二つの案が考えられてきたことが記されている。[9]

賃金安定については別紙本年五月一日附マ少将からの賃金安定八原則の提示がありこれを中心として論議が進められ経本を中心とする具体案としては大体二案が考えられてきた。

第一案は直接的な賃金統制を行わず賃金の支払給源が不当給源（脱税、資材横流し等）によつて支払はれないよう企業の経理監査を主体として賃金の正常なる支払を確保しようとする考え方。

第二案は弾力性ある直接統制を行わんとするものである。この案の骨子は一定時点において賃金ストップを行い、爾後四ヶ月（又は六ヶ月）毎にC・P・Iにスライドさせ生産増加に対しては能率給をこれに加算する方法である。

第一案は賃金安定方策としては不徹底の感があり、実効を収め難い難点があり、第二案については、(イ)賃金をスライドさせても物価は軽々に改訂できないので賃金支払給源をいかにするか、(ロ)業種別賃金格差をできるだけ均衡を得しめる必要があるが、

この方法をいかにするか、(ハ)ストップによる労働運動への衝撃、(ニ)実施について労働者を政治的にも納得せしめ得るや等の難点があげられ、今日まで賃金安定方策については未だ成案を得ていない。

この第一案というものは賃金の間接統制であって、その具体案は次の「賃金安定措置要領」[10]（昭和二三年五月二九日）にまとめられている。

賃金安定措置要領（二三、五、二九、経済安定本部）

一、目的

近来労働賃金の引上は往々にして不健全なる給源によつて行われ、ために徒らにインフレーションを昂進させ、却つて勤労者の生活不安と真面目なる企業活動を阻害する結果を招来している実情に鑑み、賃金、物価及財政の再調整を機とし他の諸施策と併せて賃金給源の健全化を図り経済再建態勢整備の一環として、賃金の適正水準における安定の確保と正当な理由を欠いた賃金引上を抑制する措置を講ずるものとする。

二、方針

賃金の直接的な統制を実施することは現下の諸情勢よりみて必しも適当ではなく、行政技術的にも極めて困難であるのみならず却つて労働不安を助長し、不健全且つ非民主的分子の活動を大ならしめる虞もあるので、勤労者の理解と実効を収めることに主眼をおいて左の方針に依つて賃金安定措置を講ずる。

(1)　賃金安定措置によつて確保すべき実質賃金水準は原則として五月における平均実質賃金水準とする。

(2)　労働生産性の向上に伴う賃金の引上はよいが、赤字融資や、価格調整金の増加の如き国民の犠牲を伴う賃金引上及び、闇利得、脱税等の不健全経営による賃金引上は行われないようにする。

(3)　この措置は物価の面から必要となる賃金の調整を妨げるものではない。

(4)　この措置のために労働法規の改正はこれを行わない。

(5) 以上の方針によつて政府は応急に賃金安定措置を講ずるが速かに、労働者、経営者及び公平な第三者等の協力の下に、右措置の改善合理化を図る。

三、実施要領

(1) 赤字融資の抑制を強化し復金融資の使途監督を励行する。

(2) 政府の指定した業種に属する企業に対しては、その支払賃金基準、賃金支払総額と総生産高との割合等政府の定めた事項を主務官庁（業種又は企業の規模によつて中央官庁及び地方官庁に区分する）に届出させることゝする。

(3) 企業における賃金引上の給源が次のような不当給源にあり又は価格調整金の増額、公定価格の引上若しくは赤字融資を予期せるものと認めたときは企業経営の実態について厳重な現場監督を行うことゝする。

イ 租税、公課、価格差益金の滞納又は脱税

ロ 生産品の横流

ハ 隠匿物資の保有、売却

ニ 借入設備資金等の賃金支払への流用

(4) 現場監査の結果不正不当の事実を発見したときは厳にこれを是正する措置をとる。

(5) 労働者、経営者及び公平な第三者の参加を得て賃金安定委員会を設け概ね左の事項の調査審議を行い、成案を得たときは政府は極力その実現に努める。

イ 実質賃金水準変動の調査

ロ 業種別賃金格差の検討

ハ 賃金安定措置に関する改善事項

ニ 賃金基準の再調整方式の検討

ホ 其の他賃金安定に関する事項

四、措置

(1) 賃金報告、企業経営実体調査のための所要法令の整備。

(2) 企業の現場監督の徹底と実効を期するため有能且適材による機関を設ける。

(3) 本件の運用については、必要に応じ関係省関係官を包含する委員会を設けて適正を期するものとする。

(4) 賃金安定委員会に関する主務官庁は労働省とする。

尚本件措置の実施に関連し特に左の事項の実現を図る。

一、実質賃金を悪化させる闇取締の強化

二、実質賃金充実方策の徹底及びこれに関連する司令部の援助懇請

三、労働組合の協力による生産増強運動の展開

この第一案の特徴は、賃金給源の健全化によって不当な賃上を間接的に抑制しようとすることであり、そのために赤字融資の規制や経理監査を行なおうとするのである。他方、第二案は司令部の直接的賃金統制の構想に基づいているが、具体的内容を付加することによって統制の度合を減じようとしている。すなわち、統制の適用業種および企業規模を限定していること、賃金スライド方式を採用し、しかもスライドを実効物価と能率賃金（生産物単位当り賃金費用）との間に設定していること、赤字融資の可能性を認めていること、などである。この直接統制案は次に掲げる「賃金安定措置について」[11]の中に示されている。

賃金安定措置について（昭和二三、九、一一）

一、賃金安定措置のねらい

従来物価騰貴等に適応せしめるための賃金値上闘争が労資間に絶えず行はれ、この紛争は生産阻害の最大の問題となつてゐたが、スライド制を採用することによつて労働者の実質賃金の維持と向上が期待され、一応賃金紛争を避けることが可能とな

る。

二、賃金安定措置の実施時期及び終期

(イ)　この措置の実施時期は本年十一月一日からとする。

(ロ)　この措置は暫定的性格をもつので一応明年十月頃までとする。

三、賃金安定措置の適用業種の範囲

(イ)　適用業種の範囲は差当り復金融資の対象企業及び政府より補助金乃至補給金の支給を受けてゐる企業とする。但し当該企業の賃金引上が他企業に著しい影響力を持つ場合には、この措置の適用を受けしめる。

(ロ)　統制技術上からみても、または影響力の点からみても中小企業は適用の意味が薄いという観点からみれば、労働者数五百人以上の工場、事業場をその対象とすることも考えられる。

四、スライドの方法

(1)　賃金安定措置の具体的方法としては賃金スライド制を伴つた総額制限方式が妥当であると考へられる。即ちこの措置の適用を受ける指定企業に対し本年十一月一日において賃金の釘付を行い、次のようなスライド方式によつて三ヶ月乃至四ヶ月毎に一人当り平均名目賃金が修正され、この修正名目賃金に労働者総数を乗じた当該企業総額が制限される。

なおスライドの方法は消費者実効価格指数と能率賃金指数との組合せによつて行うものとする。

(イ)　実効価格指数としては内閣統計局の消費者価格指数（C・P・I）を採用する。C・P・Iは全都市平均一本とし、地域差等の調整は企業内部の問題に委ねる。

(ロ)　生産増加に応じて支払わるべき能率賃金の算出に当つては、各業種別に長期計画による各期別生産量の増加、労働者一人当りの生産能率の向上度、及びその各期における総生産費中に占める労務費割合の逓減度の相関々係を決定しておき、各企業が生産増加に応じて能率賃金を支払う場合に該当する時点における右の標準労務費割合を採用せしめる。

五、スライド制の実施に伴う価格体系及び賃金支払財源との関係

(イ)　スライド制による賃金安定措置を実施しても、それが価格体系を積極的に破壊するならば徒らに経済を混乱せしめるのでこの措置による賃金率の修正は直ちに価格改訂を意味しないようにすることがこの措置実施の前提条件である。

(ロ)　従つて当該企業の生産が増加しても、なおかつ賃金の支払財源がない場合には四の(ロ)の能率賃金の支払はできない。但しこの措置の適用業種は重要産業であるから四の(イ)の実質賃金を維持するに足る支払賃金はこれを認め、要すれば別に定める特別企業監査委員会は企業経営及び経理の監査を行い融資条件を附して赤字融資を行う。

(ハ)　スライド制適用の結果名目賃金の低下を来すことが予想されるが、名目賃金を現実に引下げることは困難であるから(四)の(ロ)の能率賃金の支払いに際し、その一定額を賃金安定基金として積立てしめることも考えられる。

六、実施方法

この措置は企業別に総額制限方式による直接統制を実施するものと予定して考察したが、かゝる直接統制が困難である場合にはスライド条項その他必要な上記の趣旨を労働協約の内容とするよう政府、経営者及び各労働組合間に協定を締結するか乃至は強制する方法も考えられる。

七、問題点

(イ)　賃金安定措置は現在の政治的、経済的条件の下に可能であるか。また実施した方が有利か。

(ロ)　スライド制実施の影響は如何。

(ハ)　発足時において釘付けし、爾後においてスライド制を実施する場合賃金水準が高きに均衡を失した業種は足ぶみさせるか。

(ニ)　実施官庁は労働省か。

三　経済安定十原則

七月中旬、賃金統制問題に対する態度が決らぬまま、芦田内閣は外資導入を行なうための前提として、「経済安定十原則」の構想を発表し、その具体策を早急に実施することとなった。その十項目は次のような司令部の要求[12]を鸚鵡返しに繰り返したものであった（訳文引用者）。

経済安定計画の基本

米国の援助の継続を保証するのに必要な条件をみたし、日本経済の自立の実現を促進するために、ここに日本における効果的な経済安定計画のための次のような基礎的事項を指示し、それらが直ちに採択され、完全に遂行されることを指令する。

一、すべての必需国産原料、および製品の増産。
二、厳格な施行と計画による現行の割当・配給制度の有効性の改善と闇市場の絶滅。
三、供出割当決定の現実的適正化と、これによる食糧供出計画の能率改善。
四、全違反者の迅速な処罰による公定価格制度の厳守。
五、確固とした強力性のある賃金安定計画の即時導入。
六、租税徴収の著しい増加および脱税者の厳格な起訴を図るための計画の促進強化。
七、収入の増加とより公平な租税負担の再分配のための新しい租税措置の採用。
八、特別会計における赤字の計画的削減。
九、外国貿易の管理と運用の改善および日本政府内における適当な外国為替管理機関の設置。
一〇、現行の選択的資金統制計画の強化と有効な実施。

一九四八年七月一五日

経済科学局長　W・F・マーカット少将

この一〇項目の中で、賃金安定と外国為替管理の二つは新しい問題であるが、その他はこれまでに言い古されてきたものである。賃金安定計画については、上述のような事務局による検討がなされたが、具体策について依然として意見がまとまらなかった。しかしなんらかの新しい措置が必要であることは政府も認めており、なんらかの措置の実施を二三年一〇月以降と予定していた。[13] 一〇月以降となれば、食糧の豊作予想により基準配給量の引上と労務者用加配量の増加が予定されていたために、賃金統制がやり易くなるだろうと考えられたのである。ところが、一〇月初め、芦田内閣は復興金融金庫の昭和電工不正融資事件のために退陣を余儀なくされた。こうして二三年五月以降の司令部による賃金安定計画の問題提起は、六月の価格改訂の中には実を結ばなかったが、その後「賃金三原則」および「経済安定九原則」と結びつくことによって、現実の推移を支配するいっそう重要な要因として展開していくことになる。

政府は二三年七月の新価格体系を公式には従来の二回の改訂のときとは違って、新価格体系とは呼ばず、前体系の部分的かつ技術的な補正にすぎないと述べた。しかし、以上において説明してきたように、事実においては、政府は今回の価格体系の設定にさいして、これの「支柱」となるべき有効な政策を求めていたのである。政府は援助にそれを求めたが、司令部の賃金統制の要請との間にすれ違いが起こり、新価格体系は政府みずからいうように、「これを有力な支柱なしに行えば、又昨年と同じ失敗をくりかえすことは明瞭であって……」（四一五ページ参照）という展望のもとに出発せざるをえなかったのである。しかし、新価格体系をとりまく環境はすでに経済安定を強く求める方向に向かって動き出していた。この方向を追跡する前に、ここで二三年六月体系の技術的内容を明らかにしておかなけ

ればならない。

(1) 「価格補正に際して」昭和二三年六月二二日、経済安定本部総務長官談（物価庁『昭和二三年六月 価格補正に関する資料集』第一分冊、五ページ）。
(2) 経済企画庁所蔵資料。
(3) 「価格体系、新賃金水準及財政収支の均衡の安定性強化のためにする司令部の援助懇請について」昭和二三年五月一〇日、経済企画庁所蔵資料。
(4) 「リード氏との会談記録」（「大蔵省渉外特報」号外、昭和二三年四月一九日・大蔵省資料Z五〇八―六）、「マーカット少将との定例会見記録」（「大蔵省渉外特報」第五九号、昭和二三年四月二八日・同前）。
(5) W. F. Marquat, Wage Stabilization Program, 6 May, 1948.（「スートランド文書」・大蔵省資料Z七〇三―二三）。
(6) しかし次の注(9)に引用した文書には、五月一日付のマーカットからの賃金安定八原則の提示があったと書かれている、このマーカットの文書は見当らない。
(7) 「経済閣僚懇談会に於けるファイン博士の発言要旨」昭和二三年五月一一日（「大蔵省渉外特報」第六一号）、「大蔵大臣・ファイン博士会見記録要旨」昭和二三年五月一二日（「大蔵省渉外特報」第六三号）、「日本政府・司令部会談要録」昭和二三年五月一八日（経済科学局顧問S・W・ファイン、T・コーエンと西尾副総理、苫米地官房長官、栗栖安本長官などの会談）（大蔵省資料Z五〇八―六）。
(8) 経済企画庁所蔵資料。
(9) 「大臣引継事項・賃金安定方策に関する事項」昭和二三年一〇月二六日（同前）。
(10) 同前。
(11) 同前。
(12) W. F. Marquat, Essentials of Economic Stabilization Program, 15 July, 1948.（「スートランド文書」・大蔵省資料Z七〇三―二〇）。
(13) 「経済安定十原則に関する事項」昭和二三年八月二〇日（経済企画庁所蔵資料、および前掲「大臣引継事項」）。

第四節　昭和二三年六月価格体系

一　価格補正の方式

経済安定本部は二二年度中は物価改訂を行なうべきではないという立場をとっていたが、二三年の初めごろから来るべき物価改訂の問題点について研究を始めた。しかし二月二〇日に片山内閣が崩壊し、芦田首相が組閣を終えたのはやっと三月一〇日であって、新年度早々の実施を目指して価格改訂が確認されたのはそれ以後であった。ところが鉄道運賃などの公共料金の決定は国会の議決を必要としており、そのめどがつかないために作業が遅れ、二段補正という異常な応急措置がとられることとなった[1]。これは、全商品について甲乙二つの新しい価格を発表するものであって、甲は国鉄貨物運賃および通信料金を現行のままに据え置き、基礎物資や賃金などの改訂を含むもの、乙はそれらの運賃および料金を新しく引き上げた場合のものである。甲の価格体系が実施に移されたのは二三年六月二三日であり、国鉄貨物運賃および通信料金の値上げは、結局、七月一〇日に実施された。

昭和二三年六月の価格体系（乙体系）における主要な内容は次のように要約できる。㈠国鉄旅客貨物運賃を三倍半、通信料金を四倍に引き上げる。㈡平均賃金を月三七〇〇円とする。㈢安定帯物資の価格上昇率を基準年次（昭和九―一一年）の一一〇倍とする。㈣基礎物資の需要者価格を現行の一・七倍に止め、消費財の価格を現行の一・八倍に止める。㈤補正以後二四年三月末日までの安定帯物資に対する価格調整補給金を四三〇億円とする（二二年度の不足分

を含めて五一五億円)。(六)価格形成は鉱工業品について原価計算、農産物についてパリティー計算(米価のパリティー指数は一三二・二九)を用いる。

物価庁は公定価格計算に先立って、まず「価格体系補正の方式」[2](昭和二三年五月二七日)を決定した。これは価格計算の根本原則に当たるものである(次の文書中の別紙(一)は四四二ページ表4-6に引用し、別紙(二)(三)は省略する)。

価格体系補正の方式(昭二三、五、二七、物価庁)

国鉄運賃、通信料金、石炭価格、電気料金、肥料価格等赤字企業における公定価格の補正は、この際やむを得ないものと認められる。但し公定価格の補正を行うに当つては、財政、企業及び家計への影響を国民経済全体の総合的見地に立つて、比較考量しなければならない。特にわが国経済の現段階においては、健全財政を維持するとともに、公定価格水準の上昇を極力軽度にとどめる必要がある。

よつて次のような方式により、現行価格体系に所要の補正を加えるものとする。

一、原価計算

イ、生産量の見透しについては最も適当且つ現実的と認められるところによる。その際、見透しの基準としては、昭和二十三年度生産計画量の一〇〇パーセントによるのを原則とするが(1)その計画量が明らかに修正を要するときは修正したもの、(2)第一、四半期の生産計画量及び(3)過去の実績等を勘案する。

ロ、労務及び原材料の原単位は〔さらに合理的ならしめるよう検討を加えることとし、ことに労務の原単位については、――引用者挿入〕昨年十一月において実際支払われていた程度の賃金は、特別の事情ある業種を除き現行公定価格によつても、当該企業においてこれが賄い得られていたものであるとの考へ方をとる等、これを合理的且つ実際的なものにするように再検討を加える。

ハ、公定価格に織込む賃金は、原則として三、七〇〇円ベースの各業種別平均賃金(別紙(一)「業種別平均賃金表」)による。

但し、特別の事情に基づき実際支払賃金がこれよりも高いものに対する措置等については、別紙(一)の「賃金算入要領」による。

ニ、手持原材料に関し、特にストックの量の一般に多いものについては、移動平均的にその単価を算出することを考慮する。但し当該産業の実情、価格差益徴収の適否等を勘案し、かかる方法をとることが適当であると認められる場合に限る。

ホ、減価償却費は、価格改訂当時の帳簿価格により、定額法を以て算出する。

ヘ、未働設備及び遊休設備に関する費用(減価償却費を含む)は原則として算入しない。(別紙(三)参照)。又大修繕及び大改造に関する利子以外の費用は、繰延資産に計上し、已むを得ないものに限つて、適当年限の償却費を算入する。

ト、利潤は、能率が標準より高い経営についてのみ産まれる程度にする。

チ、過去の赤字は政府において特別に措置したものを除きこの際は棚上げとする。(文章不確定)

リ、組合その他任意団体の賦課金、会費醵出金は算入しない。

二、パリティ計算

イ、農産物等については、パリティ計算の方式による。

ロ、昭和二十二年産米については、農業の特殊性及び現在の供出制度に顧み、適当な調整措置を講ずる。

三、総合判断

以上の原価計算又はパリティ計算の結果につき、その生産の緊要度を考慮しつつ、必ず次の諸点を照して検討し、適当と認める場合には、これを考慮に入れて価格を調整する。

イ、既往の価格に対する値上り率

基準年次価格の一一〇倍相当額又は現行価格の一・八倍相当額を超えるものについては十分検討する。

ロ、需給関係(市場価格)

市場価格を超えたものについては、十分検討する。(附記、一、参照)

ハ、円、ドル換算率

その円、ドル換算率が三〇〇円（金額未定）を超えるものについては、十分検討する。

ニ、類似又は関連種目とのバランス

品質の向上を促進するような方法を基本的価格政策の範囲内で考慮する。

四、価格調整補給金

価格調整補給金は昭和二十三年度において総額五一五億円（昭和二十二年度分の不足額を含む）の範囲内において、基礎資材等（概ね七月体系における安定帯物資に同じ）に対して支出する。

（註）一月―七月割当分の肥料（春肥）は、現行価格より配給することとし、又これにより生産者に生ずる価格差は、補給金の支給によつてカバーすることとする。

六、補正の時期

イ、補正開始の時期は、六月十五日とする。

ロ、値上り気配による商品の出荷遷延を極力防止するため、補正はなるべく短期間（目標遅くも七月一杯）に完了する。

（附記）

一、市場価格の推移、統制の実情等を検討し、重要物資生産上及び日常生活上余り重要でないものについては、公定価格の廃止を考慮する。

二、輸出品につき今後政府において商品別円ドル比率を設定するものについては、当該輸出品に限り、一般の公定価格の適用を除外するように措置する。

このような方式は前年のものとほぼ同じであるが、上掲のような一般的な叙述によっては具体的な価格計算の仕方は明らかではない。二三年六月体系の作業については、かなり詳しい資料が残されているので、もう少し立ち入った説明をしておこう。[3]

(1) 価格決定作業の順序

原価主義に基づく公定価格決定の作業をフロー・チャートに描くと図4－2のようになる。政府による公定価格の決定は、まず物価庁が現場の企業から原価計算に関する情報を入手することから出発する（Aの段階）。次に、この原価計算に関する資料は個別の費用項目別に検討され、どのような費用がどのような形で算入されるかの原則に照らして、費用の数字がえられる（Bの段階）。このようにして個別企業の費用要素が確定されると、それらを業種別にまとめて一つの基準価格を決定しなければならない（Cの段階）。この過程は、費用項目別に標準的な値を決め、それらを積み上げて基準価格を決定するというものである。ところで、ある生産物の原材料として他の生産物が投入されているのが普通であるから、諸価格はたがいに相互依存の関係に立っており、ある生産物の価格改訂は他の生産物の価格に波及効果を及ぼす。この問題を実際的に処理するために、価格決定の順序を戦略的に定め、はね返り効果をうまく吸収できるようにしなければならない（Dの段階）。こうして基準価格が計算されるわけであるが、これがそのまま公定価格として確定されるのではない。いくつかの総合的見地からそれらを検討し、修正が加えられる（Eの段階）。

図4-2　価格決定作業の過程

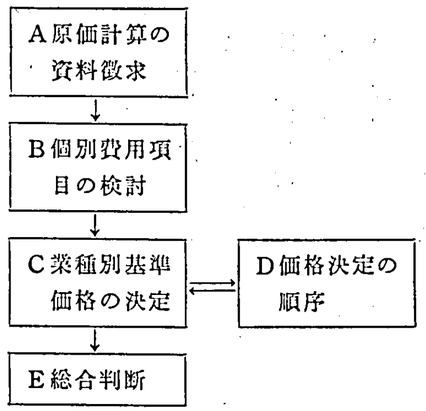

以上のような各段階の作業内容を逐次説明しよう。

(2) 原価計算資料の徴求

企業の価格・費用に関する資料は「物価統制令」第三十条によって徴求することができるが、その作成方式を示し、物価庁長官の命令に対する義務を明示した「原価計算規則」が「物価統制令」第十八条および第三十条に基づいて制定された。その規則によって原価計算をすべき物品として定められた場合、指

定を受けた生産者は原価計算を毎月物価庁に提出しなければならない。規則は次のとおりである。

原価計算規則（昭和二三年三月二日総理庁令第一四号）

第一条　物価統制令第十八条の規定による原価に関する計算及び同令第三十条の規定による原価に関する報告については本令の定めるところによる。

第二条　物価庁長官が指定する物品を生産する者は、別記製造工業原価計算要綱又は鉱業原価計算要綱に基き、原価計算をしなければならない。

第三条　前条の指定を受けた者は、別記製造工業原価計算要綱又は鉱業原価計算要綱に基いてその実施手続を定め、物価庁長官の要求があるときはこれを提出しなければならない。

物価庁長官は、必要があると認めるときは、前項の実施手続の変更を命ずることができる。

第四条　第二条の規定による指定のあつた物品を生産する者で、物価庁長官の指定を受けたものは、その定める原価に関する書類及びその附属書類を、物価庁長官に提出しなければならない。

前項の書類の提出に関し必要な事項は、物価庁長官がこれを定める。

附　則

この命令は公布の日から、これを施行する。

この命令に基く原価計算を開始すべき期日は、物価庁長官がこれを定める。

昭和十七年閣令陸軍省令海軍省令第一号及び昭和二十一年九月三十日閣令第七十八号はこれを廃止する。

これはサンプル調査であるけれども、立地条件、操業率、経営規模などに関して統計理論的な抽出がなされたわけではない。

(3) 基準価格の算定

次にBの段階としては、個別の費用項目について、提出された資料を個別の算定方法に照らして検討する過程が続くが、これは細かな話にわたるので詳細は次節に回し、ここではCの段階においてこれらの費用項目別の基準価格を算定する方式を取り上げることにする。各企業は費用面において業績を異にしているから、各原価要素別に低コストのものから高コストのものに配列することができる。このデータについてバルクライン法を適用するのが原則である。たとえば、七五%バルクラインというのは、低コスト企業から測って総生産量の七五%の点において線を引き、そこでの費用が当該原価要素の基準価格となるというものである。[4] 各経営の各原価項目のうちでこの基準価格よりも高いものはこの基準価格によって置き換えられる。それよりも低いものはそのままとされる。そして各原価要素別にこのような原価を生産数量によって加重平均し、これらを合計して基準価格を算定するのである。この原則的方法はテレスコープ法と呼ばれたが、それを含めて九つの方法が考えられた。それらの概要は次のとおりである。[5]

(一) 切取り法……①各工場の各原価要素別に、低コストのものから高コストのものに配列し、バルクラインを引く。②そのバルクラインを超える高コストは除外し、バルクライン内の工場の原価要素を加重平均して、その原価要素の価格とする。③このようにして求められた各原価要素の価格を合計したものを基準価格とする。

(二) テレスコープ法……前述した原則的方式であるが、(一)の切取り法と異なる点は、バルクラインを超える高コストのものをバルクラインに当たるコストによって置き換えて、全工場について加重平均を求めることである。

(三) バルクライン内工場加重平均法……①原価要素別にバルクラインを適用するのではなく、総原価についてバルクラインを引く。②先の切取り法と同じように、バルクライン内の工場についてのみ、原価要素別に加重平均を求め、それらを合計して基準価格とする。総原価の加重平均と同じことである。

㈣　バルクライン内工場算術平均法……先の㈢と同じであるが、バルクライン内工場のコストを算術平均する点が異なる。

㈤　原価要素中庸法……①原価要素別に低コストのものから高コストのものへと配列し、バルクラインを引く。②バルクライン内の工場について、各要素毎に中位置を求めて、これを合計したものを基準価格とする。

㈥　総原価中庸法……㈤の各原価要素毎に中位置をとる方法と異なって、総原価について行なう。

㈦　全工場加重平均法……全工場の各原価要素について加重平均を行ない、それを合計して基準価格とする。バルクラインを用いない。

㈧　バルクライン価格法……全工場を総原価によって配列し、バルクラインを引き、その線に対応する総原価を基準価格とする。

㈨　全工場算術平均法……これは全工場の原価要素毎の算術平均値を求めて、その合計を基準価格とする。総原価の算術平均である。

以上九つの方法のうち、大部分の生産物はテレスコープ法によっており、また九つのうち初めの方のものほど基準価格は低くなる。

(4)　利潤について

前掲の文書「価格体系補正の方式」の中に「利潤は、能率が標準より高い経営についてのみ産まれる程度にする」とあるが、以上のような原価計算の一項目として利潤が含められるのではない。上述のような基準原価の合計によって基準価格が決まるのであって、企業間に能率ないし費用条件の相違があるために、この価格のもとで標準よりも能率の優れた企業に利潤が生ずるのである。利潤についての考え方は、次の文書にまとめられている。(6)

利潤に関する基本的考え方に関する一つの試案（昭二三、二、一九、物価庁総務課作成）

一、基本的考え方

限界経営においては、現下の状勢上、利潤は発生しないのが当然であるとの考え方をとるとともに、七〇%バルクライン内の経営は多かれ少なかれ能率のよい優秀な経営と見て、これらに対しては、その能率の程度に応じて段階的に利潤が発生するようにする必要がある。

この考え方は正規のバルクライン方式をとる場合だけでなく、その他の計算方式をとる場合にもこれを準用し、それぞれの場合に、仮にバルクライン方式をとつた場合に発生するであろうと認められる程度の利潤は、それぞれの経営につき能率の程度に応じて段階的に発生するように、これを織込むことが適当であると考える。

二、右の考え方の各種の場合に対する適用方法

A　バルクライン価格の場合

バルクライン内の経営は自ずから利潤を生み出すことになるから、ライン外の経営には利潤を見ないことは当然である。バルクライン内の経営の原価の差が接近している場合には、利潤の発生が極く尠い程度になつて、多少きつくなる嫌いはあるが、これは止むを得ないところで、とくに考慮する必要はあるまい。

B　個別価格（インディビジェアル・プライシング）の場合

個別価格とは例えば注文生産により生産される特殊の物品について、その価格を決めるような場合をいう。

この場合にはその経営が能率がよいものであつたら、若しその物品を生産するものが多数あつてバルクライン法によつて価格を決めるとしたら、当然その経営には利潤が発生することとなるわけであるから、能率のよい経営については利潤を算入しなければ合理的でない。

C　差別価格（デファレンシャル・プライシング）の場合

これは例えば硫安のように、必要量の生産を確保するために、一応限界経営についても経営が成立つような価格形成を行

う場合である。

この場合にも能率のよい経営にはそれ相応の利潤を認めるようにせねば合理的でない。

D　加重平均価格（ウェイテッド・アバレージ・プライシング）の場合

ウェイテッド・アバレッジ法によるときはバルクライン法による場合よりもきびしい価格となるから、ウェイテッド・アバレッジ法をとるときには平均線上より経営についても或程度の利潤が発生するようにする必要がある。即ち加重平均のコストに対して一定の利潤を加算することが合理的である。

E　中庸法（メディアム・プライシング）又はこれに類似する方法をとる場合

物価庁において実際行つている方法としては総原価又は原価要素別に中庸をとる場合もあるが、サンプル工場の原価報告を基準として一つの仮想的標準経営における原価を机上で算出する方法による場合が相当多い。

この場合サンプル工場の選択も、原価報告がとりやすいものを選ぶことになり勝ちであるから、勢い査定は厳になる傾向である。これは中庸のとり方にもよるが、若し中庸を真の意味の中庸にとつた場合にはウェイテッド・アバレージの場合と同じような考え方で利潤を認める必要が出てくるだろう。

三、いずれにしても、右のような考え方から、利潤を認めることが合理的と思われる場合には、自己資本に対して「一定割合」相当額を、当該製品に対して売上高の比によつて配賦した額を、当該製品の原価に加算する方法をとるべきであろう。

そうして右の「一定割合」は最高能率の経営において五%とし、能率のよい程度がこれに次ぐものはその程度に応じて適当にこれより下の率とするがよいと考える。

四、但し、実際においては、サンプリングの方法、及び原価報告書の内容が粗雑な場合が相当あるから、そのようなものを基礎にして原価を査定する場合には十分警戒せねばならない。即ち物価庁としては、利潤を算入するについてはサンプリングが適正であり且つ原価報告書が相当信頼すべきものであるとの確信を持てる場合及び原価の査定を極度に厳重に行つた場合に限り右の考え方によつて利潤を算入するにとどめることにするが適当であると思う。

(5)　価格決定の順序

昭和二二年七月価格体系のさいには、生産段階上高次の財が低次の原材料品よりも先に価格をつけられ、そのために原価の計算上不都合が生ずることが多かった。産業連関分析の技術が存在しなかった当時、この問題を処理するために、財を第一から第五までのウェーブに分け、基礎的物資から順に高次の製品に向かって価格決定を進めていくという方法がとられた。[7]

第一ウェーブに属するものは、主要食糧、味噌醤油、石炭、亜炭、コークス、ガス、電気、石油、鉄鉱石、硫化鉄鉱、銑鉄、普通鋼々材、同半製品、屑鉄、屑鋼、銅、鉛、亜鉛、塩、木材、薪炭、楮、三椏、運賃、通信料金、水道料金などである。

第二ウェーブに属するものは、野菜、魚、牛肉、水産加工品、苛性ソーダ、ソーダ灰、セメント、硫酸、硝酸、アンモニア、カーバイド、電極、タール製品、自転車、パルプ、洋紙、スフ、人絹糸、綿花、スフ糸、羊毛、毛糸、麻糸、絹紡糸、コットン、リンター、紙製品の一部（セメント袋など）、蚕種、繭、生糸、副蚕糸、真綿、樟脳、桑皮、製造煙草などである。（第三ウェーブ以下省略）

(6)　総合判断

さて、原価計算によって確定された価格がそのまま採用されるわけではない。上掲の文書「価格体系補正の方式」にあるように、「総合判断」という手続が最後にとられなければならない。その概要を述べよう。[8] 原価計算によって決められた価格を「計算価格」と呼ぶ。これと比較するために、次のような概念をおく。現行の二二年七月体系価格の一・八倍を「補正限界価格」、基準年次（昭和九―一一年）価格の一一〇倍を「対戦前均衡価格」、現行の闇価格ないし市場価格の八割を「需給価格」と呼ぶ。ドル・円換算率三〇〇円を「標準換算率」と呼ぶ。その商品と類似または

関連したものの価格を「関連種目価格」と呼ぶ。次に品目を「重要種目」（国内向けの財で、生産上または生活上の重要性がそれほど大きくないもの）、「輸出種目」、「輸入種目」に分類する。

「総合判断」はこれらの概念を使って次のように行なわれる。

㈠　「計算価格」が「補正限界価格」または「需給価格」を超える場合には、次の方式によって引き下げる。「計算価格」がこれらの価格を超えない場合には、そのままとする。

①「計算価格」が「補正限界価格」を超える場合。㈠まず生産条件（操業度、ストック状況など）を再検討し、必要あれば「計算価格」を修正し、これを調整の基礎とする。㈡超過分の一割程度を引き下げる。「対戦前均衡価格」が「補正限界価格」を著しく下回るときには、この引下率を大きくする。

②「計算価格」が「需給価格」を超える場合。㈠上述の①㈠と同じ再検討をする。㈡「重要種目」については、超過分の二割程度を引き下げる。「対戦前均衡価格」が「需給価格」を著しく下回るときには、この引下率を大きくする。㈥「非重要種目」については、一時統制を廃止することを考える。

③「計算価格」が「補正限界価格」および「需給価格」を超える場合。㈠上述の①㈠と同じ再検討をする。㈡「重要種目」については、「補正限界価格」を超える部分の一割相当分と「需給価格」を超える部分の二割相当分の中、大きな方をとり、それだけを引き下げる。「対戦前均衡価格」が「補正限界価格」または「需給価格」を下回る場合には、引下率をいっそう大きくする。㈥「非重要種目」については、統制の廃止を考慮する。

㈡　以上の㈠によって調整された価格のドル・円換算率（日本のＦＯＢ円価格と、アメリカにおけるその財の販売価格から海上運賃を差引いたドル価格との比較によりえられる）と「標準換算率」とを比較して次のように調整する。

①ドル・円換算率が「標準換算率」を超える場合。㈠国内向け種目については、さらに若干引き下げるように努める。㈡「輸出種目」については、超過額の二割程度を引き下げる。ただし換算率が三〇〇円を超えることは、原則として許さない。

②ドル・円換算率が「標準換算率」を著しく下回る場合。㈠「輸出種目」については、生産および輸出の見込みがある場合に限り、低能率企業もある程度採算がとれるように計算価格を再検討する以外には、引上を考慮しない。㈡「輸入種目」については、それが国内で生産されないものである限り、「標準換算率」までを限度として引上を考慮する。

㈢　上の㈠および㈡によって調整された価格を「関連種目価格」と比較し、均衡のとれるように調整する。

以上の総合判断の基準から分かるように、この時期の価格統制は外国貿易を意識するようになった。

二　費用項目の算定方法

以上の一般的な方式の説明のさいに省略したB段階における個別の費用項目の算定方法に移ろう。

(1)　賃金の算定

原価計算において操業度が問題となるのは次の事情のためである。さまざまな費用項目の原単位は、生産技術が一定である限り、ほぼ定まっているはずである。ところがこれは必要な原材料や動力が無制限に与えられるという状況の下での計算であるから、当時のように特定の原材料や動力にボトルネックが存在するときには、労働力について遊休人員をかかえざるをえない。したがって生産資材の需給計画によって、その製品を作る工場の操業率が決まること

表4-5　地域別・年齢別・性別賃金格差

区分	男子 20歳未満	男子 20歳以上30歳未満	男子 30歳以上	女子 20歳未満	女子 20歳以上
甲地	370	650	1,000	370	520
乙地	315	553	850	315	442
丙地	278	488	750	278	392

（注）1. 甲地30歳以上男子を1,000とする指数.
2. 工業平均における賃金格差で，地域別区分は本文参照.
3. 昭和23年6月22日物価庁調.

出所：物価庁『昭和23年6月価格補正に関する資料集』第1分冊，40—41ページ.

になる。生産資材の供給が十分でないときには、設備能力の稼動率は低下し、遊休労働力がふえ、労働原単位は上昇する。労働費用の場合には、この労働原単位に賃金を乗ずることによって労働費が求められる。

公定価格に算入される賃金は月三七〇〇円と定められ、「織込賃金」と称せられた。三七〇〇円は工業平均の値であって、実際には業種別平均賃金が定められており、これは次のようにして導出された。まず表4-5のような地域別、年齢別、男女別給与格差が総理府統計局の資料から確定される。甲地とは東京、神奈川、愛知、京都、大阪、兵庫、福岡であり、乙地とは北海道、千葉、埼玉、静岡、三重、岐阜、滋賀、奈良、和歌山、岡山、広島、山口、長崎であり、丙地はそれ以外である。

次に、同じ地域、同じ年齢、同じ性についても、業種に応じて賃金が異なる。そこで地域別、年齢別、性別に関して業種別賃金格差が計算される。さらに、各カテゴリー別の人員ウェイトが算定される。以上のデータから、工業平均を三七〇〇円とするような業種別平均賃金が求められるのである。これは表4-6のとおりである。

個々の商品の公定価格を計算するさい、この業種別平均賃金が採用され、労働原単位にこれが乗じられて、製品単位当り労働費用が求められる。実際賃金がこの算定賃金よりも低い場合には、計算上は算定賃金がとられる。それによって利潤が保証され、あるいは賃金引上が可能となる。実際賃金が算定賃金よりも高い場合にも、原則として、

表4-6　業種別平均賃金　（単位：円）

業種	金額	業種	金額
工業平均	3,700	絹糸紡績	2,210
金属製錬及材料品	5,012	その他の紡績	2,411
鋳物	4,592	綿及スフ織物	2,486
鉄鋼二次製品	4,661	絹及紡績織物	2,503
その他の金属工業	4,356	毛織物	2,733
原動機	4,500	その他の織物	2,440
電気通信及精密機械	4,016	メリヤス	2,607
産業機械器具	4,477	衣服その他の裁縫物	2,474
鉄道車輛	4,736	染色整理	3,372
自動車	4,897	その他の紡績	2,658
自転車	4,103	製材	3,326
その他の車輛	3,890	木製建具及家具	3,303
造船	5,127	その他の木製品	2,969
その他の機械器具	4,275	精穀精物及澱粉	3,309
工業薬品	3,740	酒類	3,539
製塩	3,148	麦酒	3,884
医薬品	3,234	調味料	3,493
化学肥料	3,936	その他の食料品	3,176
その他の肥料	3,297	印刷業	3,896
油脂	3,487	その他の工業	2,963
製紙パルプ	3,257	ガス	4,943
化学繊維	2,808	電気	4,431
製革	3,993	水道	4,776
その他の化学工業	3,545	鉄道軌道	4,040
陶磁器	3,384	旅客自動車業	4,132
ガラス	4,534	貨物運送業	4,517
セメント	4,040	港湾作業	5,409
煉瓦及耐火物	4,103	放送業	4,091
その他の窯業及土石工業	3,619	石油鉱業	3,758
製糸	2,129	石炭鉱業	5,753
綿糸紡績	2,204	金属工業	4,138
毛糸紡績	2,509	その他の鉱業	3,589

出所：前表と同じ，38—40ページ.

算定賃金がとられる。不当に高い賃金を価格によって保証することは、他の労働者にとって不公正であり、消費者もそれを負担する理由をもたないからである。ただし、次の場合にのみ、部長会議の決定を経た上で、実際支払賃金あるいは協定賃金の九〇%、または業種別平均賃金の一一〇%のうちいずれか高い額の範囲内において、これを算入す

表4-7　賃金特別措置　（単位：円）

業種	業種別平均賃金	織込希望賃金	適用条項	備考
自転車	4,103	4,275	a)の110％以内加算「その他の機械器具」と同じ	b)(4月)4,750.00
工業薬品	3,740	3,936	a)の110％以内加算「化学肥料」と同じ	b)(4月)4,385.00(ソーダ灰，苛性ソーダ) b)(4月)4,900.00(染料)
石油精製	3,487	3,758	産業分類特別措置「石油鉱業」に同じ	b)(4月)5,572.39
亜炭	4,138	4,608	「石炭鉱業」の80％	
金属鉱業	4,138	5,380	c)の100％	c)5,380.00
電気	4,431	5,124	c)の90％	c)5,693.00
人絹糸	2,808	3,277	c)の90％	c)3,640.95
スフ糸	2,808	3,972	c)の90％	c)4,412.83
綿糸	2,204	2,790	c)の100％	c)2,790.00
絹紡糸	2,210	2,511	c)の90％	c)2,790.00
梳毛糸	2,509	3,487	c)の90％	c)3,874.00
紡毛糸	2,509	3,487	c)の90％	c)3,874.00
麻糸	2,411	2,973	b)(4月)の90％	b)(4月)3,303.43
綿・スフ織物	2,486	2,735	a)の110％	b)(2月)2,153.40
絹人絹織物	2,503	2,753	a)の110％	b)(2月)2,360.00
毛織物	2,733	3,006	a)の110％	c)3,874.00
メリヤス	2,607	2,868	a)の110％	b)(2月)2,841.62
麻織物	2,440	2,684	a)の110％	b)(3月)3,165.50
縫製	2,474	2,721	a)の110％	b)(4月)2,644.50
染色整理	3,372	3,709	a)の110％	b)(3月)4,238.84
紙及パルプ	3,257	4,624	b)(4月)の90％	b)(4月)5,137.28
放送	4,091	4,696	b)(4月)の90％	b)(4月)5,217.63
私鉄	4,041	5,836	c)の90％（時間外割増賃金を含む）	c)6,484.42
小運送	4,517	4,800	a)の110％以内	b)(4月)4,854.00
港湾作業	5,409	5,950	a)の110％	b)(4月)6,100.00

（注）1.　昭和23年6月4日，物価庁第1部調．
2.　a)は業種別賃金(3,700円ベース)，b)は実際支払賃金，c)は協定賃金．
出所：前表と同じ，56—57ページ．

ることが認められた。[9]

(一)　中央労働委員会の裁定のあったもの。

(二)　閣議またはこれに準ずるものの諒解があったもの。

(三)　その他，主要産業などであって，(一)(二)に該当するものとの関連において特別の考慮を要するもの。

ただし，この特別措置を行なった業種については，減価償却費，福利費，原材料，労働使用量，操業度などについてとくに厳重に査定する。この適用を受けた業種は表4-7のとおりである。

業種別平均賃金の値は一日実働八時間，一カ月二五日稼動として計算された一カ月当りのものであって，いわゆる基準賃金に相当する。時間外割増賃金の計算は次の方式による。[10]

業種別平均賃金×0.8(精勤手当家族手当を控除する)÷(8(時間)×25(日))
×1.25(割増賃金率)×平均超過勤務時間数＝時間外割増賃金

(2)　法定福利費の算定

法定福利費とは「健康保険法」，「厚生年金保険法」，「失業保険法」，「労働者災害補償保険法」によって，事業者が負担すべき額として定められているものである。その負担額はいずれも法定されており，前二者は被保険者と半々に負担し，後二者は国庫を含めた三者によって負担することになっている。したがってそれらの業種別賃金に対する割合を求めて，その率に相当する額を生産費に算入する。[11]

(3)　減価償却費の算定

「法人税法施行細則」の改正によって，固定資産減価償却規則の定額法が定率法に改められたが，定率法による初年度に近い償却額は著しく高くなるから，従来通り残存帳簿価格を基準とする定額法を価格に織り込むこととする。[12]

(4) **金利の算入**

市中銀行の短期貸出金利は最高二銭五厘であり、復金金利もほぼ同じであるから、織込金利は二銭五厘とする。[13]

また未働資産のうち、正式に生産計画上認められた資産に限り、そのための借入金利子の当期負担額を算入する。遊休資産については、生産計画量を生産するために要する設備の範囲に限り、そのための借入金利子の当期負担額を算入する。[14]

(5) **公団費用の算入**

統制を管理運営する各種公団の人件費および事務費を公定価格に織り込む。[15]

(6) **原価に算入すべきでない費目**[16]

(一) 偶発的事情による損失。爆発、火災、震災などによる損失、偶発債務による損失、訴訟費用など。

(二) 利益をもって支弁すべき性質の支出。重役賞与、臨時退職手当、建設利息償却金、法人税、営業税、附加税、寄附金、財産評価損、設備売却損、貸倒損失、貸倒引当金など。

(三) 正当な額を超えるために価格算定の基礎として原価に算入することの適当でないもの。自家保険料、固定資産償却額、交際費、機密費、棚卸減耗費、修繕費などに関して正当以上の額のもの。

(四) 経営外資産に関する費用。

(五) 原価計算期間の負担区分を超えるために、当期の原価に算入することの適当でないもの。未経過保険料、前払賃借料など。

(六) 自己資本に対する利子。

三　三七〇〇円賃金と生計費

賃金は統制の対象とされていなかったから、公定価格の中に計算される織込賃金は当然に現実値を採用せざるをえない。しかしそのような賃金は、一方において、企業のもとで生産費として物価を規定するが、他方において、労働者の所得としてその物価のもとで生計を可能にするものでなければならない。前者の側面は原価計算に基づく個々の産業ないし生産物の価格決定過程において考慮に入れられたが、後者の側面は生計費の分析として検討された。

二三年六月体系における三七〇〇円賃金の決定根拠は次のように整理することができよう。[17]

(一) 物価改訂直前の時点として二三年五月をとり、その月の賃金を予測する（三月までの実績値が分かっている）。五月について、三四〇〇円、三五〇〇円、三六〇〇円、三七〇〇円の四つのケースを取り上げる。その中で三五〇〇円が可能性の高い値とされた（五月の実績値は三七六一円であることが分かった）。

(二) いくつかの家計調査を通じて、二三年五月には生計費の中で公定価格による支出額は二五・四%を占め、闇価格による支出額は七四・六%を占めると推計された。

(三) 六月に闇消費財物価は対前月比で三・六%上昇すると仮定された。

(四) 物価改訂後、消費財の公定価格が上昇する率について、七〇%、八〇%、九〇%、一〇〇%という四つのケースを想定する。八〇%前後がもっともらしいと考えられた。

(五) 二三年五月の実効消費者物価指数を予測する。前回の価格改訂の時期である二二年七月を一〇〇とすれば、二三年五月は一四七・一と予測された（実績値は一四七・五であった）。

表4-8　貨幣賃金と実質賃金指数(経済安定本部物価局想定)

年　月	賃　金(A)	税　金(B)(1.5人扶養)	手取額(C＝A－B)	公定価格値上率想定	消費者物価指数(D)	実質賃金指数(E)
	円	円	円	%		
昭和22. 7	1,800	188	1,612	—	100.0	100.0
23. 5	3,400	504	2,896	—	147.1	122.2
〃	3,500	531	2,969	—	147.1	125.2
〃	3,600	557	3,043	—	147.1	128.4
〃	3,700	583	3,117	—	147.1	131.5
23. 6	3,700	80	3,620	70	174.8	128.4
〃	3,700	80	3,620	80	178.2	126.0
〃	3,700	80	3,620	90	181.5	123.7
〃	3,700	80	3,620	100	185.0	121.4

(注)　E＝C÷D÷1,612円×100
出所：「価格改訂後に於ける平均賃金3,700円の実質賃金の高さに付て」昭和23年5月28日（前表と同じ，225—27ページ）.

六月に公定価格の改訂を行なう場合、生計費の上昇率は㈠㈡㈢㈣の想定を組み合わせることによって、実効消費者物価の上昇率として求めることができる。たとえば、公定価格の八〇%引上の場合には、闇物価の三・六%上昇とあいまって、実効価格は二三・〇%の上昇となる。安定本部における賃金作業の眼目は、このような物価上昇がおこっても、五月に比べて実質賃金が低下しないような貨幣賃金の水準を六月の価格体系に採用しなければならないということであった。表4-8から見られるように、五月の賃金を三五〇〇円程度とするとき、これは一年前に比べて二五%の実質賃金増加となっている。もし六月における公定価格の引上が八〇%程度であれば、三七〇〇円の賃金は二六%の実質賃金増となり、五月の実質賃金水準を維持できると判断されたのである。三五〇〇円から三七〇〇円への増加率は五・七%にすぎないが、手取額が二九六九円から三六二〇円へと二一・九%上昇しているのは、勤労所得税の大幅な減税を見込んでいるからであり、三七〇〇円の賃金は現行税法によれば四四五〇円に相当する。公定価格の引上を含めて物価が二〇%以上（178.2÷147.1＝121.1）上昇するのに、実質賃金が維持される最大の根拠は減税にあるといわねばならない。[18]

表4-9　貨幣賃金と実質賃金(実績)　(単位：円，%)

年　月	賃　金(A) 金額	賃　金(A) 指数	東京公定小売物価指数(B)	東京消費財非配給物価指数(C)	全都市実効消費者物価指数(D)	実質賃金指数(E)	税引後実質賃金指数(F)
昭和23. 5	3,761	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
23. 9	5,975	158.9	174.5	104.4	124.5	127.6	136.2

(注)　E＝A÷D×100
出所：A，Fは経済安定本部物価局『物価局月次報告』第9号，昭和24年4月7日．Bは日本銀行統計局『東京小売物価指数』昭和43年，6ページ．C，Dは大蔵省財政史室『昭和財政史』第19巻「統計」，47，66ページにより算出．

さて、以上の賃金決定作業における考え方は、政策的な公定価格の引上が賃金に対して不利な衝撃を与えないことを確認しようとするものにほかならず、それ以上のものではない。すなわち、公定価格引上の賃金に対する最初の衝撃が承認されさえすれば、一方ではその賃金を公定価格への織込みに使うことができ、他方では、現実の賃金のその後の動きは実務にまかせることができるというのである。したがってその検討作業は、たんに五月（改訂前）と六月（改訂後）とを比較することに限られていたのである。しかし現実には、公定価格改訂は一ヵ月で効果を発揮するものではない。現実の動きは表4-9のようなものであった。二三年六月の公定価格改訂（約七五%の引上）は九月ごろまでには一段落したとみなされるので、二三年五月（改訂前）と九月（改訂後）とを比較してみよう。たしかに公定価格引上後の実効物価上昇率は予測とほぼ一致し、二〇数%となった。しかし、実質賃金が上昇したのは賃金の著しい上昇が実現したためであって、三七〇〇円賃金のもとでは、このような公定価格改訂の影響に耐えることはできなかったのである。

四　価格改訂と価格補給金

最後に、二三年六月価格改訂における重要物資の価格とその引上倍率を掲げると、表4-10のとおりである。

表4-10　23年6月価格体系における重要物資の価格　（単位：円，倍）

区分		新公定価格	現行価格に対する倍率	基準年（昭和9—11年）価格に対する倍率
石炭（トン）	生産者価格	2,388.53	2.5	218.5
	一般消費者価格	3,344.86	2.8	269.7
	特定消費者価格	1,000.00	1.7	—
	補給金	2,344.86		
揮発油（キロリットル）	生産者価格	12,350.00	1.8	—
	消費者価格	15,000.00	1.9	133.9
コークス（トン）	生産者価格	3,427.06	1.5	74.5
	消費者価格	5,151.91	1.9	112.0
銑鉄3号鋳物用（トン）	生産者価格	14,070.00	2.2	327.7
	消費者価格	5,150.00	1.7	109.9
	補給金	9,930.00		
鋼材薄板1.6ミリ（トン）	生産者価格	27,310.00	1.9	192.0
	消費者価格	14,690.00	1.7	124.4
	補給金	15,470.00		
棒鋼19ミリ（トン）	生産者価格	18,450.00	2.0	211.3
	消費者価格	10,120.00	1.7	109.8
	補給金	11,180.00		
ソーダ灰（トン）	生産者価格	20,300.00	2.0	205.2
	消費者価格	11,105.00	1.7	110.0
	補給金	11,684.00		
苛性ソーダ（トン）	生産者価格a)	20,000.00	2.3	120.0
	生産者価格b)	35,600.00	1.7	213.5
	消費者価格	18,702.00	1.7	109.9
	補給金a)	4,497.00		
	補給金b)	20,097.00		
硫安（トン）	生産者価格	18,800.00	2.4	188.0
	消費者価格	11,126.00	1.7	110.0
	補給金	9,940.00		
セメント（トン）	生産者価格	3,846.00	2.4	262.9
	消費者価格	4,050.10	2.4	202.5
国鉄運賃	旅客（キロ）	0.90	2.6	57.7
	貨物（トン・キロ）	1,176	3.5	75.9
米	生産者価格（1石）	3,595.00	2.1	132.3
	消費者価格（10kg）	357.00	1.3	144.5
馬鈴薯（10貫）	生産者価格	186.00	2.1	167.6
	消費者価格	212.00	2.5	89.1
ビール小売価格（1本）		70.00	3.0	212.0
清酒1級小売価格（1升）		450.00	3.4	245.9

（注）1.　価格は乙価格体系による（427ページ参照）.
2.　生産者価格＋公団諸掛－補給金＝消費者価格.
3.　a)は電解法，b)はアンモニア法.

出所：物価庁『公定価格説明資料』昭和23年11月，同『昭和二十三年六月価格補正に関する資料集』第一・二分冊，昭和23年6月・11月，経済安定本部物価局『物価要覧』昭和27年7月.

この価格改訂において、価格調整補給金は前回の二三年七月価格体系のさいと基本的に同一の考え方に立っており、大別すると、安定帯物資補給金（二三年六月改訂を織り込んで二三年七月成立した当初予算で四九八億六九〇〇万円）と特殊補給金（同一六億三一〇〇万円）とからなり、合計五一五億円であった。[19]

特殊補給金は、安定帯概念とは無関係に国民生活上重要なものを含めていたが、今回はいっそう雑多なものを含むにいたった。その内容は次の通りである。[20] ①生鮮食品（蔬菜、鮮魚）価格調整補給金、②肥料損失補償補給金、③繊維損失補償補給金、④工業食品（味噌）価格調整補給金、⑤私鉄損失補償補給金、⑥旅客船損失補償補給金、⑦酒（農家報償）、⑧飼料運賃プール損失補償金、⑨石炭生産損失補償金、⑩北海道一般家庭暖房用補給金、⑪炭鉱労務者賃金・北海道手当補給金、⑫石炭生産奨励金、⑬農業共済再保険補給金、⑭電気事業従業員賃上補給金、⑮金属鉱山従業員賃金補給金、⑯炭鉱従業員賃金補給金、⑰賃金補正損失補償。ここには石炭および電産に対する賃金補給金が含まれているが、のちに述べるような「賃金三原則」にもかかわらず、これらが堂々と新設されたことは注目に値する。

表4-11　昭和23年度価格調整補給金支出実績　（単位：百万円）

区分	金額
安定帯物資補給金	53,786
鉄鋼	21,372
非鉄金属	2,392
肥料	10,470
ソーダ	1,433
石炭	18,119
特殊補給金	8,713
食糧など a)	714
農業共済組合再保険	500
電産賃金補給金	810
石炭特殊補給金 b)	5,950
金属鉱山賃金補給金	289
肥料（損失補償）	450
合計	62,499

（注）a)には，本文の特殊補給金区分①③④⑦⑧を含み，b)には，同じく⑤⑥⑨⑩⑪⑫⑯⑰を含む.

出所：物価庁『物価統制資料集』第1分冊，108—09ページ.

補給金は補正予算において若干増額され、六二五億円となったが、支出実績額の内訳は表4-11のとおりである。これを一般会計歳出総額に対する比率でみると、一三・二%である。

(1) 「価格等補正早期実施案」昭和二三年五月一五日（物価庁『昭和二三年六月価格補正に関する資料集』第一分冊、一六五―六七ページ）、物価庁「価格補正の実施について」昭和二三、六、二二、新聞発表（同前、五六ページ）。
(2) 同前、二七―二九ページ。
(3) 同前『資料集』および物価庁第一部総務課「価格算定の現行方式について」昭和二四年（経済企画庁所蔵資料）。
(4) 日本経済連盟会調査課編『物価政策に関する研究』生活社、昭和一七年、二二〇―三一ページ。
(5) 「価格形成の諸方法」（物価庁前掲書、六〇―六一ページ）。
(6) 同前、六一―六三ページ。
(7) 「価格補正種目分類表（ウェーブ表）」昭和二三年五月三〇日（同前、六六―六八ページ）。
(8) 「総合判断の方式（試案）」昭和二三年二月九日（同前、一五五―五八ページ）。
(9) 「賃金算入要領」昭和二三年五月二六日物価庁部長会議決定（同前、三七―三八ページ）。
(10) 同前、三八ページ。
(11) 「法定福利費算定要領」昭和二三年四月一四日（同前、三〇―三四ページ）。
(12) 「減価償却費の計算について」昭和二三年四月一五日（同前、二九ページ）。
(13) 「補正価格に織込む金利について」昭和二三年六月八日（同前、五七―五八ページ）。
(14) 「例外的に原価に算入する未稼動設備及び遊休設備に関する費用の範囲」昭和二三年五月二六日（同前、二九―三〇ページ）。
(15) 「公団人件費及び事務経費査定要領」昭和二三年六月一一日（同前、三四―三七ページ）。
(16) 「原価に算入すべきでない費目」（同前、五八―五九ページ）。
(17) 「三七〇〇円ベースの説明（決定版）」（同前、二一九―二九ページ）。
(18) 以上の説明はいくつかのケースを比較する形で与えられているが、もともと三七〇〇円賃金が推定されたのは次のような単一のケースからであった。
　(一) 二三年五月の賃金が三五〇〇円と推定される。
　(二) 当時の税率によると、三五〇〇円賃金の税金は五三一円であり、税引後手取額は二九六九円となる（扶養家族一・五人とする）。
　(三) 生計費中における公定価格支出と闇価格支出との比率は、五月についてそれぞれ二五・四％、七四・六％と推定され、

その金額は次の通りである。
2,969円×0.254＝754円
2,969円×0.746＝2,215円
　(四) 五月から六月にかけての闇価格の上昇率は三・六％と推定され、それによる生計費の上昇は
2,215円×0.036＝80円
　(五) 公定価格の七割引上による生計費の上昇は
754円×0.7＝528円
　(六) したがって五月と同じ実質手取賃金を維持するためには、六月の手取額は
2,969円＋528円＋80円＝3,577円
でなくてはならない。
　(七) 大蔵省税制懇談会の提示案における税率によると、手取三五七七円に対応する税額は七二円であり、税込賃金は
3,577円＋72円＝3,649円
となる。したがって三七〇〇円にすれば、賃金から物価へのはね返りを見込んでも、実質賃金は維持できると判断された（「改訂物価に織込む平均賃金水準の推定根拠について」――同前、二二三―二四ページ）。
(19) 物価庁『物価統制資料集』第一分冊、一〇八―〇九ページ。
(20) 同前、一〇五ページ。

第五章　ドッジ・ライン下の価格政策

第一節　安定化政策の胎動

一　司令部の接近

物価統制によって価格機構に人為的な介入がなされ、しかもそれが完全には施行されていない場合には、企業は赤字経営に陥らざるをえない。この赤字は三つのルートによって埋め合わされてきた。第一は政府の補給金、第二は復興金融金庫を始めとする銀行の赤字融資、第三は公定価格の改訂である。度重なる政府の公定価格改訂は、価格機構に加えられた矛盾を糊塗する方策の一つにすぎなかった。

芦田内閣は「経済安定十原則」という題目だけを掲げてお茶を濁し、司令部の勧奨による賃金安定計画にも結局手を触れずに終わった。吉田内閣もこれを棚上げにする覚悟であった。ところが二三年一一月、石炭、電産などの賃上闘争をきっかけとして、司令部のヘプラー Chester W. Hepler 労働課長はいわゆる「賃金三原則」を政府に示し

た。これは賃金の直接統制ではなく、むしろ日本政府の事務当局が考えていた賃金支給源の健全化という間接統制に相当するものであったが、これを文字通り徹底させようとしたものである。

ヘプラーの声明における三原則は次のように述べられた。「第一に、賃金引上のために産業を補助する臨時費は、新規の歳入財源が見出された場合に限り、支出することができる。第二に、賃金引上によって生じた赤字を補塡するために、産業に融資してはならない。第三に、一般物価水準の引上を必要とするような賃金引上は許されない。[1]」要するに、補給金、赤字融資、および公定価格改訂という上述の三つのルートがいずれも禁じられたのであり、企業は支払える範囲内で賃金を支払うべしというのである。こうなると、企業赤字を解消する方策としては、企業合理化という自主的努力しか残されなくなった。これは価格統制および経済運営の考え方に大きな転換を迫るものであり、その後の安定化政策の展開の先駆として注目すべきである。

しかしこれによって赤字補塡の慣習的ルートがただちに閉ざされたわけではない。ストライキに参加している石炭企業に対して復金融資を停止する措置とか、二三年度補正予算における補給金規模の若干の圧縮などが、即時的な反応として現われたにすぎない。補正予算の中には賃金補給金が堂々と組み込まれていたのである。

上述の「経済安定十原則」およびこの「賃金三原則」が、次に来るべき「経済安定九原則」やドッジ・ラインの前触れとして重要であるという指摘はすでになされている通りである。[2]ドレーパー報告に見られるような対日政策の転換が根底にあって、アメリカは日本の経済復興を促進し、そのために経済安定を図ることにきわめて積極的な態度を示し、これらの一連の措置をとったのである。しかしこれらの広義の安定化路線に沿った一連の措置は必ずしも同じ想源から発したものではないし、また同一の性質のものでもない。最初にこの点について展望しておこう。

第一に、時期的にみて最も早い安定化政策の問題提起は、前章において述べた賃金安定計画である。これは二三年

五月に経済科学局経済顧問ファインによって構想が伝えられたものである。この賃金安定計画の特徴は、三者構成の委員会を基礎にして賃金の直接統制を行なおうとするものであった。

もちろんこの構想の一般的な背景は、三月に訪日したドレーパー使節団の意向を反映して経済安定を促進するという考え方であったが、とくに賃金安定という局部的戦略に注意が払われたのは次のような理由によるものであった。この問題に関するマーカットの覚書は、[3]具体的措置の説明に先立つ前文において、日本においてこれまでに経済安定が何故不成功であったかを論じ、その原因として、①原材料、食料、その他生産物の不足、②配給機構の不備、③賃金上昇によるインフレ圧力の三つを挙げ、最初の二つについてはしかるべき対策がとられているが、最後のものについては放置されたままになっているという。そこで賃金に統制の枠をはめなければならないということになったのである。

表5-1　実質賃金の動き

年　月	工業賃金 (1)	実効消費財物価 (2)	実質賃金 (3)	製造工業生産指数 (4)
昭和				
21. 9	100.0	100.0	100.0	100.0
22. 3	168.1	147.5	114.0	94.1
9	338.6	283.6	119.4	112.0
23. 3	500.3	342.9	145.9	141.9
9	927.5	453.1	204.7	193.3

（注）(1)(2)は総理府統計局調，(3)＝(1)÷(2)，(4)は経済安定本部製造工業生産指数により作成．

しかしこれはあまり理論的な発想とはいえない。統計的な事実によれば、当時、貨幣賃金の上昇率が実効物価の上昇率を超えており、これが望ましくないインフレ加速化の徴候として一部の人々によって懸念され、賃金引上の労働攻勢とあいまって、賃金統制の必要を感じさせたのである。表5-1から明らかなように、二二年を通じて停滞していた実質賃金は、二三年中急速な上昇を示したが、これは生産の増大によって裏打された実質賃金の上昇を意味した。工業の実質賃金（実効消費財物価でデフレートしたもの）が工業の生産指数（雇用量に大きな変化はないから、労働生産性指数の代理変数とみる）とほぼパラレルに動いていることに注目すべきである。実効消費財物価の代りに実効生産財物価を用いて実質賃金を表

現すると、この時期に生産財物価の上昇率の方がやや高いので、工業の実質賃金(実効生産財物価でデフレートしたもの)は生産指数よりも少し遅れをとっているとさえいえる。したがってこの場合、名目賃金の上昇そのものは必ずしも心配する必要はなく、賃金の直接統制に関する限り、日本側の消極的対応の方が理にかなっていた。

第二に、七月二〇日に芦田内閣によって閣議決定された「経済安定十原則」がある。これは前述のように、七月一五日のマーカットの文書における十原則をそのまま受け入れたものである。そして十原則がどのような経緯で勧告されたかについては、従来からドレーパー報告およびヤング報告の影響が推測されていた。ヤング報告は、単一為替レートの設定可能性とその運営のための補足的措置を研究するために派遣されたヤング使節団の報告書である。使節団は五月二〇日来日し、六月一二日東京で報告書が提出された。これはごく最近になって公表された[4]。ヤング報告は単一為替レートの早期設定に対して肯定的な結論を出し、一九四八年一〇月一日までに二七〇―三三〇円の範囲で単一為替レートが決定されることを勧告し、同時にこの政策を支持し強化するための付帯的措置を示唆した。

ワシントンが日本経済全般の調査のために派遣したドレーパー使節団に続いて、為替レート問題にしぼってヤング使節団を送った基本的理由は「今やこの種の為替レートが存在しないため、日本占領の重要な経済上の目的を達成する努力が妨げられていることが明らかとなった[5]」からである。そしてヤング使節団において為替レートの意義は、単一為替レートの設定を「通貨安定計画の中心的手段[6]」とみなすということにあった。すなわちインフレーションの克服、経済の安定化を実現する戦略として単一為替レートの設定が位置づけられているのである。したがってヤング報告が上述のように、為替レート政策に関する勧告に続いて、必要な付帯的安定化措置を挙げているけれども、安定化政策の核心はそこにはない。

付帯的安定化措置としてヤング報告が挙げているのは、①選別的信用規制の強化、②政府支出の二〇%削減、③租

税行政の改善、④資材割当計画の改善、⑤賃金安定計画、⑥外国為替管理の改革、⑦食糧集荷計画の改善、といったものであって、とくに目新しいものではない。そしてこれが司令部の「経済安定十原則」という形になったという推測もあながち否定はできないが、これらの付帯的措置そのものはユニークなものではないから、その影響を論ずることにあまり意味はなかろう。むしろ十原則がヤング報告の核心である単一為替レートの早期設定という政策には考慮を払わずに、一連の常套的措置を羅列したにすぎなかった点に、その特徴を求めるべきであろう。司令部の「経済安定十原則」はたしかにドレーパー報告以後の経済安定化路線の上で生み出されたものではあるけれども、その内容は安定化路線を尖鋭に示したヤング報告を換骨奪胎したものである。事実、ヤング報告の核心的部分は司令部によって拒絶されたのである[7]。

第三に、「賃金三原則」は一一月に司令部の労働課長ヘプラーによって示された。この考え方は、上述した賃金の直接統制計画の問題提起に対する労働課の反論とみることができる。労働課は労働組合運動に対して友好的であって、賃金の直接統制がこれに望ましくない影響を及ぼすことを強く懸念していたからである。

ヘプラーはそれに先立ち、ウイッティントン Floyd L. Whittington（価格配給課長代理）およびリード Eugene M. Reed（財政課財政係長）との連名によって、マーカット局長に、「安定化政策に関する共同提案[8]」（一九四八年一〇月二六日）を送り、価格配給課、労働課、産業課、貿易課、財政課、その他のまとまった意見であるとして、賃金の直接統制案に反対している。そして彼らはその代わりに、「賃金三原則」に示されたように、付加的補給金支払、赤字融資および価格引上げの三つを禁止した上で、今後一定の補給金のもとで正常な価格・費用関係が維持できるように価格改訂を行なうことを提案した。このような意見の基礎にある考え方は、現在必要なことは労資関係の安定化に根ざした価格・費用関係の安定化であるというものであった。「賃金三原則」の原型はここに見出される。そして少

なくとも経済科学局内部において、この考え方は承認が得られたものと思われる。

このように考えると、司令部が初め賃金安定計画の実施を日本政府に強く要請したにもかかわらず、日本側が政権の交替という事情があったにせよ、計画の実施に逡巡を示し、問題を放置することが許されていたのは、司令部自身において強力な推進者がいなかったためとみることができよう。

一カ月ほどのちになって「経済安定九原則」がワシントンからの命令として伝達されたとき、司令部の経済科学局では、九原則を具体化する政策の立案が関係部署に命ぜられた。そのときのヘプラーのマーカット局長への文書も右の点を証拠づけている。[9] 彼は提案として、㈠現実の経済状態を反映するように公定価格を即時改訂すること、㈡「賃金三原則」を実施するように立法措置をとることを挙げ、これが最小限の経済的、政治的影響によって賃金安定を実現しうる最も効果的な方法だとしている。他方、彼は賃金の直接統制については、次のような理由を挙げて反対した。㈠日本政府はそのような複雑な計画を行政的に実行しえない。㈡直接統制は次の理由でインフレ的である。①賃金の最高限として設定された水準は最低限と見なされる。②直接統制は最低賃金や労働者間格差をめぐる公正の問題を生む。㈢労働組合の賃上要求に対する抑圧は、占領軍が民主主義のために育成してきた健全な労働組合運動に打撃を加える。また、①それはストライキ権を保障した極東委員会一六原則に反する。②アメリカは日本の帝国主義的支配を意図しているという共産党の宣伝に口実を与えることになる。

たしかに「賃金三原則」は賃金の直接統制よりも現実的な考え方であるが、それを実行するためには経済全体にわたる安定化政策が必要である。そうした全体的政策の構想は「賃金三原則」だけからは出てこない。逆に、満足な安定化政策が行なわれるならば、「賃金三原則」はおのずからみたされるというものであったろう。

以上のようにみると、二三年半ば以降司令部が提起した賃金安定計画、「経済安定十原則」、「賃金三原則」という一

連の政策構想は、経済政策の方向が安定化路線を取り始めたことの胎動を伝えるものではあるけれども、それなくしては安定化政策が成立しないという本質的要素を欠いていた。

二　日本側の対応

二三年六月の価格補正から一二月の「経済安定九原則」の発表までの期間は、政治的には芦田内閣から吉田内閣への政権の移動を含む時期であったが、経済政策の基調は上述のような司令部からの働きかけに適応することであった。これらの司令部の構想は安定化路線を目指すという方向を打ち出してはいたものの、その政策の具体的メカニズムや発動の程度は漠然としていた。このことは「経済安定九原則」についてさえいえることであった。そのため日本側は安定化政策の構想を受けとったさい、もう一度それを解釈し直して、自分の言葉で安定化政策の体系を立てる余地があった。そのような体系は「綜合施策大綱」と呼ばれ、何度も改訂され、「経済安定九原則」以後もその作成作業が続いた。九原則に具体的解釈と実行を与えたドッジ・ラインの導入までは、このように抽象的なレベルでの観念的な対応が行なわれていたのである。

日本側の対応は二つの段階をとった。第一は、まず与えられた「経済安定十原則」（および「賃金三原則」）の趣旨に基づいて、各原則毎に具体的な施策を検討することであり、これについては「経済安定十原則に関する事項」[10]（昭和二三年八月二〇日、経済安定本部）という文書がまとめられた。第二の段階は「これらの諸事項を総合し一貫性ある強力な施策たらしめるよう別途総合施策大綱案を作成」[11]することである。これについてはいくつかの版の「綜合施策大綱」が一〇月から一二月にかけてつくられている。[12] このような二段階的対応は、「経済安定九原則」が提示されたと

きにも繰り返された。

「経済安定十原則に関する事項」は各原則毎に、現在実施中の施策および今後実施するために検討中の施策を列挙し、司令部に提出されたものである。価格統制に関する項目のもとでは、㈠公定価格制度の違反取締りを強化すること、㈡価格統制の重点集中化のために一部品目について統制を解除すること、㈢物価安定推進運動を展開すること、が挙げられている。

㈡については、統制の重点的集約化が望まれ、[13] 二二年一〇月の公定価格廃止に続いて、二三年一〇月に再びかなりの規模の廃止が行なわれた。その内容は、①食料品（果実酒、削節、鶏肉、アイスキャンデーなど）、②日用品（ピンポンボール、レコード、ポマード、万年筆、歯ぶらしなど）、③機械器具（電球、照明器具、ラジオ、のこぎりなど）、④その他（観覧料金など）であって、品目数一一一にのぼり、全公定価格商品の約一割弱に当たった。

㈢については、公定価格の周知、理解、励行を促進するために、公定価格表の配布、公定価格に関する解説、物価監視委員の活動、標準店の拡充、公定価格相談所の新設などを行なうとともに、これらの運動の推進のために物価庁内に物価安定推進本部をおくことにした。[14]

「経済安定十原則に関する事項」の中で、賃金安定計画の項については、すでに述べたように、成案は出されていないが、「弾力性ある措置」を二三年一〇月以降にとる予定と書かれている。

さて、十原則の各項目別になにが実行できるかの検討を終えた上で、改めて「綜合施策大綱」という形で総合的な政策体系が構想されている。ここには次のような日付を異にするいくつかの経済安定本部の検討文書が残されている。[15]「新段階における経済施策の方向」（二三・一〇・一三）、「新経済政策大綱案」（二三・一一・二五）、「綜合施策（案）の問題点」（二三・一二・一六）、「綜合施策大綱案要旨」（二三・一二・一〇、一二・二〇、一二・二三）がそれである。初

期のものほど問題点が鮮明に出ており、後のものになると論点が整理されてはいるが、内容の乏しい官庁文書になっている。

しかし、これらの文書の全体を通じていえることは、単一為替レートの設定が間近に予想されることが基本前提となっており、価格体系の国際化が重大な問題として受けとめられたことである。その結果、価格改訂こそが新しい総合施策の中核をなすと考えられた。従来、価格統制政策は主として低物価の維持を目的としながらも、封鎖経済の中でインフレーションの進行に対して事後的に適応するという消極的な役割のみを演じてきた。いまや為替レートを梃子として、国際的視野の中で価格体系を再構成し、それを通じて事態を積極的に経済安定化の方向に動かす場面がきたのである。しかし価格体系の策定がこの新しい役割を演ずるためには、従来の封鎖経済内の原価主義方式を再検討し、企業合理化という自主的要因を新たに導入しなければならない。その他の政策も価格体系策定からの系として位置づけられ、それにそくした機能を与えられるであろう。

以上のような構想をはっきりと表わしているものとして、上掲の文書の中では「新経済政策大綱案」が荒削りではあるが、最も興味深いので、それをここに掲げることにする。[16] そこでは新価格体系の策定が新経済政策の筆頭に置かれている。また実施の時期については、二四年三月末までを当面対策の実施時期、四月以降を総合施策の実施時期、為替レートの一本化を二四年秋以降と想定し、かなりゆっくりとした歩みを考えているのが特徴である。

新経済政策大綱案（二三・一一・二五）

第一　日本経済の現況（略――引用者）

第二　今後において採るべき経済施策の方略

(1)　今後の施策の重点

従来の経済施策は、窮迫した経済事情に対処し、国民経済の赤字を企業、家計及び財政の三者に均衡負担せしめる施策が、その根幹となつてきたが、国際経済えの参加を近きに控え、今後において採るべき施策の重点は経済安定十原則の趣旨に則りこれを経済の推移に照して質的に改善し、インフレーションの抑制を考慮しつゝ産業基盤の改善、企業の自主的責任体制を確立することに移行せられるべきである。

(2) 今後の施策のプログラム

今後における経済施策推進に際しては段階的計画的に実施する必要があるので昭和二十四年三月末までを当面対策の実施期とし、四月以降は価格改訂を中核とする新たな綜合施策の実施期とする。

(イ) 当面対策としては所謂経済三原則を基本理念とする。即ち価格体系は新たな綜合施策の実施期まではこれが全面改訂を行はず、復金の赤字金融及び赤字補給金もこれを行はない方針を持続する。但し已むを得ざる重要企業の赤字に対しては企業努力による解決を前提とし、財政の収支均衡を崩さざる限度における補給金によつて処理するものとし、価格補正は価格体系に影響の少い場合でも可及的に避ける方針をとる。

(ロ) 明年四月一日に実施を予定する価格改訂に際しては新経済施策の基本理念に則り、かつ経済三原則を厳格に履行し得る価格形成方針を採用し、この価格体系を一定期間絶対に維持することを目途とし、一連の綜合施策を樹立実行に移すものとする。

(3) 今後の施策についての配慮

施策の樹立実行に当つては産業の実体、企業の性格、重要度等に即応し夫々濃淡ある類別的配慮をなし劃一的方針を避けるものとする。

第三　新経済政策の内容

(一) 新価格体系の策定

(二) 企業合理化の促進

(三) 賃金安定方策の実施

(四) 財政金融の健全化方策の実施

(五) 長期計画

(六) 輸出振興

(七) 統制の簡素強力化

(一) 新価格体系の策定

物価体系の改訂は差当りこれを行はず、経済三原則を支柱として当面の事態を切抜けると共に、明年四月一日を期して各種綜合施策と同時に全面的改訂を行うものとする。

(1) 当面の措置として実施すべき事項は次の通りである。

(イ) 石炭、電産等の賃上要求に伴う措置としては、企業努力、労働能率の向上による財源の捻出に努力せしめる外、本年四月の実質賃金維持の線を賄う財源の一部にあてるため物価の全面的改訂を来さざる限度において措置をとる。

(ロ) 経済統制の簡素強力化方針に則り価格統制品目の徹底的整理に着手する。

(2) 新綜合対策の内容として実施すべき事項即ち新価格体系の構想は次の通りである。

(イ) 原価主義を中心とした従前の体系から国際価格体系とのつながりをもつた価格体系に移行せしめると共に財政の適正規模えの縮少の要請と相俟つて価格調整補給金額を極力圧縮することに置く。

(ロ) 賃金物価の同時安定を長期間維持することを最大の目標とすると共に、我国の生産構造を国際的観点から規制するための所要措置を併せ講ずる。

(ハ) 設定された価格体系は一定期間絶対にこれを維持する方針を堅持し（一内閣一価格体系）企業の合理化の推進に資する。

(ニ) 経済三原則を堅持する方針に即応して、価格の内容に適正な弾力性を持たせる。就中賃金安定方策の内容としてスライド制を採用する場合においては、スライド賃金の支払給源はこれを価格に織込むものとする。

(ホ) 国際価格体系とのつながりを目指す価格体系策定の前提として、来年度における経済の綜合実勢を基礎として新価格体系の規準となるべき標準為替レートを想定する。

(ヘ) 輸入物資については右の標準レートによつて払下げを行うこととし、貿易資金に黒字を生ぜしめ失業対策の財源に充当する。

(ト) 輸入物資の標準レートによる払下げを出発点として新たな条件の下に賃金物価の同時安定を目標とする価格体系を整備する。

(チ) 右の価格体系の整備に当つては、鉄鋼、石炭、ソーダ、化学肥料の如き基礎的生産資材については、原価計算によつて生産者価格を形成することとしその内容は一定期間標準企業が標準操業条件によつて経営維持し得るものたることを主眼とする。但し石炭、硫化鉄鉱の如く特に生産確保を要し、且つ自然的条件によるコスト差大なるものについてはバルクライン価格による。

(リ) 前項の基礎的生産資材については、標準レートによつて換算された国際価格（FOB価格）を以て消費者価格とし、これと生産者価格との差額については補給金を交付する。

(ヌ) 当該業種中能率良好なる企業の利潤取得を容認して自己資本の蓄積を図らしむるものとし、この見地からプール価格制、グループ別価格制等の再検討を行う。

(ル) 原価償却費の算定に当つては、固定資産の再評価を行つたと同様の効果ある取扱とし、企業の実体資本の減耗を防止する。

(ヲ) 輸出品の価格については、現在のP・R・S制度を継続するも(ホ)による標準為替レートを目標とし漸次これに鞘寄せするものとする。

(ワ) 公定価格決定の対策となる物資の品目は極力これを少数に切りつめ、統制の分野を縮小してその実効を期する。

(カ) 企業合理化の促進

為替一本レートの設定による国際経済えの本格的参加を控え、劣弱な企業実体を改革する必要あるに鑑み、基礎産業、輸出産業の設備技術の改善を積極的に促進すると共に、適限雇傭の実現を期するため業界の自覚による運動を背景とし企業の合理化を推進する。

(1) 当面実施すべき事項は次の通りである。

(イ) 財政面においては経済三原則の線を堅持することとし石炭、電力、繊維及び非鉄金属の如く賃金改訂によるコスト増に対し例外的に政府の援助を与える業種についても、その限界は、一定時の実質賃金維持の線に止め、これ以上は企業努力によつて賄わせる。（労働協約の規定、中労委の裁定、人事委員会の勧告等に拘らず、前項の政府援助の限界線を貫く旨を確認する。）

(ロ) 金融面においては金融機関の経済性を基幹として健全な企業にのみ融資が行はれる経済原則を一貫することとし、復興金融金庫の融資も設備資金に重点をおき赤字融資は重要企業に対しても絶対に行はない。

(ハ) 資材割当については優良製品を低コストで生産する優秀企業に重点をおく方針の下に現在検討中の業種別割当基準の完成を急ぐ。尚注文生産品等については製品の需要者の意嚮を当該製品の原材料資材の割当に制度的に反映する方式を採用する。

(ニ) 価格統制又は物資統制の存在が当該業種の合理化促進の支障となつてゐるものについては統制の全部又は一部を撤廃して、競争原理を導入し、その合理化を推進する。（亜炭、低品位炭等）

(2) 新綜合施策として実施すべき事項は(1)に於て述べた事項を継続実施する外次の通りである。

(イ) 経済三原則の趣旨を厳重に実施し企業の合理化を本格的に推進する。即ち

(A) 標準企業の標準操業条件を基本とし国際物価水準をも考慮して決定された適正な公定価格体系は一定期間絶対にこれ

を維持する。

(B) 補給金の支給は、当初予算に定められた額の範囲内とし、企業の赤字補塡を目的としての繰上支出はこれを行はない。

(C) 赤字金融は絶対にこれを行はざることは勿論、運転資金は全部市中金融を以て賄うものとし、復金は設備資金のみを賄う金融機関たらしめる。

(ロ) 企業合理化に伴い生ずべき失業者数の急速な増大に対しては、公共事業等に極力これを吸収する外、輸入レートの引上げに伴う貿易資金の黒字を財源として所要の失業対策を講ずる。

(ハ) 企業蓄積を促進しその海外競争力を強力ならしめるため物価算定の際の原価の計算及び法人税の徴収に当つては、固定資産の再評価をなしたと同様な効果あらしめる取扱を行うと共に、これによつて生じた企業の剰余金は企業内に強制積立せしめ、賃金引上、配当等他の目的の財源たらしむることなきよう措置する。

(三) 賃金安定方策の実施

勤労者の生産意慾を昂揚して労働生産性の向上を図ることが生産増強、経済再建の推進力となるものであるが、そのためには勤労者の生活安定特に実質賃金の確保が必要である。

最近の実質賃金の向上、家計安定度の増加を契機として、賃金バランスの維持を考慮しつゝ賃金安定方策を段階的に推進する。

(1) 当面対策

賃金安定方策は当面の主体的客体的諸条件の下においては飛躍的な賃金安定方策を実施することは困難であると考えられるので当面の時期においては経済三原則の趣旨によつて実質賃金の維持を図り、賃金バランスを考慮して名目賃金の跛行的上昇を避け、本格的賃金対策の準備的期間たらしめる。

(イ) 当面の重要企業の賃金問題に対しては本年四月における実質賃金の維持は経済三原則の枠内で政府においてこれを保証

し、この実質賃金水準以上のものは企業努力乃至労働生産性の向上によつて賄はしめるものとする。

(ロ) 賃金安定方策樹立のため、綜合賃金安定委員会を設置し、労働配置の現状、労働の性質内容等による適正なる賃金格差その他賃金安定問題の検討を行うものとする。

(ハ) 経営監査を行い不健全なる企業に警告を発すると共に賃金の実状把握に努める。

(2) 綜合対策実施期における賃金対策

新たな綜合施策の一環としての賃金安定方策は経済三原則の励行による間接的な弾力性ある賃金統制を採用することが考えられるが、より完全を期するためには簡素な方法による法的統制も考えられる。この二つの場合を通して勤労者に確保される賃金は次の通りである。

(イ) 新たな価格体系に織込まれる賃金水準は一定時点における実質賃金を維持するため価格体系の維持を予定する一定期間標準企業（産業により類別を考慮）が支払賃金をC・P・Sにスライドさせることが可能な賃金水準とする。なおかゝる価格形成の結果新たな価格体系の発足当初においては企業に相当の余裕が生ずるので企業は当然これが積立を行う等の配慮をなすこと。

(ロ) 当該企業は価格形成に採用された標準操業度以上に労働生産性を向上した場合には能率給を基準賃金に加算することができるが、この支払給源は各企業の自己責任において行う。

(ハ) 経済三原則の鉄則の下に企業責任において賃金が支払はれるのであるが、業種間の賃金バランスを著しく失しないよう、また要すれば支払賃金の時期的調整資金を確保するため企業に特別積立を強制することも考えられる。

(二) 価格形成に採用する業種別賃金格差は賃金安定委員会の定める格差とする。

(四) 財政金融の健全化方策

インフレーションの進行をできるだけくい止め産業基盤の育成強化をはかる基本方針の線に添い、経済三原則の趣旨を貫き財政の収支均衡をはかると共に適正かつ健全な金融対策を持続する。

(イ) 当面の追加予算の編成に際しては現行価格体系の維持を考慮しつゝ不急経費の抑制に努め収支の均衡をはかるものとする。なお重要企業の赤字に対しては企業努力に俟つも已むなきものに対しては経済三原則に反せざる限度において補給金の支出を行う。

(ロ) 本予算の編成に際しては新価格体系の確立方針、企業合理化、賃金安定方策及び統制の簡素強力化方針等綜合施策と照応しつゝ次の方針をとる。

(A) 経済統制の簡素強力化と事務の能率化を図り、官庁職員の整理を行うと共に待遇を改善する。

(B) 価格調整的経費が財政を不健全ならしめてゐる実態に鑑み、価格政策との関連において価格差補給金の縮小をはかる。

(C) 官庁職員の給与については予算上弾力性ある措置をとる。

(D) 租税負担を国民経済的見地より適正化するため税制の再検討を行う。

(E) 大ロインフレ利得者に対する徴税の徹底を一段と強化する。

(F) 財政収支の時期的調整に努力する。

(G) 特別会計については企業特別会計の独立採算性を確保するため経営の合理化を促進する。

なお貿易資金特別会計の価格調整的役割を軽減すると共に国際経済えの正常な参加体制を準備するためにも輸入物資のレート補正を新価格体系において考慮する。

金融対策としては復金の赤字融資は行はず、健全金融を堅持し、重要な産業部門の健全企業が正常な企業活動を行うに支障なきよう最も有効な資金の供給を行う。

(ハ) 長期計画（略――引用者）

(ヘ) 輸出の振興（略――引用者）

(ト) 経済統制の簡素強力化（略――引用者）

司令部の「経済安定十原則」がヤング報告の意図に反して、為替レート一本化の実現という目標を脱落させたのに対し、日本側の構想がその目標をきわめて明示的に打ち出していた点は注目に値しよう。ただし、日本政府が単一為替レート設定を一年も先のこととして楽観視していたという点では、司令部のヤング報告拒否の考え方とそれほど違わないといえるかもしれない。

なお右に引用した文書では、新経済政策の一つの柱として長期計画がおかれていたが、その後の文書では削除されている。また賃金安定に関しては、たえず直接統制と間接統制との間に意見が揺れ動いたが、その後の文書では総額制限方式の直接統制の方が考慮されている。(17)

三　安定化の推移

安定化を重視する政策論の胎動の背後には、現実の経済がインフレーションの激化に向かうのではなく、徐々にではあるが安定化の方向を辿っているという信頼感の芽生えがあった。前章でみたように、すでに二三年初めにおいて、闇物価の上昇率は二二年秋をピークとし、二二年末ごろから低下傾向にあることが判断された。二三年六月価格補正のあと、この傾向はいっそう顕著となった。表5－2は二四年春のドッジ・ラインまでの物価の動きを要約したものである。これを中心にして次のような事実を観察することができる。

第一。公定価格は闇価格に比して低く維持されてはいたが、たえざる引上によって闇価格との格差を狭めていった。日銀調査による消費財の闇・公定価格比率は二三年六月の七・五倍が、二四年三月には二・八倍となった。同じように、生産財の闇・公定価格比率も同じ時期に五・九倍から二・八倍に低下した。このような公定価格の相対的上

表5-2　物価の動き（昭和21年3月—24年3月）

年　月	日銀公定卸売物価 (A)	日銀公定小売物価 (B)	日銀閣消費財物価 (C)	物価庁非配給物価 (D)	日銀閣生産財物価 (E)	総理府実効消費財物価 (F)	日銀実効生産財物価 (G)
			（物　価　指　数）				
21. 3	100.0	100.0	100.0	100.0	—	—	—
6	136.6	170.7	102.6	103.6	—	—	—
9	165.9	185.7	87.8	104.6	100.0	100.0	—
12	188.2	235.3	113.3	114.0	129.8	106.2	—
22. 3	202.8	259.0	155.1	185.3	201.1	147.5	100.0
6	275.1	306.4	213.8	246.3	282.4	211.9	124.8
9	557.2	474.4	243.9	319.9	369.7	283.6	197.2
12	697.7	786.3	284.7	370.8	403.4	297.7	224.4
23. 3	725.4	876.0	329.6	425.4	456.5	342.9	230.0
6	785.1	936.4	387.8	448.6	463.2	370.6	256.0
9	1,425.9	1,618.2	379.6	454.1	475.4	453.1	417.7
12	1,566.5	1,825.6	392.3	463.9	483.8	481.9	430.4
24. 3	1,648.5	1,907.4	403.6	506.4	477.6	528.2	457.1
			（対前年同月・上昇率，%）				
22. 3	102.8	159.0	55.1	85.3	—	—	—
6	101.4	79.5	108.5	137.7	—	—	—
9	235.9	155.5	177.9	205.9	269.7	183.6	—
12	270.7	234.2	151.4	225.4	210.9	180.3	—
23. 3	257.7	238.2	112.5	129.6	127.1	132.6	130.0
6	185.4	205.6	81.4	82.1	64.0	74.9	105.2
9	155.9	241.1	55.6	42.0	28.6	59.8	111.8
12	124.5	132.2	37.8	25.1	19.9	61.9	91.8
24. 3	127.3	117.7	22.4	19.0	4.6	54.0	98.8

（注）(A)(B)(C)(D)は21年3月＝100，(E)(F)は21年9月＝100，(G)は22年3月＝100を基準として算出．

出所：(A)(C)(D)(F)(G)は大蔵省財政史室『昭和財政史—終戦から講和まで』第19巻，「統計」，42, 43, 47, 62, 66ページ．(B)は日本銀行統計局『東京小売物価指数（大正11年—昭和42年）』昭和43年，6ページ．(E)は同『卸売物価指数（明治20年—昭和37年）』昭和39年，442ページにより算出．

昇にもかかわらず、公定価格自身の引上率は価格改訂の度毎に低下している。二二年七月のさいは二〇〇%台の年上昇率であったが、二三年六月のさいには一〇〇%台である。

第二。閣物価は二二年九月までは上昇率を加速化させ、その意味で悪化の方向を辿っていたが、その後上昇率は確実に低下した。

ドッジ・ライン直前において閣消費財物価の上昇率は一年前に比して二〇%程度、閣生産財物価の上昇率は五%程度になっていた。

第三。以上のことを反映して、実効物価の上昇率も二二年末以来低下傾向を示した。

第四。上昇率の面における上述の観察に加えて、指数の面で顕著なことは、二三年六月価格改訂以降閣物価水準はほぼ横這いに転じたということである。二四年春以降のドッジ・ラインの施行の中で、閣物価水準は今度は低下の過程に入ることになるが、二三年後半から二四年初めにかけてのこの時期に閣物価が横這いになったという事実は、次にどのような安定化政策がとられるにせよ、すでに現実が安定化の実績を確保しつつあることを物語るものであった。

(1)「貨金三原則に関する総司令部経済科学局労働課長へブラー氏声明」一九四八年一二月一一日（外務省 特別資料課編『日本占領及び管理重要文書集』第4巻、経済篇Ⅱ、一八一—八二ページ）。

(2) 鈴木武雄『現代日本財政史』下巻一、二二ページ。

(3) W. F. Marquat, Wage Stabilization Program, 6 May, 1948.（「スートランド文書」・大蔵省資料Z七〇三—二三）。

(4) *Report of the Special Mission on Yen Foreign Exchange Policy*, Tokyo, 12 June, 1948.（「ヤング・ミッション関係文書」・大蔵省資料Z七二一—一一）。『エコノミスト』昭和四七年三月七日に翻訳がある。

(5) W・H・ドレーパー陸軍次官よりR・A・ヤング連邦準備制度理事会調査統計局次長への手紙。これはヤング報告の付録として収録され、前掲『エコノミスト』にも翻訳されている。

(6) 『ヤング報告』(前掲『エコノミスト』、一二九ページ)。
(7) 大蔵省財政史室『昭和財政史—終戦から講和まで』第三巻、「アメリカの対日占領政策」、第四章第三節。
(8) Memorandum for General Marquat from F. L. Whittington, E. M. Reed, and C. W. Hepler, Joint Recommendations as to Stabilization Policy, 26 October, 1948.(「スートランド文書」・大蔵省資料Z七〇三—二〇)。
(9) Memorandum for Chief, ESS from C. W. Hepler, Wage Stabilization, 17 December, 1948.(「スートランド文書」・大蔵省資料Z七〇三—二三)。
(10) 経済企画庁所蔵資料。
(11) この表現は、「経済安定九原則に関する報告書」昭和二四年二月一〇日、経済安定本部(同前)の前文からとられた。この文書は「経済安定九原則」に対する第一段階的対応である。
(12) 大蔵省財政史室『昭和財政史—終戦から講和まで—』第一二巻、「金融(1)」、三二二ページ以下を参照。
(13) 経済安定本部「物資統制及び物価統制の整備について」昭和二三年一〇月六日(経済企画庁所蔵資料)。
(14) 物価庁「物価安定推進運動要領」昭和二三年六月二九日(同前)。
(15) 同前。
(16) 前掲『昭和財政史—終戦から講和まで—』第一二巻は、この時期の最終案として「綜合施策大綱案要旨」(二三・一二・二三)を全文引用している(三二三—二六ページ)ので、比較されたい。
(17) 「綜合施策大綱案要旨」の二三年一二月二〇日のもの、および一二月二三日のものがそうである。

第二節　安定化の政策体系

一　「経済安定九原則」への対応

いわゆる「経済安定九原則」は昭和二三年一二月一〇日、ワシントンから極東委員会の中間指令という形をとってマッカーサー元帥に伝えられたものであり、さらに一二月一八日、司令部からの特別発表によって日本側に伝えられた。[1]「九原則」というのは次の1～9の目標(objectives)を指すものであるが、重要なことはそれらが10の目標、すなわち単一・一般為替レートの早期設定を可能にするための手段として規定されていることである。全文を引用しよう[2](訳文引用者)。

合衆国中間指令に述べられた目標

1　支出の厳重な引締と、必要かつ適当な財源措置を含む政府全歳入の最大限の拡大とによって、できるだけ速かに総合予算の真の均衡を図ること。
2　徴税計画を促進強化し、脱税者に対して迅速、広範、強力な刑事訴追を行なうこと。
3　融資は日本の経済復興に貢献する事業にのみ厳重に限定するよう措置すること。
4　賃金安定を実現するための効果的計画をたてること。
5　現行の価格統制計画を強化し、必要があればその範囲を拡大すること。

6　外国貿易管理の運営を改善し、現行の外国為替を強化し、それによってこれらの措置を日本側機関に委譲することが適切となるようにすること。

7　とくに最大限の輸出拡大を目標として、現行の割当・配給制度の有効性を改善すること。

8　すべての重要国産原材料および工業製品の増産を図ること。

9　食糧集荷計画の能率を改善すること。

10　以上の計画を単一・一般為替レートの早期設定の道を開くために実行すること。

(1) 司令部側の対応

マーカットはワシントンからの九原則の指令に接して、九原則の具体案は日本側の決定すべき問題だといいながらも、[3] 経済科学局の各課に命じてその実施計画の作成に当たらせた。一二月半ばから翌年一月にかけて、各課から局長宛に数多くの覚書が提出された。[4] これらを総括することによって、経済科学局は「合衆国政府の中間指令に準拠した日本経済安定達成のための計画（一九四九年一月二九日）」[5] という文書を作成した。そのうち賃金と物価に関する二つの項目は次のようにまとめられている（訳文引用者）。

4　「賃金安定を実現するための効果的計画を立てること」について

a　日本政府は公式の政策として以下の三原則を採用することを宣言する。

(1)　賃金引上のために公定価格の引上を行なわないこと。

(2)　賃金引上のために赤字融資を行なわないこと。

(3)　賃金引上のために政府補給金を与えないこと。

b　政府雇用者に関して右の原則を実施するため、将来のすべての歳出予算案（歳入によって賄われる補給金予算案を除き）は以下の但書を付するものとする。

「本法案に含まれるいかなる歳出も、賃金引上のために産業に補給金を与えること、賃金引上によって惹き起こされる赤字補塡のために融資をすること、職務上、賃金引上のため公定価格引上をおこす政府職員の給与を賄うことに用いてはならない。」

c　民間産業の労働については、価格引上を許可せず、賃金引上を生産増大による売上、能率の向上、単位当り費用の引下などの範囲に限定することによって統制を行なう。

d　重要産業における労働紛争の場合には、労使関係委員会は団体交渉が「三原則」の枠内で公平に行なわれるように指導される。

e　一九四九年一月二七・二八日に開かれるESS主催の労使協議会において、労使双方による本計画の支持が表明される。

f　「三原則」の適用が賃金安定を実現しえない場合には、賃金の直接統制計画が設定されなければならない。これはあらゆる賃金を特定時の水準に法律的に凍結するものであり、賃金引上げの認可基準、必要な行政機関および執行機関の確立をまって行なわれる。

(1)　基準

(a)　企業は事前の認可なしに産業・地域平均の水準まで賃金引上をすることが認められる。

(b)　産業・地域平均以上の賃金引上げは、事前に健全な基準（主として生産性の上昇）に基づき行政機関の認可をえた場合に限り認められる。

(c)　あらゆる企業は労働基準法に定められた法的最低賃金にまで賃金を引き上げることが要求される。

(d)　著しい生計費の上昇がある場合には、行政機関は実質賃金の維持を確保するために、定期的に賃金引上を許可するものとする。

(2)　行政機関

(a)　完全な法的権力をもった全国賃金安定委員会が設けられ、基準の設定、賃金引上申出の処理、賃金調整の命令、必

要とする監査、罰則の施行による賃金規制の遵守の確認を行なう。

(b) 委員会の委員は大蔵省、労働省、商工省、経済安定本部の代表からなり、議長は総理大臣の任命による。

(c) 委員会は地方ないし県委員会を設置する。

(d) 委員会の任務を遂行するため、適当な専門的、技術的、事務的職員をおく。

5 「現行の価格統制計画を強化し、必要があればその範囲を拡大すること」について

a 日本政府に対して、一九四九年度中は現行の一般物価水準を崩壊させるような価格引上を行なわないこと、また不可避な引上に対しては他の品目の引上によって均衡をとることを命じた。

b 日本政府に対して、需給関係が均衡しているなどの理由のある場合にのみ、インフレ的となる恐れがないならば価格統制の廃止を認めてよいこと、また非統制品目の自由価格が消費者物価指数を上昇させる傾向のある場合には、価格統制の範囲を拡大することを命じた。

c 一九四九年度において、ある種の輸入生活物資および輸入原材料の価格に補給金を交付する。

d 一九四九年度において、賃金引上を賄うための国内物価の引上は認めない。

e 一九四九年度において、政府歳入を図るための料金引上を行なうに当たっては、消費者物価指数を引き上げないよう努力する。

f 国内品の価格を世界市場価格に対して漸次再調整する。しかし一時的には、国内価格を維持しなければならない。国内生産者が生産費をつぐない、かつ同時に消費者物価指数を維持ないし引き下げるために、プール価格制が中間的措置としてとられる。

g 公定価格の施行を強化するため、経済調査庁のいっそうの能率の改善、経済犯罪に対する起訴の徹底を図る。

以上のような賃金および物価に関する司令部の実施計画における特色は、「賃金三原則」が基本となっていること、しかしそれが効を奏しない場合に備えて、直接的賃金統制が考慮されていること、価格体系の国際化に当たってクッションとして補給金の使用を認めていること、などである。右の文書にみられる司令部の「経済安定九原則」の実施計画は、個別の項目毎の各論に終始しており、それらをどのように総合化し、どこに戦略的原動力を求めるかという評価づけが欠けていた。

たしかに「経済安定九原則」は諸政策を平面的に並べたものであり、個々の政策自体は目新しい性質のものではないから、九原則全体をどのように立体的に再構成するかによって、その意味はかなり異なってくる。当時、司令部および日本政府とくに大蔵省が九原則の全体的な解釈としてどのような意見をもち、それがどのように変わっていったかについては、のちに経済復興計画との関連で詳しく取り上げることにするが（第五章第二節三）、この一月および二月段階では、支配的な意見は為替レートの設定を梃子として経済の安定を一挙に図るとする立場を排し、その影響をできるだけ遮断しようとするものであった。したがって国際経済への適応という過程も実質的に将来に延期しようとするものである。前に述べたように、先の中間安定計画は単一為替レートの設定に先立って、援助と賃金統制とを梃子としてインフレ率の緩慢化を果たそうとしており、今問題となっている九原則の解釈とは政策内容を異にしている。しかし、両者は一挙安定を回避している点で類似の接近方法といえよう。

(2) 日本側の対応

さて、日本政府は十原則の場合と同じように、まず九原則の各項目別に、最近実施した施策および検討中の施策をまとめた。この「経済安定九原則に関する報告書」[6]（昭和二四年二月一〇日、経済安定本部）の中で、4の賃金安定および5の物価統制の項目は次のように書かれている。

㈣ 「賃金安定を達成するため効果的な計画を樹立する」について

(A) 十原則に関する報告（一九四八年八月）以後実施した事項

(1) 名目賃金の引上を抑制するため連合軍司令部の好意により昨年十月より労務加配業種を拡張すると共に主食の労務加配を増量した。

(2) 能率給制度の普及宣伝に特段の努力をした。

(3) 企業三原則の枠内において石炭、電気その他の重要産業の労働争議の調整に努めた。

(4) 労働組合の健全化につき占領軍の援助を得て特段の努力を致し賃金をめぐる労資関係の安定に資した。

(B) 早急に実施せんとする事項

(1) 前記諸方策を更に徹底的に実施する。

(2) 今後の賃金安定方策に資するため業種別標準賃金の検討をなす。

(3) 九原則施行に伴い生ずることあるべき失業問題に対する諸対策の具体化を検討促進する。

(五) 「現行の価格統制計画を強化し必要あればこの範囲を拡大する」について

(A) 十原則に関する報告（一九四八年八月）以後実施した事項

(1) 昭和二十三年六月二十三日以後実施した価格補正作業を終了した。

(2) 官民よりなる物価安定推進運動を全国的に展開し、公定価格を国民に周知納得せしめると共に闇の撲滅について消費者の熱意を喚起した。なおこの間消費者の自発的な物価引下運動が全国各地に起り、相当の効果を収めた。

(B) 早急に実施せんとする事項

(1) 単一レート設定に伴い国内価格体系は相当の影響を受けるものと予想されるのでこれに対処する価格政策の検討及び各種の準備作業を行う。

(2) 物価安定のための国民運動を一段と推進強化する。

(3) 価格統制の励行については物価庁は経済調査庁、法務庁と連絡を密にし取締の強化をはかる。

ここにはとくに目新しい施策はないが、(五)(B)(1)に書かれているように、今や単一為替レートの設定が国内価格体系にどのような影響を及ぼすかを研究し、その対策を考えることが新しい物価問題の中心であるという認識は十分に明らかとなっていた。したがって、現行の価格統制の考え方をそのままにしておいて、それを「強化」するとか「拡大」するという第五原則はそれ自体ではほとんど意味がなくなっていた。これは九原則の他の項目についてもある程度はいえることであったが、為替レートの一本化を中核とする安定化政策が直接に衝撃を与えるのは価格体系に対してであったから、為替レートと物価体系との関係がこの段階の政策問題の中心におかれなければならなかった。かくして一方において、為替レートと物価体系との関係についての実証的研究が進められなければならず、これはゆうに一回の価格改訂作業に匹敵する仕事であった。そして他方において、新しい価格体系の形成とともに、個々の政策手段の役割をどのような全体的な政策体系の構想のもとにまとめるかが問われたのである。これは実際上、前回の「経済安定十原則」のさいの「綜合施策大綱」を改訂する仕事であった。為替レート一本化による価格改訂作業の説明はあとまわしにして、ここでは全体的な政策体系の議論を取り上げよう。次に示すのは、ドッジ・ライン以前のものとして最終的な「綜合施策大綱」の文書である。(7)

綜合施策大綱要旨（二四、二、一五）

経済安定九原則の趣旨に則り全国民の耐乏と努力によつて、日本経済の安定と自立を期するため左の施策を講ずる。

一、為替レートの設定

(1) 本年〇月を期し、輸出入単一為替レートを設定する。

(2) 為替レートは、現下国民経済の実勢を綜合勘案して、次の緩和措置の限度と睨合せてこれを決定するも、国際経済参加のための企業の合理化、国内物価水準の安定等の要請に応うると共に、レート維持の可能性につき内外の信用を保持するに足

る水準とする。

(3) 単一レートの設定により生ずべき貿易資金の黒字は、生産水準の向上、企業合理化の完了に至るまでの暫定措置として、為替レートの設定に伴う国内物価及び輸出貿易への影響を緩和するため、これを財源とし、左の措置を講ずるも能う限りその額を節減して、経済の復興を目途とする使途に振り向ける。

(イ) 輸入物資中、食糧その他その価格の引上が生計費に対する直接の影響度の大きな物資については、これを国内価格水準に一致せしめるため輸入補給金を交付する。

(ロ) 主として輸出用の原材料となる輸入物資については、特定の物資を除き輸入補給金はこれを交付しない。

(ハ) (イ)及び(ロ)以外の輸入物資については、輸入価格の値上りは、産業の各段階における操業度の向上、企業の合理化によつて極力吸収することとするが、これによるも尚値上りが大幅のため、究極において物価水準に著しい影響を与えるものについては補給金を交付する。

(ニ) 輸出については、原則として輸出入単一レートによるが、これによつて当面輸出不能に陥る企業の中、将来この単一レートにより得る見込あるものについては、一定の金額と期限の範囲において輸出補助金を交付する。

(ホ) 単一レートの設定により、特定の産業に生ずることあるべき大幅の輸出差益については、これを利用して輸入補給金、輸出補助金の節減に資する。

(ヘ) 設定された単一為替レートは、これを絶対に維持することとし、これを指標として国内産業の合理化を強力に推進すると共に、右の輸入補給金及び輸出補助金を逐次減少し、真の単一レートへの移行を急ぐ。

二、価格体系の調整

(1) この際価格水準の引上は、企業合理化、生産向上によりなるべく避ける方針とするが、現行価格体系は若干のひずみが生じていると認められ、かつ国際価格への鞘寄せの要請もあるので、特定重要産業等については価格補正を行うが、一般的な価格改訂は行わない。

(2) 価格補正に際しては、先づ基礎産業については生産向上の見透、生産設備の維持確保に支障なきよう適正なる価格たらしめる補正を行うと共に、その消費者価格の影響を企業努力等により吸収することのできる産業に対しては、価格引上の抑制又は補給金の節約を行う。

(3) 農産物価格についてはパリテイ方式を採用するが、パリテイ物資の価格上昇はできるだけ避けるよう努力する。

(4) 需給バランス、操業条件等の諸条件が現行価格体系における予定より著しく改善向上した物資等については、価格の引下を図る等の措置により物価の安定に資する。

(5) 価格調整補給金の支出に際しては、国際価格の現状及び国内価格水準との関係を考慮し、従来の安定帯の再検討を行う。

(6) 価格統制の励行確保に一段の努力を傾けるが、実益に乏しい価格統制の簡素化を図る。

三、賃金安定

価格水準の維持方針に即応し、実質賃金の向上は労働生産力の増加に対応せしめる原則の下に労資の協力を得て賃金安定のため次の措置を講ずる。

(1) 業種別に国民的規準たるべき標準賃金を設定する。

(2) 現在標準賃金以上を支払つているものはそのまゝ据置くが、それ以上に支払う場合及び標準賃金以上に支払はうとする場合には認可制をとるが、事業の状況等により認可制をとる必要のないものについては届出制を採用する。

(3) 前項の届出に際しては、賃金支払給源が不正又は不当でないことの立証をしなければならない。

(4) 届出制をとるに当つても支払給源については充分調査の上、要すれば臨時検査を行い、不適正である場合には補給金価格等の面において所要の調整を行うと共に、要すれば賃金に関する調整命令を行い得るような権限を留保する。

(5) 賃金安定措置の対象となる企業は原則として㊙制定物資の生産業者で、常時一定数以上の従業者を雇傭するもの及び別に指定する業種とする。

(6) 賃金安定方策の実施に当り、綜合賃金安定審議会（仮称）を設置し、所要の事項を調査検討せしめる。

(7) 食糧、生活物資、労需物資の配給確保、勤労所得税の調整等民生安定措置を併せ行う。

(8) 賃金統制に付、認可制の適用を受ける企業については、一定率以上の利益配当を認可制とする。

(註) 三、賃金安定についての別案

(2) を次のように改めること。

(2) 現在標準賃金以上を支払つているものはそのまゝ据置くが、それ以上に支払う場合及び標準賃金以上に支払はうとする場合には届出制（但し特定業種については認可制を考慮する）をとる。右の場合は(8)（利益配当）の制限は削除される。

四、財政金融の健全化

(1) 財政の規模は国民経済力に適応せしめ、国民所得の配分よりみて無理のない限度にその規模を定めると共に、収支の実質的均衡を堅持することを基本原則とする。

(2) 価格調整費については、物価水準維持の方針に即応して存置することとするも、他面能率の向上による支給単価の低減及び支給対象の再検討を行い出来る限りその金額を縮減する。

(3) 企業特別会計、船舶運営会の独立採算制を確立するため経営の合理化を行わしめるとともに、運賃及び料金の調整を行い一般会計からの繰入金及び補助金をそれぞれ廃止し又は可及的に削減し得るようにする。

(4) 行政整理を大幅に行い、一般行政費を節減するとともに終戦処理費等の合理的圧縮に努める。

(5) 特別会計の建設資金及び所要増加運転資金については極力蓄積資金より賄い財政インフレを惹起しない限度にこれを止める。

(6) 徴税を促進強化し脱税者を徹底的に追及して税収の充実を期するとともに、財政収支の時期的調整に努める。

(7) 税収の増加と租税負担の公平を期するとともに、企業実体資本の維持、外資導入の促進等の見地から法人税、所得税の調整等現行税制を改正する。

(8) 復金融資については政府出資の限度を考慮し、復金債券の消化可能なる範囲において重要産業の生産増加のため必要なる設備資金を主とし重点的に供給する。

なお健全金融の基調のもとに、赤字融資は絶対に行わない。

(9) 一般金融機関の融資についても資金の重点的効率的使用を一層促進せしめ、健全なる企業活動が円滑に運営せられる如く効果的融資を行わしめると共に、経済復興に要する長期設備資金の供給を確保するため必要の措置を講ずる。

(10) 資金供給力の増大を図るため新規貯蓄を増強し、通貨の増発を極力抑制する。

五、食糧の確保

(1) 食糧確保の要請に対処して食糧の増産をはかるため農民の努力を喚起すると共に、これに不可欠な土地改良の促進及び生産資材の確保等基本的生産条件の急速な改善をはかる。

(2) 食糧の供出制度を再検討し、これが集荷の能率強力化をはかるため左の措置をとる。

(イ) 事前割当制及びこれに伴う報奨措置はこれを継続するも、作柄良況にしてこれをなすことが合理的であると一般に認められる場合には、供出割当の増加補正をもなしうるよう措置する。

(ロ) 供出強化に対応し、農家保有量の合理的増加をはかると共に還元配給の減少を期する。

(ハ) 耗地面積及び地力についての科学的把握をできる限り速かに完了して、食糧の供出割当の合理化及び農業経営の改善に資する。

(ニ) 食糧供出の強化に対処し農家経済の安定をはかるため、農家の経営用品及び家計用品の公配給の確保並びに農家課税の適正化に努める。

(3) 国民の食生活の安定をはかるため、食糧の効果的利用の措置を講ずると共に、その配給消費につき現行統制方式に検討を加えてこれを一層効果的ならしめるよう措置する。

六、生産の増強と企業の合理化

(1) 経済復興計画の線による昭和二十四年度生産目標の達成に全力を傾注するも、この場合目標数字の達成のみならず品質の向上、コストの引上の実現をも図ることとし、企業三原則の趣旨を厳守しつゝこれを遂行するものとする。

(2) 生産能率の向上を期するため、設備の機械化、技術水準の向上に付積極的方針を講ずると共に、併せて経済復興の基盤となるべき新投資及び建設の遂行に着手する。

(3) 資材割当については優良製品を低コストで生産する優秀企業に重点をおくとともに、需要者の意嚮を当該製品の原材料割当に制度的に反映せしめる方式を採用する。

(4) 正常な企業活動に必要な資金の調達を円滑化するため、税法上金融上必要な配慮を加えると共に、企業合理化のため必要な資金であつて、これによつて企業が将来立直り得る見込あるものについては特別の考慮をはらう。

(5) 生産の増強、経済の復興に寄与する健全な外資の導入に期待するものとし、これが促進のため必要な税制の改革その他所要の準備措置を講ずる。

(6) 企業合理化の見地から現行経済統制に検討を加えその対象を効果的範囲に限定するとともに、限定された領域に対しては強力な取締を行い、その実効を期する。

(7) 企業合理化の進展と共に失業者が次第に顕在化するに従い、これを公共事業等に極力吸収する外、失業保険制度の拡充等の措置を講ずる。

七、輸出振興

(1) 輸出最優先の原則に基き、生産資材の割当制度を輸出重点に改め、貿易金融の円滑化をはかる等輸出生産増進のためあらゆる施策を講ずる。

なお、輸出用輸入原材料の国内流用防止のため、その取締を強化する。

(2) 貿易手続の徹底的簡素化を行い、民間輸出入取引の拡大をはかり以て正常貿易への速かなる復帰に努める。

(3) 対外的関係の調整改善を要請し、輸出市場の積極的開拓と貿易条件等の改善による国際収支改善の方策を講ずる。

(4) 輸出市場の変動に順応してこの際、従来の輸出品目の外、生産財の輸出に努むるも経済復興の最少限度の要求との調整をはかる。

(5) 単一為替設定に伴う影響の緩和について輸出確保の見地より暫定的措置を講ずるも、輸出産業の合理化、特に劣弱なる企業の合理化を急速に促進して海外競争力の強靭化をはかる。

賃金および物価に関して、「経済安定十原則」以後の政府の考え方と、「経済安定九原則」以後のそれとの間には、若干の相違がみられる。第一に、単一為替レート設定に当たって国内物価はできるだけ現行水準に維持すべきであるという意見が強くなり、レート設定に際して全面的物価改訂を行なうという考え方は現状維持の方向に切り換えられた。このことは、単一レート設定が価格体系に及ぼす影響を補給金によって緩和することを意味した。第二に、すでに「十原則」を検討する段階において、賃金の間接統制から総額制限方式による直接統制に意見が変えられていたが、「九原則」以後は再び間接統制に意見が傾き、標準賃金という概念の導入が図られた。これは賃金安定に関する委員会が業種別に適正な標準賃金を定め、これを基礎として、政府が標準を超える賃金支払に対しては、生産能率の上昇などによって給与が適当かどうかを検討し、許認可を与えるというものである。

「経済安定十原則」の場合にも「経済安定九原則」の場合にも、共通して構想された新しい制度は輸入補給金である。これは次の二つの問題の組合わせから生まれたとみることができる。

第一。単一為替レートの設定がみられない段階では、輸出入は政府によって運営され、輸出および輸入の各商品についてばらばらの円ドル交換比率がとられていた。二三年一一月末日における交換比率を取引金額によって加重平均すると、輸出品の平均為替レートは一ドル三三〇円、輸入品のそれは一ドル一三〇円であった。このように輸入品が円高であるのは、政府が輸入品を国内物価に合わせて安く払い下げていたからである。もし為替レートが一本化され、

当時予想されたように三〇〇円以上の水準に決められると、輸入品の円価格は二倍から三倍に上昇せざるをえない。食糧および原材料を通じて発生するこのような激しい物価騰貴をどうすべきかが問題となった。

第二。単一為替レートの設定以前においては、貿易資金特別会計はドル表示では輸入超過のため赤字（昭和二二年に三億五二〇〇万ドルの赤字）であった。ところが輸出について円安、輸入について円高のレートを適用したために、円表示では輸出超過となり、この特別会計から日銀借入による円の放出が行なわれていた。ヤング報告はこのような貿易資金特別会計の運営をインフレ的要因の一つとみなしていた。このやり方は事実上、見えざる形で輸入品に価格補給金を与えることを意味していた。ところで、もし単一の為替レートが適用されると、ドル表示の入超に比例して円表示の入超が現われる。これはとりもなおさず、デフレ的要因として働く。日本政府はこの入超をアメリカからの援助によって埋められるものとみなした。

かくして為替レートの一本化は、一方で物価面からインフレ的要因を生み、他方で通貨面からデフレ的要因を生む。しかし入超額を援助とみなすことによって、貿易資金特別会計の黒字を用いて輸入品に補給金を交付し、上昇するはずの輸入物価の一部を負担することが考えられたのである。これが制度化された輸入補給金である。さらにこの特別会計の黒字を財源として、輸出が困難となった産業に補給金を交付することも考え出されたのである。しかし、輸出入補助金と援助とを結びつける考え方は、のちにドッジによって打破された。この点に行き着く前に、単一レートの設定がどのような影響を及ぼすかについて、日本側がまとめ上げた実証的判断をみることにしよう。

二　単一為替レートの効果分析

戦後、司令部および貿易庁の管理の下で変則的な貿易が始められていたが、最初は、輸出品については海外市場価格にそくしてドル建価格が決められ、輸入品については日本の統制価格に従って売られるというものであったから、円・ドル間の交換比率は輸出入別・商品別に事後的に計算され、インプリシットな事後的複数為替レートがとられていたことになる。その後二三年一〇月、輸出の商品別にあらかじめ円・ドル交換比率を固定する制度（価格算定制度）が適用された。これは事前的複数為替レートといえよう。このレートの幅は一ドル六〇〇円から一六〇円にわたっていた。当時の比較生産費構造を示すために表5－3に輸出商品別の為替レートを掲げておく。当時輸出の六割は繊維品であった。二四年二月以降、この輸出に関する複数為替レートの上限は六〇〇円から四五〇円に、さらに四月には四二五円に抑えられた。またこれまで輸入については、事前的な為替レートはなく、事後的に複数レートが計算されるにとどまっていたが、輸入為替レートは三三〇円に一本化された。輸入レートをこのようにあっさりと処理することができたのは、前述のように、輸入品は国内統制価格に見合って安く売られ、見えざる補給金が輸入品に支払われていたからである。また輸出繊維品の為替レートは四二〇円、三五〇円、三三〇円の三種類に限定された。以上が二四年四月段階の状況であり、現実は次第に為替レートの一本化の方向に進んでいた。[8]

このような過程の中で、為替レートの一本化をめぐる議論がたえず続けられていたが、二三年六月ヤング報告書が提出されたというニュースが伝えられたころから、問題はきわめて現実的な様相を呈するようになった。わが国では七月ころから経済安定本部において、為替レート一本化が経済にどのような影響を及ぼすかの研究が始められた。いわゆる「K作業」がそれである。「K作業」はもともとは「一本為替レート設定の経済全般に対する波及及びその影響対策作業」[9]を意図したものであって、価格以外に、生産、消費、財政および金融などへの影響を分析するはずであった。しかし計量経済学的モデル分析がほとんど行なわれていなかった当時としては、このような仕事がまともにでき

表5-3　輸出品対ドル為替レート別商品表（昭和24年1月28日現在）

レート	商品名	レート	商品名
600円	X線用フィルム，感光紙，珐瑯鉄器，セルロイド製品，板硝子，鏡，雑ガラス製品，クリスタルカットグラス，硝子製食卓用品，特製木製漆器，金属製漆器，アルミ板製品	430円	竹製品（ベニヤ家具を除く），目覚・懐中時計，非鉄金属金網
		420円	並木製漆器，火薬，コンジットチューブ，蟹罐詰，繊維雑品（人絹製〔リボンゴム紐を除く〕人絹綿交織製及び綿ゴム紐）
580円	硝子製医理科器具，ランプ，アルミニウム及び軽合金板，草製品	410円	無機薬品第一類，腕・置・掛時計，亜鉛引鉄板，絹人絹布帛製品
550円	亜鉛引鉄板バケツ，クリスマスパーテイ・イースター用品，箱根宮島細工提灯，扇，印刷用インク，ラジオセット，電気配線器具，ゴム雑品，釣針，竹ベニヤ，羊毛帽体，蓄音機，（ディナー・コーヒー・ティー）セット，タイル，衛生陶器，碍子，毛製敷物，綿製敷物，紙布，和紙，鉛筆，リオン手工芸品，てぐす，刃物，七宝焼，アルミ鋳物製品，びく（魚籠）	415円	家庭用ミシン
		400円〜	鉄金網，縫い針，象牙細工，万年筆，香，ホームスパン製品，セロファン
		390円	麦藁スリッパー，肥料，自動車タイヤ，チューブ
		380円	下駄，竹竿
		370円	カジミヤトップ，工業用革ピッカー
540円	一般用照明電球	360円	人絹絞織マフラー
530円	鉄鋳物製品，国内産貝殻ボタン，野草莚，花莚，バンコック紙，帽体，麻真田	350円	人絹織物（ベンベルグ），麦稈真田，特殊綱塊片，毛皮，干鮑（水産物280からの除外），家庭薬，洋紙
520円	扇風機，工業用革ベルト	340円	青果物及び椎茸，蓄電池，電気計測器，継目なし鋼管
500円	喫煙具，竹製スリッパー，玩具，樟脳油，染料，双眼鏡，キャメラ，無機薬品第二類，陶磁製碗皿，その他食器，陶磁器製花瓶・玩具・装飾品，クリスマスランプ豆電球，シガレットペーパー，アートペーパー	330円	茶，有刺鉄線，特殊鋼屑鋼（撰別されたもの），砥石
		320円	スフ織物，檜インチ材，綿製靴紐，小幅レース，紡績機械
		315円	絹織物
		310円	有線通信機器，薄鉄板（熱間仕上）
490円	蓄音機用針，レコード	300円	珊瑚，生きた魚介，壜罐詰，農産物，真珠（養殖含）
480円	アンチモニー製品，繊維製品（絹製・絹人絹交織製・人絹製リボンゴム紐），セルロイド板，金属食器	290円	人絹織物（機械捺染及び手捺染）
		280円	乾燥水産物
475円	精製樟脳（農産物300から除外）	270円	綿製雑品（靴紐，小幅レースを除く），人絹撚糸，人絹糸（コーン巻）
470円	模造真珠，造花，顔料，自転車，タイヤチューブ，スナップボタン	260円	冷凍水産物，人絹織物（晒及び染色）
460円	香料原油（エッセンスオイル），計算尺	250円	生薬，スフ糸，普通釘，亜鉛引鉄線，ゴムベルト，味の素，医薬部外品
450円	ドッティンクボタン，ブラシ，水晶細工，ハーモニカ，ペイント，アンゴラ兎毛，真空管，種牡蠣（生きた魚300からの除外），顕微鏡，和傘，輸入貝殻ボタン	240円	人絹糸，カシミヤカード，一般構造用丸鋼
		200円	苛性曹達，ヴィタミン油
440円	碼脳細工，チェスト	160円	寒天

（注）　物価庁第4部輸出入品課調．
出所：物価庁『物価統制資料集』第1分冊，26-27ページ．

るはずはなかった。価格に対する影響については、従来の統制価格設定作業における原価主義的方法によってともかく取り扱うことが可能であった。こうして「K作業」は事実上、為替レート一本化が価格体系に及ぼす効果を分析するものであった。

(1)「K作業」

単一為替レートが設定されると、その水準は大ざっぱに予想しても二五〇〜四〇〇円程度のものであったから、上述のように輸入の平均的為替レートが一三〇円という現実の状況と比較すると、輸入価格は急激な上昇をするであろう。これが生計費および賃金にどのような影響を及ぼし、また工業品、したがってパリティー関係を通じて農産物の生産費にどのような影響を及ぼすであろうか。他方、定められた為替レートのもとで個々の輸出品の海外価格と国内価格とを比較することによって、輸出可能性を判断することができる。これらのことを計算することが「K作業」の目的であった。以下ではその主要な内容を説明する。[10]

(ｲ)「K作業」の前提

この計算に当たって想定された前提は次のようなものであった。

① 為替レートは一ドル四〇〇円とする。

② レートの設定は現在時点で行なわれたと想定する。

③ 実質賃金、生産水準（原単位、操業率など）は、二三年六月補正価格体系のものをそのまま不変として用いる。

④ 公定価格、名目賃金は六月体系から出発して、レート設定の影響を受けて上昇する。

⑤ 闇価格は上昇しない。

⑥ 生計費構成は二四年三月の予測生計費による。

⑦ 輸入品は単一為替レートによって評価され、その国内消費者価格は次のように算出される。

イ、主要食糧と安定帯物資については、輸入品と国産品とを輸入計画量と国内生産計画量との数量ウェイトによってプール計算する。ロ、それ以外の商品については、輸入が国産に比してかなりの量であるときプール計算とし、輸入が僅かのとき国産品価格をとり、輸入が圧倒的のとき輸入価格をとる。

⑧ 安定帯物資に対して現在支出されている補給金金額は継続する。

(二) 波及効果の分析方法

① 輸入生活物資の価格上昇によって生計費が上昇し（五%）、したがって賃金が六月の実質賃金を維持するように上昇する。

② この賃金上昇と輸入原材料価格の上昇によって、鉱工業品の第一次的生産費上昇がひき起こされる。これが農業パリティー指数を引き上げ、再び生計費を上昇させ、賃金を上昇させる。このような波及が無限に続くわけであるが、最初の賃金上昇をさらに二回修正するにとどめて、すべての生産費を計算した。それ以上の賃金上昇分は所得税の減税を行なうことによって打ち切る。

(三) 分析結果

① 賃金は六月補正体系の三七〇〇円から五二〇〇円に四割上昇する。

② 生産費の上昇率は、各商品が原材料輸入に依存する程度や輸入価格と国内価格との差によって、商品別に著しく異なる。鉱工業品では最高の上昇率は銑鉄の一三・六八倍、最低は石灰窒素の一・〇九四倍、加重平均は二・一七倍となる。農業パリティ—指数は現在の一三二・二九が二九〇・八二となり、二・二倍の上昇となる。

表5-4　輸出商品の価格上昇と採算（K作業）

（単位：円，倍）

商品名（単位）	輸出価格 (A)	予想生産費 (B)	(A)/(B)	現行価格 (C)	(B)/(C)
1. 輸出採算可能のもの					
製材（石）	3,650	1,344	2.72	922	1.46
印刷用紙（100ポンド）	4,836	1,898	2.55	1,475	1.29
チューブ（本）	900	378	2.38	259	1.46
タイヤ（本）	8,080	4,146	1.96	3,222	1.29
人絹織物（27インチ×30ヤード）	119	72	1.65	62	1.17
染料（1キログラム）	480	296	1.62	180	1.64
製紙パルプ（100ポンド）	2,364	1,515	1.56	1,200	1.26
苛性ソーダ（1キログラム）	88	57	1.53	21	2.75
綿織物（30インチ×40ヤード）	100	66	1.52	24	2.79
毛糸（ポンド）	876	562	1.56	248	2.26
スフ糸（100ポンド）	32,400	22,129	1.46	15,525	1.42
綿糸（梱）	115,200	82,782	1.39	20,897	3.96
毛織物（57インチ×100センチ）	1,120	835	1.34	700	1.22
セメント（トン）	6,864	5,121	1.34	2,921	1.75
亜鉛（トン）	94,000	74,889	1.26	46,237	1.62
新聞用紙（100ポンド）	2,000	1,600	1.25	1,280	1.25
人絹糸（100ポンド）	32,600	19,311	1.69	13,875	1.39
絹織物（27インチ×25ヤード）	204	184	1.11	145	1.27
包装用紙（100ポンド）	2,908	2,869	1.01	2,225	1.29
2. 輸出採算不可能のもの					
石炭（トン）	4,800	5,190	0.92	3,345	1.55
銅材（トン）	47,800	95,716	0.50	10,120	9.46
ソーダ灰（トン）	26,000	42,375	0.61	11,105	3.83
硫安（トン）	15,000	33,163	0.45	11,126	2.98
過燐酸石灰（トン）	9,400	18,863	0.50	3,784	4.99
客車（輛）	6,800,000	13,061,783	0.52	3,101,954	4.21
自転車（台）	6,000	35,672	0.17	6,370	5.60
板ガラス（箱）	2,016	3,293	0.61	2,206	1.51
生糸（俵）	128,632	170,542	0.75	120,120	1.42
石鹸（100キロ）	10,220	30,189	0.34	14,649	2.06

（注）(A)は輸出ドル価格（FOB）を400円で換算した価格.
出所：物価庁『物価統制資料集』第1分冊，313-14ページ.

表5-5　輸入商品の価格上昇と採算（K作業）

（単位：円，倍）

商品名（単位）	輸入価格 (A)	予想生産費 (B)	(A)/(B)	現行価格 (C)	(B)/(C)
1.　輸入品に対抗しうるもの					
鉄鉱石（トン）	9,200	1,358	6.77	945	1.44
レイヨン・パルプ（100ポンド）	4,644	2,065	2.24	1,640	1.26
石炭（トン）	10,800	5,189	2.08	3,345	1.55
鉛（トン）	184,000	113,557	1.62	59,103	1.92
電気銅（トン）	207,600	160,736	1.29	102,014	1.58
大麦（トン）	45,200	41,219	1.10	33,900	1.22
小麦粉（トン）	56,000	54,917	1.02	35,700	1.54
小麦（トン）	47,200	47,142	1.00	33,900	1.39
2.　輸入品に対抗しえないもの					
石油（キロリットル）	7,200	17,206	0.41	9,770	1.76
銑鉄（トン）	22,000	49,264	0.44	3,600	13.68
鋼材（トン）	40,000	95,716	0.41	10,120	9.46
米（トン）	60,000	62,269	0.96	35,700	1.74
食塩（トン）	7,600	13,763	0.55	9,926	1.39

（注）(A)は輸入ドル価格（ＣＩＦ）を400円で換算した価格．
出所：前表と同じ，315ページ．

③　表5－4は外国産商品の輸出価格（ＦＯＢ）と計算された予想生産費とを比較し、その採算を判断しており、また現行価格に対する価格上昇率を示している。繊維品は輸出可能性が高い。石炭、鋼材、ソーダ灰、硫安、過燐酸石灰などの基礎的安定帯物資の価格はこれまで低く抑えられていたため、上昇率が著しく高いが、国際価格の水準を超えている。四〇〇円のレートは著しく円安であるにもかかわらず、輸出採算のとれない輸出品は二三年度輸出計画額の三五～四五％となる。

④　表5－5に輸入商品について同様の比較を示した。輸入価格はＣＩＦによる。安定帯物資の銑鉄は価格上昇率が高く、また輸入品に比べても高価となる。

以上の「K作業」は、単一為替レートの設定が第一に全般的な物価水準を著しく引き上げること、第二に輸出産業を厳しい状況に陥れることを示した。このことは基本的には企業の合理化を要請するものであるが、過渡的には輸出入補給金によって衝撃を緩和すべきではないかという判断を生むことになった。

(2)　ヤング使節団の予測

二三年五月から六月にかけてヤング使節団が来日し、単一為替レートの勧告作業を行なったとき、司令部の経済科学局は三〇〇円レートの採用は一般物価を三〇〇％上昇させると反論した。これに答えて、「ヤング報告」には「追加報告」（一九四八年八月一六日）が附加された。[11]

先の「K作業」の四〇〇円レートと違って、経済科学局もヤングも三〇〇円レートを前提としている。ヤングの推定の根拠は明確ではないが、結論は次の通りであった。

生計費……約五～七％の上昇。
工業品卸売物価……二五～三五％の上昇。
輸入原材料……三〇～五〇％の上昇。
賃金……五～七％の上昇。

経済科学局の三〇〇円レート＝物価三〇〇％上昇という推定の根拠は明らかではないが、それは安定本部の四〇〇円レート＝物価二〇〇％上昇に比しても著しく高く上昇率を見積っている。これらに比べてヤングの予測はきわめて楽観的である。このような低い価格上昇率が予測されることの主な根拠は、「K作業」では輸入財の価格が上昇した場合、それが国内価格とプール計算されるのに対し、ヤングの場合には、輸入補給金を受けている財に関する限り、輸入財の価格上昇は国内の消費者価格に影響を与えないということにある。つまりヤングの場合には、レート設定による輸入財の価格上昇は現行の補給金制度によってかなり吸収され、それが国内の価格に影響を及ぼすのは補給金の

ない財を通じてだけである。

(3) 「R作業」

経済安定本部では二三年末から翌年一月にかけて、「R作業」という為替レートに関する研究が行なわれた。これは「K作業」と違って、単一為替レートの設定による国内物価への新しい影響は、貿易資金特別会計に生ずる輸入超過額に相当する黒字を輸入補給金として使うことによって調整し、価格はむしろ現状に維持すべきであるという考え方に立ったものである。すなわち、国内物価に影響を及ぼさないということを条件とした場合、一定の為替レートに対応して、一方では物価を一定に保つための輸入補給金所要額が計算され、他方では貿易資金の黒字額が計算されるはずである。そこで補給金所要額とそのための財源との関係からみて、最も望ましい為替レートを逆に選択しようというのである。その主要な内容は以下のとおり。[12]

(一) 前　提

① 二四年度の輸入額九・五億ドル、輸出額五億ドル、入超額四・五億ドルが援助によって賄われると想定する。

② 現行の平均輸入換算率は一三〇円、平均輸出換算率は三三〇円と算出されるが、その基礎にある商品別円ドル交換比率を前提する。

(二) 分　析

一〇〇円から四〇〇円までの一〇円刻みの一本化された為替レートに対応して、貿易資金の黒字額、輸出入補給金所要額、両者の差額すなわち貿易資金の不足として一般会計から繰入を要する額を求める。

(三) 分析結果

① 結果は表5-6に要約される。

表5-6　物価水準を維持する場合の貿易資金の不足額(R作業)　(単位：億円)

レート水準(A)(円)	貿易資金の黒字(B)	輸出入補給金所要額(C)	貿易資金の不足額(D)
250	1,125	1,498	373
260	1,170	1,553	383
270	1,215	1,622	407
280	1,260	1,692	432
290	1,350	1,762	457
300	1,350	1,836	486
310	1,395	1,911	516
320	1,440	1,986	546
330	1,485	2,065	580
340	1,530	2,144	614
350	1,575	2,225	650
360	1,620	2,280	686
370	1,665	2,387	722
380	1,710	2,471	761
390	1,755	2,554	799
400	1,800	2,638	838

(注)　(B)＝4.5億ドル(入超)×(A)
　　(D)＝(C)－(B)
出所：経済企画庁戦後経済史編纂室『戦後経済史(経済安定本部史)』，169ページ．

② これによると、どのレート水準においても、物価を一定に維持するのに必要な補給金必要額が貿易資金の黒字を上回っている。この不足額はレートが円安になるほど大きくなる。これは円安になるほど輸入品の円価格が高くなるためである。

以上の「R作業」の価値は疑わしい。第一に、その作業は、補給金の必要額と財源との関係からみてどの為替レート水準が望ましいかを判断しようというものであるが、為替レートをそのような観点から評価するのは適当とはいえない。第二に、ドル表示の輸出入額および入超額(四・五億ドル)が為替レートにかかわりなく固定していると想定されているが、輸出入額はレートに応じて変化するはずであって、この作業の結論の妥当性は乏しい。そして第三に、入超に対応する援助額を価格補給金に向けることができるという根本的発想は、ドッジの安定化政策の中で成立しえないものであった。このように考えると、「R作業」の客観的な価値は、レート水準に応じてどれほどの価格補給金が必要かについて資料を提示したことにとどまる。

三　安定と復興

二三年八月一〇日、「基本方針」を決定した経済復興計画委員会は精力的に作業を進めた。この間、現実の政治の上では二三年六月のヤング使節団訪日、七月の「経済安定十原則」、一一月の「賃金三原則」、一二月の「経済安定九原則」というふうに、経済安定を志向する政策の動きが急テンポで進行していた。この動きの中で復興計画立案の作業はどのように推移したであろうか。

まず「基本方針」に対して次のような改訂が必要となった。[13]「基本方針」では、昭和二八年度において昭和五―九年の生活水準を回復し、国際収支の均衡を実現するという二つの目標が掲げられていた。人口は計画期間に二五%増加すると推計されたので、実質国民所得は昭和五―九年の一二五%を目標値としていた。しかしその後人口の推計値が引き上げられ、その結果国民所得の目標値は一三二%に高められた。そしてこれを実現するために、輸出は一八・五億ドル、輸入は二〇億ドルという水準が必要とされた。ところが二八年度の輸出は最も楽観的にみても一三―一四億ドルにすぎないと考えられた（朝鮮戦争による輸出の飛躍的拡大をへた後でも、二八年の輸出実績は一二・七億ドルであった）。そこで実現可能な水準における国際収支の均衡、すなわち自立経済の達成だけが目標として残されることになった。

連合国は日本に昭和五―九年の生活水準への復帰を許容したけれども、それを保証したのではなかったから、復帰を可能にする程度の対日援助を期待することはできなかった。さらに、アメリカは日本経済の自立を強く要望しており、復興計画はこの目標の方を優先的に考慮したのである。

次に、「基本方針」は計画前期におけるインフレーションの克服および輸出の拡大を最も重視しているが、そうすると生産の復興はかなり抑えられることになり、この点からも昭和五―九年の生活水準の回復という目標は取り下げられることになった。

このような考慮から、二三年一一月一八日の第六回経済復興計画委員会は「基本方針」の再検討を決め、二四年一月一一日の第七回委員会において、「経済復興計画取纒めの基本方針」が採択された。ここで特徴的なことは、単一為替レートが設定され、インフレーションの収束が試みられることが予想されているけれども、「本計画では一応これらの措置に伴う諸影響が若干緩和されるような対策がとられるものと前提して、生産、貿易には急激な構造的変化が起らぬものと想定する」とされていることである。経済安定に重点をおくといいながら、計画の考え方は明らかに漸次的安定であった。

この「取纒めの基本方針」は計画前期における実施計画との接合を考慮して、二四年度の計画についての考え方を明示している。この部分だけを次に引用する。[14]

経済復興計画取纒めの基本方針（二四・一・一一）

（前略――引用者）

三、昭和二四年度の計画

昭和二四年度は経済復興計画の初年度であり、また本計画を実施計画的にするためにも政府諸計画との一体化を図らねばならぬ点においてきわめて重要である。そのため昭和二四年度計画立案の過程において、経済安定本部及び関係各省と各部会並に事務局と密接な連絡をとりながら統一的な方針で取纒め作業を進めることゝする。

昭和二四年度計画の基本的な構想としてはつぎの諸点にとくに考慮をはらう。

（一）　経済九原則に則ってインフレ収束、為替レート設定の措置をおしすゝめる。

（二）　その際、財政規模の縮少、企業の合理化および合理的な物価体系の確立の三者を経済正常化施策の焦点とする。

(三) 輸出振興に重点をおく、その際SCAPに対しては現在、対外的な面で輸出の伸張を妨げている制約や障碍を取除くため、特別の措置を懇請するとともに、工業原料の輸入増加と貿易協定、決済協定の有効な運用をとくにつよく要請する。

国内的には生産財の増産によつて産業復興の基盤を達成するとともに、とくに東亜諸国の経済復興に資するため、国内の復旧目的に支障を与えない限度でその輸出増進をはかる。

(四) 産業新投資と復旧建設については鉄鋼増産、電源開発、石炭増産、輸送力増強、災害復旧などに重点をおき、インフレーションを刺戟しない限度において、復興の基盤を培養することに努める。その際開発増産の責任体制を明確にするとともに資金資材の使用はできるだけ早期に効果のあがるような方法をとる。

(五) 生活水準上昇の重点は勤労者の生活水準におき、名目賃金の跛行的上昇をふせぐ。

以上の基本的構想にしたがつて計画を立案するが、その際インフレーション克服との関連からとくに資金の計画を重要視し、それをできるだけ生産計画と表裏一体化せしめる。

右の文章から明らかなように、復興計画の中に今や「経済九原則」が経済安定の基本的原則として導入されるにいたった。そこで計画の立案者たちが「経済九原則」をどのように理解していたかを知ることは興味深い。復興計画はすでにそれ自身の内部において、復興と安定との二つの目標のディレンマに直面していたが、今や「経済九原則」という形をとったもう一つの安定のヴァージョンを考慮に入れなければならなかった。

九原則が具体的にどのような安定化のアプローチをとるかについては、政府は司令部筋の考え方を打診したり臆測したりすることによって、それと整合的な方針を立てざるをえなかった。上述したように、「綜合施策大綱要旨」(二四年二月一五日)にまでまとめ上げられた政府の方針もそれを反映したものであった。

しかし司令部は経済安定の整合的政策体系を構想するだけの能力と定見をもっておらず、いわゆる「関係方面」の見解は明確さからほど遠いものであった。経済復興計画委員会の事務局は安定本部のスタッフであったが、彼らは自

分たちが経済復興という独自の仕事をもちながら、経済安定という問題にもかかわりをもたざるをえなくなったために、これに関する支配的見解に対して鋭敏な反応を示した。九原則が発表されてからそれがドッジによって実施されるまで、経済安定に関する支配的見解はかなり変化しており、彼らはそれらを自分たちの抱く安定計画についての見解と対比を試みている。次のような資料がそれである。(15)

① 「経済安定九原則と復興計画」(二四・一・一二)
② 「経済九原則と復興計画(その二)」(二四・一・二〇)
③ 「安定計画と復興計画」(二四・三・二)
④ 「安定と再建――二つの考え方の相違について」(二四・三・三)
⑤ 「安定と再建――二つの考え方をめぐって」(二四・三・一一)
⑥ 「安定計画と復興計画――ドッジ声明の意味するもの」(二四・三・一五)
⑦ 「予算内示案をめぐる諸問題――ドッジ・ラインの解説(二)」(二四・四・一)

二四年一月ないし二月の段階では、委員会事務局は「関係方面」の見解をむしろ生ぬるいものと評価していた。資料②によると、司令部および日本政府の主流意見は次のようなものであった。

(一) 為替レートはできるだけ円高に決める。国内価格はできるだけ現在の水準を維持する。
(二) 現在の価格水準を変更しないために、貿易特別会計の黒字をすべて価格調整金として使用するとともに、現行の価格補給金を持続する。
(三) 賃金を引き上げないように、企業三原則を中核とし、賃金の直接統制をも補助手段として用いる。
(四) 価格補給金が減少しないため、財政規模は大きくなるが、特別会計を含めて均衡を図る。そのため増税が必要で

ある。

(五) 金融はインフレ抑制のために引き締める。

(六) 生産増大を最大限に図る。

このような考え方について三つの論点を挙げよう。第一に、この考え方は「現在の日本経済が一挙に安定しうるだけの力をもたないという認識と現在インフレーションは徐々に安定しつつあるから為替の設定による物価の急変は望ましくなく、いまの価格水準をできるだけ維持してそのまま安定にもってゆくべきではないかという考え方のうえに立っているであろう」（資料②）。それに対して、委員会は「われわれは……二カ年間で徐々に安定させようというのである」（資料②）。

第二に、具体的にいうと、委員会は「二十四年度においては、価格補給金の削減等により財政規模を縮小し、一本為替による貿易資金の黒字と相まって実質的均衡財政を達成すること、企業の合理化を行い、赤字金融は停止すること、価格体系の世界物価への鞘よせを行い適切なる設備、消却費を価格中に含ましめること等々一連の措置を行うことを予定し、……一本為替の設定を、日本経済に異常な恐慌的現象を来さざる限度においてかなり強力な梃子として用うることを構想していた」（資料①）。それに対して、支配的見解によると、単一為替レートの設定は経済安定化のための強力な梃子として用いられるのではなく、レートの設定は不可避のものとして行なわれるが、その影響をできるだけ諸対策によって緩和しようとしている。すなわち、物価水準を維持するために、入超額に見合う貿易資金会計の黒字を価格調整補給金として使い、さらに一般会計からも追加支出を行なおうとする。委員会は、このようなアプローチは問題の解決ではなく、解決の繰延べにすぎないとし、次のような欠点をもつと論じた（資料①）。

(一) 為替レートの決定を経済正常化の決め手として活用する機会を逸することになり、改めて正常化のプログラムをつくらなければならない。

(二) 米国援助による貿易資金の黒字を物価水準の維持のために当ててしまうならば、復興のために役立てることができない。

(三) 物価政策の現状維持を図るならば、国際経済への調整は行なわれないままとなり、価格補給金支出の続行のために均衡財政も困難となる。

第三に、司令部の示唆および日本政府の考え方は長期的見地から問題を考えておらず、「目前の安定に急なるあまり、将来における生産増強・輸出振興の基盤を涵養することが等閑に附されんとする惧」があるとみなされた（資料①）。要するに「再建より安定を優先すべきことには異論はない。しかしその場合の安定は、将来への発展をふくんだ安定でなくてはならない」（資料①）。

以上のような批判からみると、復興計画が内包するはずの安定計画はかなり強力なものであったかのように見えるが、じつは以上の第一および第二の論点から明らかなように、「関係方面」の見解が一挙安定からはるかに程遠く、また為替レート一本化の効果を著しく無効にするようなものであった。

ところが三月ごろになると、局面が一変した。ドッジが来日し、従来の司令部・日本政府の支配的見解を拒否して、いわゆるドッジ・ラインの性格を次第に明らかにしたとき、復興委員会は今度はそれを厳しすぎると考えた。ドッジ・ラインは司令部にとっても日本政府にとっても予期せざる衝撃であった。比較的短期の視点から安定化政策を考えていた司令部や日本政府にとっては、ドッジ・ラインの厳しさは自分たちがこれまで考えていた政策と比べて程度の差であるとして受け取ることもできたであろうが、長期的復興を目標としていた経済復興計画の立案者にとっては、ドッジ・ラインは根本的に違った考え方をもつものとして受け取られた。それは復興計画そのものの目的を否定

することになりかねなかったからである。

先に挙げた第一の論点については、立場は完全に逆転した。ドッジの安定計画はまさに一挙安定となり、復興計画の済し崩し安定と対立した（資料③④⑤⑥）。前者が二四年度の初めから通貨の安定を意図するのに対し、後者は二五年度中に最終的に安定化させようとする。

第二の論点については、まだ臆測の要素が強く、最初の段階におけるのと同じような対比が行なわれていた。すなわち、単一為替レートの導入にもかかわらず、価格の安定が至上目標であるから国内価格も輸入価格も現状に維持し、価格調整費が持続するというのがドッジの安定計画であると想像されている。それに対して、安定本部の復興計画の構想は、生産財価格に対して有利に改訂して企業の自己資本蓄積力を増し、価格補給金および輸入補給金を削減して、援助を復興資金に利用するというものであり、価格体系を正常化の方向に近づけようとした（資料④⑤）。これは誤った臆測であった。ドッジの安定計画はむしろ為替レートを強力な梃子として安定化を図ろうとするものであって、この点についての心配は杞憂に終わった。むしろ日本側の方が単一為替レートの効果を遮断し緩和する立場に回るほどであった。

かくして復興計画が首尾一貫してその立場を維持しえたのは第三の論点についてである。すなわち、「基本的なちがいは、要するにここで現象的な通貨の安定のみを唯一至上の目的とするか、あるいはそれに復興の芽をかみ合わせてゆくかという考え方の相違に帰着するといえよう」（資料⑤）という論点である。急速な安定化は激しいデフレーションを生み、必要とされる生産の拡大を阻害するし、財政および金融の引締は資本蓄積を抑制するとみなされた。「象徴的にいえば、安定計画は再建を一年のばす構想であり、復興計画は安定を一年繰延べることであって、両者の相違は基本的なものと考えられる」（資料③）。

しかしドッジによる予算内示案が明らかとなるに及んで、この点に関するドッジ安定計画の評価は若干変化した。「われわれはこの安定計画の性格が安定一本槍であって、資本の蓄積は等閑にされるものと推測していたのに、発表された内示案でみると安定工作のみでなくかなりの資本蓄積をかみ合わせており、皺は結局耐乏に寄せられている」（資料⑦）。具体的にいえば、次の三点において内示案は復興計画の考え方に近づいていると理解された[16]。①建設公債、地方債の発行を蓄積資金の枠の許す範囲で認めたこと、②貿易資金の黒字を輸出入調整金に向けることをやめて、産業復興目的にその多くを充当する方針をとったこと、③一般会計から支出される価格補給金については、一部は撤廃し、一部は支出単価を切り下げて極力節減を図り、物価体系の正常化と国際価格への鞘寄せに努めたこと。

先に引用したように、復興計画委員会は「経済復興計画取纒めの基本方針」（二四・一・一一）の中で、昭和二四年度の実施計画の方針を決定していた。それを具体化する計画は、委員会事務局によって「経済復興計画初年度としての昭和二十四年度綜合計画（未定稿）[17]」（二四・三・三）として一応のまとめを終わっていた。以上のような司令部側の安定計画の考え方と対比して論じられたのは、この計画である。

ドッジ・ラインが安定計画として実施されるに及んで、復興計画の作業は重大な難関に逢着した。もし実施計画という側面に重点をおいて考えると、二四年度の計画をドッジ・ラインに従って新しく編成し直さなければならない。その場合には次の三つのことが予想された[18]。第一に、今後の施策がどのようなものになるか当分見きわめがつかない。第二に、それを待っていると復興計画の作業が遅れる。第三に、最も重要なこととして、五ヵ年間で合理的な循環ができるような経済規模と構成をもった復興計画の立案が不可能となる。このような事情の検討の結果、復興計画をつくり直すことには賛成できないという結論に達し、従来の方針に従って作業を進めることとなった[19]。したがって、復興計画が政府の政策と一致するという性格はある程度放棄するのも止むをえないとみなされた。

図5-1　「経済復興計画」の計画と実績

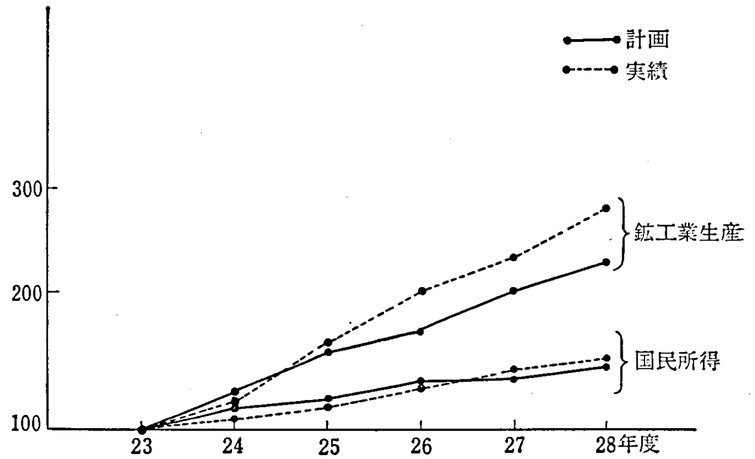

（注）　実績の鉱工業生産は通産省のもの．実績の国民所得は経済企画庁の実績国民総支出．

こうして現実の政策運営を超越した悲壮な情熱によってまとめられたのが「経済復興計画」（二四・五・三一）である。これは二三年度から出発して二八年度に至るまでの年次計画値を含んでいるが、二四年度の計画値は上述の「経済復興計画初年度としての昭和二十四年度綜合計画（未定稿）」の数値をほとんどそのまま取り入れている。鉱工業生産と実質国民所得について、計画値と実質値とを二三年度から出発する指数によって比較したのが図5－1である。先の「経済復興計画第一次試案」（二二―二七年度）と比べると、新しい計画において鉱工業生産も国民所得もごくわずかだけ引き下げられている。たしかにドッジ・ラインの実施によって二四年度の鉱工業生産は計画値を下回ったが、その後の朝鮮戦争によって急増し、二五年度から計画値を超えた。国民所得も二七年度および二八年度には計画値を超えた。生産面をみるかぎり、朝鮮戦争という僥倖を介して安定と復興とは事後的に両立したのである。

輸出については、二五―二七年度には朝鮮戦争によって実績値は計画値を大きく超えたが、二八年度になると実績値一二億七四八〇万ドルは計画値一五億一一〇〇万ドルを下回った。輸入は鉱工業生産が予想以上に伸びたことを反映して、二五―二八年度を通じて実績値が計画値を上回った。二八年度には輸入実績は二三億九九四〇万ドル、輸入計画は一五億八一〇〇万ドルであった。かくして膨大な赤字の継

続となり、復興計画の基本目標である自立経済は実現されなかった。一方、自立経済の目標を優先するために放棄された昭和五―九年生活水準（人口一人当り実質国民総生産）の回復という目標については、計画がその九〇％を想定したのに対して、実績は一一四％となった。

四　ドッジ・ラインの理論構造

「経済安定九原則」に具体的解釈を与え、安定化政策の体系に一定のパターンを与えたのは、二四年二月一日、司令部の経済顧問として来日したドッジ Joseph M. Dodge である。[20] 彼は五月二日、日本を離れるまでの三ヵ月間、主として二四年度予算の編成を指導した。ここでは新しい段階における物価政策を考察する前提として、ドッジの安定化政策の理論的枠組を再構成してみたい。

第一。ドッジは戦後日本政府と司令部との協議によって進められてきた経済運営に対して不満であった。それは、戦後三年を経てドイツ経済が戦前水準の七〇％を超えたのに対し、日本経済は依然として三五％程度に停滞しているという成果の貧しさから示唆された。[21] 従来の基本的な政策運営の考え方は、昭和二一年二月の金融緊急措置を別とすれば、インフレーションの収束よりも生産の復興を重視するというものであった。しかも生産の復興こそがインフレーションの収束にとって基本的方策であると考えられた。ドッジは逆に引締政策によってインフレの収束を図ることを第一義的とみなしたのであるが、もちろん彼は生産の復興と経済の安定との間にディレンマが存在することを知らなかったわけではない。生産拡大を促進しようとすれば、インフレーションを促進するような需要圧力を生み出すことになり、逆にインフレーションを抑圧しようとして引締を図れば、生産拡大は困難となる。ドッジ・ラインは

このようなディレンマをそのままにしておいて、単純に今までとは逆の選択を行なったというのではない。むしろドッジ・ラインの理論的意義は、両者の間のディレンマを解消するような戦略をとったということにある。

その考え方は次のようなものである。経済自立と生産復興のためにはもちろん投資が必要である。しかし「自立の達成に向けられた復興計画は同時に金融的安定に対する脅威を伴っている。うまく行くはずの日本のディス・インフレ政策も、産業投資計画を進める必要によって危機にさらされる。（中略――引用者）資本投資計画は、一般消費水準を抑制する対応策をとらない限り、賃金稼得者の手元に過剰な購買力をつくり出さざるをえない。（中略――引用者）資本投資の大規模な拡張はインフレーションに対して直接の影響を及ぼす。それによって貨幣所得が増大するが、この増大した貨幣所得によって購入しうる財の生産は現実に行なわれていないからである。財はあとになって出てくる。したがって投資の増大は貯蓄の増大を伴わなければならない。そうでなければ、価格が上昇し、賃金引上への圧力が高まり、周知のインフレ的循環が始まる。もしこのさい直接統制によって価格および賃金を低く抑えておく試みがなされるならば、投資支出によって生み出された過剰な購買力は重要度の低い雇用に向かい、いっそう広範な統制が必要となってくる。これは大きなディレンマである。もしこの投資の効果がインフレ的ならば、輸入が刺激され、輸出が減少し、対外赤字を減らすために必要な生産や支出が国内消費にふり向けられることによって、基本的目標は挫折する。これをはっきりと打ち消す方法は、貨幣的・財政的引締め政策によって、過剰な購買力を吸収することである。（後略――引用者）[22]」要するに、生産能力に限界のある経済においては、投資の増大を図ろうとするならば、他の有効需要を削減しない限り、需要超過となり、インフレーションを生む。ドッジ計画は有効需要を引き締め、投資に見合う貯蓄を増大させようとするものであって、けっして復興に対立するものではない。従来の復興重視の路線が貯蓄確保の方策を有効にとらず、かえって価格統制によって過剰購買力を生み出していたことが批判されたのである。

ドッジ計画の焦点は政府支出におかれ、総合予算について超均衡（黒字）財政がとられた。これは「政府投資および政府支出が同じ額の民間投資および民間支出と同じほど生産的であるということはまったくない[23]」という認識に基づいていた。また投資についていえば、「産出量および生産性の増大に急速かつ直接に貢献する資本投資支出のみに厳しく重点がおかれなければならない。住宅、教育、福祉、その他の計画はこのことに間接的にしか貢献しない[24]」。したがって政府投資は圧縮され、金融政策に対しては復興金融金庫の新規貸出の停止などが行なわれた。ドッジ計画は全般的な引締政策ではなく、選択的な引締政策であった。

資金循環のタームでいえば、ドッジ計画は貯蓄・投資の事前的均衡を図るように貯蓄を拡大するだけでなく、経済内部の部門間バランスの型を変更しようとしたものと解釈することができる。すなわち、それは政府部門を資金不足部門から資金均衡部門（ないし資金過剰部門）に転換させ、海外援助による対外部門の資金過剰と、家計部門の資金過剰とが、企業部門の資金不足を賄うような生産拡大型のバランスを生み出そうとするものであった。以上のような意味で、ドッジの安定化の政策手段はなによりも財政政策と金融政策であった。

第二に、それでは九項目の中にも含まれ、従来の政策運営の柱でもあった統制にはどのような評価と地位が与えられるのであろうか。右のドッジの文章にもあるように、インフレーション下の価格統制が逆にインフレ効果をもつとすれば、当然にドッジ計画はこれに対して否定的見解を意味するはずであろう。ドッジは来日後一カ月たった三月七日に初めて記者会見をしたが、そのさい「貴方が述べたことは、日本の物価を世界水準に漸次的に調整するという意図を示しているが、それは物価統制やその他の統制を漸次的に解くことを意味するのか」という問いに対して、「今は回答できない」と答えている。しかし、さらに「貴方が勧告した計画は統制を緩和するよりも、経済を統制するものではないのか」という質問に対しては、ドッジは「われわれの第一義的なアプローチは健全な財政および金融政策を

用いるものでなくてはならない。イギリスがやっているような大幅な統制をいま行なうという考えはよくないだろう」と返答している。[25] 事実、彼の構想の中ではもっぱら財政と金融が主要な比重を占めており、物価統制や物資統制は問題外であったといえよう。しかし、単一為替レートの設定による経済安定という全体構想の中で考慮すれば、価格メカニズムの復活こそは、ミクロ的側面におけるドッジ計画の特質であるといわなければならない。

第三。自立を究極の目標とした「経済安定九原則」は単一為替レートの設定を「貨幣的安定計画の中心的手段」とするものであって、九つの施策そのものはそのためのいわば環境づくりの役割を果たす附帯的措置であった。これが為替レート設定と九つの施策との関係について、ヤング報告がとった解釈であるし、アメリカ政府による九原則の中間指令がとった表現でもあった。ドッジ計画は両者の関係についてどのような理解をしていたであろうか。

単一為替レートとしての一ドル・三六〇円の決定は、超均衡予算の編成および復興金融金庫の新規貸出停止と並んで、ドッジ計画の一つの柱をなしている。為替レート設定の意義を彼は次のように述べている。「現状に基づいたレートを計算することはあまり困難なことではないが、それがすべての問題ではない。そのほかに考慮しなければならない他の要素がある。単一の正式のレートを設定することと、設定されたのちにそのレートを維持していくこととは別のことがらである。[26]」つまり、設定された為替レートを通じて輸出入が均衡し、経済自立が達成されることが必要であり、そのために九原則に示されたような補足的安定化措置がとられなければならないのである。商品別・輸出入別の複数為替レートから単一為替レートに切り換えること自体が、ヤング報告が強調したように、ディス・インフレ的効果をもつということも否定できないが、ドッジの場合には、単一為替レートを維持することは経済に対してもっと永続的な安定の要請を課すものととらえられていた。

第四。占領軍の管理下にあり、アメリカの経済援助に依存していた日本経済にとって、安定化政策は経済自立化の

手段であった。安定によって経済の合理化を促進し、合理化された経済を基礎にして生産と輸出の拡大を図り、経済援助を必要としない状況を実現することが目標とされたのである。しかし現在のところは、援助が不可欠であった。アメリカとしてはこの援助の効率性が問題であった。この観点がドッジ計画を特色づける見返資金特別会計という制度的措置を生んだ。

「生産能力および生産性を高めることによってのみ、対外赤字をなくすことができる。外国からの援助は最も生産的な用途に向けられなければならず、さもなければきりのない補給金となってしまう。[27]」したがって援助資金は曖昧な形で処分されるのではなく、政府予算の中に明示的に記録され、有効な用途に使われなければならない。最初日本側が考えたように、援助資金に当たる貿易資金特別会計の黒字を輸出入価格補給金に向けるやり方は、ドッジによって否定され、見返資金特別会計が新設された。「見返資金は援助輸入品の売上を通じて経済の所得の流れ（または租税）によって賄われている。したがって、見返資金を投資または国債償還に向けることは総通貨供給を増やすことにはならず、その意味でインフレ的ではない。[28]」そして輸入補給金は税金から一般会計を通じて交付することが命ぜられ、輸出補給金は禁止された。輸入補給金を一般会計から交付すべきであるという意見は、ヤング報告において勧告されていた。ドッジは、これらの補給金制度を「架空で不自然な価格関係を生む[29]」として批判した。

ドッジは最初の記者会見において、日本経済は両足を地につけておらず、実力以上の生活をしていると評した。それはあたかも竹馬に乗っているようなもので、一方の竹馬はアメリカの対日援助であり、他方は補給金制度であるという。補給金制度は価格統制の支柱であったから、これをなくそうというドッジの政策は価格機構の作用に対して明確な認識をもっていたといわなければならない。二本の竹馬の比喩は、ドッジの財政・金融による安定化政策が第一に経済の自立と第二に価格機構の復活を日本にもたらすことを狙いとしていたことを物語っている。

(1) 「経済安定九原則」の発動過程については、大蔵省財政史室『昭和財政史—終戦から講和まで—』第三巻、三九九—四〇九ページ、および第一二巻、三二九—三三ページを参照。
(2) "Objectives set forth in Interim Directive of the United States." (一九四八年一二月一九日のマッカーサー元帥から吉田首相宛ての手紙に付されたもの)(「スートランド文書」・大蔵省資料Z七〇三—二〇)。
(3) 「マーカット少将との定例会見記録」(大蔵省渉外特報、第一一四号、昭和二三年一二月二二日・大蔵省資料Z五〇八—七)。
(4) 「スートランド文書」大蔵省資料Z七〇三—二〇。
(5) Program to Achieve Economic Stabilization in Japan Pursuant to Interim Directive of the United States Government, 29 January, 1949. (「ドッジ・ペーパー」・大蔵省資料Z七一一—一)。この文書には署名がないが、経済科学局においてまとめられたと考えられる。
(6) 経済企画庁所蔵資料。
(7) 物価庁『物価統制資料集』第一分冊、昭和二五年一二月、三四—三七ページ。
(8) 戦後の為替レート制度の推移については、『昭和財政史—終戦から講和まで—』第一五巻、「国際金融・貿易」、三五七—九四ページを参照。
(9) 「一$=四〇〇円の一本建為替レートが設定された場合に価格体系に起る変動の予測」経本物価局、昭和二三年一二月二〇日(経済企画庁所蔵資料)。
(10) 物価庁『物価統制資料集』第一分冊、三一一—一六ページ。
(11) 大蔵省資料Z七二一—一一〇。
(12) 経済企画庁戦後経済史編纂室『戦後経済史(経済安定本部史)』昭和三九年、一六八—六九ページ。『朝日新聞』昭和二四年一月二〇日。
(13) 経済復興計画委員会特別小委員会、石川一郎「説明資料」昭和二四年一月一一日(経済企画庁所蔵資料)。
(14) 同前。
(15) 同前。
(16) 経済復興計画委員会『経済復興計画委員会報告書』第三部、「経済復興計画ができ上るまで」、昭和二四年五月三〇日、一

一〇ページ。
(17) 経済企画庁所蔵資料。
(18) 「経済復興計画の取纒めについて」特別小委員会・綜合幹事会、昭和二四年三月二四日(同前)。
(19) 「復興計画立案の前提条件」昭和二四年三月二五日(同前)。
(20) ドッジとワシントンおよび司令部との関係についての事実的経緯は、次のものに詳しく述べられている。大蔵省財政史室『昭和財政史—終戦から講和まで—』第三巻、四〇九—四一四ページ。
(21) 同前、四一一ページ。
(22) J. M. Dodge, Comments on the Inflation Problem. (「ドッジ・ペーパー」・大蔵省資料Z七一一—六)。この文書の日付はないが、これは一九四九年六月、国務省のマクディアミッド Orville J. McDiamid に送られている。
(23) ドッジの声明、昭和二四年三月七日(「スートランド文書」・大蔵省資料Z七〇三—二二)。
(24) 前掲 J. M. Dodge, "Comments."
(25) ドッジ記者会見記録、昭和二四年三月七日(「スートランド文書」・大蔵省資料Z七〇三—二二)。
(26) 前掲ドッジの声明。
(27) 前掲 J. M. Dodge, "Comments."
(28) 同前 J. M. Dodge, "Comments."
(29) 予算案に関するドッジの声明、昭和二四年四月一五日(「スートランド文書」・大蔵省資料Z七〇三—二二)。

第三節　価格政策の転換

一　価格体系調整の方針

「経済安定九原則」の意味内容を確定し、その具体的実施計画を立てる仕事は、ドッジの指導によって二四年度予算の編成という形を通じて行なわれた。二四年三月から四月にかけてドッジ計画が確定すると、二三年五月ごろから始まった賃金安定計画、「経済安定十原則」、および「経済安定九原則」という一連の漠然とした安定化政策の路線は、一挙に明確な輪廓を与えられることになった。そしてこの間模索を続けてきた価格政策もドッジ計画に即応する形で決定をみたのである。次の文書[1]は物価庁内部において価格体系調整の方針を定めたものであるが、ドッジ計画の精神を汲み入れて立てられた最初のものである。

価格体系調整方針（部長会議決定、二四、三、二八）

単一為替レートの設定に伴い、企業三原則及び経済安定九原則に従い現行価格体系に再検討を加えることとし、次の方針によつてこれを実施する。

一、基本方針

(1) 単一為替レートの実施に伴い生ずる国際価格との鞘寄は、現行物価水準の変更を最少限度に止めることをその目標とする。

(2) 国内要因により、又は輸入物資に対する価格調整のために必要な補給金（以下単に輸入補給金という）の全部又は一部を

支給しないことによつて生ずる価格の調整は、必要やむを得ないものであつて、且現行価格水準に重大な影響を及ぼさない限度においてのみ行うこととする。

(3) 操業度上昇を見越し得るものについては、価格の引下を極力図るものとする。

(4) 価格の調整が必要已むを得ない場合であつても、各生産段階において企業努力、原単位の向上その他企業の合理化等によつて吸収を図るのみならず高次製品の段階においては、終局的に価格の引上とならないように努めるものとする。

(5) 現在価格調整補給金を交付している物資については、年度途中においてもその交付の要否及び交付の方法を検討し、常にその削減に留意するものとする。

〔註〕補給金単価の切下は、関係官庁との連絡の下に次のような考慮に従い、一定のプランに基き累進的にこれを行う。

(イ)生産の増加によるコストの切下。　(ロ)能率向上のための合理化。　(ハ)資材の優先割当による生産の集中。

(ニ)インフレ促進とならない限りの消費者価格の引上。

(6) 単一為替レートの実施等による物価への影響を防止するための物価統制を一層強化すると共に、重要生産及び生計費に重大な影響を及ぼさない物品の価格統制はこれを廃止することとする。

二、価格形成方針

基本方針に従う価格形成方針は次のとおりとする。

(1) 輸入品及びそれと同種の国内品の価格形成

(イ) 単一為替レートの実施を期とし、輸入品の払下価格は原則としてレート換算価格とする。

輸入補給金は一般会計よりこれを支出するものとする。但し、輸出品用原材料となるものに対しては原則としてこれを交付しない。

(ロ) 輸入品及びそれと同種の国内品の国内公定価格は

(a) 輸入補給金を全額支給するものにあつては、現行公定価格に据置き

(b) 輸入補給金の全部又は一部を支給しないものにあつては次の諸点、即ち

1 当該物資の輸入数量と国内産数量

2 当該物資の輸出品、バリテイ物資、生計費物資、重要生産資材の生産に対する緊要度

3 当該物資の需要の緊要度

4 当該物資に対する価格統制技術上の難易等を物品毎に勘案して、次の五つの形態に分つこととする。

1 レート換算価格を公定価格とするもの。

2 現行公定価格に据置くもの。

3 プールした価格を公定価格とするもの。

4 当該輸入品については、レート換算価格を公定価格とし、国内産の価格は現行公定価格に据置き、二本建価格とするもの。

5 以上の何れにも属しない新調整価格を定めるもの。

〔註1〕 特に重要物資の生産及び生計費に重大な影響を及ぼさないものに限り、その価格統制の廃止を考慮する。

〔註2〕 単一為替レートが実施される迄は、四月一日より左のレートによつて本要領を実施する。

(イ) 現行PRが三三〇円以下の輸入品は、そのレートを三三〇円として計算する。

(ロ) 現行PRが三三〇円を超えるものは

(a) 前記本文の調整形態が決定するまでは現行PRによる。

(b) その調整形態が決定した日以降は、三三〇円として計算する。

(ハ) 公団取扱品、輸出品原材料及び自由価格品並びに補給金支給物資は、そのレートを三三〇円として計算する。

(2) 輸出品及びそれと同種の国内品の価格形成

(イ) 輸出品の輸出価格は、単一為替レートの実施を期とし、原則として自由価格とする。

単一為替レートの実施のために、輸出困難となる輸出品に対しても輸出補助金は支給しない。

(ロ) 輸出品及びそれと同種の国内品の国内公定価格は、

(a) 現行公定価格がレート換算価格よりも低いものは、現行公定価格に据置くことを原則とし

1 その後の特別の事情の変化等によつて、更に国内公定価格を引下げ得る状態に至つたものは、諸般の情勢を勘案してその引下をも考慮する。(例えば大幅に輸出差益がでるものの如き)

2 特に重要物資の生産及び生計費に重大な影響を及ぼさないものは、諸般の情勢を勘案して

(Ⅰ) これをレート換算価格に近づけるか、

又は

(Ⅱ) その価格統制の廃止を考慮する。

(b) 現行公定価格がレート換算価格よりも高いものは、現行公定価格をレート換算価格に近づける。

〔註〕 生産力乃至能率を向上せしめ、以て生産費を切下げ国際価格との接近を図らせるためには次の措置をとるべきである。

(Ⅰ)設備の改善　(Ⅱ)技術の指導　(Ⅲ)企業形態生産様式の改良　(Ⅳ)資材の優先割当、集中生産制の採用　(Ⅴ)能率改善の指導　(Ⅵ)食糧の増配　(Ⅶ)これらを助成するための金融

(c) 輸出品の輸出価格を自由価格とし、これを同種の国内品について価格統制を行うことによつて生ずることのあるべき輸出差益については、別に定める「輸出差益処理要領」による。

(d) 輸出品生産のための原材料の価格統制は、次の場合に限りその廃止を考慮する。

1 生産品及びその生産のために使用される原材料の需給統制がほゞ確実に遂行し得られるものであつて、

2 且、そのために他の物資の生産に重大な影響を及ぼさないもの、

〔註〕単一為替レートが実施される迄は、四月一日より左のレートに従い本要領を実施する。

(Ⅰ)繊維以外の輸出品は四二五円　(Ⅱ)繊維品にあつては、三三〇円又は四二〇円

(3) 国内品の価格形成

(イ) 鉄工業生産品の価格算定の基礎は原価計算による。原価計算上留意すべき点は次のとおりである。

(a) 基本的態度

企業努力、原単位改善、能率の向上、集中生産その他企業合理化並びに原材料の割当増加の見地、操業度の上昇を図り価格引下を厳重に検討する。

(b) 操業度

操業度測定の基点は、昭和二十三年十一月（業種により明らかに不適当であるときは他の適当な月）とし、その対照は昭和二十四年度生産計画量の一〇〇%とする。

(c) バルクライン及びウエイテッドアバレッヂ

報告書査定後の計算に対して、バルクラインは七五%とするが、(a)の基本的態度及び諸般の情勢を勘案の上、更に引下げ得るものにあつては、できるだけこれを引下げる。

基準価格は原則としてそのパーセンテージ内の要素別加重平均（テレスコープ法）によつて算定するものとするが、品目によつてこれがとり得ないものであるときは、当該品目に最も適切な算定方法によることとする。但し(a)の基本的態度はあくまで考慮さるべきものとする。

(d) 原単位

(b)の操業度測定方法によつて、操業度の上昇を測り得るものにあつては、その操業度修正によることとし、コスト引下の措置を講ずる。

(b)の操業度測定方法によつて、操業度の上昇を測り得ないものにあつては、新しい資料に基いて更に厳密に検討を加

えるが、その時はなるべく理論数値に近づかせるようにする。

(e) 織込賃金

(b)の操業度修正により得るものは、織込賃金総額はすべて現行補正価格に織込んだものとする。

(b)の操業度修正により得ないもの及びこれを適当でないとするものについては、昨年十一月の実際支払賃金を基準賃率とし(d)の原単位の第二項によつて厳密に検討された原単位を用いて賃金総額を計算する。

(註) この場合個別原価計算を用いる製品にあつては、賃金総額は直接及び間接賃金の合計額とし、本文の原則は一般管理費中の賃金給料についても適用する。

(f) 固定費

(b)の操業度修正によつて、固定費は極力これが低下を期途する。

(註) 操業度修正によるコスト引下をとる場合においては、労務費は固定費的に取扱うこととなる。従つて個別原価計算をとる製品はその間接賃金が固定費的となり、一般管理費中の賃金給料は何れの場合たるを問はず固定費的取扱いとなる。

(g) 福利費

福利費は法定福利費共、原則として織込賃金総額の一〇%とする。

(h) 原材料費

内外の値上要因によつて原材料費の高騰を来す場合であつても、極力吸収余力の発見に努めるものとする。

購入部品にして公定価格の存するものは、その段階において吸収を図り更に引下をも留意する。

その価格統制を廃したことによつて、内外の値上要因のため著しく値上りするために、当該物品の価格引上が(a)の基本的態度にもかゝわらず已むを得ない状態に立至るときには再統制を考慮する。

ストックを勘案してその単価を算出する場合は、当該産業の実情、価格差益徴収の適否等を考慮して算出するものと

する。

(i) 租税公課

取引高税、指定生産資材割当手数料、ガソリン税（その他新設せられるかも知れない一切の間接税及び地方税）の影響は考慮しないものとする。

組合費等であつて、法令に根拠のないものは算入しない。

(j) 減価償却費

減価償却費は、再評価しない帳簿価格により定額法で算出する。

(k) 未稼働設備等の費用

未稼働設備及び遊休設備に関する費用（減価償却費を含む）は原則として算定しない。

復元に関する費用（減価償却費を含む）も、右の趣旨に照して特に検討する。

大修繕及び大改造に関する利子以外の費用は繰延資産に計上し、已むを得ないものに限つて適当年限の償却費を算出する。

(ロ) パリティ計算

(a) 農産物等については、パリティ計算方式による。

(b) 米及び麦については、農業の特殊性及び現在の供出制度にかんがみて、従前の通り調整措置を購ずる。

(4) 公団経費

公団経費の算定は、別に定める公団経費算定要領による。

(5) 綜合判断

以上の計算の結果について、その生産の緊要度、生計費等に対する影響の重要性を勘案して、次の諸点を考慮して更にその検討を行う。

(イ) 一、基本方針の(3)及び(4)並びに二、価格形成方針の(3)国内品の(イ)の(a)(b)(d)(e)及び(f)の基本方針及び基本作業によつて得た結果を、更に一、基本方針の(3)及び(4)の趣旨に省みて再検討し価格の切下に極力努めるものとする。

(ロ) レート換算価格を超える輸出品及びそれと同種の国内品は極力レート換算価格に近づける。レート換算価格に満たないものは、現行公定価格に据置くことに努め、二、価格形成方針に従つても、なお内外要因によつて値上りを来すおそれのあるものは、極力値上りを来さないようにする。

(ハ) 類似又は関連品目との釣合を検討し、品質不良のものが品質優良なものよりも、高い価格とならないように、品質不良なものの価格引下に努める。

三、価格調整補給金

(1) 価格調整補給金は、その重要性を再検討し、その種目を削減すると共に、操業度上昇によるコストの引下を十分検討し、補給金の節減を図る。

(2) 年度中途においても、著しく操業度が上昇したときは、補給金単価の切下を図る。

(3) 補給金の各品目別の額及び補給金の支給方法、並びに補給金切下の方法等については、別に定める価格調整補給金支給要領による。

四、実施期日

この基本方針は単一為替レートの実施を待たず、来る四月一日から実施するものとする、その場合における単一為替レートは、二、価格形成方針の(1)及び(2)の各末尾の「註」に記載した暫定換算率によることとする。

五、実施方法

(1) ウエーブの組み方、司令部の承認を必要とする品目、承認を求めるための添付書類に関しては、昭和二十三年六月の補正価格作業要領に用いたものによる。

(2) 司令部の承認を求めようとするときは、事前に必ず第一部長、その留守にかゝるときは総務課長に連絡するものとし、連

絡がないときは、渉外課長又はその課員から直ちに連絡するものとする。

(3) 告示書類には、起案用紙の次に、一定の様式による一覧表を必ず添附するものとする。その添附様式は総務課において作成し、配付するものとする。

この文書は新しい物価政策のための内部的マニュアルの総論に当たるものであるが、ここで注目すべき内容は次のような諸点である。①輸入補給金はこれまでの構想と違って一般会計から支出することとし、その範囲を縮小する。②輸出補給金の構想は放棄する。③価格形成に当たって、輸出および輸入の両面を通じて国際価格が影響するようになった。④価格上昇圧力は企業合理化によって吸収することが強く要請されていて、今回は全般的価格改訂という方向をとらない。⑤そのため安定帯の水準を戦前価格水準の何倍にするという発想をとらない。従来は安定帯概念と結びついて価格補給金制度がとられたが、今回はその制度は輸入価格の上昇に対する防壁として利用されることになる。⑥そして従来の安定帯物資に対する価格調整補給金は単価を切り下げるか廃止する。⑦これまでどういう形態をとるべきかについて動揺を繰り返していた賃金統制の計画は、いっさい不必要となった。

次に一般向けとしては、「経済安定九原則の実施に伴う物価政策の方針」[2]（昭和二四年四月一九日）が発表されて、ドッジ・ライン下の価格政策が実行過程に入った。先の文書と内容が若干重複するが、次に引用する。

経済安定九原則の実施に伴う物価政策の方針（昭和二四、四、一九　政府発表）

第一　基本方針

経済安定九原則及び企業三原則の趣旨に則り、物価を可及的に低い水準において安定せしめることを以て基本方針とする。

第二　具体的措置

一、輸入換算率及び為替レート設定に伴う措置

(1) 輸入換算率及び為替レート設定に際しては、輸入物資中食糧その他特定の重要基礎物資に対し昭和二十四年度において一般会計より総額八三三億円を限り輸入補給金を支出することゝし、国内物価に及ぼす影響を可及的に緩和する措置を講ずる。

但し、輸入補給金支出に当つては、極力その節約を図る。

(2) 輸入補給金を交付しない輸入物資の払下価格は為替レート設定迄は原則として輸入換算率で換算した価格とし、為替レート設定後はレート換算価格とする。

(3) 輸入品及びこれと同種の国産品の国内公定価格については

(イ) 輸入補給金を全額交付する物資は原則として、現行公定価格に据置く。

(ロ) 輸入補給金の全部又は一部を支給しない物資については、当該物資の　(A)輸入数量と国内産量　(B)輸入価格と国産価格　(C)重要度　(D)需給状況等を勘案し、次の区分によりその価格を定める。

(A) レート換算価格（為替レート設定迄は輸入換算率で換算した価格以下同じ）を基準とする公定価格を定める。

(B) 現行公定価格に据置く。

(C) 輸入品については、レート換算価格を基準とする公定価格を定め、国産品の価格は現行公定価格に据置き二本建価格とする。

(D) 輸入品と国産品とをプールした価格を公定価格とする。

(4) 輸出品の輸出価格は、為替レート設定を期として自由価格とする。為替レート設定に伴い輸出困難とする輸出品に対しても輸出補給金は支給しない。

(5) 輸出品と同種の国産品の国内公定価格については

(イ) 現行公定価格がレート換算価格より低いものは、原則として現行公定価格に据置くが、特に重要物資の生産及び生計費に重大な影響を及ぼさないものは、これをレート換算価格に近づける。

（ロ）　現行公定価格が、レート換算価格よりも高いものは、公定価格をレート換算価格に近づける。

二、重要基礎物資に対する措置

重要基礎物資については、操業度の上昇その他によるコストの切下を見込み、その生産者価格は極力これを引下げるよう努めると共に、その消費者価格は特定のものを除き、原則として現行公定価格に据置く。

三、その他の物資に対する措置

(1)　輸入補給金を交附しない輸入原材料物資の値上りその他の事由に基く価格の切上は、真に必要已むを得ないものに限る。

この場合においても、その影響は各生産段階における操業度の向上、企業努力その他企業合理化により極力これを吸収せしめることとし、高次製品の段階においては、価格引上とならないよう努力する。

(2)　需給バランス、操業度等諸条件が等しく改善向上する物資等については、積極的に価格の引下を行う。

四、価格形成方針

(1)　鉱工業品の価格形成に当つては、従来通り原価計算を基礎とする。

但し

（イ）　原価計算の実施に当つては、従来の方式に再検討を加え、原単位の改善、操業度の上昇、企業努力、集中生産、企業合理化等を適正に見込むこととする。

なお企業三原則により、賃金の上昇による価格の改訂は行わない。

（ロ）　原価計算の結果、算出された価格についても需給関係及び物資の重要度等を勘案して総合的再検討を加えてこれを調整し、特に効用に応ずる適正な価格を設定するよう努める。

（ハ）　なお、鉱工業品の価格につき、従来個別価格又は集団価格を採つていたものは、成可くこれを集団価格又は単一価格に定めるよう考慮する。

(2)　農産物等の価格については、従来通りパリティ計算方式による。

但し、その基礎資材等については引続き再検討を加えることとする。

なお、米、麦及び雑穀その他の代替品については我国農業の特殊性及び現在の供出制度に鑑み、従前通り遡及して価格の調整措置を講ずる。

五、価格調整補給金に関する措置

(1)　価格調整補給金については、国際価格の現状及び国内物価水準との関係を考慮して、従来の支出種目に再検討を加え、これを削減すると共に操業度の上昇によるコストの低下を見込み、補給金単価の減額に努め、昭和二十四年度分として総額一、〇〇二億円を計上する。

(2)　価格調整補給金支出産業については常にその実績を検討し極力価格調整補給金の節減を図る。

ドッジ計画は以上のように価格統制に新しい観点を導入しただけではなく、価格統制そのものを解体の方向に向けることになった。次の文書はこの方針を確定したものである。(3)

一部の物品に対する価格統制の廃止について（二四、四、二六　物一、総、二四、五、一八　部長会議決定）

一、単一為替レートが設定せられ、これによつて貿易庁の輸入品払下価格も輸出品買上価格も決定されることとなり、戦時経済からこのかたの封鎖的経済から解き放たれて、開放的経済体制へ移行することとなつたわけであるが、このために自由経済における経済原則が色濃く浸透して来ることとなつた。

これに即応して、価格統制も、右の経済原則の浸透にもかかわらず、なおこれを必要とする重要生産及び日常生活に重大な影響を及ぼす物品を除いて需給のバランスがとれており、又は行政事務に過重な負担を与える割には実効の挙らない物品について、価格統制を停止又は廃止することとした。

二、右の意味においてその価格の統制を停止又は廃止しようとする物品は、次の事由を有すると共に、価格統制の停止又は廃止

によつて重要生産及び日常生活に甚大な影響を及ぼさないものである。

A　需給関係上、価格統制の継続の実益が乏しくなつたもの

（例）

1　供給過剰のもの（国民の購買力の限度より見て相対的に供給過剰となる見込のものを含む）

2　需給関係がほゞ安定の状態に達しているもの（国民の購買力の限度より見て相対的に需給安定の見込あるものを含む）

3　取引件数又は取引金額が僅少のもの

（註）以上については、パリテイ物資についても特別の考慮を加えたい。

B　物品の性質より見て価格を統制する実益に乏しいもの

（例）

1　特別の注文によつて生産されるもの。

2　需要者が特定少数の者であるもの。

3　製作に高級な技術を要するもの又は価格統制の結果、品質の低下を来し本来の用途に供し得なくなるおそれのあるもの。

C　価格の統制が技術的に著しく困難なもの。

（例）

1　規格が極めて雑多なもの。

2　取締が極度に困難なもの。

D　その他

（例）

1　重要物資の生産又は日常生活に重大な影響を及ぼさない物品であつて、輸出振興のために価格統制を廃止することを

可とするもの。

2　資材の配給統制が解除されたために、価格統制の実益が乏しくなり、又は技術的に困難となるもの。

3　以上のような特別の事由がなくても、生産費又は生計費に著しい影響を与えないもの。

三、然し、次の事由のあるものについては、価格統制を停止又は廃止しない。

A　基礎物資及び基礎的役務

B　価格統制の廃止によつて重要資材の生産又は生計費に重大な影響を及ぼすもの。

C　厳格な配給統制がなお存続するもの。

D　原材料の割当を行つているもの。

E　他の重要物資と競合関係にあるか、又は他の重要物資の生産に重大な関係を有するもの。

F　重要作物と密接な関係にあるもの。

四、価格統制の停止というのは、統制額を定めた告示とは別の告示で統制額を定めた告示の効力を一定期間停止するものであつて、その期間を経過すれば当然効力を停止されたその告示の効力が、前のとおりに復活するものである。

このように一定期間統制額のない状態において見てその間における価格の変化を勘案した後に、或はそのまゝ引続き統制額を廃止し或は再び従前の通りの統制額ある状態におこうとする試みに外ならない。

二　昭和二四年四月価格体系

政府は二四年の価格改訂作業を、一部物資についての「価格の調整的補正」[4]と呼び、全般的な価格改訂ではないとした。しかし四月から鉄鋼、化学肥料、ソーダ、石油、鉛、亜鉛、主要食品類などの価格改訂が次々と実施されたの

表5-7　昭和24年4月価格体系　（単位：円）

品目	24年4月価格	23年6月価格
（Aグループ）		
鉛地金（トン）		
生産者価格	80,810	80,810
消費者価格	80,910	59,103
補給金	0	21,707
電気亜鉛（トン）		
生産者価格	73,000	58,030
消費者価格	73,000	46,237
補給金	0	11,793
アルミニウム（トン）		
生産者価格	152,675	150,470
消費者価格	155,000	116,195
補給金	0	34,275
（Bグループ）		
銑鉄製鋼用（トン）		
生産者価格	12,520	14,070
消費者価格	3,600	3,600
補給金	9,700	11,480
鉄鋼薄板（トン）		
生産者価格	26,450	30,160
消費者価格	14,690	14,690
補給金	11,760	15,470
鉄鋼棒鋼（トン）		
生産者価格	17,020	18,450
消費者価格	10,120	10,120
補給金	8,600	11,180
硫安（トン）		
生産者価格	18,799	19,766
消費者価格	12,794	12,794
補給金	8,973	9,940
ソーダ灰（トン）		
生産者価格	16,200	20,300
消費者価格	11,105	11,105
補給金	7,646	11,684
苛性ソーダ（アンモニア法）（トン）		
生産者価格	27,600	35,600
消費者価格	18,702	18,702
補給金	11,680	20,097
（Cグループ）		
鉄鉱石（トン）		
輸入価格	5,144	
払下価格	2,250	2,252
（Dグループ）		
揮発油（キロリットル）		
消費者価格	32,900	15,000
綿糸（20番手）（1梱）		
生産者価格	66,239	20,897
綿織物（天竺）（1反）		
生産者価格	2,200	940
毛糸（梳毛糸36番双糸）（1ポンド）		
生産者価格	867	248
菜種油（16.5キロ）		
生産者価格	3,653	919
（Eグループ）		
砂糖（100斤）		
統制機関販売価格	3,352	4,531

出所：物価庁『物価統制資料集』第1～第4分冊，経済安定本部物価局『物価要覧』昭和27年7月．

であって、この作業は従来の二一年三月体系、二二年七月体系、二三年六月体系に匹敵する内容をもち、二四年四月体系と呼んでよいものである。しかも二四年四月価格体系はこれまでの一連の価格統制と比べて甚本原理を異にするものであった。改訂の方式をいくつかのグループに分け、表5-7において具体的に価格改訂の状況を例示的に説明しよう。[5]

（Aグループ）　従来安定帯物資として価格補給金を受けていたもので、今回補給金を廃止し、それに応じて生産者価格を引き下げ、消費者価格を引き上げる。このグループに属するのは、鉛、亜鉛、アルミニウムである。非鉄金属として補給金を継続したのは銅のみである。

（Bグループ）　残りの安定帯物資については、補給金単価を引き下げ、それに応じて生産者価格を引き下げる。ただし、石炭（特定産業向）補給金はそのままとする。消費者物価は不変とする。これに含まれるのは、鉄鋼、肥料（硫安、尿素、石灰窒素、過燐酸石灰）、ソーダ（ソーダ灰、苛性ソーダ）、銅、の五種類である。

（Cグループ）　輸入補給金の交付されるものは、食糧および飼料（小麦、小麦粉、雑穀、米、大豆、大豆粕および油、食用油脂、粉乳、糖蜜、飼料、その他）、肥料（硝安、カリ塩、燐鉱石、骨粉、硫化鉱）、重要原材料（石炭、銑鉄、鉄鉱石、黒鉛、石綿、コプラ）、繊維（綿花、ラミー、黄麻、マニラ麻、椰子皮繊維）、その他（生ゴム、屑ゴム、タンニン原料、クラフトパルプ、ワットル樹皮）である。

輸入補給金を与えられない輸入品の価格は、これまでに比して円安な一本為替レートが設定されたために上昇せざるをえない。輸入品と同種の国産品がある場合、価格の調整の仕方には次のようなD～Hのような異なった方法がある。

（Dグループ）　主として輸入に依存している品目は、輸入ドル価格に三六〇円レートをかけたものをそのまま公

定価格とする。原油、綿花、羊毛、さらにそれらを原材料としてつくられる石油製品、綿製品、羊毛製品などが例である。これらの価格は輸入品に鞘寄せられて当然著しく上昇する。

（Eグループ）　輸入品と国産品の価格をプールする。その例は砂糖、カーボン・ブラック、アセトンなど。砂糖輸入は砂糖消費税が免ぜられて約三割安となり、国内品とプールされた。

（Fグループ）　輸入品の価格と国産品の価格とを別々に定め、二本建とする。搾油原料がその例で、搾油の上で油脂製品の価格がプールによって計算される。そのほか、クラフト・パルプ、パルプ材など。

（Gグループ）　国内価格に一本化される。輸入の有無が不確定で、輸入価格の安いもの。染料など。

（Hグループ）　輸入品の価格を統制しないで自由価格とする。現在公定価格がないもので、銀、ニッケル、籐、など。

なお余談めいてくるが、上述のCグループに入っている棉花は綿花輸入のすべてを指すのではない。当時、綿花輸入の円・ドル交換比率は一ドル七六円（製綿用）ないし八一円（綿紡用）であった。[6] 三三〇円レートに定めると、綿花について総額四〇〇億円程度の輸入補給金が必要となった。金額が大きすぎるので、結局やめることになったが、奇妙にも一五億円だけ綿花補給金が残った。司令部が妥協の数字としていわば思いつきのような形で漁網に補給金を出すことに決めたからである。綿花と並んで、マニラ麻、タンニン原料、ワットル樹皮などが掲げられているのも網の材料としてである。[7]

三　価格補給金制度の変革

これまでにも二四年四月の価格改訂に伴う価格補給金の問題については、たびたび触れてきたが、ここで二四年度の当初予算・補正後予算および実績を総括して掲げると表5-8のとおりである。二三年度の補給金の補正後予算は六二五億円であったが、二四年度の生産増加によって標準的予算は九三〇億四〇〇〇万円とみなされた。それに対して主計局の査定額は七〇〇億円であった。[8] これは安定帯物資に対する補給金であるが、司令部案はこれを一〇〇〇億四〇〇〇万円にふくらませ、さらに輸入補給金八三三億円を追加した。前年度からの繰越が一五〇億円あって、司令部案は一九八七億円となった。[9] 安定帯物資補給金を二〇〇〇万円へらし、輸入塩補給金を加えて、二〇二二億円の予算ができ上がった。

表5-8　価格調整補給金予算および実績（昭和24年度）

（単位：百万円）

区分	当初予算	補正後予算	実績
安定帯物資補給金	115,200	102,349	97,928
石炭	41,382	22,535	21,675
鉄鋼	46,836	48,691	46,375
非鉄金属	3,203	1,803	1,803
肥料	21,280	26,817	25,625
ソーダ	2,499	2,503	2,450
輸入補給金	83,300	73,151	68,586
食糧および飼料	40,604	47,798	45,349
肥料	11,862	13,317	11,878
工業用原料	20,401	5,886	4,716
繊維，その他	10,434	6,150	6,643
輸入塩補給金	3,700	3,700	3,700
合計	202,200	179,200	170,214

（注）　各安定帯物資の補給金額（予算・実績とも）には，前年度物資分総額150億円の補給金が含まれている．

出所：物価庁『物価統制資料集』第1分冊，127—28ページ．

二四年度の価格補給金にはいくつかの新しい点が含まれている。

第一は、輸入補給金の新設である。すでに述べたように、従来、輸出入価格と国内価格との差は貿易資金特別会計において賄われ、「みえざる補給金」が支払われていたが、そのような不明確な資金利用は廃止され、輸入価格補給金を一般会計から支出することになった。二三年度における「みえざる補給金」は一〇〇〇億円を超えるといわれている。[10]

表5-9　価格調整補給金の相対的規模

年　度	実績額（百万円）	対一般会計歳出決算（%）	対政府支出（%）	対国民総生産（%）
昭和21	9,011	7.8	10.7	1.9
22	22,511	10.9	9.1	1.7
23	62,499	13.5	11.6	2.3
	(162,499)	(35.2)	(30.1)	(6.1)
24	170,213	24.3	24.6	5.0
25	60,161	9.5	9.6	1.5

（注）昭和23年度のかっこ内は見えざる補給金1,000億円を加算した場合の計数.

出所：実績額は経済安定本部物価局『物価要覧』昭和27年7月，25ページ，他は『昭和財政史—終戦から講和まで』，第19巻「統計」27，164ページの計数により算出.

第二は、二一年度以降の価格補給金の規模を、一般会計歳出決算、国民所得ベースの政府支出、国民総生産に対する比率で表わすと、表5-9のように二四年度は著しく高い。しかし、これは従来の「みえざる補給金」をあらわにした結果であって、それ以前の数字と連続的ではない。かりに二三年度について「みえざる補給金」を一〇〇〇億円と想定し、それを加えると、二三年度の比率はいずれも二四年度のものより高くなる。事実、二四年度の補給金はできる限り圧縮することを方針としており、補正予算において当初予算を削減したのは初めてである。かくして補給金の相対的規模は二三年度においてピークに達し、二四年度から補給金単価の切下や補給金の廃止を通じて減少の過程に入ったということができる。

第三。二三年度ないし二四年度にみられるように、価格補給金が国民総生産の五～六%に相当するというのは、きわめて異常な事態である。国民経済計算が示すように、補給金の額だけ市場価格表示の国民総生産は要素価格表示のそれよりも低くなる。これが低物価政策の意図するところである。しかしこの補給金の財源をどこに求めるかによって、その経済的意味は変わってくる。もしドッジ計画におけるように、企業および家計の所得から税金をとり、これを補給金に当てるならば、結局は企業および家計の所得が補給金という支出項目に向けられたことになり、企業や家計は全体としては高物価を負担したことになるのであって、低物価は表面だけのことにすぎない。もちろん表面的な低物価は誰が租税を負担したかに応じて、再分配効果をもつで

あろう。しかし全体としては所得と支出とが対応し、インフレ要因は生まれない。他方、従来のように貿易資金会計において「みえざる補給金」の形で支出が行なわれ、その会計の資金不足が日銀借入によって償われていたり、一般会計から補給金が支払われたとしても、政府支出自身が日銀借入によって賄われている場合には、補給金支出は新しい購買力を経済に注入し、インフレ圧力を増すことになる。経済安定化にとって重要なのは補給金の規模よりもその財源であって、ドッジ・ラインのもとで補給金の性格は目にみえない形で転換を遂げたのである。

第四に、二四年度において特殊補給金が全廃された。特殊補給金は二三年度にはストライキ解決の便法として賃金引上を賄う資金として援用されたが、これは「賃金三原則」に明白に抵触するものとして廃止されたのである。しかしこのような賃上げ補給金なるものがあったとしても、もし補給金が税金から支払われるならば、団体交渉によってではなく、政府を通ずる所得の再分配によって賃金引上を賄ったということになり、必ずしもインフレ的ではない（再分配の結果、賃金が高い支出性向をもつという点を別とすれば）。

（1）物価庁『物価統制資料集』第一分冊、三七—四一ページ。
（2）同前、四一—四三ページ。
（3）同前、四八—五〇ページ。
（4）物価庁「価格の調整的補整について」昭和二四年四月一二日（経済企画庁所蔵資料）。
（5）物価庁『物価統制資料集』第一～四分冊、昭和二五年一二月。経済安定本部物価局『物価要覧』昭和二七年七月。
（6）物価庁前掲書、二七ページ。
（7）渡辺喜久造・高橋俊英口述「終戦直後の物価政策—特に価格調整補給金について」昭和二七年七月一五日（「戦後財政史口述資料」・大蔵省資料Z一〇四—八）一八—二二ページ。
（8）大蔵省主計局「昭和二四年度一般会計歳入歳出概算」昭和二四年二月二二日（大蔵省資料、Z五〇一—二八）。
（9）大蔵省主計局「昭和二四年度総予算案」昭和二四年三月二二日（同前）。

(10)　物価庁前掲書、一二五ページ。

第六章　統制撤廃の過程

第一節　補給金削減問題

一　補給金撤廃の効果分析

ドッジ・ライン施行の過程における価格政策の中心問題は、補給金の削減ないし撤廃であった。価格統制は補給金に依存していたから、補給金の撤廃は同時に価格統制の撤廃を意味した。そしてこれは価格機構の正常化をめざすものであって、ドッジ計画の中では有効需要の引締というマクロ面での特徴と並んで、重要なミクロ面での特徴をなした。価格機構の復活は資源配分方式の変革を意味し、経済体制を一新するだけの意義をもつからである。

すでに述べたように、二四年度予算には二〇二二億円の価格補給金が計上されていたが、これは基礎的物資の消費者価格を低位に維持するための安定帯物資補給金と、為替レート一本化に伴う輸入価格の急激な上昇を緩和するための輸入補給金とから成っていた。ドッジによって竹馬の足と評されたこれらの価格補給金は、二四年度中においてす

でに削減の努力を強いられたのである。財政にとっては、一般会計予算の三〇%近くにのぼる補給金を少しでも削減することが望ましかった。大蔵省は次のような補給金削減の方針を打ち出し、[1] 二四年度補正予算において物価庁は価格調整費について減額修正を強いられることになった。

価格調整費の節減に関する件（昭和二四、五、一六　閣議決定案）

昭和二十四年度価格調整費の実行に関しては左の方針に従ひ其の弾力的且つ徹底的縮減を図るものとする。

一、安定帯物資価格調整費及び輸入物資価格調整費

(イ) 価格調整費の機能に再検討を加へ左に掲げる安定帯物資及び輸入物資の用途に就ては価格調整補給金の支出を取止めること。

(1) 公価よりは寧ろ需給条件に依つて価格の抑制せられる傾向のある物資又は公価なき最終製品の生産に直接又は間接に使用せられる安定帯物資等に就ては其の消費者価格の調整を廃止し、関連産業の合理化を需給の自然的調節機能に委すこと。

(2) 生活必需物資に非る消費材の材料価格を調整することとなる価格調整補給金の交付を廃止すること。

(ロ) (イ)の検討の結果尚本来の機能を保持すると認められる用途に就ては最終消費に至る過程に於ける高次企業の合理化等を勘案し補給金の廃止又は補給単価の可及的削減を図ること。

(1) 一本レートの円安に決定せる結果輸出価格に相当の吸収力があること。

(2) 本年度に於ける一般の生産水準の上昇は約二五%であり固定費及び原単位に於て相当の生産費節約が可能であること。

(3) 企業管理部内には戦後の労働条件の変化を考慮するも尚相当の過剰労働力の存在すること。

(4) 集中生産其の他生産機構の改編により生産者価格の相当の切下が可能であること。

(5) 現在の統制機構下に於ては重要物資に関して輸送費が企業経理から無関係となつて居る結果かゝる中間経費に節約さるべき冗費の存在すること。

二、前年度安定帯物資等価格調整費

昨年下半期に於ける生産条件が公価決定当時（昭和二十三年六、七月）の予想に比較し甚しく有利となりたる結果、安定帯物資の生産者価格に生じたる余裕に就ては之を国庫に還元せしめる如く措置すること、但し昨年十二月以降に於ける六六・三六%の賃銀引上に必要なる源資は之を除外すること。

一、による価格調整費の節減は実施可能のものより漸次之を行ひ第三・四半期始より共の全面的節約を実行し得る如く準備を整へること。

尚、農業パリティの内容が現在農業生産の実状と甚しく乖離せる点に鑑み共の修正を併せ行ひつゝ価格調整費の節減に依つて生ずる影響を考察すること。

価格調整費の財政支出に占むる割合の大きさ及びその節減の本年度予算の実行に及ぼす影響に鑑み今後における安定帯物資及輸入補給金の支出対象物資の決定及び当該物資の生産者及び消費者価格の決定については物価庁は事前に充分大蔵省と協議すること。

表6-1　安定帯物資補給金の支給率

（単位：%）

区分	22年度	23	24
特産向石炭	52	79	70
製鋼用銑鉄	54	72	73
鋳物用銑鉄			61
鋼材	42	50	46
電気銅	36	43	44
鉛	31	26	—
電気亜鉛	28	20	—
蒸溜亜鉛	31	22	—
アルミニウム	—	22	—
硫安	23	47	41
石灰窒素	42	57	49
過燐酸石灰	41	55	47
ソーダ灰	37	51	41
液体苛性ソーダ	3	37	26～38
固体苛性ソーダ	5	28	32～37

（注）支給率は補給金単位を裸消費者価格で割ったもの．

出所：22，23年度は経済安定本部財政金融局「安定帯物資価格と補給金」昭和24年1月．24年度は経済安定本部総裁官房調査課『物価と賃金の推移』第4版，昭和24年7月．

しかし他方、補給金の撤廃は激しい物価の騰貴を招くのではないかという懸念が残されていた。撤廃の方向に向かうべきことは明らかであったが、撤廃がどのような効果をもつかについてあらかじめ分析が必要であった。この分析もこれま

表6-2　輸入補給金の支給率(24年度)

(単位：%)

米	54	燐鉱石	55
大麦	38	マニラ麻	74
小麦	43	原棉	78
小豆粉	48	黄麻	77
とうもろこし	45	苧麻	72
高粱	45	鉄鉱石	67
大豆	41	銑鉄	88
食用油脂	49	石炭	44
脱脂乳	73	黒鉛(土状)	56
糖蜜	44	黒鉛(鱗状)	70
落花生	58	石綿	32
大豆粉	57	ワットルバーク	79
大豆粕	59	ワットルエキス	59
飼料	88	生ゴム	58
硝安	67	屑ゴム	65
加里	71	コプラ	57

(注)および出所：前表と同じ.

表6-3　昭和24年5月現在価格対戦前(昭和9—12年)価格倍率　(単位：倍)

区分		倍率
安定帯物資7品目	消費者価格	110
〃	裸消費者価格	220
非安定帯物資18品目	消費者価格	192

出所：経済安定本部総裁官房調査課『物価と賃金の推移』第4版，昭和24年7月.

表6-4　アメリカの国内価格に対する倍率(昭和24年5月現在)　(単位：%)

区分	比率	区分	比率
石炭(特産向け)	40	硫安	62
銑鉄(鋳物用)	34	ソーダ灰	100
鋼材(19ミリ棒鋼)	36	苛性ソーダ(固体)	86
銅	58		

出所：前表と同じ.

での価格改訂の経験を基礎にして行なうことができた。これが物価庁において二四年度に入ってから始められた作業であり、コーエン作業とも呼ばれる。

その前に補給金がどの程度の規模で支払われていたかをみると、安定帯物資および輸入補給金の対象物資について表6-1および表6-2のような支給率がえられる。これは各物資の補給金単位を裸消費者価格で割ったものである。裸消費者価格とは、生産者価格（公団買取価格）に諸掛（運賃、販売業者手数料、公団経費）を加えたものである。安定帯物資補給金は二四年度において単価引下があったとはいえ、依然として四〇ないし七〇%に達している。輸入物資についても同様である。このような高率の補給金の支給によって、これらの物資の消費者価格は他の物資に比べて低位に維持されてきた。主要生産財二五品目について価格の対戦前倍率を求めた当時の資料を引用すると、安定帯物資七品目（特産向石炭、鋳物用銑鉄、鋼材、硫安、ソーダ灰、苛性ソーダ、銅）と、その他の非安定帯物資一八品目について表6-3のとおりである。

すなわち補給金がなければ二二〇倍に上昇するはずのものが一一〇倍に抑えられていたのである。また三六〇円で換算した場合、安定帯物資の消費者価格はアメリカの国内価格に比較して絶対的に低位となっている。やはり右の資料によると、表6-4のとおりである。

表6-5　補給金撤廃の影響(コーエン作業)　(単位：%)

撤廃する補給金 品目	撤廃する補給金 種類	農業パリティー上昇率	生計費上昇率	消費財価格上昇率
食糧	輸入	—	1.84	5.03
銑鉄鋼材	安定帯	4.87	1.40	4.33
ソーダ	安定帯およびソーダ向石炭	—	0.02	0.07
石炭	安定帯および輸入	6.81	2.07	6.41
銑鉄	〃　〃	3.53	1.27	3.94
肥料	〃　〃	7.60	0.90	2.40
その他	輸入	0.31	0.07	0.20
合計		23.12	7.57	22.38

出所：物価庁『物価統制資料集』第一分冊，昭和25年12月，322ページ.

このように国内的にも国際的にも低位に維持された価格は、補給金の撤廃によって大幅に上昇することが予想された。ごく単純に考えて、補給金を削減しただけ価格が上昇するとみれば、価格上昇率は四〇%の支給率の品目について一・七倍、七〇%の支給率の品目について三・三倍となろう。しかし投入産出関係を通ずる波及があるため、上昇率はもっと大きくなるはずである。このような波及効果の計算を行ない、生計費や物価水準に及ぼす影響を解明しようとしたのが、コーエン作業であった。

コーエン作業の概要を述べると次のとおりである。[2]

(一)　二四年度予算の補給金支払計画を前提として、主要食糧、肥料、鉄鋼、銅、ソーダ、石炭、銑鉄、その他の主要物資別に、安定帯物資補給金および輸入補給金を、二四年七月ないし一〇月に撤廃すると想定する。

表6-6　補給金撤廃の影響　（昭和9～11年＝1）

品目	現行消費者価格	裸消費者価格	安定帯補給金撤廃の場合の累積効果	輸入補給金撤廃を含めた場合の累積効果	実効価格（昭24.4）	闇価格（昭24.6）
石炭（特産向）	91	270(3.0)	296(3.1)	315(3.3)	175(1.8)	378(4.2)
銑鉄（鋳物用）	104	282(2.7)	418(4.0)	1,237(6.9)	115(1.1)	145(1.4)
鋼材（19ミリ棒鋼）	110	203(1.8)	393(3.6)	596(5.4)	132(1.2)	146(1.3)
硫安	110	199(1.8)	282(2.6)	314(2.9)	134(1.2)	1,270(11.5)
銅	135	240(1.8)	240(1.8)	240(1.8)	135(1.0)	119(0.9)
ソーダ灰	110	186(1.7)	199(1.8)	199(1.8)	112(1.0)	264(2.4)
苛性ソーダ（固体）	110	167(1.5)	204(1.9)	204(1.9)	121(1.1)	173(1.6)

（注）　かっこの中の数字は現行消費者価格に対する倍率.
出所：経済安定本部総裁官房調査課『物価と賃金の推移』第4版，昭和24年7月.

(二) そのことによって、補給金単価だけその物資の消費者物価が上昇すると想定する。

(三) この第一次的価格上昇は原材料使用の関係を通じて工業品価格に波及し、また農業パリティー指数を通じて農産物価格に波及する。このような一般的波及効果の主要なものについて計算がなされたあと、農業パリティー、生計費、および消費財価格への効果がまとめられる。それを要約したのが表6－5である。

これによると、補給金の一挙撤廃は生計費の七％以上の上昇、農業パリティーおよび消費財価格の二三％程度の上昇をひき起こすということになる。

コーエン作業との関係は明らかではないが、経済安定本部官房の報告書の中に、補給金撤廃後における補給金支給物資そのものの価格上昇率の推定がある。表6－6にそれを示すと、補給金の撤廃によって価格が現行の裸消費者価格にまで上昇したと想定した場合、さらに波及効果によって価格が上昇し、その結果最終的な値は現行の闇価格を超えるというケースが多くみられる。しかしこれはおかしな話であって、補給金問題は改めて別の観点から見直す必要がでてきたのである。

二　補給金問題の変貌

二三年半ばから闇価格の横這い傾向が始まったことはすでに指摘したが、ドッジ計画の進行の中で闇価格の絶対水準がはじめて低下するようになった。生産財の闇価格は二四年二月に、消費財の闇価格は二四年四月にそれぞれピークを記録し、その後低下に転じた。闇・公定価格倍率も二四年九月には生産財について二・〇倍、消費財について一・九倍となった。こうした指標の動きの背景として、ドッジ計画による購買力の圧縮が価格を弱含みにさせていたことは明らかである。

このようなデフレ的状況のもとで、補給金を撤廃した場合、上述の原価積立方式が示すように補給金単価の撤廃分だけ市場価格が上昇することは期待できない。各物資の補給金支払額は、補給金単価に生産量を掛けたものであるが、この額が政府から企業に支出されなくなった場合に、補給金単価だけ市場価格を引き上げることが可能になるためには、右の額だけの追加購買力が政府に代わってでてこなければならない。デフレ基調の中で、これを期待できないとすれば、需要側からみて価格引上は困難となるのである。したがってコーエン作業などの補給金撤廃の効果分析は、ただちに現実に意味のある数字を示すものではなかった。もちろん当時においても、このことはよく理解されていた。「（このような作業の――引用者）結果画かれる価格体系は、おそらく現実に取引される価格体系とはかなりかけ離れた架空のものとなるおそれが多分に想像される。」[3]

補給金政策はインフレーションの状況において低物価の維持のために政府が企業や家計の支出の一部を負担するというものであったが、以上のようなデフレ的情勢のもとでは補給金は新しい別個の機能をもつようになっていた。そ

れは政府が企業に対して購買力を保障するという機能である。当時これが最も顕著に現われていたのは銅である。先の表6－6にも示されているように、需給関係から銅の闇価格は公定消費者価格を下回っているのに、補給金を含む生産者価格はそれらを大幅に上回っていた。このような場合の補給金は非能率的産業への助成にほかならない。

したがってこの時期における補給金の撤廃に当たって問題となるのは、物価上昇の危険よりも企業倒産の危険であった。補給金の削減に対して追加購買力を期待するのではなく、企業みずからの合理化による費用引下によって対処しなければならなかったが、それには限度があるから、業界は補給金撤廃に強く反対した。当時物価庁第一部長であった渡辺喜久造はのちに次のように述べている。(4)

「業界の抵抗は相当強かったですね。需要が多くて供給が少い間の価格調整補給金は、業界はどっちかというと撤廃して欲しい。というのは、撤廃すればどんどん高く売れて役人にお辞儀する必要もない。ところがそういう状況にある間はこっちとしては切りたくない。切れば上るにきまっている。けれども今度は物価庁の見地から言うと、そろそろ生産が復興して、補給金が操業奨励金に転換する状況がある。たとえば補給金を二万円出している。従って補給金を切った。生産が開始して供給がふえて来ると、それを切ってもとても二万円は上らない。せいぜい一万四、五千円か一万八千円ぐらいしか上らないという見通しが出て来る。（中略――引用者）ということになると業者は反対して来る。（中略――引用者）これはあえて補給金だけでなく、公定価格もそうです。こういう関係で、業者が公定価格を撤廃してくれと言って来たらはずせない、置いてくれと言うときにははずせる。」

この話は価格補給金問題の変質を巧みに表現している。こうして補給金撤廃によって、物価は補給金単価分だけ上昇することはないにしても、若干は上昇せざるをえないし、企業経営に対する配慮も不可欠であった。現実的な方策としては、段階的に補給金をへらし、撤廃にもっていくということであった。

さて、このときの補給金撤廃問題は政治的観点からいっそう広範な新しい意味合いを与えられた。二四年五月シャ

ウプ使節団が来日し、税制政正問題に取り組んだ。これに対処するに当たって、当時の日本政府、とくに大蔵大臣池田勇人は租税負担を引き下げるため所得税の減税に積極的であった。そして減税の財源として注目されたのが、一般会計歳出の三〇％近くを占める価格補給金であった。ドッジの承認をえてすでに二四年度予算に計上されていた価格補給金を年度途中において減額修正することになったのは、価格補給金を竹馬の足とみるドッジの精神に忠実であったからではない。むしろそれを逆手にとって、減税をかちとろうとする日本政府の思惑が補給金減額に圧力をかけたのである。

この問題について池田蔵相の覚書が残っている。(5) 彼はそこで減税の条件を示し、減税の正当性を主張している。第一の条件は、減税が国民所得の単なる再配分の範囲を超えないこと（いいかえれば国民の純生計費を引き下げるものではないこと）、第二の条件は、減税が国家予算の均衡を破壊しないことである。価格補給金の削減を財源とする減税はこれらの条件をみたすものであった。ドッジが、価格補給金は租税によって裏付けられていなければならないと規定した論理からすれば、価格補給金の削減は減税を正当化する。要するに、国民が直接に企業に対して支出する代りに、租税を政府に支払い、政府が企業に支出するというのが租税の裏付けのある補給金である。補給金の削減は租税の削減を伴うことによって支出のルートを変更するにすぎない。したがって補給金削減と減税との組合せは、補給金減少による購買力の低下をくい止め、相殺的な追加購買力を保障することになろう。池田蔵相は、二四年度中に補給金を三五〇億円節減し、それによって減税三一〇億円を実現しようと考えたのである。その覚書は「要約すれば、最も重要な点は、減税は政府の補給金削減長期計画の必要欠くべからざる部分であるということである」と結んでいる。

こうして価格補給金の削減問題は、減税の問題を媒介として「シャウプ勧告」に対する日本側の一つの期待を形成することとなった。しかしアメリカ側は、ドッジですらこの日本側の要請を好意的には受け取らなかった。援助する

国としては、援助される国が減税をするのを理窟抜きにして快く感じなかったし、安定化政策の一環としての税制改正において税率や税収の引下の要請は、問題の重点を置き換えた議論としか映らなかったのである。(6)

三　削減の過程

二四年度の当初予算に予定された価格補給金は二〇二二億円であったが、そのうち輸入補給金八三三億円は為替レートを三三〇円と想定して計算されたものであった。そのさい、輸入額は九億五〇〇〇万ドルと想定され、現行の輸入平均換算率は一六三円であったから、想定よりもさらに円安の三六〇円レートの設定により、輸入円代金は、九億五〇〇〇万ドルに一九七円を乗じてえられる額一八七二億円だけ増大する。しかし三三〇円レートの想定の場合には、この額は一五八七億円ですむはずであった。もちろん輸入補給金はこの全額に対して支払われるのではなく、八三三億円となった。この割合（約五二％）を一八七二億円に適用すると、輸入補給金は三六〇円レートの場合には、九八二・六億円となるべきであろう。

このように輸入補給金の不足問題が発生したが、補給金を増額させることなく、当初予算の枠の中でのみ支出することになった。(7) したがって、輸入補給金は実質的には一四九・六億円だけ節減したことになったのである。

そればかりでなく「シャウプ勧告」への期待という別の推進力も加わって、二四年度の当初予算に予定された価格補給金そのものが補正予算において減額修正された。当初予算は上述のように二〇二二億円であったが、この中から二三〇億円の節減が図られ、実行ベースではさらに八九億八六〇〇万円の削減が行なわれた。合計三一九億八六〇〇万円の削減であり、当初予算の一五・八％が削減されたことになる（五二九ページ表5－8）。

もっとも当初は補給金節減額は大蔵省主計局案で四二〇億円、物価庁案で二〇五億円であったが、(8) 物価庁の歩み寄りによって三五〇億円の削減が九月一六日の閣議決定によって計画されていた。(9) その程度の補給金削減によって、生計費は三―四％上昇すると見込まれた。(10) その後、運賃の引上、輸入食糧の増加などによって、削減額は物価庁の案に近くなり、最終的には二三〇億円となった。

表6-7　安定帯物資補給金単価推移（昭和24年度以降）

（単位：円）

品目	期間	裸消費者価格（A）	消費者価格（B）	補給金単価（A－B）
1 石炭（特産向）	24. 4. 1―24. 9.15	3,345	1,000	2,345
2 鉄鋼				
製鋼用銑鉄	24. 4. 1―24. 4.11	15,080	3,600	11,480
	〃 4.12―〃 9. 6	13,300	3,600	9,700
	〃 9. 7―〃 12.31	17,000	7,400	9,600
	25. 1. 1―25. 6.30	18,360	9,750	8,610
	〃 7. 1―〃 10.27	17,740	11,880	5,860
	〃 10.28―〃 11.21	16,300	12,600	3,700
	〃 11.22―26. 3.31	20,300	16,600	3,700
棒鋼（19ミリ）	24. 4. 1―24. 4.11	21,300	10,120	11,180
	〃 4.12―〃 9. 6	18,720	10,120	8,600
	〃 9. 7―〃 12.31	23,000	13,760	9,240
	25. 1. 1―25. 6.30	25,540	18,000	7,540
3 肥料				
硫安	24. 4. 1―24. 4.11	22,734	12,794	9,940
	〃 4.12―〃 9. 1	21,767	12,794	8,973
	〃 9. 2―〃 12.31	24,045	12,794	11,251
	25. 1. 1―25. 1.13	24,045	15,352	8,693
	〃 1.14―〃 2.28	23,993	15,352	8,641
	〃 3. 1―〃 3.31	23,993	17,272	6,721
	〃 4. 1―〃 7.31	22,525	17,272	5,253
4 ソーダ				
ソーダ灰	24. 4. 1―24. 4.11	22,789	11,105	11,684
	〃 4.12―〃 9. 5	18,751	11,105	7,646
	〃 9. 6―25. 3.31	21,277	16,400	4,877
	25. 4. 1―〃 9.30	18,938	16,400	2,538
5 非鉄金属				
銅	24. 4. 1―24. 9.30	181,060	102,014	79,046

出所：経済安定本部物価局『物価要覧』昭和27年7月，34，37ページ．

表6-8　価格補給金の支給期間

Ⅰ　安定帯物資補給金

品目	支給期間	価格統制廃止時期(備考)
1. 石炭	a)	24.9.15廃止
2. 鉄鋼	b)	
銑鉄	22. 7.12—26. 3.31	26. 3.31停止，27. 2.27廃止
鋼材	〃 —25. 6.30	25.6.30廃止
半製品	23. 7.11— 〃	〃
鋳鉄管	〃 — 〃	〃
3. 化学肥料		
硫安	22. 7. 6—25. 7.31	25. 7.31停止，26.11.30廃止
石灰窒素	〃 — 〃	〃　〃
過燐酸石灰	〃 — 〃	〃　〃
4. ソーダ		
ソーダ灰	22. 7.12—25. 9.30	26. 4. 1停止，26.11.30廃止
苛性ソーダ	〃 — 〃	〃　〃
5. 非鉄金属		
銅	22. 8.13—24. 9.30	24.10. 1廃止
鉛	〃 —24. 3.31	24. 9. 2廃止
電気亜鉛	〃 — 〃	〃
蒸溜亜鉛	〃 — 〃	〃
アルミニウム	〃 — 〃	24.10. 1廃止
6. 国産原油	21. 7. 1—22. 3.31	統制続行中（27年7月現在）

(注)　a)石炭価格調整費の支給期間は次の三つに分けられる．
①生産者損失補償金(21. 4. 1—22. 7. 5)
②石炭買取補償金(15.10. 1—21.12.20)
③特定産業向石炭価格調整補給金(21.12.21—24. 8.15)
b)昭和22年7月の安定帯物資価格調整補給金以前の鉄鋼価格調整費は次のとおり．
①鉄鋼価格平衡資金(21. 8.11—21.11.30)
②鉄鋼損失補償補給金(22. 4. 1—22. 7.11)

この段階で注目されるのは、終戦後経済再建のための超重点産業として巨額の価格補給金および復金融資が与えられた石炭産業に対して、二四年八月一五日をもって特定産業向石炭補給金が打ち切られ、価格統制および配給統制が撤廃されたことである。他の物資についても、数カ月刻みで補給金単位の引下が行なわれた。代表的な安定帯物資の補給金単価の圧縮の状況を補給金廃止の時期にまで

Ⅱ　輸入補給金

品目	支給期間	価格統制廃止時期(備考)
1. 食糧		
小麦	24. 4. 1—29. 3.31	間接統制続行中(27年7月現在)
小麦粉	〃 — 〃	〃 (25. 4. 1以降殆んど輸入せず)
玉蜀黍	〃 —26. 2.28	26. 3. 1(25. 7. 1以降 〃)
大麦	〃 —29. 3.31	間接統制続行中(27年7月現在)
マイロ	〃 —26. 2.28	26. 3. 1(25. 4. 1以降輸入せず)
米	〃 —29. 3.31	統制続行中
大豆	〃 —25. 9.31	26. 3.31(但し公団手持は26. 4. 1)
イースト用糖蜜	〃 — 〃	統制なし
大豆粕	〃 —25. 3.31	26. 3. 7
菜種粕	〃 — 〃	〃
ふすま	〃 — 〃	25. 4.27
米糠	〃 — 〃	26. 1.17
飼料用種子	〃 — 〃	〃
ライ麦	〃 —25.10.31	25.11. 1(25. 4. 1以降輸入せず)
玉蜀黍澱粉	〃 —25.12.31	統制なし(〃)
サゴ澱粉	〃 — 〃	〃 (〃)
粟	〃 —26. 2.28	26. 3. 1(〃)
タピオカ澱粉	〃 —25.12.31	統制なし(〃)
豆類	〃 —26. 2.28	26.3. 1 (〃)
2. 肥料		
硝安	24. 4. 1—25. 7.31	25. 8. 1
加里塩	〃 — 〃	〃
燐鉱石	〃 —25. 3.31 25. 8. 1—26. 7.31	25. 3.31廃止
硫化鉱	24. 4. 1—25. 3.31	26. 3.29停止，27. 2.27廃止
3. 工業用原料		
石炭	24. 4. 1—24. 9.15	24. 9.15廃止
銑鉄	〃 —25. 3.31	26. 3.31停止，27. 2.27廃止
鉄鉱石	〃 —25. 6.30	26. 3.31廃止
4. 繊維		
棉花	24. 4. 1—24.11.30	26.10.18停止，27. 2.27廃止
ちょ麻	〃 — 〃	25. 2.13廃止
マニラ麻	〃 — 〃	27. 3.11廃止
5. その他		
生ゴム	24. 4. 1—24.10. 1	25. 4. 6廃止
屑ゴム	〃 — 〃	〃
タンニン・エキス	〃 —24.11.30	
ワットル・バーク	〃 — 〃	

出所：経済安定本部物価局『物価要覧』昭和27年7月，38—40ページ．

わたって掲げると、表6－7のとおりである。

二五年度予算の編成に当たっても、削減の努力が進められた。「昭和二十五年度予算編成方針」[11]（昭和二四年八月六日閣議決定）の中では、この件に関して次の記述がある。

二　価格調整費の削減と統制の改廃

(1)　内外の物価情勢に即応しつ価格調整補給金を大幅に削減し、企業の自主化を促進する。

(2)　主食輸入物資その他需給の逼迫している最少限度の物資を除き、生産配給及び価格に関する統制を大幅に撤廃又は緩和すると共に、とくに公団その他統制機構を徹底的に整理改善し財政負担の軽減に資する。

二五年度の補給金概算査定額は八二五億円であって、[12] これは二四年度の支出実績額に比べて四八・五%にすぎなかった。当初予算は九〇〇億円となった。

二五年度価格調整費の特徴は、年度内に補給金が全廃されることを目標としていることである。しかしその後、補正予算において、補給金廃止の時期を早めたり、補給金単価を下げることによって二六〇億円の節減が図られた。支出実績額ではさらに三八億円余の節減が行なわれた。かくして二五年度の支出実績額六〇一億六一〇〇万円は二四年度に比べて三五・三%となった。金額的にみて三分の二の削減である。

二六年度にくい込んで補給金が支払われたものは安定帯物資にはなく、輸入補給金の対象としての食糧だけとなった。ただ燐鉱石に対しては二六年七月末まで支出された。二六年度の補給金総計は二二五億円に減少した。

主要物資に対する価格補給金の支給期間を要約したのが表6－8である。[13]

表6-9　公定価格上昇倍率

区　　分	基準年月	卸売財産価格	小売公定価格
21年3月体系	21. 2—21.12	2.05倍	3.61倍
22年7月体系	22. 6—23. 4	2.55	2.75
23年6月体系	23. 5—24. 3	2.16	2.31
24年4月体系	24. 3—25. 1	1.24	1.08

出所：大蔵省財政史室編『昭和財政史—終戦から講和まで—』第19巻「統計」42，43ページ，日本銀行統計局『東京小売物価指数（大正11年～昭和42年）』昭和43年，6ページより算出.

四　物価の動向

以上のように、二四年四月以降の価格改訂は、為替レートの設定に伴う価格体系の国際化の要請のもとで、価格補給金を取り除くという仕事を中核とした。生産者価格と消費者価格との差を埋めるために、生産者価格を引き下げることも行なわれたが、主として消費者価格の引上が行なわれた。それに加えて、輸入価格と国内価格との差を埋めるために、国内の生産者価格および消費者価格の上昇が不可避であった。このような二重の価格上昇要因にもかかわらず、この価格改訂の全般的影響は予想以上に小さなものであった。表6－9において、二一年三月価格体系、二二年七月体系、二三年六月体系、およびこの二四年四月体系をとり、価格改訂の行なわれる直前の月と、価格改訂がほぼ一巡し終わった九カ月後とを比較し、その間の公定価格上昇倍率を示した。生産財の場合にも消費財の場合にも、価格改訂のたびに上昇倍率は小さくなっているが、二四年以前には二倍を超えるのがつねであった。しかし二四年の改訂では上昇は一〇～二〇%程度にとどまった。

物価上昇率が予想以上に小さかったことの理由として、いくつかのものが考えられる。第一に、すでに述べたように、闇物価は二三年末ごろから横這い傾向に入っていたが、表6－10が示すように、二四年の厳しいドッジ計画によるデフレーションの進行の中ではじめて低落の過程に入った。闇消費財物価（日

表6-10　物価の動き（昭和21年3月—25年6月）

年　月	日銀公定卸売物価（A）	日銀公定小売物価（B）	日銀闇消費財物価（C）	物価庁非配給物価（D）	日銀闇生産財物価（E）	総理府実効消費財物価（F）	日銀実効生産財物価（G）
（物価指数）							
21. 3	100.0	100.0	100.0	100.0	—	—	—
6	136.6	170.7	102.6	103.6	—	—	—
9	165.9	185.7	87.8	104.6	100.0	100.0	—
12	188.2	235.3	113.3	114.0	129.8	106.2	—
22. 3	202.8	259.0	155.1	185.3	201.1	147.5	100.0
6	275.1	306.4	213.8	246.3	282.4	211.9	124.8
9	557.2	474.4	243.9	319.9	369.7	283.6	197.2
12	697.7	786.3	284.7	370.8	403.4	297.7	224.4
23. 3	725.4	876.0	329.6	425.4	456.5	342.9	230.0
6	785.1	936.4	387.8	448.6	463.2	370.6	256.0
9	1,425.9	1,618.2	379.6	454.1	475.4	453.1	417.7
12	1,566.5	1,825.6	392.3	463.9	483.8	481.9	430.4
24. 3	1,648.5	1,907.4	403.6	506.4	477.6	528.2	457.1
6	1,751.5	1,943.8	408.7	518.6	450.0	520.9	490.3
9	1,815.1	2,140.5	374.0	489.3	391.2	529.9	501.7
12	1,831.8	2,013.2	334.2	469.4	363.1	506.8	526.1
25. 3	1,902.1	1,872.7	271.9	422.2	326.2	482.5	537.1
6	1,926.4	1,855.4	244.9	370.2	315.3	467.8	532.5
（対前年同月・上昇率）							
22. 3	102.8	159.0	55.1	85.3	—	—	—
6	101.4	79.5	108.5	137.7	—	—	—
9	235.9	155.5	177.9	205.9	269.7	183.6	—
12	270.7	234.2	151.4	225.4	210.9	180.3	173.2
23. 3	257.7	238.2	112.5	129.6	127.1	132.6	130.0
6	185.4	205.6	81.4	82.1	64.0	74.9	105.2
9	155.9	241.1	55.6	42.0	28.6	59.8	111.8
12	124.5	132.2	37.8	25.1	19.9	61.9	91.8
24. 3	127.3	117.7	22.4	19.0	4.6	54.0	98.8
6	123.1	107.6	5.4	15.6	△ 2.9	40.5	91.5
9	27.3	32.3	△ 1.5	7.8	△ 17.7	17.0	20.1
12	16.9	10.3	△ 14.8	1.2	△ 24.9	5.2	22.2
25. 3	15.4	△ 1.8	△ 32.6	△ 16.6	△ 31.7	△ 8.7	17.5
6	10.0	△ 4.5	△ 40.1	△ 28.6	△ 29.9	△ 10.2	8.6

（注）（A）（B）（C）（D）は21年3月＝100，（E）（F）は21年9月＝100，（G）は22年3月＝100を基準にして算出．

出所：（A）（C）（D）（F）（G）は大蔵省財政史室編『昭和財政史—終戦から講和まで—』第19巻「統計」，42, 43, 47, 62, 63, 66ページ．（B）は日本銀行統計局『東京小売物価指数（大正11年～昭和42年）』昭和43年，6ページ．（E）は同『卸売物価指数（明治20年～昭和37年）』昭和39年，442ページにより算出．

銀）のピークは二四年四月、非配給消費財物価（物価庁）のピークは同じく二四年四月、闇生産財物価のピークは二四年二月であった。

第二に、これまで公定価格は低位を維持しながらも、闇物価との格差を縮小するように引き上げられてきたのであるが、ドッジ計画の過程で格差はほとんど解消するに至った。そしてこの格差の解消は公定価格の撤廃をも意味した。二四年三月に、闇・公定価格比率は消費財および生産財の双方についてともに二・八倍であったが、二五年六月には、消費財について一・三倍、生産財について一・二倍となった。公定価格が上述のようにわずかな上昇しかしなかったのに対して、闇・公定価格比率がこのように下落したのは、闇物価が低下したためである。要するに、デフレ圧力の中で公定価格が上昇することを阻まれ、また公定価格そのものが廃止されたのである。

第三に、補給金削減の影響が価格に転嫁されなかったという場合、一部分は企業経営に対する打撃となったが、一部分は企業合理化による費用の引下によって吸収された。

（1）大蔵省資料Z五〇一—三一。
（2）物価庁『物価統制資料集』第一分冊、昭和二五年一二月、三二一—四〇ページ。
（3）経済安定本部総裁官房調査課「最近における物価の動向」昭和二四年六月三〇日（経済企画庁所蔵資料）。
（4）渡辺喜久造口述「終戦直後の物価政策—特に価格調整補給金について」昭和二七年七月一五日（「戦後財政史口述資料」第八分冊）四二—四四ページ。
（5）大蔵省資料Z五〇一—四三。「大蔵大臣池田勇人覚書」（日付けなし）と題するこのメモは、大蔵省財政史室編『昭和財政史—終戦から講和まで—』第七巻、「租税(1)」の巻末付属資料として掲載されている。
（6）価格補給金、減税および「シャウプ勧告」をめぐる経緯については、前掲書、第七巻、四四七ページ以下を参照。
（7）「輸入物資に対する補給金調整に関する件」昭和二四年五月二五日閣議決定（物価庁前掲書、五〇ページ）。
（8）主計局「昭和二四年度価格調整費節減案（第三案）」昭和二四年六月一八日、物価庁「価格補給金漸減案」物三統資第四

○号、昭和二四年六月二八日（大蔵省資料Z五〇一―四三）。
(9) 「補給金節減案」昭和二四年九月一六日閣議決定（物価庁、二四・九・一五、GAS第六号）（総理府所蔵「公文類集」昭和二四年、財務二三）。
(10) 大蔵省主計局「補給金削減案の影響」昭和二四年八月一七日（大蔵省資料Z五〇一―四三）。
(11) 大蔵省主計局編『予算決算資料』第一輯、一八三―八六ページ。
(12) 「昭和二五年度一般会計概算査定額重要事項別前年度比較表」昭和二四年一〇月一四日閣議決定（大蔵省資料Z五〇一―三二）。
(13) 経済安定本部物価局『物価要覧』昭和二七年七月、二五ページ。

第二節　朝鮮戦争前夜まで

一　民間貿易への移行

経済の正常化を国際経済への適応を通じて図るという方法は、たんに為替レートの設定に終わるものではなかった。貿易取引そのものが従来の政府管理から解放され、民間移管が行なわれなければならなかった。二四年一〇月二八日、司令部は貿易の民間移管を発表し、従来の政府管理方式は廃止され、輸出は二四年一二月一日より、輸入は二五年一月一日より民間に移管されることになった。このような民間貿易の再開は物価統制に対して技術的問題を提起したのであって、統制撤廃を促進する要因として働いた。

貿易政策の転換については、二四年九月、アメリカ国務省のフリール Ormond Freile 極東貿易課長を団長とする米国国際貿易顧問団が来日し、また一〇月には、西ドイツ合同輸出入機関理事長ローガン Willam J. Logan が来日し、それぞれ司令部に対して勧告を提出していた。いずれも官僚統制を廃止し、民間貿易取引への移行を基調とするものであった。これらの勧告はいずれも採択され、「外国為替及び外国貿易管理法」（昭和二四年一二月一日法律第二二八号）が貿易方式の転換を示すものであった。(1)

物価統制との関係において重要なのは輸入である。従来、輸入については政府貿易を通じて輸入補給金を与えたり、政府機関においてプール計算を行なったりして、価格を定めており、輸入価格と国内価格とは直接交渉をもたな

い状態にあった。民間輸入が行なわれることによって、「物価統制令」をどういう形で貿易取引に適用するかが問題となった。もろろん完全な輸入の自由化がとられたのではなく、一方で、政府に対する援助物資の導入があり、他方で、民間輸入については、外国為替予算制度のもとで、輸入金額や品目の規制が行なわれた。新しい状況に対処する物価行政の方針は次のようにまとめられた。[2]

民間輸入実施に伴う物価行政の方針について（昭和二四、一二、二五　物価庁）

一、趣　旨

新貿易方式による民間輸入の実施に伴つて、今後輸入量の増加が期待されることにより、国内需給状況が緩和されるとともに、輸入品の価格には海外価格の動向が直接に反映されざるをえないこととなるため、物価行政はこの民間輸入実施を契機として、新貿易方式の指向するところに適応させることが必要である。すなわち供給がなほ相当期間不足すると予想される一部の物資についてのみ統制を存続せしめることゝし、且つ価格統制方式自体につき再検討を加えるとともに、右以外の物資については原則として価格統制を積極的に廃止することが必要である。

二、措　置

（一）輸入業者又は政府が輸入する場合の輸入価格

（B／Lの買取価格を含む）は統制しない。

（二）輸入物資の販売価（政府、公団の払下価格を含む）

イ、国際的需給状況が逼迫していて、特に当該物資輸入業者に独占的な利潤が発生する懸念のある物資（例、石油）については、輸入業者の販売価格につき国際価格の動向を加味した統制価格を設ける。

ロ、右以外の物資で国内需給状況の好転が当分の間は望めず、生計費又は輸出に甚しく影響すると考へられるものについては、輸入業者国内販売価格につき統制価格を設ける。

但し、この場合の統制価格は、民間輸入による自由競争の効果を確保するとともに、輸入の自由円滑化を阻害しないため、従来の公価算定の場合とは異り、輸出採算、生計費等に対する関連を考慮の上、算定される最高限をおさえることゝし、且つ当該統制価格を海外物価の推移に応じ改訂する等弾力的なるものとする。なおこの統制価格は最高限を抑えることを目的とするのであるから、当該物資を原材料とする高次製品の公定価格算定の場合には別に仲値価格を求めてこれを基礎とすることにする。

ハ、右以外の物資については、価格統制は一切廃止する。

（三）輸入物資と同種の国産品の価格統制

イ、輸入物資につき価格統制を設ける必要のない物資については、原則として国産品の価格統制を廃止する。

ロ、輸入物資に価格統制を存続する場合は、

(1) 輸入物資の数量が国産品の量より多いものは、輸入物資の価格をそのまゝ国産品に適用する。

(2) 輸入物資の数量が国産品の量より少いものは、国産品の価格をそのまゝ輸入物資に適用する。但し、輸入品量に比して国産品の量が甚しく少ない場合には、両者の価格差の存する場合においても、国産品の㊀は撤廃する。

（四）輸入物資を原材料とする製品の価格

イ、輸入物資を原材料とする製品については、当該物資が需給均衡するまでの間は、価格統制を存続する。この場合の公定価格算定の基礎となる輸入物資の価格は（二）（ロ）の統制額の存する場合と否とにかゝわらず、海外市場価格の推移、運賃の動向、輸入相手国別の輸入数量等を勘案した綜合的且つ、標準的なＣＩＦ価格を基礎とする。（綿糸布、毛織物、鉄鋼）

ロ、右以外の製品については価格統制を撤廃する。

（五）輸入補給金の取扱

一、支給の相手方（支給段階）

A、援助物資については、援助物資特別会計に繰入れる。

B、援助物資以外の物資については、

（イ）プール機関取扱物資は当該プール機関に支給する。

（ロ）プール機関のない物資は当該物資の需要者に支給することとし、場合によつては製品補給金に切替えを考慮する。

二、支給方法

原則として輸入価格と統制価格（国内㊙のある物資の場合）乃至は一般市場価格（国内㊙のない物資の場合）との差額を輸入補給金として支給する。

支給金額については援助物資については実績主義により、右以外の物資については、予算単価主義によることゝする。

右の予算単価主義により、補給金単価を定める場合においては、海外市場価格の推移、運賃の動向等を加味し、輸入相手国別に標準的なCIF価格を想定し、右金額を基準として各四半期毎に予め補給金単価を定めるよう配意する。

要するに、輸入物資の国内販売価格について、統制価格を設けるものと、設けないものとを決め、前者については、国産品との相対量に応じて価格を整合化し、後者については、国内の価格統制を廃止する、というものである。

二四年に入ってから、価格統制の廃止、指定生産資材の指定解除、指定配給物資の指定解除が急テンポで進められたが、民間貿易への移行はこの脱統制に拍車をかけることになった。

二　資産再評価と価格差益金

二四年九月、シャウプ勧告が発表されたが、それは物価行政との関連で少なくとも二つの問題を提起した。一つは固定資本に関する資産再評価の問題であり、いま一つは流動資本に関する価格差益金の問題である。

シャウプ勧告は、インフレーションによって事実上無意味となった資産の帳簿価格を評価換えすることを勧告した。すでに述べたように、公定価格の算出においては、減価償却費が原価の一部として織り込まれているから、資産再評価による減価償却費の増大は物価の上昇を招くことになる。低物価政策の観点からみて、この要因をどのように判断すべきかが、第一の問題であった。この問題の処理は次の文書が示すような形で行なわれた。(3)

資産再評価と公定価格について（物価庁　昭和二五、四、二〇）

資産再評価法に基く固定資産再評価に因る減価償却費の増加額は、経済安定計画の達成されるまでの間は、公定価格算定上コストに算入しないこととする。

〔説　明〕

一、固定資産再評価による減価償却費の増加額は、平時の経済状態においては、税法上のみならず、公定価格算定上からもコストとして見ることが適当であるが、経済安定計画が達成されるまでの間は、これにより直ちに公定価格を引上げることは好ましくない。

二、他面、最近においては各種商品の公定価格は漸次撤廃されつつあるが、これらの商品は資産再評価を行つたからといつて直ちにその償却費増加額分だけ市場価格が上るとは考えられない。従つて公定価格の存続する商品についてのみ、再評価の影響を価格面に反映せしめることは、両者間の均衡上好ましくない。

三、最近公定価格は漸次撤廃されて行く傾向にあるので、再評価による償却費増織込みの可否やという問題も、実質的に漸次その分野が狭まくなりつつある。他面、輸出に向けらるべき商品（例綿糸、綿織物等）については償却費増織込みの結果国内㊙を引上げるときは、輸出価格が低調気味の場合は、「国内高値、対外ダンピング」の非難を受けるおそれもある。従つて今後償却費増を㊙に織込む問題は、電気、ガス、国鉄、私鉄、倉庫料金等少数品目に限定されるものと考えられる。

四、電気料金、国鉄運賃については特別改修等の費目で、ある程度現行の簿価償却による無理を調整しているが、これは今後に

おいても従前の例によつて行くことが適当と考えられる。

五、なお、再評価による鎖却費増を㊕に算入するとすれば、㊕はどの位値上りとなるかを㊕のなお存続している主要品目について試算して見ると次表の通りである。（これは再評価を限度一杯に行つた場合の試算である。）

資産再評価による鎖却費増に基く公定価格への影響調

商品名	鎖却費の㊕への影響(%)	商品名	鎖却費の㊕への影響(%)
銑鉄	三・六—六・九	液体苛性ソーダ	二・二—四・一六
棒鋼	四・七—五・四	固体苛性ソーダ	一・七—三・九七
鋼管	六・四	綿糸(二〇番手)	〇・八四
電気	三七・二	鉄鉱石	四〇・〇
ガス	二〇・〇—三二・七	ビール	五・四
硫安	五・九	倉庫料	五・三—六・三
ソーダ灰	一・三九		

要するに、デフレ的基調のもとで価格統制が撤廃の過程にあるさなかにおいて、残存の公定価格についてのみ原価主義を適用することは好ましくないと判断されたのである。

第二は価格差益金制度の問題である。「物価統制令」は、公定価格の改訂があったとき、その物資を所有する生産業者および販売業者は差益の全部または一部を国庫に納付させることを定めている。そして事実上、生産業者は改訂による差益の三分の二、販売業者は五分の四を納付することになっていた。制度開始以来の納付状況は表6－11のとおりである。二三年度をとってみると、調定額三三七億円は全額徴収されたならば、同じ年度の一般会計歳入四七三一億円に対し七・一％を占めるほどの規模であった。

「シャウプ勧告」[4]はこれを在庫評価益税 inventory profits tax と呼び、正常な在庫保有に対して生ずる利益に課税することは、名目的ないし架空の利益に対して課税することであり、不当であるとみなした。ただし、正常な操業に必要な量以上に在庫を所有することから生ずる価格差益は、徴収するに値するであろう。事実、この制度が導入された目的は、在庫所有による偶発的利益を実現するものとそうでないものとの間の不公正を是正し、また買溜め、売惜しみなどを防止して流通秩序の確立を図ろうとすることであった。「シャウプ勧告」はこのような場合における課税にメリットを認めながらもなにが正常以上の所有かを判定することが困難であるし、異常な在庫がそれほど多いとも思われないとして、価格差益金制度の即時廃止を勧告したのである。

表6-11　価格差益金納入状況

（単位：百万円）

区分	21年度	22	23	24（見込）
予算額	1,517	7,148	21,330	10,185
決定額	1,343	18,210	34,072	4,500
調定額	921	12,861	33,711	15,250
収入済額	758	6,043	22,961	10,185
収入未済額	162	6,817	10,750	5,125

（注）昭和24年8月9日理財局経済課調べ.
出所：大蔵省資料Z501—40.

しかし「シャウプ勧告」は、価格補給金が削減されて価格が上昇する場合には、価格差益に課税する健全な理由があるとみなし、この場合については制度の継続を勧告した。その根拠は、「補助金の撤廃は税金を課することと同じである」ということにある。しかしこの理由は理解しがたい。政府の検討文書の中には、「補給金物資に関する価格差益を廃止する場合は国家財政的見地から不公平が生ずるということは一応はいえないこともないが、……大したことはないと考えられる[5]」というふうに、原理的に賛同するものもみられるが、「補給金を価格に織込むことによる公価の値上りに対しては、もとより価格差益金を徴収すべきものではない[6]」とみる考えの方が正しいと思われる。

結局、在庫保有が正常化されるようになっている現状では、不公正の是正および流通秩序の確立を目的とした価格差益金制度の使命は消滅したと判断された[7]。物価庁は二四年一一月二九日、①一二月一日以降の価格改訂については、差益を徴収し

表6-12　統制（項目数）の推移

年　月	指定生産資材	指定配給物資	価格統制 大分類	価格統制 中分類	価格統制 小分類
（ピーク）	252	64	2,129	10,716	64,506
昭和24. 4	231	57	2,128	10,715	64,505
8	177	38	1,772	8,759	48,700
12	137	35	1,299	5,683	30,167
25. 4	48	15	531	941	（調査なし）

（注）ピークは各統制項目が最高となった月を示す．指定生産資材は21年2月，指定配給物資は22年2月，価格統制は24年3月である．

出所：経済安定本部物価局『物価要覧』昭和27年7月，21ページ．経済安定本部総裁官房調査課「統制整理の推移」昭和25年1月（経済企画庁所蔵資料）．

三　統制撤廃の推移概観

戦後の物資統制は二一年一〇月に公布された「臨時物資需給調整法」（昭和二一年一〇月一日法律第三号）を根幹とし、生産財については「指定生産資材割当手続規程」（昭和二一年一一月二〇日内閣訓令第一〇号）および「指定生産資材割当規則」（昭和二二年一月二四日各省共同省令第一号）、消費財については「指定配給物資配給手続規程」（昭和二二年二月一〇日内閣訓令第三号）が同法に基づいて実施された。そしてこれらの統制を有効に運営するために公団が設立された。他方、価格統制は二一年三月に公布された「物価統制令」を中核として実施された。これらの一連の経済統制は二四年四月ごろから急速なテンポで減少傾向に入った。これらの項目数の推移を二五年四月までについてみると、表6-12のとおりである。

また一五の公団のうち、二四年三月三一日に石油配給公団、原材料貿易公団、食糧貿易公団が廃止され、七月一日には酒類配給公団、九月一五日には配炭公団、二五年三月三一日には食料品配給公団、飼料配給公団、船舶公団が廃止された。二五年四月末に残存したのは、食糧配給公団、肥料配給公団、油糧配給公団、鉱工品貿易公団、繊維貿易公団、産業復興公団、価格調整公団の七つとなった。

統制の質的面での変更も行なわれた。二四年七月二二日、「指定生産資材割当手続規程」の一部が改正され（経済安定本部訓令第四〇号）、資材の割当に需要者選択制が原則として導入された。これには予約注文制と還流クーポン制とがあり、これらの方法によって資材の割当に能率主義が加味されることになった。つまり能率の高い、よく消費者に知られた企業に重点的に資材が割り当てられるようになり、競争原理が統制の枠の中で作用することができる。

物資統制の方式のいま一つの変更は輸出優先主義を志向する運用である。二四年三月二五日の「輸出品生産用資材確保要領」（経済安定本部訓令第七号）、七月一九日の「輸出向物資の流用防止に関する件」、これに基づく一〇月一二日の「輸出向物資流用防止規則」（大蔵・厚生・農林・通産・運輸省令第一号）によって、資材の割当に輸出優先主義の観点が導入されることになった。[9]

ところで物資統制の根幹をなす「臨時物資需給調整法」は、二五年四月一日または経済安定本部の廃止時のいずれか早い時期に失効するものと定められていた。しかし二五年四月になっても完全な統制解除には至らず、したがってその仕事を扱う安定本部も廃止されていなかったため、同法の一部改正（二五年三月三一日法律第五五号）によって、さらに一カ年有効期間を延長することとなった。

（1）この点については、大蔵省財政史室『昭和財政史―終戦から講和まで―』第一五巻、「国際金融・貿易」九―二六ページを参照。

（2）物価庁『物価統制資料集』第一分冊、六三―六四ページ。

（3）同前、七二―七三ページ。なお、これは閣議決定とせず、口頭による了解事項とされた（「公文類聚」昭和二五年、廃案三）。

ないこととし、「価格差益処理規則」を廃止すること、②一一月三〇日以前の価格改訂によって生じた差益については、既に納付したものとの負担の均衡上これを徴収することを発表した。[8]

(4) Report on Japanese Taxation by the Shoup Mission, Tokyo, September 1949.（大蔵省財政史室編『昭和財政史―終戦から講和まで―』第八巻、「租税(2)」、巻末付属資料に収録）。
(5) 「補給金物資の価格差益徴収の可否について」昭和二四年八月三〇日、物価庁（経済企画庁所蔵資料）。
(6) 「価格差益金納付制度について」昭和二四年八月九日、理財局経済課（大蔵省資料Z五〇一―四〇）。
(7) 物価庁「価格差益制度の再検討」昭和二四年八月六日（経済企画庁所蔵資料）。
(8) 経済企画庁戦後経済史編纂室『戦後経済史（経済安定本部史）』昭和三九年、一九五ページ。
(9) 坂根哲夫「競争経済基盤確立への方向（上）」（『財政経済弘報』第一八一号、昭和二五年四月三日）。

第三節　朝鮮戦争の衝撃

一　物価への影響

昭和二五年半ばの日本経済は、経済安定計画の実施以後一年あまりを経過して、インフレーションは収束し、経済統制は全面的解除を目前に見るばかりの状態にあった。しかし、他方では、安定計画の帰結として、景気は沈滞を続けていた。二五年六月に勃発した朝鮮戦争はこれらの基調を一変させるほどの衝撃を日本経済に加えた。

すでに述べたように、二五年六月まで低下ないし横這い傾向を示していた各物価指標は、朝鮮戦争とともに一斉に上昇に転じた。表6－13はこれまで使用してきた物価指標を朝鮮戦争以後に延長してみたものである。指標の中には途中で作成が中止されたものもあるが、次の事実を読みとることができる。

第一。いずれの物価指標も二五年六月以降上昇率を加速化し、一年後の二六年六月ごろ上昇率はピークとなる。これがちょうど朝鮮戦争の一年間に相当し、その後上昇率は鈍化する。

第二。実効物価でみると、この期間、消費財物価の上昇率よりも生産財物価の上昇率の方が高いことが明瞭である。二五年六月―二六年六月の一年間に、消費財実効物価は一八・二％上昇し、生産財実効物価は七六・四％上昇した。表の中では一括されている公定卸売物価を消費財と生産財とに分けてみると、消費財卸売物価は同じ一年間に二四・九％上昇し、生産財卸売物価は七二・二％上昇した。この時期には価格統制は半ば解体の過程にあるから、この

表6-13　物価の動き（昭和25年6月—27年12月）

年　月	日銀公定卸売物価 (A)	日銀公定小売物価 (B)	日銀闇消費財物価 (C)	日銀闇生産財物価 (E)	総理府実消費財物価 (F)	日銀実効生産財物価 (G)
			（物　価　指　数）			
25. 6	1,926.4	1,855.4	244.9	315.3	467.8	532.5
9	2,182.4	2,056.2	280.6	382.4	492.7	602.8
12	2,379.9	2,176.0	295.9	430.1	501.7	690.5
26. 3	2,800.8	2,607.4	341.8	558.6	557.6	808.4
6	2,876.2	2,622.3	325.5	—	553.1	939.2
9	2,952.3	2,591.7	323.0	—	583.6	—
12	2,980.8	2,551.2	325.5	—	589.8	—
27. 3	2,952.3	2,528.1	—	—	591.5	—
6	2,908.8	2,468.6	—	—	589.3	—
9	2,913.8	2,471.1	—	—	597.2	—
12	2,864.4	2,433.9	—	—	591.0	—
			（対前年同月・上昇率）			
25. 6	10.0	△ 4.5	△ 40.1	△ 29.9	△ 10.2	8.6
9	20.2	△ 3.9	△ 25.0	△ 2.2	△ 7.0	20.1
12	29.9	8.1	△ 11.5	18.5	△ 1.0	31.3
26. 3	47.3	39.2	25.7	71.2	15.6	50.5
6	49.3	41.3	32.9	—	18.2	76.4
9	35.3	26.0	15.1	—	18.5	—
12	25.2	17.2	10.0	—	17.6	—
27. 3	5.4	△ 3.0	—	—	6.1	—
6	1.1	△ 5.9	—	—	6.5	—
9	△ 1.3	△ 4.7	—	—	2.3	—
12	△ 3.9	△ 4.6	—	—	0.2	—

（注）（A）（B）（C）は21年3月＝100，（E）（F）は21年9月＝100，（G）は22年3月＝100を基準にして算出．
出所：表6-10に同じ．

卸売物価は実効物価とほとんど変わらないものとなっている。

このような物価上昇は、特需および輸出の対象となる商品、また海外依存度の大きい原材料について需給の逼迫が強く現われた結果である。金属、機械、繊維、建築材料、ゴム製品などの高騰が著しく、国内市場を対象とした商品は比較的落ち着いていた。需給の逼迫から物価の上昇がひき起こされたと同時に、ドッジ・ライン下の不況に悩んでいた企業に対して生産拡大の刺激がもたらされた。表6-14に製造業生産指数の年毎の上昇率を示してあるが、朝鮮戦争中の一年間の拡大は劇的であった。

表6-14　製造工業成長率（単位：%）

年　月	成長率
昭和21. 6～22. 6	18.5
22. 6～23. 6	47.4
23. 6～24. 6	44.3
24. 6～25. 6	8.2
25. 6～26. 6	52.6
26. 6～27. 6	2.9

（注）　経済安定本部調．
出所：大蔵省財政史室『昭和財政史—終戦から講和まで—』第19巻「統計」．

さて、以上のようなわが国の物価上昇は、主として国際物価へのさや寄せと国際物価自体の騰貴に基づくものであった。[1] 一ドル三六〇円の為替レートが円安であったことも手伝って、朝鮮戦争直前、ドッジ・ラインのもとにおかれていたわが国の物価は国際物価に比べて若干低位にあった。昭和二五年度の『経済白書』は二五年一月における日米の卸売物価を主要一二〇品目について比較し、軽工業品の物価水準はアメリカに比して八四%、重工業品の物価水準はアメリカに比して八一%と計算している。この傾向は輸出品についてとくに顕著であった。ところが動乱によってアメリカの卸売物価は二五年六月から二六年六月までの一年間に約一六%上昇したが、わが国の卸売物価は約五〇%の上昇であった。これはわが国の物価が急速に国際物価にさや寄せした結果である。たんに国際物価への平準化にとどまらず、輸入原材料価格の高騰、価格補給金の廃止、統制価格の撤廃などがこれに貢献した。個別商品についての日米相対価格の推移は表6-15に示したとおりである。これから明らかなように、動乱の過程においてわが国の物価の方が国際物価を上回るケースがかなり多く見られるようになった。

この時期にみられる国内価格の跛行的変動に注目すべきであろう。この時期に金属・機械の相対価格が著しく上昇した。いま表6-16に卸売物価の主要な類別として繊維品、食料品、金属・機械の三グループをとると、戦前に対して最も上昇倍率の高いのは繊維品であり、最も低いのが金属・機械であり、両者の中間に食料品が位置し、ほぼ卸売物価の総平均と同じ動きをしている。繊維品と金属・機械の相対価格をとってみ

表6-15　日米物価の比較

商品(区分)		25年6月	26年10月	27年6月	商品(区分)		25年6月	26年10月	27年6月
小麦	(1)日本	100.0	140.5	158.4	錫	(1)	100.0	228.1	184.2
	(2)米	100.0	117.7	119.6		(2)	100.0	133.6	157.6
	(3)日本／米	75.9	90.6	107.5		(3)	92.7	159.0	108.9
砂糖	(1)	100.0	173.6	235.9	アルミニウム	(1)	100.0	185.0	180.8
	(2)	100.0	102.0	112.9		(2)	100.0	115.1	115.1
	(3)	103.0	177.3	215.0		(3)	99.3	159.2	155.8
綿糸	(1)	100.0	206.9	148.7	硫酸	(1)	100.0	149.1	146.9
	(2)	100.0	115.6	114.1		(2)	100.0	100.0	112.7
	(3)	70.3	125.6	91.6		(3)	105.8	157.7	138.0
人絹糸	(1)	100.0	182.4	145.1	ソーダ灰	(1)	100.0	184.8	181.3
	(2)	100.0	103.9	102.6		(2)	100.0	119.1	107.2
	(3)	62.1	109.0	87.8		(3)	170.5	293.9	288.4
金巾	(1)	100.0	139.5	128.6	苛性ソーダ	(1)	100.0	175.7	149.5
	(2)	100.0	106.2	101.6		(2)	100.0	116.1	116.1
	(3)	105.6	138.9	134.2		(3)	154.9	234.5	199.5
生糸	(1)	100.0	185.6	182.3	硫安	(1)	100.0	131.2	142.0
	(2)	100.0	187.6	192.0		(2)	100.0	121.6	121.6
	(3)	97.5	98.5	94.5		(3)	129.7	139.9	151.4
銑鉄	(1)	100.0	312.8	310.8	石炭	(1)	100.0	177.3	180.2
	(2)	100.0	112.9	114.7		(2)	100.0	100.0	100.0
	(3)	59.1	163.9	160.3		(3)	159.3	282.4	287.0
薄鋼板	(1)	100.0	289.1	197.4	コークス	(1)	100.0	125.0	133.7
	(2)	100.0	107.4	100.6		(2)	100.0	103.4	103.4
	(3)	37.6	262.6	179.2		(3)	131.2	158.7	169.7
棒鋼	(1)	100.0	272.2	207.7	生ゴム	(1)	100.0	160.0	86.0
	(2)	100.0	107.2	107.2		(2)	100.0	184.1	134.5
	(3)	65.7	166.9	130.7		(3)	111.5	96.9	71.3
釘	(1)	100.0	200.0	180.0	灯油	(1)	100.0	141.9	151.9
	(2)	100.0	105.2	113.0		(2)	100.0	110.9	110.9
	(3)	68.7	130.5	109.4		(3)	182.0	234.0	250.5
銅	(1)	100.0	294.5	313.6	サルファイト・パルプ	(1)	100.0	230.1	166.7
	(2)	100.0	115.1	115.1		(2)	100.0	123.7	123.7
	(3)	95.2	166.6	177.4		(3)	81.0	151.1	109.1
亜鉛	(1)	100.0	215.5	140.5					
	(2)	100.0	130.0	100.0					
	(3)	97.4	161.6	136.9					

(注)　(1)は25年6月を基準とする日本の価格指数.
(2)は25年6月を基準とするアメリカの価格指数.
(3)は日本に対するアメリカの価格の比率で相対価格を表わす.

出所：経済審議庁調査部調査課「朝鮮動乱以降における主要物資価格日米比較推移」No. 2, 昭和27年9月8日（経済企画庁所蔵資料）.

ると、戦後の価格統制の過程において、金属・機械の価格が補給金の供与によって低く維持された結果、繊維品対金属・機械の相対価格は二四年まで着実に上昇した。それ以後、相対価格の動きは逆転するが、これは価格統制の撤廃と朝鮮動乱による価格の国際化とによって、金属・機械の価格が市場の実勢に対して弾力的な適応をしたためである。こうして戦前の価格構造への復帰が行なわれたとみることができる。表6-16に示した繊維品対金属・機械の相対価格は、その後、昭和三〇年代および四〇年代を通じて〇・九の近傍に安定している。

表6-16　公定卸売物価推移

（昭和9～11年＝1）

年次	総平均	繊維品	食料品	金属・機械	繊維品÷金属・機械
昭和21	16.3	15.9	13.7	17.1	0.93
22	48.2	48.4	47.1	37.5	1.29
23	127.9	141.5	136.8	88.2	1.60
24	208.8	304.0	233.8	126.0	2.41
25	246.8	371.1	249.5	189.1	1.96
26	342.5	514.6	295.3	376.0	1.37
27	349.2	410.4	317.7	366.2	1.12

出所：日本銀行『卸売物価指数（明治20年—昭和37年）』昭和39年，23ページ.

二　統制撤廃過程への影響

朝鮮戦争の勃発と世界的な軍備拡張の傾向の中で、軍需用物資に対する需要の増大によって、基礎的原材料の国際価格は急騰し、その輸入は困難となった。このような状況のもとで、政府は統制解除の方針を堅持することを確認し、経済統制を強化することはないことを明らかにした。二五年八月一日の定例閣議はこのことを確認している。[2] 事実、国際物価の上昇によるいわゆる輸入インフレーションに対しては、原価主義に立脚した公定価格の設定は意味をなさなかったのである。

しかし一二月一六日、アメリカは国家非常事態宣言を公布し、各種の経済統制の導入を予告した。アメリカが原料などの生産統制を行なうならば、わ

が国の原料輸入に影響が生じ、わが国にも統制経済による対応が不可避ではないかと考えられた。こうして再統制の問題が提起されたのである。

政府の考え方はこれまでの統制解除の基調を変えることなく維持し、一部の重要商品については品目ごとに検討を加えるというものであった。そして物価統制の方法については、公定価格による官僚統制を避け、業界の自主的統制を行なわせるために、「物価統制令」を改正し、業者が定める協定価格によって価格調整を行なおうとした。したがって「独占禁止法」、「事業者団体法」に基づく価格協定の禁止に除外例を設け、「物価統制令」をこれらの両法に優先させることが必要であった。これが二六年一月から二月にかけて構想されたいわゆる自治統制という考え方である。

この自治統制という考え方はきわめて日本的であって、先に述べたように、占領下の経済統制の導入期に政府が戦時中の統制機構を継承する形で計画したのがまさにこれであった。政府は当時これを官僚統制によらない民主的計画と称したが、司令部はこれを「独占禁止法」の思想に反する私的独占にほかならないとして拒否したのであった。今回も日本政府の自主統制の考え方は司令部によって否定された。[3]

そこで政府は二月末、民間の自主統制方式を断念し、「物価統制令」の改正の代わりに、二六年三月末で期限が切れる「臨時物資需給調整法」を再び一年間延長し、同法に基づいて統制を行なうことに決めた。ただし統制方法をできるだけ簡素化するために、手続がむずかしく実効のあがらぬ輸送証明制度や建築制限などを削り、統制の権限が残されるのは割当、配給制度、物資の使用制限、不足物資の生産、譲渡などに関する命令権だけとなった。また、統制に関して民間の協力をうるために、民間人を主体とする物資需給調整審議会を設け、統制の方式、品目などにつき諮問することとした（昭和二六年三月三一日法律第七四号）。

業者の思惑や輸入の不振などにより物資の需給関係が逼迫し、一部の価格に激しい上昇がみられたため、さまざまな個別的措置がとられた。主要なものを次に列挙しよう。[4]

①価格上昇の激しかった梳毛糸製品について、二五年七月一五日、生産原価に適正利潤を加えた価格以下で販売するように勧告価格を適用した。②八月二四日、暴利取締対策要綱を決め、悪質な売惜み、買占めなどに対して厳罰方針をもって臨み、さらに当該物資の譲渡命令を従来よりも広く発動できることとした。③一〇月三日、暴利取締対策に基づくスフ糸、人絹糸の取締基準として、基準価格が決められた。具体的にいえば、それらの生産者価格は、前二週間の輸出価格または織物の輸出価格から糸の国内価格を逆算し、このうち高い方を基準とするというものであった。基準価格というのは、公定価格がない場合、取締の基準にしようとするものであって、取締官庁の目安にするにとどめ、告示などの形で公表しないので、情勢に応じてたえず変更できる。なお上掲の勧告価格は公表される性質のものである。④上述した梳毛糸の勧告価格は一一月一一日、基準価格に変更された。⑤二六年二月二二日、生糸について基準価格が適用された。⑥二月二三日、衣料、砂糖、味噌、醤油、食用油脂、石鹸、肥料、地下足袋、木材の生活必需物資九品目について、「物価統制令」を発動して公定価格違反、売惜み、買溜め、暴利などの行為を防止することとした。

輸出入の面では次のような措置がとられた。⑦政府が特需に応ずるために緊急に取得する必要のある輸入物資の取得および売払いを円滑にするため、二六年度より緊急物資輸入基金特別会計が設けられた。⑧品目ごとに輸出停止、輸出制限、素材輸出の抑制を通じて戦略物資の輸出管理を強化する。また共産国向け戦略物資の輸出を禁止とする。⑨輸出入ではないが、二六年五月、ニッケルを不用不急の用途に使用することが禁じられ、同様に一〇月には、コバルトについて使用制限が行なわれ、いずれも使用に当たっては許可ならびに届出が必要とされた。

朝鮮戦争時における物価政策の方向を経済企画庁の文書に従って要約すると次のようになる。[5] 直接的な物価統制は極力避け、主として物資需給の確保および財政金融政策によって物価の安定を図ることを原則とする。そのための具体的方針は次のとおりである。①国民生活の基調をなす物資（たとえば主食、綿糸布など）および公共料金（たとえば電力料金、ガス料金、鉄道運賃、地代家賃など）については、従来どおり物価統制を継続する。なお、主食価格の安定化のために輸入食糧補給金の増額および燐鉱石補給金の継続が必要とされる。②右以外のもので、現在価格統制を行なっているもののうち、廃止によって国民生活に及ぼす影響の小さいもの、および増産を優先的に考慮すべきものなどについては、従来の方針に従って価格統制を廃止する。③基礎的生産財について著しい値上がりの生ずるおそれのある場合には、勧告価格または基準価格を設定する。

三　日米経済協力と新経済政策

朝鮮戦争に直面して、日本はたんに特需の発注に応じたというにとどまらず、日本の工業力全体がアメリカの世界的な緊急物資調達計画の中に組み込まれることになった。これがいわゆる日米経済協力である。二六年五月一六日の司令部経済科学局長マーカットの声明[6]は、日米経済協力に当たって日本に要請される条件を示した。すなわち、日本がこの国際的調達計画に貢献しうるためには、製品の品質と価格について国際水準なみに調整しなければならない。また、国際金融機構に加盟しうるためには、国内のインフレ統制に関して恒久的措置を明らかにしなければならない。要するに、経済協力は、これまでの特需にみられた緊急買付の場合と違って、商業採算を原則として行なうことが示されたのであって、インフレーションの抑制および企業の合理化によって、国際的に割高な日本製品の価格引下

が図られなければ、経済協力による発注も与えられないというわけである。いまやインフレーションの抑制は、たんに日本経済の安定化のために要請されるだけではなく、日本が国際的経済協力の枠組みに参加し、その中で輸出と生産の拡大を図ろうとするならばみたさなければならない条件となったのである。

単一為替レートの設定および民間貿易の再開はすでに日本経済を国際経済に接触させ、従来封鎖経済の中におかれていた日本の価格体系は国際価格の水準と構造に対して調整を迫られた。すでに述べたように、この調整の衝撃を緩慢にするために、国内価格補給金の漸次的削減、価格統制の漸次的撤廃が進められると同時に、輸入補給金の一時的設定が試みられたのである。朝鮮戦争はこの調整を一挙に促進することになったのであって、これが表面的にはインフレ率の上昇となって現われ、インフレ再燃の懸念をひき起こしたのである。

マーカット声明は予想されたような物価統制および物資統制の強化を示唆するものではなかった。政府は六月二三日、マーカット声明に答えて、新経済政策の構想を発表した。これはインフレーションの抑制を主眼とし、財政、金融、価格、貿易などの諸政策のあり方を述べたものである。このように広範な分野にわたって政策体系を設定したのは、ドッジ・ラインの基本をなす「経済九原則」以来のことである。次に全文を示す。[7]

新経済政策に関する政府声明（昭和二六年六月二三日）

講和条約も間近くなつた今日、われわれ国民は、わが国経済の著しい復興とそのためにわれわれが払つた努力の跡を顧みて、強い喜びと自信とを感ぜざるを得ない。この復興は、総司令部を始め、米国その他の諸国によつて与えられた援助と好意とに負うところもまた大であつて、われわれは衷心より感謝の意を表する次第である。

先般公表せられた総司令部マーカット経済科学局長の報告によつても明らかな通り、将来わが国が、引続き国内経済の安定に努めるとともに、国際経済関係において公正と信義の原則を重んずる限り、わが国は、米国の緊急調達計画への参加や東南アジ

アとの貿易及びその資源の開発への協力を通じて、今後民主自由国家へ貢献しつつ、我が国経済の正常な発展を期し、本格的に国際経済に参加し得る十分な機会が与えられているのである。

政府は、わが国が将来とも健全な経済を維持し、国際信義を重んじ、積極的に国際的な経済協力関係に参加する堅い決意のもとに、今後のわが国経済を次の基本政策によつて運営するものであることを、ここに内外に声明する次第である。

一、経済運営の基本方針

経済の安定を維持し、インフレーションを抑制し、現行為替レートを堅持しつつ、米国をはじめ民主自由国家に対する経済協力を推進し、貿易及び生産等の経済規模の拡大を図り、わが国経済の健全な発展と国民生活水準の維持向上を期する。

二、財政政策

財政収支均衡を保持し、財政規模を国民経済全体の規模に適合せしめる従来の財政の基本方針は、今後もこれを堅持する。

三、金融政策

健全財政政策に対応して、インフレーションを回避し、重要産業等必要な部面に対し必要量の資金の供給を確保するとともに、不要不急方面への融資を抑制し、資金運用の効率化を図る。なお、貯蓄の増加その他資本の蓄積を一層促進する。

四、価格政策

物価の安定を確保し、特に国際価格との関連において割高と考えられる物資の価格につきその合理的な引き下げを図る。個別的価格統制措置は、国民の生活水準の現状及び経済安定維持の見地から必要な最少限度において行う。

五、国際収支及び貿易政策

民主自由国家との経済協力を緊密化して、輸出の増進と輸入の確保により、貿易規模の拡大を図り、国際収支の均衡の達成を期する。

六、産業及び輸送政策

動力源及び地下資源を開発し、産業の合理化及び近代化を促進し鉱工業生産の増強を図り、併せて輸送力を強化する。また、

国土の保全に留意して農林水産資源の培養を図り、食糧自給度の向上に努める。

七、物資需給政策

主要生産資材及び生活必需物資については、生産及び輸入の増強等により物資需給の適合を図る。国際割当物資等で特に需給の逼迫しているものについては、これらの物資の確保を期するため必要已むを得ない場合には、不要不急用途への使用制限等個別的統制措置を実施する。

八、国際経済政策

外資輸入を促進するため、対日投資の安全性を保証する従来の基本政策を維持するとともに、国際経済関係における公正と信義の原則を遵守し、国際通貨基金及び関税通商一般協定への参加を要請する。また、海運政策の基調を外国海運との公正な競争に置くとともに国際労働機構により要請されている労働慣習の基本的水準を遵守する。民主自由国家との通商を緊密化し、特に東南アジア地域等の開発に協力し、これらの地域との貿易関係の緊密化に努める。

いうまでもなく、健全な経済を維持しつつ経済の発展を期することは、決して安易なことではない。殊に、近く真の意味での独り立ちの経済を営むこととなるのであるから、今後ますます輸出を増進しなければならない。これがためには、最近の実情にかんがみ、国際価格との関連において、国内価格を安定せしめることが必要であり、当面財政金融の運営については、特に意を用いる必要がある。徒らに安易を求めて、インフレの抑制を怠れば、国際的にも立遅れ、またその信用を失うおそれがある。今後、国際経済に復帰して、真に民主自由国家の一員として、名誉ある地位を占めるためには、やはり着実に経済の再建を築き上げて行くことが必要であり、政府はこの際国民とともに、この点に関する認識と決意を新にしたいと考える。

インフレーション抑制を主眼としたこの政策体系の特徴は、物価統制および物資統制を用いる直接的統制政策から、財政・金融政策を用いる間接的安定化政策に重点が大きく移行したということである。たしかに、物価統制および物資統制の分野において、とくに重要な品目に対しては選択的な経済統制が維持されるが、もはや全般的な資源配

分を直接に生産物の価格や数量について統制するという方式は確実に解体の方向をとる。その代わりに、財政・金融政策がインフレ抑制に対して相対的により大きな役割を担うことになる。そのさい、とくに金融政策のあり方としては、量的規制に加えて、資金供給の業種別統制を市中銀行の自主的規制という形で有効化するという考え方が含まれていた。[8] 自由経済への移行という路線にもかかわらず、このような質的資金統制が依然として構想され、しかもそれを民間の自主統制の方式で行なうという考え方は、価格および物資統制を民間の自主性に委ねるという司令部にとって理解しがたい考え方とともに、きわめて日本的な特徴を表わしている。これはやがて官民協調の産業構造政策となり、日本の高度成長を主導することになる。

価格統制の撤廃を押し進めながら、朝鮮動乱による価格騰貴を抑える個別的手段として、公定価格のない物資に対して勧告価格や基準価格という措置がとられたことはすでに述べた。新経済政策のスローガンのもとで、価格政策に対しても新しい対策が要請され、新たに標準価格制度というものが考え出された。

標準価格制度は、国、地方公共団体、政府諸機関が企業から物資を購入するさい、とくに重要な物資について標準価格を設定し、その価格以下で購入を行なうというものである。その概要は次のとおりである。[9]

(一) 国、地方公共団体、政府諸機関（以下政府と呼ぶ）が大量に需要する物資であって、その異常な値上りが経済全般に対して影響を及ぼすものに対して、標準価格を定める。

(二) 政府は予算作成および執行に当たって標準価格を超えないものとする。

(三) 政府の行なう公共事業などにおいて民間企業に請負わせる場合、見返資金および開発銀行の行なう投融資に基づいて企業が物資を購入する場合、特別の業法によって行政官庁が企業の監督を行なう場合、標準価格が当該民間企業の物資購入にも適用される。

(四) 標準価格の算定は原価プラス適正利潤によるが、国際価格の動向をも考慮に入れる。もちろん市場価格より低い価格が意図されている。

この制度はまず鋼材、セメント、木材、ガラス、石炭類の五品目に適用され、のちには健康保険制度を通じて医薬品にも適用された。また政府所有の麦を委託加工する場合に生ずるふすまと麦ぬかにもこれが適用された。標準価格は「物価統制令」に基づく法的強制力を伴うものではなく、物資の需要者側を拘束するにすぎない。

四　統制の終焉に向かって

(1) 物資統制

相次ぐ統制撤廃によって、「臨時物資需給調整法」に基づく統制物資は減少し、昭和二七年三月において統制の残された物資は次のとおりであった。まず指定生産資材として割当統制の行なわれているものは、原油および石油精製用原料油、ニッケル、コバルト地金、塩（ソーダ灰および苛性ソーダ製造用のものに限る）、カーボンブラック、燐鉱石、石綿の七品目だけとなった。このほかに統制停止となっているものが一一品目あった。これは銑鉄、硫化鉄鉱、硫黄、ソーダ灰、苛性ソーダ、綿花、綿糸、その他の糸、教科書用紙、サルファイトパルプ、ソーダパルプであった。統制停止とは、実質的に統制廃止と変わらないが、統制規則の上では統制品目から落さず、別の省令によってその適用を停止するものであって、国際情勢に応じていつでも再統制できるという狙いで二六年四月に始められた措置である。

次に、指定配給物資として配給統制の行なわれているものは、主要食糧（米麦およびその製品）、砂糖（業務用を除く）、

労務用酒、ストレプトマイシン、ジヒドロストレプトマイシン、揮発油、灯油、軽油、重油の九品目であった。そのほかに、統制停止が六品目あり、それは潤滑油、加工石油製品、パラフィン、綿漁網、漁業用綿撚糸、漁業用綿ロープであった。

ところで、「臨時物資需給調整法」は二度にわたる期限延長によって効力を維持してきたが、二七年四月一日の失効に当たって、政府はその延長を図る代わりに、なお必要とされる局部的統制に対して新しい法律を策定することとした。これが「国際的供給不足物資等の需給調整に関する臨時措置に関する法律」（昭和二七年三月三一日法律第二三号）であって、一カ年の時限立法として二七年四月一日に施行された。

この法律は「臨時物資需給調整法」と違って、国内的に供給の不足する物資のほかに、国際的に供給の不足する物資の需給調整を主な対象としている。いわゆる国際稀少物資の消費規制については、わが国は二六年二月に設立された国際原料会議に参加しており、司令部から再三にわたって具体的協力の要請がなされていた。アメリカではこれらの物資の使用が禁止されているのに、これらを使用した日本製品がアメリカ市場に出回っているために、アメリカ業界から抗議がでており、こういう状態では日本への緊急物資の輸出割当が危くなるかもしれない、というのである。[10]すでに述べたように、ニッケルとコバルトは指定生産資材に指定され、使用制限を実施していた。司令部はこれに満足せず、その取締強化とその他の稀少物資への統制の拡大を要請したのである。

当初、経済安定本部は、重要輸入物資（ニッケル、コバルト、タングステン、モリブデン、石綿など一四品目）の不要不急用途への流用を防止し、当該物資の有効利用を図ることを目的として「指定輸入物資流用防止規程」を経済安定本部訓令として策定することを考えた。[11]これは、当該物資の輸入者は指定された用途以外にそれを使用してはならないというものであった。司令部は、この規程の対象が供給不足の輸入物資のみに限られているが、同種の国内生産物資も

対象に含めなければ実効を期しえないとしてこの案を不満足なものとみなし、再検討を命じた。[12]また、その後の司令部との交渉において、根拠法規の整備が要求されたが、「臨時物資需給調整法」では国際的稀少物資その他の輸入物資の消費統制はカバーしうるけれども、輸出物資の消費統制を行なうことはできなかった。そこで同法を廃止し、新たに国際的協力を主眼とした統制を可能にする法律の必要性が明らかとなった。[13]結局、この問題は、戦後物資統制の基幹をなした「臨時物資需給調整法」にとって代わる法律の策定をもたらすにまで至ったのである。

新しい法律は次の物資について割当、配給の命令を出し、その使用、譲渡、引渡の制限または禁止を命ずることができることにした。その物資は、①国際的に供給が不足するため、条約、協定その他の国際的取極めにより、割当、使用の制限または禁止その他の需給の調整のためにする措置がなされている物資、②国民経済の運行を確保するためその輸入が特に必要な物資であって、国際的に供給が不足するためその輸出国において輸出の制限を行っているもの、③国内において供給が特に不足する物資であって、その需給の調整を行わないときには、国民経済の正常な運行に著しい支障を生じ、公共の利益を害するおそれがあるものである（法第二条第一項）。

しかし、新しい法律はできるだけ統制の範囲を制限するために、法律の対象となる物資の範囲を明確に規定した点で旧法と異なる。旧法は「供給の特に不足する物資」という抽象的表現をとっていたが、新しい法律は対象物資の範囲を上記のように三項にわたって規定したばかりか、別表において割当または配給について必要な命令をすることができる物資を指定した。それはニッケル、コバルト、タングステン、モリブデン、白金およびこれらの含有物の五種類である。

さらに、旧法では生産および生産の制限または禁止に関する命令権が規定されていたが、新しい法律はその規定を含んでいない。生産がすでに戦前水準以上に回復したいまとなっては、その必要性がなくなったからである。

次に、物価統制の問題についてみると、「物価統制令」に基づく価格統制の残存品目数の推移は、朝鮮戦争以降の時期について表6-17に示されたとおりである。二七年七―一二月における品目数は大分類によれば七六であるが、その内訳は次のようである。[14]

表6-17　価格統制品目数

年　月	大分類	中分類
25. 4	531	941
6	478	831
9	372	655
12	364	618
26. 3	327	514
6	250	358
9	162	241
12	152	225
27. 3	148	225
6	78	134
12	76	129

出所：経済安定本部物価局『物価要覧』．経済企画庁戦後経済史編纂室編『戦後経済史（経済安定本部史）』昭和39年，319ページ．

(一) 主要食糧品（一四品目）……精米、玄米、籾麦等、ビーフンおよび米粉類、清酒および合成清酒、焼酎、ビール、酒粕、昭和二五年産米穀および米穀代替の同年産雑穀、昭和二六年産米穀の早場米奨励金、輸入補給金支給食糧および大豆の通産省払下価格の統制額および輸入諸掛の統制額ならびに商業資金による輸入食糧、民間貿易による輸入食糧の政府買入価格、「農業災害補償法」による共済掛金。

(二) 食品資材（五品目）……種こうじ、甜菜糖、葉煙草、製品煙草、生糸。

(三) 金属品（一品目）……貴金属類。

(四) 化学品（九品目）……塩、にがり、かん水、アルコール、ガス料金、予防用細菌製剤、歯科材料、みぶよもぎ、防疫除虫菊石油乳剤。

(五) 運賃料金（四五品目）……国鉄旅客運賃、郵便料金、水道料金、入浴料金、など。

「臨時物資需給調整法」の廃止に伴い、その法律に基づく命令のうち、今後も存続させようとするものは、新しい法律「国際的供給不足物資等の需給調整に関する臨時措置に関する法律」に基づくこととされた。

(2) 物価統制

(六) 地代家賃（二品目）……地代、家賃。

以上のリストから明らかなように、残存価格統制品目の大部分は本来の公共料金であって、それ以外の主なものは主要食糧品であった。

(3) 主要食糧の統制撤廃

米麦などの主要食糧が最終段階における価格統制の主たる対象として残った。着々と統制撤廃されていった他の物資と違って、主要食糧の統制撤廃問題は紆余曲折に富んでいた。自由党政府は一貫して統制撤廃の立場をとっていたが、その実行はたびたび障害に直面した。

二五年の秋、池田勇人大蔵大臣は米の統制撤廃を二六年度より実施する腹を決め、この構想はその年一〇月に来日したドッジに伝えられた。ところが丁度そのころ、朝鮮では国連軍が三八度線を突破して北進し、他方、中共軍が戦争に介入したことによって、前途がにわかに険悪化した。ドッジはこの事態を重視して、突然、米の統制撤廃に反対の立場をとった。かねてから安定計画を通じて、経済統制や価格補給金の撤廃に積極的であったドッジがこのように豹変したことは、まさに目をみはるばかりの事件であった。[15] ドッジは司令部のスタッフ宛のメモの中で、次のような諸点を池田蔵相がよく考慮したかどうかを尋ねてみよと命じている。[16] ①他の国々で急速に統制が導入されつつあるときに、統制撤廃に進みすぎるのは危険であること、②今日の動乱の中で食糧価格が上昇していること、③食糧輸入が次第に困難になってきていること、④現在統制撤廃が可能のように見えるのは、最近年の豊作のためであること（もし凶作になって再統制を行なわなければならないようになったら、どのような影響が生ずるか）、⑤アメリカの対日援助の削減の可能性、⑥凶作によってアメリカに援助要請がなされる場合、統制撤廃が行なわれていたというのでは、アメリカ側にどのような影響が生ずるか、⑦統制撤廃によって他の部面における財政負担にどのような影響が生ずるか、⑧イ

ンフレ効果と資金需要に対する影響はどのようなものか。要するに、彼は朝鮮戦争の前途に対する不安から慎重論をとったのであった。政府は一一月中旬になって、米の統制撤廃を見送ることに決めた。

しかし政府は麦の統制撤廃はすすめる方針で、二六年産麦から統制、供出、配給統制の廃止を図るため、司令部の承認を得て、二六年三月、第一〇国会に「食糧管理法の一部を改正する法律案」を提出したが、野党の反対によって否決された[17]。

主食の統制はたんに撤廃だけが問題となったのではなく、統制が維持されたため、再び財政政策との関係が問題化した。二六年六月、二六年産米麦の価格改定に当たり、政府は生産者米価はパリティー米価のうえに、二六年度予算に織りこみ済みの石当り六九四円の特別加算額を加えた一石当り七四八四円（現行五四二〇円）とし、消費者米価はリプレイス・コストにより算出した一〇キロ当り六二三円（現行五一五円）とし、一〇月一日より実施という原案を決定した。また、これを可能にするためには一般会計から食糧管理特別会計へ三四七億円の繰入が必要とされた[18]。この米価政策はドッジ・ライン以来二年にわたって維持された財政政策および価格政策から離脱し、価格補給金制度に復帰するものであった。

司令部は財政支出に依存せずに主食価格を改定すること、生産者価格はパリティー方式による基本価格のみとし、特別加算額といった曖昧なボーナス六九四円（一石当り）は全廃することを主張し、政府原案を承認しなかった。マーカット局長は、六月一二日および六月三〇日の二度にわたり吉田首相に宛て書簡を送り、政府の米価決定のやり方はインフレ圧力をつくり出し、経済九原則および日米経済協力のために必要な経済安定化の方針に反すると警告した。また、マーカットは、政府の米価政策は都市消費者および一般納税者の犠牲において農民に特別の恩恵を与える不公正なものであることを指摘した[19]。

結局、七月一八日、生産者米価は七〇三〇円で五%の特別加算額を含むこと、消費者米価は六二〇円、上昇率は一八・五%、八月一日から実施すること、一般会計から食管会計への繰入は一五八億円とすることで落着した[20]。

次いで政府は、再び米麦の統制撤廃について検討をすすめ、二七年一月から麦の統制撤廃、二七年四月から米の統制撤廃を行なうことを一〇月二六日に閣議決定した[21]。これは直接の契機としては、統制機構の廃止を主軸として行政整理を行なおうとしたものであるが、基本的には、長年にわたる経済統制に終止符を打ち、主食の統制を続けていくために必要な輸入食糧補給金や一般会計から食糧管理特別会計への繰入金をなくそうとするためであって、主食の統制撤廃は減税と並んで自由党政府の公約の一つであった。

一〇月二八日、折から日本を四度訪れたドッジは、日本のインフレ傾向を警告し、再び米の統制撤廃を世界の一般傾向に逆行する過度に楽観的な措置であると批判した。それに加えて、生産者、消費者、野党は一斉に主食の統制撤廃に対して反対運動をくり広げた。このような混乱した事態は、政府が統制撤廃によって将来どのようなことが起こるかについて、見通しを明らかにしていなかったことに由来するものであろう。池田蔵相みずから「この米の問題については、政府も事の内容を事前に、十分国民に知らせるのを怠ったきらいがあった」と回顧している[22]。「消費者は米価が上るといって騒ぎ、農民は米価が下るといって反対する。だから国民全体が反対しているというのが、その時の一般の印象であったようだが、……米価は今より上るか、下るか、どちらか一方の筈で消費者か農民か、どちらか一方のいっている事が間違っているのはわかりきったことであった[23]。」しかし、消費者は公定価格に比して米価が上がるといい、農民は闇価格に比して米価が下がるといったのに違いないから、この点についてはどちらか一方が誤っていたわけではない。もし統制撤廃によって単一の米価が公定価格と闇価格との中間に決まるとすれば、従来消費者が公定価格と闇価格とに支出していた金額、または生産者が、公定価格と闇価格とから稼得していた金額はそれによ

って大きく変化することはないであろう。したがって究極的には、両者ともに反対すべき理由はなかったのである。

こうして主食の統制撤廃問題は難航し、大きな政治問題となった。主食問題は再びドッジ滞日中の重要なテーマの一つとなった。一一月一日の第一次池田・ドッジ会談はこの問題をめぐって行なわれ、ドッジは①統制撤廃に当たっては十分な割当供出および輸入の確保が必要であること、②統制撤廃は米価、賃金、その他一般物価を上昇させること、③統制撤廃は投機を招くこと、④統制撤廃は現状では余分の食糧輸入を必要とし、したがって不必要な外貨の使用をもたらすことを強調した。[24] このうち基本的論点は①にあり、ドッジは現行の配給制度を維持するためには二七〇〇万石の割当供出が必要だと述べた。しかし日本側は割当供出はせいぜい二五五〇万石であり、外米三〇万トン（二〇〇万石）の追加輸入として六〇〇〇万ドルの支出を必要とみなした。このような供給見通し、および国際市場における食糧需給の逼迫と価格の騰貴からみて、ドッジは最初から統制撤廃を「時期を逸した政党の公約をみたす以外に妥当な理由はない」[25] とみなしていた。

連日の交渉の過程において、日本政府は場合によっては二七年四月以降も一合程度の米の配給を継続すること、米価の上昇に備えて麦の価格を下げ、そのために麦の二重価格制をとり、補給金を支払うことなどを考慮したが、大蔵省、安定本部および農林省の間で足並みが十分に揃わなかった。ドッジおよび司令部が統制撤廃に反対する立場を決定的にしたのは、根本農林大臣が司令部天然資源局 Natural Resources Section のシェンク H. G. Schenk 局長に宛てた一一月一日付の手紙である。農林大臣は二六年が二〇年および二二年を除いて、戦後最低の凶作であると述べ、二五五〇万石以上の供出量は不可能である理由を説明した。ドッジはこの責任ある当該官庁の公式の意見表明を「統制撤廃問題の考慮を拒否すべき完全な根拠」として受け取ったとメモに記している。[26]

結局、政府は一一月六日のドッジ・三相会談において米の統制撤廃提案を撤回することを明らかにし、翌日に声明

を発表して、麦を除き、米の統制撤廃案を公式に御破算にしたのであった。麦の統制撤廃も二七年一月一日の予定を繰り下げて、二七年六月一日からとなった。これは供出、配給に関する直接統制を廃止し、買入価格および売渡価格を政府が定めるという間接統制を維持するものであった。ドッジの反対のために、占領期に米の統制管理に終止符が打たれず、以後長い食糧管理の歴史が続くことになったのは皮肉である。

(4) 統制機構の解体

昭和二五年四月に存続していた公団は七つになった（五五八―五九ページ）が、それらは二六年度をもってすべて廃止された。それらの廃止時期は次のとおりである。肥料配給公団（二五・七・三一）、繊維貿易公団（二五・一二・三一）、鉱工品貿易公団（二六・一・三一）、価格調整公団（二六・三・三一）、食糧配給公団（二六・三・三一）、油糧砂糖配給公団（二六・三・三一）。

また、これまで経済安定本部の外局として置かれていた物価庁は、物価統制の仕事がほぼ解消したことから二七年三月末をもって廃止され、経済安定本部の物価局として組織変更された。そして、その経済安定本部も戦後期における経済統制一般の仕事を遂行し終えたことによって、縮小の過程を辿り、二七年七月三一日に廃止され、八月一日には経済政策の企画、調整および調査の機関として新たに経済審議庁が設立された。経済審議庁はもはや一元的な物価統制を行なう機関ではなくなり、経済安定本部の廃止時になお存続していた物価統制の仕事は、商品別に大蔵省、農林省、通産省、厚生省、労働省、郵政省に移管された。

（1）経済安定本部総裁官房調査課「今年の物価を回顧して――今後の見透しについて――」昭和二六年一二月一八日（経済企画庁所蔵資料）。

（2）『朝日新聞』昭和二五年八月二日。

(3) 『朝日新聞』昭和二六年一一月一七日，三月九日。
(4) 経済企画庁戦後経済史編纂室編『戦後経済史（経済安定本部史）』昭和三九年，二二六―二七ページ。
(5) 経済安定本部「経済協力に関連する今後の重要経済施策」昭和二六年三月一一日（経済企画庁所蔵資料）。
(6) 経済企画庁所蔵資料。
(7) 同前。
(8) 新経済政策における金融政策の問題については，次を参照。大蔵省財政史室『昭和財政史―終戦から講和まで―』第一二巻，「金融(1)」，第六章。
(9) 「標準価格の実施について」物価庁，昭和二六年七月四日，「標準価格制度について（案）」物価庁，昭和二六年八月三日（経済企画庁所蔵資料）。
(10) 総司令部経済科学局長代理S・M・ファインより経済安定本部長官宛「国際的稀少物資の消費規制について」昭和二七年一一月八日（同前）。
(11) 「指定輸入物資流用防止規程」（経本訓令改訂案），経済安定本部産業局，昭和二六年九月二八日（経済企画庁所蔵資料）。
(12) 総司令部経済科学局工業課長ポール・S・フジィより経済安定本部総務長官宛「『指定輸入物資流用防止規程（経済安定本部訓令案）』について」昭和二六年一一月一〇日（同前）。
(13) 「稀少物資の消費統制に関する司令部覚書に対する措置について」通商局物資調整課，昭和二七年二月一八日（経済企画庁所蔵資料）。
(14) 経済安定本部物価課「残存統制額調」昭和二七年八月一三日（同前）。
(15) 池田勇人述『池田蔵相在任三年間のおもいで』山田勝人編輯，昭和二七年，五八ページ。
(16) J. M. Dodge, Proposed Food Decontrol.（日時なし）（「ドッジ・ペーパー」・大蔵省資料Z七一一一一五）。
(17) 食糧庁『食糧管理史』各論Ⅱ，昭和四五年，九〇九―一五ページ。
(18) 物価庁「主食価格改訂方針」二六，六，六（経済企画庁所蔵資料）。
(19) 食糧庁『食糧管理史』各論Ⅰ，昭和四五年，四一六―二九ページ。
(20) 「主食価格改訂方針」二六年七月一八日閣議決定（経済企画庁所蔵資料）。
(21) 「主食の統制撤廃に関する措置要綱」二六年一〇月二六日閣議決定（同前）。

(22) 池田勇人前掲書，六八ページ。
(23) 同前。
(24) Opening Statement of J. M. Dodge, Rice Decontrol, 1 November, 1951. Memo by J. M. Dodge, Rice Decontrol meeting with Mr. Ikeda, Thursday, 1 November, 5 November, 1951.（「ドッジ・ペーパー」・大蔵省資料Z七一一一一六）。
(25) J. M. Dodge, "Rice Decontrol," 1 November, 1951.（同前）。
(26) Memo by J. M. Dodge, Decontrol of Staple Foods, 3 November, 1951.（同前）。

総括　物価水準の変動概観

以上の各章において時期別に取り上げた物価の動きを、改めて全期間を通じて概観してみよう。まず消費財の物価指数として次のものを取り上げ、図6－1に描いた。[1]

(A) 日銀消費財闇物価指数（昭和二〇年九月＝一〇〇、東京、五〇品目）

(B) 総理府実効消費財物価指数（昭和二六年＝一〇〇、全都市、二〇〇品目）

(C) 日銀公定小売物価指数（大正三年七月＝一〇〇、東京、一〇〇品目）

(D) 推定公定消費者物価指数

以上のうち(A)(B)(C)はいずれも既存の指数であるが、これらはそのままでは相互に比較の対象とはならない。これらは指数であり、品目数も異なるけれども、あたかも同一の消費財グループを表わすものと想定して、公定価格、闇価格、実効価格の構造を解明することを試みよう。まず(A)指数を図に描き、(A)指数に付随して闇価格対公定価格の倍率が計算されていることを利用して、(A)指数とこの倍率とから(D)指数を導くことができる。インフレーションの収束と価格統制の撤廃によって、公定価格と闇価格とは一致し、したがって実効価格も両者に一致すると想定してよいであろう。実際には昭和二六年七月―一二月に、上記の倍率は一・一であり、実効価格(B)指数はこの時期に両者の平均に相当するとみなすことが許されよう。また公定の小売物価(C)指数は、その時期には、推定された公定価格(D)指数と同じ水準にあるとみなされる。そのような想定をみたすように(B)および(C)指数に一定倍率を乗じて、図のような曲線が

図6-1　消　費　財　物　価

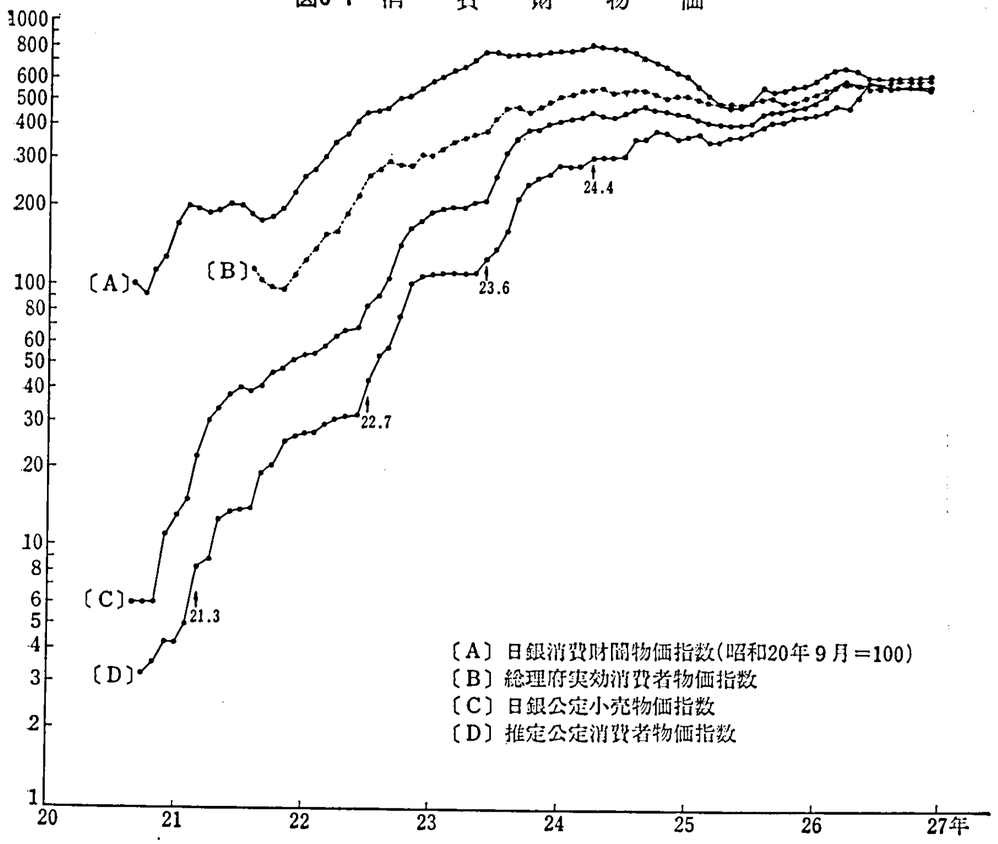

導かれる。

以上のようにして、図6－1が描かれる。ここに描かれた曲線はたんに指数を表わすだけでなく、公定、闇、実効価格の水準を表わしている。この図によってインフレの進行とその収束の過程を構造的にみることができる。(C)と(D)は同じように公定価格を示すものであるが、大きな乖離を生んでいる。これは対象品目の違いによるものと見るほかはない。

次に生産財についても、同様の操作によって次の(E)(F)(G)(H)の指数を図6－2に描くことができる。指数相互の位置を確定するための倍率は、二五年一一月―二六年四月の六ヵ月について求められた。[2]

(E) 日銀生産財闇物価指数（昭和二一年八月＝一〇〇、東京、二五品目）

(F) 日銀生産財実効物価指数（昭和二二年七

図6-2　生　産　財　物　価

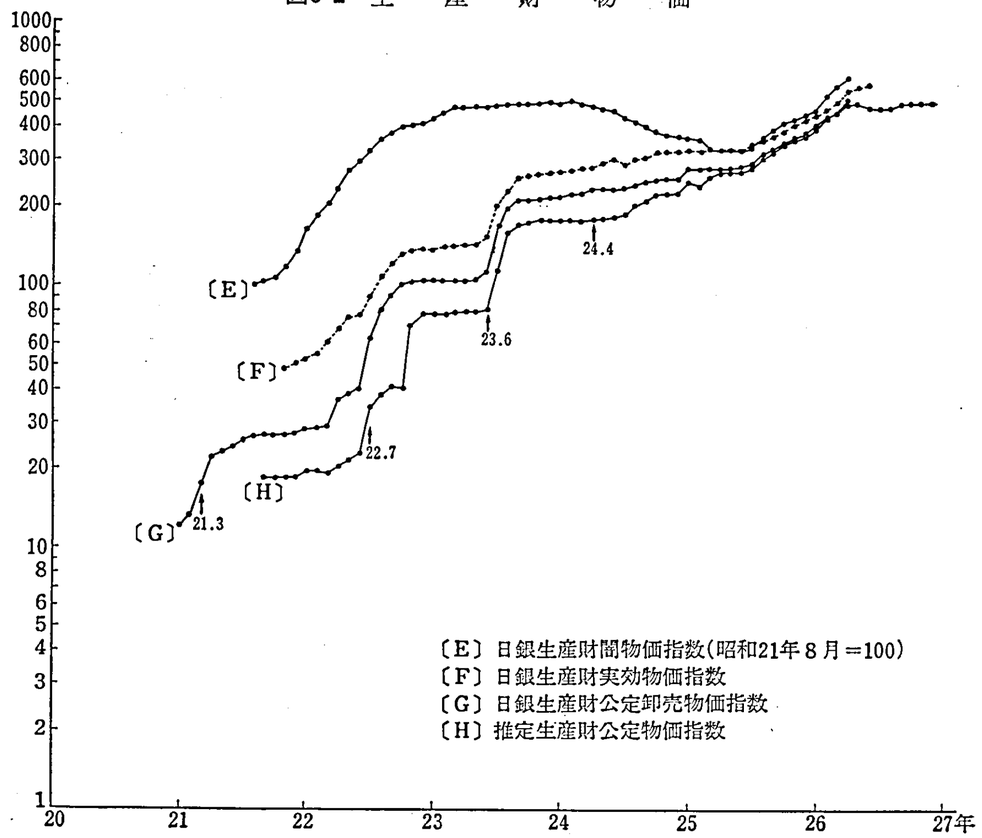

月―二三年六月＝一〇〇、一〇〇品目)

(G)　日銀生産財公定卸売物価指数(昭和二三年一月＝一〇〇、東京)

(H)　推定生産財公定物価指数

さて図6-1および図6-2から消費財および生産財物価の変動について次のような傾向を読みとることができよう。

第一に、(C)(D)(G)(H)の指数から見られるように、公定価格体系の全面的改訂期に断続的な上昇を示した。すなわち、改訂期に急激な価格上昇が生じ、やがて改訂が一巡すると価格はほぼ横這いとなる。このような階段状の価格上昇が公定価格の変動パターンである。そして表6-18にまとめたように、価格統制導入直前の二一年二月から消費財公定価格のピークに当たる二四年九月までに、消費財公定価格は(C)指数でみて三一倍、生産財公定価格は(G)指数でみて一九倍に上昇した。価格統制

を通じて生産財価格が低位に維持されたことが分かる。しかしその後、価格統制が次第に撤廃され、朝鮮戦争を経過し、消費財および生産財の価格が安定するにいたった二六年六月までをとると、両財の上昇倍率はそれぞれ三八倍と三六倍となり、人為的な価格体系の歪みはほとんど除去されたように見える。

前後四回にわたる公定価格の全面的改訂の規模を個々にみると、表6-18に示されたように、次第に小さくなっている。これは改訂直前の月から次の改訂直前の月までの上昇倍率を求めたものである。二四年四月の改訂については、その後消費財価格のピークとなった二四年九月までを期間としている。表における最後の期間は朝鮮戦争の影響を示す。

第二に、闇価格は人為的な公定価格と違って、連続的な動きをしているが、公定価格の改訂時には公定価格の大幅引上によって格差が縮められるために、闇価格の上昇率は屈折を繰り返しながら次第に鈍化している。二一年春の金融緊急措置のさい、通貨供給の異常な収縮によって闇価格は一時的な低迷をみせたものの、闇価格の変動パターンは上昇率の漸次的な低下という形をとった。闇価格の水準が横這いとなったのは両財ともに二三年六月ごろからであり、下落に転じたのは消費財について二四年四月以降、生産財について二四年二月以降であり、二五年六月の朝鮮戦争直前において、闇価格と公定価格とはほぼ収斂し(闇価格・公定価格倍率は消費財について一・三、生産財について一・二)、それ以後変動方向を同じくするようになる。朝鮮戦争が終了した二六年六月以後は、この収斂はいっそう完全となった。

闇物価の変動の屈折を期間毎に数値によって観察すると、表6-19のとおりであ

表6-18　公定価格の上昇倍率

期間(年　月)	消費財(C指数・倍)	生産財(G指数・倍)
21. 2―24. 9	31.04	18.77
21. 2―26. 6	38.02	36.30
21. 2―22. 6	4.44	3.07
22. 6―23. 5	3.03	2.55
23. 5―24. 3	2.06	2.16
24. 3―24. 9	1.12	1.11
24. 9―26. 6	1.22	1.93

表6-19　闇価格の増加率

期間（年　月）	月数（カ月）	消費財（A指数） 倍率（倍）	月増加率（%）	年増加率（倍）	生産財（E指数） 倍率（倍）	月増加率（%）	年増加率（倍）
20.10—21. 2	4	2.17	21.37	10.217	—	—	—
21. 9—22. 7	10	2.65	10.24	3.222	3.17	12.22	3.992
22. 7—23. 6	11	1.67	4.77	1.746	1.45	3.44	1.500
23. 6—24. 4	10	1.08	0.77	1.096	1.01	0.10	1.011
24. 4—25. 6	14	0.59	—	—	0.67	—	—
25. 6—26. 6	12	1.33	2.40	1.329	*1.88	6.52	2.133

（注）　＊印は25年6月から26年4月までの10カ月間の倍率.

表6-20　実効価格の増加率

期間（年　月）	月数（カ月）	消費財（B指数） 倍率（倍）	月増加率（%）	年増加率（倍）	生産財（F指数） 倍率（倍）	月増加率（%）	年増加率（倍）
21.11—22. 7	8	2.71	13.27	4.460	1.86	8.07	2.537
22. 7—23. 6	11	1.47	3.56	1.522	1.74	5.16	1.830
23. 6—24. 4	10	1.44	3.71	1.549	1.80	6.05	2.024
24. 4—25. 6	14	0.88	—	—	1.15	1.00	1.127
25. 6—26. 6	12	1.18	1.39	1.182	1.76	4.82	1.764

る。

第三に、消費財の闇物価と公定価格との合成である実効物価(B)は、図6－1から明らかなように、闇価格と同じ屈折を反映しながら上昇率を低下させている。ただし、二三年六月—二四年四月の期間には、闇価格の横這いと公定価格の上昇とが重なり合って、公定価格の上方修正のみを反映している。この期間の上昇率はその前の期間の上昇率とほぼ同じとなっているが、これはもはや需要インフレ圧力を示すものではなく、コストを補給金政策によって吸収する代わりに価格に反映させるという過程の結果生じたものである。生産財の場合についても同様である。

図6－2において生産財の実効価格(F)の動きをみると、消費財の場合と違って、明らかに公定価格の変動を強く反映し、階段状のパターンを示している。これは実効価格の闇・公定の構成比の違いによると推定される。生産財の方が公定価格に依存する比率が高いといえよう。それでも表6－20から見られるように、上昇率の鈍化は顕著である。資料の制約のために、生産財については二一年一一月以前にさかのぼることができないが、実効価格はインフレーションの測度として重要である。二一年一一月—二

四年九月の期間に、消費財実効価格は五・七倍、生産財は六・三倍に上昇した。公定価格の場合にみられた生産財の相対的低位と違って、実効価格の場合には、生産財価格の上昇率は消費財よりも相対的に高く、相対価格の人為的な歪みはかなり修正されている。二一年一一月—二六年六月の期間をとると、朝鮮戦争の影響を受けて消費財実効価格は六・〇倍、生産財実効価格は一一・九倍に上昇し、相対価格の変化はいっそう顕著となっている。

（1）(A)は大蔵省財政史室『昭和財政史—終戦から講和まで—』第一九巻「統計」、六四—六五ページ。
(B)は同前、四七ページ。
(C)は日本銀行統計局『東京小売物価指数（大正一一年—昭和四二年）』昭和四三年一〇月、六ページ。

（2）(E)(F)(G)は前掲書「統計」、四二—四三、五七—五八、六二—六三ページ。